

たり、暴逆を奉と爲す。頼朝朝臣、追討使と爲り、平忠常、並に嫡子を討つ、軍旅に在る間、勇決・群を抜き、才氣・世を被ふ。坂東武士・屬するを樂しむ者多し。素・小一條院判官代たり。云々。上野守平直方朝臣・其の騎射を感じ、一女を以つて、箕箒の妾と爲さんとす。則ち彼の女を納れて妻と爲し、三男二女を生ましむ。長子は義家、仲子義綱等也」と。又「將軍長男義家・驍勇絶倫、騎射・神の如く、白刃を冒して重圍を突く。夷人・號を立て、八幡太郎と曰ふ」と。又「義綱・驍勇騎射、亦其の兄に亞ぐ」など多し。

又後三年記に「清和天皇の御子貞純親王六代の後胤伊豫守源頼朝臣の嫡男陸奥守義家朝臣・八幡殿と號す」と。又分脈に「父頼朝朝臣・八幡宗廟に參詣し、社壇に於いて三寸の靈劍を賜ふの由、感夢の告を蒙り、且長其の枕牀に於いて、一柄の小劔を得、神徳を仰ぎて感涙を拭ふ。即ち此の靈寶を安置して一家の珍璧と爲す焉。彼の靈寶を蒙るの月より妻室懐胎し、即ち男子を生ませしめ畢る、今の義家朝臣・是れ也。仍りて七歳春、祖神の社壇

に於いて、首服を加ふるに依りて八幡太郎と號す」と。(八幡殿參照)。

又東鑑に「征夷大將軍正二位源朝臣(時に前右衛佐、從四位下行左馬頭兼播磨守義朝三男、母は熱田大宮司散位藤原季範女)と。以下各項を見よ。又各分流苗字の條、及び平、北條等の條參照。

31 大和源氏 第二十九項、及び字野、大和等の條を見よ。

32 河内源氏 河内條第十八項(嫡流)、及び同二十一項、二十二項を見よ。又源平盛衰記に「源氏義基法師と云ふは、故陸奥守義家が孫、五郎兵衛尉義光の子、河内國石川郡の住人也」と。

33 和泉の源氏 大島郡の人恩計上人・俗姓源氏也。天文年中一字を創め、後自ら阿彌陀經十萬卷を書寫せしより、同上人を十萬上人と呼び、寺を十萬と稱せしが、後土御門天皇は、悲田院の勅額を下し賜ひ、後水尾天皇は北十萬の勅額を下賜せらる。

34 攝津源氏 當國は源家發祥の地にして多田院文書に「寛弘三年十二月八日、波豆河郡公文源量滿・判」と、是れ多田院創立の際のものにやと云ふ。その他は、多田、

攝津等の條を見よ。

又源姓田口系圖に「多田藏人頼憲(五八六〇頁參照)の男、藏人盛綱(母は田口朝臣基國の女)の弟左衛門尉基綱(母同上)保元の亂後、外叔父田口基氏の嫡子となり、後頼朝に仕へ、名を頼基と改む。文治元年、當國にて五莊を賜ひ、大平山城、一に摺見城に據る、弟左衛門尉正綱(田口基氏の養子)一同基光、弟左馬助基治」と。又「頼基一忠朝(本忠綱、田口判官)一頼綱一重綱(弟頼貞は倉垣判官代實氏の嗣となり、倉垣藏人と稱す。その男貞綱、その男忠久也)一顯綱一國綱一義國一義盛(號能勢冠者、田口源六、元弘三年足利高氏に屬す)一義實一義親一義氏一頼氏一頼之(頼元)一景泰(號近江冠者、田口源六)一頼泰一頼直一頼亮(天正七年八月、織田信澄に攻められ落城)家紋左・見返獅子、右・三ツ花牡丹、菊、丸之内三葵」と。田口、能勢、倉垣等の條參照。

35 六條源氏邸 二十五項とは別に、清和源家の居宅也。六條南、室町四、佐女牛北にして、頼義、義家、爲義、及び義經・四世在住の地なり。文治元年、頼朝・乃祖の遺跡を點して、石清水八幡若宮を

勸請し、佐女牛若宮と稱す。室町時代に互りて、武門の崇敬盛なりしが、今東本願寺城内に入るとぞ。

36 伊勢の源氏 多氣窓堂に「むかし吉田と云へる馬乗り、伊勢の府に來り、馬を教へけるが、權目正行、其の藝をつたへ、高名の乗師になりき。正行は白河院の上北面源正親が子にして、宅は桑名の濱はた磯のと云ふ所なり」と。

又後世、伊勢神宮社系圖に「度會郡司少領・源朝臣、多氣郡司大領・源朝臣、同少領・源朝臣、安曇郡司少領・源朝臣、桑名郡司・源朝臣」と。

37 伊賀の源氏 鳥ヶ原條を見よ。

38 近江源氏 佐々木條を見よ。

39 美濃源氏 美濃、八島、佐渡、土岐、山縣、淺野等の條を見よ。又分脈に「賴政・母は勸解由次官藤原友實の女、法名頼田、號蓮華寺、其の墳寺、濃州山縣郡に在り」と。

40 尾張源氏 尾張、浦野等の條を見よ。

41 三河源氏 三河、足助、足利等の條を見よ。

42 遠江の源氏 濱名條を見よ。

43 駿河の源氏 今川條を見よ。

44 甲斐源氏 甲斐、武田等の條を見よ。

45 伊豆の源氏 鎌倉大草紙に「伊豆國は昔より源氏重代の國也」云々と。多田條を見よ。

46 相模の源氏 鶴岡、鎌倉、足利、關東等の條參照。

47 常陸の源氏 佐竹、常陸等の條を見よ。

48 信濃源氏 信濃、村上、伊那、井上等の條を見よ。又小笠原、木曾條等參照。

49 上野の源氏 新田、帶刀等の條を見よ。

50 下野の源氏 足利條を見よ。

51 磐城の源氏 石川條を見よ。又正宗寺舊記に「延慶中に源藤次入道、同駒石車人、同妻子ニ云々と。駒石、ツ、コツケ、近津等の條參照。

52 陸奥の源氏 南部、大浦、磯崎、北島、波岡等の條を見よ。又陸奥國二月郡天台寺(別當桂香院)正平十八年五月四日鐫口に「大旦那源信行、元中九年三月鐫銘に「大壇那左馬權頭源朝臣守行」など見え、又貞治六年十月三日の鐫口銘に「六郡太郎源重盛」見ゆ。

53 若狹の源氏 東寺文書、正安二年五月七日、源國友の遠敷郡平庄打聞輩次第に「元は新武藏守源朝臣、其の子息上野介朝

國、云々、二郎大夫國友云々、嚴祖朝高より打開き候」と。

又分脈(五八五八頁參照)に「佐渡守重宗一重時(相模)一季遠(實は若狹國住人也、利部卿忠盛朝臣實侍也)一光遠(豐前守)一光行(大監物、大和河内等守、歌人、千作者)一親行(河内守、式部丞)一季行(左門尉、藏人所雜色)」と。光行(海道記作者)親行(東國紀行作者)は共に文學者也。

54 丹波の源氏 安井、中川等の條を見よ。

55 但馬の源氏 太平記に「彼の谷堂と申すは、八幡殿の嫡男對馬守義親が嫡孫、延期上人遺立の靈地」と云ひ、元享釋書に「延期は姓源氏、但州美父郡の人大將軍義家四世の孫也。父は義信、母は平氏」とあり。又美含郡安木邑天正二年の人名帳に源氏の氏名見ゆ。

56 播磨の源氏 赤松條を見よ。

57 美作の源氏 笠庭寺記に「吉野郡大原保(官米五石)源助速」と見ゆ。

58 出雲の源氏 佐々木條を見よ。

59 石見の源氏 海東諸國記に「正教・丁亥年、齋園護送と稱し、使を遣はして來朝し、書して石見州住右馬頭源朝臣正教と稱す」と。

60 紀伊の源氏 保田、武田、奈言等の條を見よ。又續風土記に、日高郡矢田莊條に「領主・正平年中、源高壽丸・當莊を領す。其後、湯川氏の領となる」と。

61 阿波の源氏 小笠原、三好等の條を見よ。

62 筑前の源氏 宮寺條事抄、天承二年の大宰府在廳官人解に「監代源朝臣」を載せ、又海東諸國記に「正家・丁亥年、壽園護送と稱して、使を遣はし來朝す。書して筑前州相以島大將軍源朝臣正家と稱す」と。

63 豐後の源氏 源爲朝・當國に流されて當國大野郡梨原村に到り、自ら海西總追捕使と稱し、諸城を攻め抜き、威を九州に振ふ。共桑略記、及び百鍊鈔に「久壽二年四月三日、源爲朝・豐後國に居り、管内を威脅す。仍りて與力輩を禁遏すべき」の由、宣旨を太宰府に賜はる。當時爲朝は梨原の人尾張權守平時重の家に寓す(國志)と。その他、鑑四條を見よ。又後世、大友氏は源姓と稱す。

64 肥前の源氏 河上社文書、天福二年甲午八月五日に「寄進大檀那常行三味建立大願主比丘尼清淨、嫡男左兵衛尉源朝臣政尚、二男左馬允源政家、三男左馬允源

政康、四男河上宮講兼大法師源隆、兵衛太郎源政隆、寄進大勳進河上宮定直講兼阿闍梨大慶明」と。

又海東諸國記に「四郎左衛門。乙丙年、源滿の使來るを以つて、同參を受く。丁亥戊子、年を連ねて來る、接待を許さる」と。又賴佐山緣起に「清和天皇朝、源朝臣貞勝」と。

又當國在廳官人としては、應保二年、嘉應二年、安元二年、文治二年、同五年、及び建久、元亨等の文書に「權介源」を載せ、又文治元年に源朝臣成實、長寛元年に源朝臣俊長等見ゆ。

次に朝野群載、寛仁三年の大宰府解に「肥前國前介源知」を載せ、下つて建武二年に源經、定、増、長、契、亂、沙彌重範、沙彌道圓、源高、源岩鶴等見ゆ、此等は松浦黨也。又深堀文書、貞和六年に源直真、深江文水二年文書に貫首源三人、河上社應永三年文書に、安岐守源調等見ゆ。

65 大隅の源氏 建久九年の御家人交名に「源大夫利家」見ゆ。

66 薩摩の源氏 島津條を見よ。

67 雜載 その他、仁和四年文書に源直氏、木朝世紀に「仁平二年三月廿九日、前越

中守院親卒す」と。又名譽人に源賴能、寛仁三年に少貳源道濟、中右記に源行實、同後兼、白河天皇時代の人に源親元等、皆著はる。又伊豫に源安綱、周防源内等、ミシマ條參照。

又古銅經筒の銘に「中原氏爲過去父母、源貞光爲父母四人、願以此功德普及於一切、我等與衆生皆成佛道、治承元年八月廿八日」と。又源慶安は兩部神道口譯抄を著はす。又朝野群載、永承六年大宰府符に參議行大貳源朝臣(實通)、斯かる類は多し。又源平盛衰記に源左衛門尉信俊、源大夫判官季貞等見ゆ。

東鑑には、卷一に源三位入道、四に源兵衛尉弘綱、五、六に源藏人大大夫賴家、六に源利部丞爲頼、七に源内民部大夫行景、十二に源判官代高重、十七、二十二に源三左衛門親長、三十四に源八兼頼、三十九に源内十郎、四十に源惠太郎、五十に源太庄衛門尉、源四郎右衛門尉季氏、源右近大夫將監親廣等見ゆ。

又撰解文集に源則元、宗像系圖に源能直(日並條參照)、餘目舊記に「相分は七平、八源、九橋、十藤と申し候」と。

下つて長享常徳院江州勸修寺到に二階堂

源兵部隠岐守を載せ又螺鈿工(壽永)に源重直、畫家に源家増等見ゆ、共に名あり。

皆本 ミナモト 前條氏に同じきか。

源川 ミナモトガハ 越後に此の氏あり。

源關 ミナモトゼキ 信濃に在り。

源田 ミナモトタ ゲンダ 藝藩通志、加茂郡條に「源田孫四郎宅址、川角村にあり。壩壑の址、今は池塘となり、源田池とよぶ。又矢倉屋敷とよぶ地もあり」と。

皆吉 ミナヨシ ミナキリ ミナキ 菅原姓 皆木系譜に「右大辨高視、居江州、皆吉、皆木、皆川祖」と。皆木條を見よ。東鑑卷四十一、四十二、四十三、四十五、四十七、四十八、五十に皆吉大炊助文幸、下つて太平記卷九に「皆吉左京亮、同勘解由七郎兵衛」等見ゆ。六波羅の士にして、近江番場に死す。蓮華寺過去帳に「皆吉左京亮梅信(三十三歳)」を載せたり。

2 名和氏族 名和系圖、一族に列す。

3 御墓野氏族 有馬世譜に皆吉氏先祖御墓野又次郎重能の申狀を載せ、文明の頃、皆吉左馬介あり。

實成 ミナリ 和名抄、備中國小田郡に實成郷を収めて、美奈利と註す、下道條參照。

美成 ミナリ 和名抄、因幡國知頭郡に美成郷を収む。

三成 ミナリ 備中に三成庄あり、又出雲等に此の地名ありて、武藏等に此の氏見ゆ。

美努 ミヌ ミノ條參照。又播磨國西成郡に美努郷あり、東大寺天平十年文書に見ゆ、三野郷に同じ。

1 美努連 神魂尊の裔にして、河内國三野郷主の後ならん。大和國平群郡萩原村字龍王より出でたる美努岡萬連基誌に「我が祖美努岡萬連は、飛鳥淨御原天皇の御世、甲申年正月十六日、勅して連姓を賜ひ、藤原宮御宇大行天皇の御世、大寶元年歲次辛丑五月、唐國に使し、平城宮治天下大行天皇の御世、靈龜元年歲次丙辰正月五日、從五位下を授けられて、主殿寮頭に任ぜらる。神龜五年歲次戊辰十月廿日に卒す、春秋六十有七。其の人の爲り、小心にして帝に事へ、孝を移して忠と爲し、忠・帝心に簡・能・臣下に秀づ。成功廣業、一代の高榮を照し、名を揚げ、親を顧し、千歳の長跡に遺す。令聞・靈し難く、餘慶窮りなし。仍りて斯の文を作りて中墓に納め置く。天平二年、歲次庚午十月二日」とあり。

2 河内の美努連 河内國三野郷主の後なり。寶龜元年四月紀に「外從五位下美努連財刀自、及び正八位上矢作連幸國に姓を宿禰と賜ふ。未だ歳月を経ずして、皆本姓に復す」と載せ、また正倉院天平神護元年文書に「大初位上美努連船長(河内若江郡人)、また元慶三年閏十月紀に「河内國若江郡人外從五位下行直講美努連清名の男三人、女一人、居を左京三條に買す」など、皆此の氏人也。

2 美努宿禰 難波部の裔なれど、前項氏と同族か。承和十二年九月紀に「筑前國宗形郡人權主工從八位上難波部主足、本姓を改めて、美努宿禰と賜ひ、河内國若江郡に買す」と見ゆ。三野條第二項參照。

4 無戸の美努氏 姓名錄抄、四宮記、及び拾芥抄等に此の氏人あり。

三野 ミヌ ミノ條を見よ。

三幣 ミヌキ 日用重寶記に此の訓見ゆ。

水主 ミヌシ ミヅノ條を見よ。

水内 ミヌチ ミノチ條を見よ。

三瀨 ミヌマ ミヅマ 筑後國に三瀨郡あり、和名抄に美無萬と註し、郡内に三瀨郷を収む、後に三瀨庄・起り、又みぬまの庄とあれど、ミヌマとも云ふ。東鑑、文治

五年條に「鎮西三瀨の地頭和田義盛をして、諸士の進防を停止せしむる」事あり、蓋し上皇の御領かと云ふ。此の氏も現存す。

見沼 ミヌマ 次項氏に同じきか。

水沼 ミヌマ ミヅマ條參照。

1 水沼縣主 後の筑後國三瀨郡の地の縣主にして、水沼君・其の職を世襲す。景行紀十八年條に「水沼縣主猿大海」見ゆ。八女條參照。

2 筑紫水沼君 神代以來の舊家にして、前項縣主は此の氏より出づ。水沼は和名抄に、筑後國三瀨郡(美無萬)とある地名を貢ひし也。神代紀一書に「即ち日神の生みませる三柱の女神を以つて、葦原中國の宇佐島に降しませしめ給ふ矣。今、海北の道中に在し、號けて道主貴と申す。此れ筑紫水沼君等が祭く神、是れ也」と載せ、また神祇本紀に「宗像君が祭る神、一に云ふ、水沼君が祭る神、是れ也」など見ゆるにより、古くは有力なる氏なりしを知るべし。按ずるに此の地は、上妻、下妻等と共に、魏志に見ゆる投馬國にして、太古の大族、物部氏の故國ならんかと考へらる。拙著日本古代史新研究參照。

3 水沼別 景行帝の御裔にして、景行紀

に「國乳別皇子は、是れ水沼野の始祖也」と見ゆ。水間條參照。

4 三善姓 上野の豪族にして、三善倫重が九世孫、倫氏の四世曾親(水沼小四郎)の後也と云ふ。

5 雜載 その他、親覺門侶文名に水沼の家信、武鑑、久留里黒田藩重臣に水沼氏、また岩代、磐城等に存す。

水間 ミヌマ 斯く訓ずるもの多きも今便宜上、ミヅマ條五八三二頁に收む。

水合 ミヌマ ミヅアヒ 水沼君の族なるべし、拾芥抄に見ゆ。

三間合 ミヌマ 君姓也、景行帝裔か、或は物部氏の族ならん。水沼、及び水間條を見よ。或は三間名の誤か。ミヌマ條參照。

三根 ミネ 肥前國に三根郡あり、和名抄に岑と訓じ、郡内に三根郷を収めて美禰と註す。また對馬國上縣郡にも三根郷あり。その他、以下數條參照。

1 松浦氏族 峰氏の一族に三根氏あり。峰條參照。

2 大江姓 肥前大村藩に在りて、吉川近江守大江某の裔なりと。

3 雜載 又朝長氏の一族に此の氏あり。又對馬にては、寛元四年、甲斐六郎を三根

郡事となすと、峰條參照。その他、武藏等にもあり。

美禰 ミネ 長門國に美禰郡あり、和名抄に岑と訓じ、郡内に美禰郷を収む。その他、前後數條參照。

棟 ミネ 寶龜十一年四月紀に「左京人棟小長屋女、一たびに三男を産む」と載す。

嶺 ミネ 越後、肥前等に此の地名あり。古くは嶺縣と云ひし也。此の縣主は雄略紀に「筑紫嶺縣主泥麻呂」と云ふを載せたり。水間條參照。

2 宗像氏族 宗像神社の舊社家にして、神職(職名)たりき。宗像興氏の男隱岐守の裔也。

3 奥羽の嶺氏 仙臺長倉文書、天文二十二年正月十七日の晴宗の判書に「嶺利部(嶺殿)と。

4 雜載 その他、前後數條參照。又加賀藩給帳に「二百五十石(丸内左三巴)嶺列太夫、百石嶺新兵衛」を載せたり。

峰 ミネ 前後數條參照。

峯 ミネ 山城、伊勢、安房、岩代、肥前等に此の地名存す。

1 藤原北家 堂上家の稱號也。尊卑分縣

に「家實―良経―道家(號峯殿)」と見ゆ。
 2 桓武平氏關氏族 伊勢國鈴鹿郡峰邑より起る。關氏の族にして、政實を祖とす。關家筋目には「盛政三男峯三郎左衛門尉盛重・峯に住す」と見え、中古治亂記に「盛政五男を峯に置き、峯五郎政實と云ふ」と載せ、關系圖には「實治(盛政)―政實(越前守、峯氏祖)」とあり。氏は寛正中、峯城主峯實後守、勢州四家記に「鈴鹿郡峰」(關の三家督、峯實前守)又峯八郎四郎等見ゆ。その居所峯城の址は、河崎村の殿町に在り、東北南は水田に接し、西は小谷の山脈に連る。元弘年中關實治の五子政實・之に居り、峯氏と稱し、子孫世襲し、七世八郎四郎に至りて、天正二年七月、織田信長。長島一揆を征するの時、信長に屬して、鹿伏虎六郎四郎、關四郎等と共に戦死す、弟八郎尚は幼なり、因つて之を他に移す(勢陽軍記、書書國記、九々五集、名勝志)とぞ。
 三國地志には「按ずるに川崎村にあり、東四凡そ七十五歩、南北四百四十歩ばかり。峯越前守、初めて築き、數代居守、(峯三萬石、領邑二十四)。天正二年、峯八郎四郎

郡・長島にて戦死、弟八郎・幼なるゆへ、岡本良勝・城主となり、後龜山へ移りて此の城廢す。原堡・按ずるに峯氏の家臣堀内帶刀・居守」と。その他、關、北島、南部、養生等の條參照。
 3 宗像性 筑前の名族にして、宗像大宮司の族裔也。
 4 嵯峨源氏松浦氏族 肥前國松浦郡の豪族、下松浦黨の一にして、松浦家譜に「泰久―直(源太郎大夫)―枝(峯五郎と稱す)―持(峯五郎)―擊(擊、平戸源三郎)―湛(峯又五郎、始めて平戸に居住す)」と載せ(松浦家參照)、松浦系圖には庶流者として峯氏を收む。又一に「久―直―按(峯五郎)、弟連(小直實十郎)」と。その他は松浦、平戸等の條參照。
 氏は北肥戰誌に峯五郎者、平戸源五郎を載せ、又深堀文書、正應二年のものに峯源次入道淨忍・見え、又博多日記書に「一通峯九郎入道・依年貢未進引田文書正文在之」と。
 又博多日記に「(正應二年三月)十八日、平戸峰源藤五・博多に參らざるの間、召さるゝの處、去々年、須置大山寺々務律師覺應を相見して、壬二月十七日、京に

上る云々。仍りて檢見の爲、守護より御代官を使者として下さる云々」と載せ、又(四月四日)「平戸峰源藤五・四國の勢に對面しける由見了云々。菊池若黨宮崎太郎兵衛入道・頼にて自害、所持の文書は燒失し畢る云々。其の下人を生取して參る」と。
 下つて徳川時代、松浦藩藩役に此の氏見ゆ。
 5 肥前の峯氏 前項、及び嶺、三根條參照。天正五年、峯正正あり、彼許郡管平田岩にて戦死す。又要略、元龜元年條に「深堀の一屬峯」を載せ、又大村藩、宮村氏一族に峯氏ありて、波佐見村に住す。又有馬藩、四天王の一に峯氏・見ゆ。
 6 宗氏族 對馬國三根郡(峯郡)より起る。當郡に在る宗氏族は天文十五年より、此の氏を稱す。又同年、宗氏の族にして仁位郡にあるものを、仁位、峯、吉田、波多野等の諸氏に改む(宗氏家譜)とぞ。
 7 雜載 その他、太平記卷十一に峯ノ僧正俊雅を載せ、又三ツ巴を家紋とするあり。又長門の名醫峯右膳遠(班知)は嶺丘と號す。又武藏等に存す。
 峯岩 ミネイハ 武藏等に此の氏見ゆ。

峰尾 ミネヲ 美濃國の豪族にして、承久記卷三に「かの、國の住人峰尾(尾)の冠者」見ゆ。その他、尾張、伊勢、志摩、武藏等に存す。
 峰岡 ミネヲカ 安房に嶺岡、越後に峰岡の地あり。
 峰乙 ミネヲツ 伊勢の名族なりと。
 峰金 ミネカネ
 峰川 ミネカハ 武藏等に存す。
 峯上 ミネカミ 上總國天羽郡峯上邑より起る。小絲、里見等の條參照。
 峰岸 ミネギシ
 1 清和源氏足利氏族 駿河發祥か。今川氏の族堀越六郎氏延の裔にして、吉久の子春庵瑞澄が時、家號を峰岸に改む。家紋丸に三引、五三桐。藝者の書附に「二百後醫師峰岸春庵・今以つて同高、寄合峯岸春庵」と載せ、寛政系譜に「瑞澄―瑞澤(昌庵)―瑞榮―瑞房」等見ゆ。
 2 平姓 中興系圖に「峰岸、平姓」と。
 3 岩代の峰岸氏 會津若松伊合須彌神社神主に峯岸氏あり。
 4 雜載 その他、武藏等に存す。
 峯岸 ミネギシ 前條に併せ云へり。
 嶺岸 ミネギシ 同上。

嶺口 ミネグチ 伊勢の名族にして、勢州四家記に嶺口大炊介等、五ヶの嶺山に籠る事見ゆ。
 峯越 ミネコシ 和名抄、陸奥國信夫郡(岩代)に峯越郷(郡家)を收む。
 峯崎 ミネサキ 大隅高山の士に峯崎源左衛門、同市左衛門等あり。又武藏等に存す。
 峰島 ミネシマ 上總の俳人に峰島七郎兵衛梅見あり、又武藏等に存す。
 嶺島 ミネシマ 武藏等に存す。
 峰巢 ミネス 武藏等に存す。
 峯田 ミネタ
 1 清和源氏宇野氏族 厚分分脈に「賴清(配伊豆國)―竹田冠者清高―清兼(號峯田源次)―同藏人輯兼―同藏人法橋源雅―伯耆房賴辨」と挙げたり。
 2 大和の峯田氏 前項氏と同族か。春日若宮御社領葛上郡伴田御莊應永二十五年注進狀に峯田殿・見ゆ。
 峯田 ミネタ 前條氏に同じ。
 峰田 ミネタ 同上。
 嶺田 ミネタ 同上。又田邊牧野藩用人に此の氏・見え、又江戸の詩人に嶺田鶴あり、楓江と號す。
 嶺月 ミネツキ

峰野 ミネノ 武藏に此の氏存す。
 峰林 ミネバヤシ 武藏等に存す。
 峯原 ミネハラ 大村藩士に見ゆ。
 峰平 ミネヒラ もと平家々臣、源氏の世となり美作國勝田郡池ヶ原に隱ると云ふ。
 峰間 ミネマ 武藏等に存す。
 峯間 ミネマ 同上。
 峰政 ミネマサ 備前等に在り。
 峯松 ミネマツ 熱田神宮の祝部に峯松氏あり、三國真人姓也、三國條を見よ。
 峰松 ミネマツ 同上。
 嶺松 ミネマツ 同上。
 峰峯 ミネミネ 同上、武藏等に存す。
 峰村 ミネムラ 信濃、武藏に在り。
 嶺村 ミネムラ 同上。
 嶺村 ミネムラ 信濃に在り。
 三根谷 ミネヤ 武藏等に存す。
 峰屋 ミネヤ 峰尾條を見よ。
 嶺山 ミネヤマ 常陸に峰山神社あり。
 三野 ミノ ミ 美濃國は古く三野と載せたり。又古代備前に三野國、又河内に三野縣あり。下つて和名抄、攝津國西成郡に三野郷を收む。これより前、安閑紀に當國三島縣主が上御野、下御野の地を獻する事見ゆ。次に越中國瀨波郡に三野郷を載せ、

美乃と訓ず。次に播磨國筋磨郡に三野郷を收めて美乃と註し、又阿波國三好郡に三野郷(美乃)、また讃岐國に三野郡ありて美乃と註す。莊としては攝津(三野郷の地)、備前(新庄)等にも在りて、又尾張等にも此の地名あり。

1 三野縣主 神皇產靈尊の後裔と傳へらる。三野縣とは、神名式に河内國若江郡御野縣主神社とある地附近にして、後世、英田村、三野郷村等殘れり。此の縣主は神魂神四世の孫天川田奈命の後に於て、清寧紀に「河内三野縣主小根」など見え、天武朝に連姓を賜ふ。

拙著河内に「三野縣は、又御野、美濃、美勢などと記す。河内郡美多郷地方より若江、澁川等の諸郡を包含す。此の縣主は、その内河内郡美多郷(今の三野郷村英田村)に居つて、此の縣を治めて居たと思ふ。神名式に載する御野縣主神社は、此の縣主の氏神で、大縣郡天湯川田神社は縣主の祖天川田奈、即ち湯河桁を祀り、同郡宿奈川田神社は同じく此の氏の祖なる天少彦を祭つたものであらう。「神皇產靈尊」角凝魂「天少彦根」天湯河桁(天川田奈)」と。

2 攝津の三野縣主 拙著河内にまた云ふ「此の縣主の領土は河内ばかりでなく、難波の地にもあつた。それは清寧即位前紀に「河内三野縣主小根・難波來目邑大井戸田十町を以つて、大連に送る」とあるのだから。そして承和十二年九月紀に「筑前國宗形郡人權主工從八位上難波部主足・本姓を改めて美勢宿禰を賜ひ、河内國若江郡に貫す」と見えるので、此の縣主の一族が、難波部として難波宮家に仕へて居た事がわかる」と。

3 三野稻置 安寧の帝の御裔にして、伊賀國の古豪也。古事記、安寧段に「師木津日子命の子に二玉・坐します。一子孫は伊賀須知の稻置、那婆理の稻置、三野の稻置の祖」と載せたり。

4 三野別 垂仁帝の御裔にして、尾張國の古豪、神名式に中島郡見勢神社とある地の別也。古事記、垂仁段に「大津日子命は、尾張國の三野別、云々等の祖也」と載せたり。

5 三野國造 三野とは後世の美濃國を云ふ、後に説あり。此の國造は日子坐王の御子神大根王(亦の御名・八瓜入日子王)の後に於て、景行段に「三野國造の祖、

神大根命」と載せ、また景行紀、及び景行本紀に「美濃國造・名は神骨」など見ゆ。神骨は神大根に同じ。

此の國造を開化段に「日子坐王云々、近淡海の御上祝が以て伊都玖(祀るの意)天之御影神の女息長水依比賣を娶りて、御子丹波比古多々須美知能宇斯王、云々を生み給ふ。次に神大根王、亦の御名は八瓜入日子王、云々。神大根王は、三野國之本巢國造、長幡部連の祖」と載せて、又「三野國之本巢國造」とす。本巢は和名抄本巢郡とある地也。即ち此の國造は本巢國を治所とし、全美濃の大國造なりしを知るべし。

6 三野前國造 前項國造は、又國造本紀には「三野前國造。春日率川(開化)朝、皇子產坐王の子八瓜命を國造と定め賜ふ」とも見ゆ。本巢は西濃の郡名なれば、前國造とは西美濃國の意也との説あり。次に春日率川朝とは開化朝にして、此の國造の創置を其の時代とするは早きに失す。八瓜命は開化帝の孫にして、景行皇子大確命が、其の女と婚し給ふ記事、記紀に見ゆれば也。恐らく崇神朝にして、尾張氏族の濃尾移住と殆んど同時ならんか。此

の國造、國造なる職名を氏とし、又美濃直とあるも此の裔か。

7 三野後國造 物部氏の族にして、又美濃縣主とも見ゆ。國造本紀に「三野後國造。志賀高穴穗(成務)朝の御代、物部連祖出雲大臣命の孫・臣賀夫良命を國造に定め賜ふ」と見ゆ。此の臣賀夫良は、倭姫命世記に「活目入彦五十狹茅(垂仁)天皇の十年辛丑に美濃國伊久良河宮に遷幸し給ふ。四年・齋き奉り、次に尾張國中島宮に遷り座して、三箇月・齋き奉る。倭姫命・國ほぎ給ふ。時に美濃國造等、舍人市主、地口御田を進め奉り、并て御船一隻進めき。同じく美濃縣主角凝、作りて御船二隻を進め捧ぐ」とある角凝と同人なるべし。故に此の記事を史實とすれば、此の國造はもと縣主にして、後に國造となりしが如し。猶ほ此の記に美濃國造とあるは、美濃前國造を指す也。

8 三野國造と本巢國造との關係 第五項所載古事記開化段の文につき、古事記傳は「三野國之本巢國造。此は二氏にて、上は三野國造なるを、造の字を之に誤れるなるべし。日代宮段に「三野國造之祖、神大根王」と見え、書紀其の卷にも「美

濃國造、名神骨」とあればなり。(若し三野の本巢ならば、白幡原宮段末に、道典石城國造、常道仲國造などある例を思ふに、「三野之」とありて、國字はあるまじきことなるに、三野國とあるも、本巢とは別なるが如く思はる)。

國造本紀にも、「美濃前國造、春日率川朝、皇子產坐王子、八瓜命定賜國造」とあり。此の次に「三野後國造」と云ふもあり。抑も此の如く前と云ひ、後と云へるは、越前、越後などの例の前後にや、若し然らば、美濃の内に於て、本巢郡は京師の方に依れば、道口とも云ひつべければ、三野前國とは、本巢郡のあたりを云へるものとして、此も其の國造として、「三野之本巢國造」と云へる證ともすべきが如くなれども、美濃國を前後と二つに分たむには、其の前の方にも本巢をおきて、なほ數郡の地あれば、本巢國造の外に、三野前國造あらむも妨げなければ、其を三野國造と云はむも又妨げなし。

又本巢郡の内に美濃縣もあれば、上古に三野國造と云ひしは、其のあたりの國造、本巢國造と云ひしは、又本巢と云ふ地もありけむ、其處の國造なりとせむも、何

事かあらむ。又かの前後とあるは、時代の前後を分ちて云へるかと思へども、若し然らば、一つに擧ぐべきに、別に擧げたるは然には非じ。八瓜命は神大根王の亦名にて、上に出でたり。天武紀に美濃連と云ふあれども異姓なるべし。本巢は和名抄に美濃國本巢(毛止巢)郡これなり」と載せて、「三野國之」の之を造の誤とし、三野國造と本巢國造と二也と論ぜられたり。

造云々等の例を擧げられしも、同書他に多連麻之竹別、高志之利波臣、伊勢之品連部君、若狹之耳別、三川之種別等の如く、國名の下に之字を添へしあり。又豐國之國前臣、尾張國之三野別、木國之酒部阿比古等の如く、正しく國之として、此と全く同一の筆法なるもあれば、國字ありとて何の妨あらんや。蓋し此の「三野國」なる句は、單に其の下に来る本巢國造のみに係るにあらずして、長幡部造にも係るものなるべし。

9 三野前後國造の關係 されば後の學者も多くは古史の文面通り「三野國之本巢國造」とし、本巢國造と景行記紀の三野(美濃)國造とを同一とし、更に國造本紀によりて、之を三野前國造とす。しかるに此の國造に對し、國造本紀は更に三野後國造を擧ぐるにより、此の前後につきて種々の説・起る。その殆んどは、此の前後を、越前、越中、越後、筑前、筑後、肥前、肥後等のそれと同様、都よりの遠近によると説かれ、地名辭書には「本巢國造は三野前國造也(前は道の口と訓む。西美濃をさす)後に至り、東美濃に道後國造ありて分裂したるを知る。又牟

義都國造あり、大碓命の裔孫とす、東美濃の北偏を占めたり」と。又藤原通史に「されば本紀の三野前國造、書紀の美濃國造、古事記の本巢國造、三者同一なり。稱呼の前後を論ずれば、美濃國造を初とし、次で前後二國の別あり。又本巢國造はその治所に由るなり。和名抄に本巢郡美濃郡あり、今の一色村字見延はその遺稱なり。字東市場の無格社神王神社は神大根主を祀り、乙福神社は押黒日子王を祀ると傳ふ。按ずるに三野前國の地域は今の所謂西濃諸郡の地なり。本巢、大野兩郡に散在する大なる古墳は、この國造家に因あるもの多かるべし」とし、三野後國造については「初め美濃國造とて本巢近傍に封じ、こゝに至りて美濃を前後に分ちたるものにて、東濃とも云ふべき地にて、後の厚見各務兩郡の地なる、今の稻葉郡を主として、以東を汎稱せるものと見る可し」と。

つて弟彦を討つ、是れ三野臣の始祖也」と。弟彦は御友別の子也、吉備條參照。此の氏は、實龜五年十一月二十三日の備前國津高郡菟垣村常地高賣賣券に三野臣乙益を載せ、また吉田文書、實龜七年十二月十一日の備前國津高郡收稅解に三野臣國生、また同年の津高郡司(大學圖書館)に「少領外從七位上三野臣浪魚、また唐招提寺文書、實龜七年十二月十一日の備前國津高郡津高郡陸田賣賣券に「少領外從七位上三野臣浪魚、三野臣乙益」等見ゆ。その子孫・大藤内條に詳か也、又吉備、吉備津等の條參照。又美濃條第十項を見よ。

を此の地に據す。即ち地理志料、賀茂郡條に「姓氏錄に鴨縣主は彦坐命の後と。又國造本紀に彦坐王の子八瓜命を三野前國造と爲す、古事記・同じ。神名式に賀茂郡縣主神社、本國神名記に従三位縣主大神と稱す、即ち彦坐王を祀る也」と。されど、こは古事記傳の誤を承け、更に前後の語も顛倒し、猶ほ牟義都國の中間に存在するありて、三野國は中斷さるべし。豈斯かる事あらんや。唯當國賀茂縣主と三野前國造とは同族なりと云ふのみにて、同一と見るべきにあらずるなり。此等に比較すれば、前説の方途に優り、子輩の如きも、久しく其の説を採りしが、次の理由により舊説を捨て、前後を時代より來りしものと斷ず。

イ、三野なる國名は御野の意にて、美濃平原を總括せしものと考へらる。ロ、次に氏族分布の上より見るに、古代三野國の域内たりしと思はる、六郡(多藝、安八、大野、本巢、方縣、厚見、後に分置されし石津席田を除く)には、三野後國造と同族なる物部氏の族類極めて多く、且つ郡毎に國領所載の物部明神・鎮座し、他の諸郡には皆

を此の地に據す。即ち地理志料、賀茂郡條に「姓氏錄に鴨縣主は彦坐命の後と。又國造本紀に彦坐王の子八瓜命を三野前國造と爲す、古事記・同じ。神名式に賀茂郡縣主神社、本國神名記に従三位縣主大神と稱す、即ち彦坐王を祀る也」と。されど、こは古事記傳の誤を承け、更に前後の語も顛倒し、猶ほ牟義都國の中間に存在するありて、三野國は中斷さるべし。豈斯かる事あらんや。唯當國賀茂縣主と三野前國造とは同族なりと云ふのみにて、同一と見るべきにあらずるなり。此等に比較すれば、前説の方途に優り、子輩の如きも、久しく其の説を採りしが、次の理由により舊説を捨て、前後を時代より來りしものと斷ず。

イ、三野なる國名は御野の意にて、美濃平原を總括せしものと考へらる。ロ、次に氏族分布の上より見るに、古代三野國の域内たりしと思はる、六郡(多藝、安八、大野、本巢、方縣、厚見、後に分置されし石津席田を除く)には、三野後國造と同族なる物部氏の族類極めて多く、且つ郡毎に國領所載の物部明神・鎮座し、他の諸郡には皆

んと同族なく物部神社も亦此の域内に限る。

ハ、而して前國造の一族と思はる、氏族は此の地方に極めて夥く、その根據地なる本巢郡に於いても、和名抄の八郷中、四郷までが物部關係の地名なるを思へば、此の地方も後國造の勢力範圍たりしを知るべし。

10 吉備の三野國造 この三野國は後の備前國御野郡御野郷とある地附近を云ふ。もと三野縣と云へり。應神紀二十二年條に「三野縣を以つて、弟彦を討つ、是れ三野臣の始祖也」とあるを起りとす。國造本紀にも「三野國造。輕島豐明(應神)朝の御世、元めて弟彦命を討つ、次いで國造に定め賜ふ」とありて、應神紀に符合す。子孫は次項、及び一二七頁を見よ。

11 三野臣 吉備氏の族にして、前項國造家也。應神紀二十二年條に「三野縣を以

つて弟彦を討つ、是れ三野臣の始祖也」と。弟彦は御友別の子也、吉備條參照。此の氏は、實龜五年十一月二十三日の備前國津高郡菟垣村常地高賣賣券に三野臣乙益を載せ、また吉田文書、實龜七年十二月十一日の備前國津高郡收稅解に三野臣國生、また同年の津高郡司(大學圖書館)に「少領外從七位上三野臣浪魚、また唐招提寺文書、實龜七年十二月十一日の備前國津高郡津高郡陸田賣賣券に「少領外從七位上三野臣浪魚、三野臣乙益」等見ゆ。その子孫・大藤内條に詳か也、又吉備、吉備津等の條參照。又美濃條第十項を見よ。

12 三野連 第一項の三野縣主の氏姓にして、天武紀十三年條に「三野縣主、内藏衣縫造二氏に姓を賜ひて連と曰ふ」と見え、更に後に宿禰姓を賜ふ。美勢條を見よ。猶ほ美濃條參照。

13 三野造 百濟族にして、攝津國西成郡三野郷より起る。姓氏錄、攝津諸藩に「三野造。百濟國人布須麻乃古意彌より出づる也」と載せたり。

14 三野宿禰 姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。又美勢宿禰、美濃宿禰、及び御野宿禰あ

り、各條に詳か也。

15 三野真人 皇別の貴姓、路氏の族也。元正紀に三野真人三島、また廢帝紀に三野真人馬養など見ゆ。次項參照。

16 路三野真人 前項氏に同じ。桓武紀に路三野真人石守あり、馬養の子也。父馬養は前項の如く路字なし。石守獨り路三野と稱す。よりて請うて路字を除けり。

17 越前の三野氏 正倉院天平神護二年文書、此國の國司解に「少名郷戶主三野小林」などを載せたり。

18 物部姓 讚岐國三野郡より起り、三野物部の裔と傳へらる。丸部條參照。生駒記に「三野四郎左衛門・云ふ、私遠祖は神代の書に見え候。三野物部にて、代々讚州に采地仕り、元暦の八島合戦にも、兄弟五人・義經公の御陣に隨ひ候」と。東鑑、元暦元年九月十九日條、及び南海通記に「讚岐國御家人・(三野)野三郎大夫高包、三野首領盛實、三野九郎有忠、三野首領太郎、同次郎」等を載せたり。讚州藤家の族、藤條、野條に詳か也。又三野大學信房、また永祿の頃、三野菊右衛門(香川條)あり。全讀史に「勝間城は勝間村に在り。三野大領・世々に居

る。三野右衛門に則ち其の後也」と。下つて徳川時代、當國の儒者に三野仲壽(無逸)あり。

19 藤原姓 前項を見よ。

20 丹後の三野氏 當國の豪族にして、本庄城に據る。城は本庄村本庄愛宕山の頂に在り、天正中、三野對馬守居守し、山内將監通倫に屬せしが、天正十年に至り、細川忠興の爲に滅さる。

21 雜載 萬葉歌人に三野石守(陰陽助)、三野阿麻呂(中宮少進、入唐す)等見え、又攝津、武藏等に存す。

美濃 ミノ ミヌ 美濃國は一に三野、御野、美乃、三乃等に作る。前後數條參照。古代、額田國、三野前後國、牟婁郡國、賀茂縣等の在りし地也。和名抄、當國本巢郡に美濃郷を收む、國名の起原地にして、後世見延邑と云ふ。次に石見國に美濃郡あり、和名抄、郡内に美濃郷を收む。又相模國高座郡に美濃郷を載せ、又伯耆國會見郡にも美濃郷を載せたり。次に庄園としては、大和に美濃庄、河内に美濃勸旨庄・見ゆ。

1 美濃國造 前條第五項以下を見よ。

2 美濃縣主 物部氏の族也。前條第七項以下、及び縣條を見よ。

3 河内の美濃縣主 前條第一項を見よ。

4 美濃直 前條第一項三野國造家を云ふか。神護景雲二年紀に「尙掃從五位上美濃直玉虫を本國國造と爲す」と見ゆ。

5 中臣美濃連 美濃の豪族にて、中臣氏の族と稱す。均田勝の後也。承和十年正月紀に「美濃國山縣郡少領外從八位上勝淨長(三月紀には均田勝淨長とありて重復す)等の九人に、姓を中臣美濃連と賜ふ。中臣氏の祖・津速魂命の苗裔也」と載せ、貞觀六年五月紀に「法隆寺僧承忍・遵俗して、本姓名・中臣美乃速益長に復し、便ち美濃國山縣郡少領に任ず。益長は元各務郡の人也」とあるは此の氏人也。

6 美濃宿禰 神魂尊の裔、三野縣主の後也。天武十二年條に「美濃連、云々に姓を賜ひて宿禰と曰ふ」と見え、猶ほ實龜元年に美勢連財刀自も宿禰姓を賜ひしも、程なく本姓に歸る。同族也。美勢條、及び前條を見よ。又弓削條參照。

7 無戸の美濃氏 前條三野前國造の一族か。正倉院天平十一年文書に此の氏人あり。前條及び第四項參照。

8 清和源氏山縣氏族 美濃源氏の一にして、尊卑分脈に「額光の孫多田野人頼綱

一國直、(號山縣三郎、美濃三郎)」と見ゆ。

9 秀郷流藤原姓 佐野氏の族にして「佐野貞綱一鹿沼右衛門佐行綱一左馬頭行安一宗信(美濃七郎)」と見ゆ。

10 三野臣姓 備前國一宮吉備津神社の社家にして、前條三野國造の裔と傳へられ。南北朝の頃、一宮の在藤美濃權介佐重あり、太平記卷七に美濃權介、十四に美濃權介助重・見ゆ、三野、大藤内、吉備、大森等の條參照。

11 清原姓 豐後清原系圖に「飯田二郎通貞の子爲通(美濃二郎)」と載せ、一本には美津に作る。

12 美濃源氏 清和源氏、額光の後なる土岐氏の族、及び滿政の後なる八島、木田、小島、開田等の諸氏を總稱して云ふ。

13 美濃守護 新編志、本巢郡山口村條に「美濃守護。梶原平三平景時、美濃守護の時、茲に住みし」と云ひ傳へたり。東鑑、文治三年條に「景時は彼國の守護也」と。其の頃、大内相模守惟義も當國の守護なり。東鑑文治三年三月條に「美濃國守護人相模守惟義云々」と。惟義は新羅三郎義光の孫、大内四郎義信の子にて「修理權

大夫、正四位下、院昇殿、相模武藏駿河守」と分脈系譜に見えたり。惟義、何れの地に住みしか定かならず。又其の頃、土岐左衛門尉光衡も美濃の守護なりしが、それは土岐郡のうちに住みしよし云ひ傳ふ。同時に三人の守護ありしよし古書に見えたり」と。各條參照。

14 雜載 東鑑卷六に美濃藤次安平、十五に美濃守則清、二十二、三十五に美濃前司則清、三十六に美濃前司親實、三十八に美濃左近大夫將監、美濃左近大夫將監時秀、四十に美濃兵衛大夫等を載せ、又承久記、京方敗軍の條に「大炊の渡りの京方破れ、大勢已に打入ると申しければ、鶴沼の渡りに向ひたりける美濃目代帶刀左衛門尉・口惜しき事哉と思ひて、云々」と。又卷三に「みのよりつしや親賢」見え、下りて太平記卷十四に美濃將監泰藤あり、字都宮泰藤の事也。又永享以來御番帳に「所司代浦上美濃守則守」を載せ、太田三樂は美濃入道と稱す。

御野 ミノ ミヌ 備前國に御野郡あり、和名抄に美乃と註し、郡内に御野郷を收め、美乃と訓ず。

1 御野宿禰 治承抄、除目大成抄、姓名錄抄等に此の氏見ゆ。美濃宿禰に同じ。

2 雜載 その他、三野、美濃、美勢等の條を見よ。

美乃 ミノ 前後各條參照。

1 醍醐源氏 堂上家の稱號にて、尊卑分脈に「源高明一俊賢(備大納言)一隆國(大納言)一隆俊(中納言)一俊實(號美乃、大納言、使別當)一忠高(美乃守)一仁濟」とあり。

2 藤原北家 尊卑分脈に「道綱一武藏守兼宗一宗盛(號美乃勾當)一兼國(勾當入道)」と見ゆ。

3 清和源氏 尊卑分脈に「賴義一義綱(加茂二郎、美濃守)一義明(美乃三郎)、其の弟義仲(美乃四郎)一盛宗(美乃孫太郎)一盛俊(石橋源三)」とあり。受領を稱號とせし也。

三乃 ミノ 前後各條參照。周防國玖珂郡延喜八年戶籍に三乃刀自實等を載せたり。

見乃 ミノ 下野に見野の地名ありて、常陸國六地藏過去帳に見乃二郎を載す。その他、前條參照。

美野 ミノ ヨシノ 前條參照。味埜 ミノ 同上。

美濃 ミノ ミクニ 同上。

三廻 ミノ 同上。

箕 ミノ 前後各條を見よ。陸奥、備後、豐前等に此の地名あり。

箕 ミノ 清和源氏義家流服部氏の後に此の氏あり。家紋一階笠、車輪の内に矢筈二。寛政系譜に「もと服部、のち箕、また巳野に改め、笠之助正高に至りて、又箕に復す。初め服部千太夫正尙・家康伊賀通過の時、箕笠を奉る。よりて箕笠之助なる名を賜ふ。その四代が正高にて、猿樂者也」と。

巳野 ミノ 前條に云へり。

養内 ミノウチ 京都の俳人に養内九藏可董あり。

箕浦 ミノウラ 近江國坂田郡に箕浦庄あり、天台座主記等に見え、輿地志略に「小野庄の東北にある庄なり。上下の馬場村、久禮ヶ畑村等十九ヶ村なり」と。

1 清和源氏山本氏族 前條近江箕浦より起る。尊卑分脈に「山本冠者義經一義明(號箕浦冠者)」と載せ、諸家系圖纂に「義明・號箕浦、治承四、平氏の爲に濃州に戦死す」と。2 氏人 東鑑卷二に箕浦冠者義明を載せ、その後、太平記卷三十二に箕浦次郎

左衛門、その男箕浦四郎左衛門、卷三十八に「攝津國守護代箕浦次郎左衛門、伊丹大和守」、また箕浦彌次郎、同四郎左衛門等見ゆ。

又明德記卷下に箕浦の藏人、兄弟七郎兵衛尉等見え、江北記に「箕浦次郎右衛門事云々、次郎右衛門尉、其の次三郎左衛門、其の次四郎左衛門とて三人兄弟也。然る間、次郎右衛門・總領筋也。三郎左衛門は備中と申す、祖父後翁の時、此方へ與力候と申し談ぜられ候。彼の孫子は、大けん生苦候時、相果候也。四郎左衛門、召出し、箕浦に成され候也」と。又江濃記に「後藤、箕浦、田崎、山田以下、其の勢二萬五千餘騎」を載せ、又京極高光の家臣に箕浦修理亮高長、六角家臣に同總後守あり。又見聞諸家紋に



箕浦

- 3 佐々木氏族 京極氏の庶流也と云ふ。
- 4 尾張の箕浦氏 越智條第十五項を見よ。
- 5 楠氏家臣 廣慶寺楠木一族靈牌に箕浦兵衛朝房を載す、鴻川戦死。

6 清和源氏三好氏族 三好氏の族にて左馬介某を祖とす。

7 美濃の箕浦氏 箕浦市郎兵衛等あり。8 雜載 幕臣小兒科醫に箕浦壽玄、寛政系譜に見ゆ。又鳥取松平藩用人、膳所本多藩中老等に見ゆ(武鑑)。又會津堀文書に箕浦氏、土佐山内藩士箕浦猪之吉元章(佛山)は佛經を砲撃し、堺妙國寺にて腹を切る。その他、攝津、伊勢、志摩、武藏等に存し、又近き世、政治界に箕浦勝人ありき。箕浦 ミノウラ 前條氏に同じ。

箕尾 ミノヲ 攝津に箕尾(箕面)の地名あり、その他、水尾條參照。又隱岐國小路城主に箕尾氏あり。箕岡 ミノヲカ 箕川 ミノカハ ミカハ條を見よ。美野川 ミノカハ 武藏に此の氏存す。三川 ミノカハ 和名抄、下野國河内郡に三川郷を收む。上三川、中三川、横田等の條參照。美倉 ミノクラ 大和國三輪社の社家にして、社領配分に「二石二斗美倉八左衛門」と見ゆ。美毛 ミノケ 相模國大住郡(中郡)に美毛邑あり。

1 藤原南家相良氏族 肥後國の豪族にして、相良系圖に「佐幸田六郎頼俊—六郎三郎長氏—祐長(美毛、一本景氏、深水、澄河は此の子孫也)」と載せ、又新撰事蹟通考に「祐長・治部少輔、美毛と稱して家臣と爲る」とあり。

2 藤原日之養毛氏 日向記に美毛相右衛門尉、美毛内記、又美毛五郎右衛門あり、間幸田條を見よ。美毛 ミノケ 前條を見よ。美濃源氏 ミノゲンジ 美濃條に併せ云へり。美腰 ミノコシ 美澤 ミノサハ 下野國那須郡美澤邑より起る。同村二岐城は新田美作守なる者の居城なりと。天文二年、此の地を開墾して石櫃を發掘したるに、遺骸あり、眼に純朱を埋め、齒牙金箔附着せり。新田氏の骸骨なりと言ひ、或は謂ふ源九郎義経の陣跡なりと。美島 ミノシマ 備後、紀伊、筑前、豊前等に此の地名存す。

1 熊野族 紀伊國有田郡美島より起る。熊野社上綱に此の氏あり。2 桓武平氏大棟氏族 常陸國の豪族にして、新編國志に「美島、石川成幹の四子

幹行、石川十部、又美島中務少輔と云ひ、子に十部太郎あり、大棟高幹の爲に佐竹義宣と戦ひて青柳に死す(石川文書)と。

美濃庄 ミノシヤウ 大和國添上郡の豪族にして、平和村美濃の庄城に據る。筒井時代、美濃庄喜内あり。

民太 ミノタ 和名抄、伊勢國志保郡に民太郷を收め、美乃多と註す。

養田 ミノタ 藤原姓相良氏の族にして、肥後八代郡南種山陣内を守る。又日向記に養田與四郎を載せ、又南陽系圖、養田氏略系圖に「此の養田氏は藤原姓、相良氏庶流と云へど、其の出自の續未詳。薩州日置郡市来より此の高山に移住と云ふ。初代吉兵衛尉—彌兵衛—二代新右衛門」と。又武藏にも存す。

養谷 ミノタニ 美濃平 ミノタヒラ

水内 ミノチ ミヌチ ミノウチ 信濃國に水内郡あり、神護景雲二年五月紀に初見し、和名抄に美乃知と訓ず。次に備中國下道郡に水内郷を載せ、美乃知と註し、後に水内庄起る。此の氏、備中、備前等に存す。

美濃地 ミノチ 石見、出雲地方に在り。箕作 ミノツクリ 近江、信濃に此の地名あり、ミツクリ條を見よ。

養手 ミノテ 三野宇泥須 ミノウネス ○ 三野宇泥須和氣 牟義氏の族、ウネス條を見よ。

三野國の本巢 ミノクニノモトス ○ 三野國之本巢國造 丹波氏族、三野條に詳か也。

三野前 ミノノサキ 同上。三野後 ミノノノチ 物部氏族、同上。三野物部 ミノノモノベ ミヌモノノベ 天神本紀、天物部等二十五人の一に讚岐三野物部あり。物部、及び三野條を見よ。

美濃矢集 ミノノヤツメ ○ 美濃矢集連 物部氏の族、ヤツメ條を見よ。

眞幡 ミノハタ 和名抄、常陸國河内郡に眞幡郷を收む。

三野原 ミノハラ 肥前に三野原庄あり。養原 ミノハラ

養生 ミノフ 和名抄、筑前國宗像郡に養生郷を收め、美乃布と註す。

見延 ミノベ 美濃に此の地名あり、三野、

美濃等の條參照。又次の二條と通じ、又武藏等に存す。

三野部 ミノベ ミヌベ 美濃國造の部曲か。大寶二年の栗栖田里戸籍に三野部麻衣賣等あり。

美濃部 ミノベ 前條參照。1 菅原姓 近江國甲賀郡美濃邑より起る。傳へ云ふ、道真左運の時、淳茂・常國に來り、此の地に居り、一子を生む、その裔也とぞ。應仁記卷三に美濃部氏見え、佐々木に従ふ。又明應三年十月、六角高頼と佐々木山内三郎と合戦の時、美濃部兵衛三郎貞茂・六角氏に屬し一族討死と(家譜)。又永祿六年諸役人附に美濃部重右衛門尉を載せ、又甲賀二十一騎、柏木三家の一に見ゆ。

その裔は家譜に「道真—常陸介兼茂—近江權守是兼(母は在麻巨勢員之女)—王大夫妻—王大夫妻(神祇伯)—同爲貞—門院侍爲貞(母は大岡源大夫女)—判部大夫爲家—宮内少輔爲信—兵衛大夫信茂(後鳥羽院西面)—氏茂—貞茂—兵衛大夫恒茂—兵衛三郎元茂(法名心覺、始めて美濃部を稱す)—菅四郎頼茂(兵衛三郎、嵩山合戦討死)—同茂長—三郎茂繼(法

永忠、母山中氏。一管三郎茂久（三郎左衛門、上總介、延徳元三十三死）一野守茂教（文龜二死）一兵衛三郎貞茂（管兵衛、明應三、云々）一六郎三郎茂俊（母武島隆茂女）一管三郎茂江（下總守）一同茂盛（上總介、下總守）一同茂盛（三郎左衛門）一同茂吉（十大夫、家康に仕へ五百石）。家紋梅輪月、菊等と。

茂吉の後は「茂吉ト管三郎高茂（一學、茂平）一同茂梅（一學）」と。寛永系圖に家紋梅の花。又「市左衛門茂久一鹿子助茂廣（家康に仕へ、三百十石）一市郎左衛門茂正（子孫七百十石）、二重菊に斧。又「美濃部日向守茂安後胤孫九郎茂重一新右衛門茂忠（子孫三百五十石）」、又「長藏茂信一一郎太郎茂正一地藏大夫茂敷（又五郎、又左衛門、家康に仕へ、三百十石）」等多く、又美濃部右馬九（二百三十石）、清洲助茂明（その男茂次、三百石）、また大久保西山翁先祖書に「美濃部八郎右衛門茂一」見ゆ。

2 同上堤氏族 堤河内守氏茂、その男次兵衛茂勝、駿府にて家康に仕ふ。三百石黒餅の内梅輪内。

3 奥州の美濃部氏 參考諸家系圖に「美

濃部氏、二百石、菅雄藏家（嘉永三年氏を改む）、性菅原、紋梅鉢、丸菊。家久（或久明、美濃部作左衛門、生國近江梅村也。信直公・天正十九年秋、九戸政實の亂に軍監淺野野正少弼長政の軍に従ひて三月に來る。長政の請に依て召抱られ百石を賜ふ。利直公慶長十五年九月廿三日付、御黒印御證文あり。妻は近江の浪人溝口九郎左衛門女）一友久（作左衛門、母溝口氏、家督）と。その男に作左衛門義久（久影）、弟長藏直久、長五郎久之等あり。

2 雜載 幕臣に美濃部勘右衛門（寛政系譜に未載）、美作代官に美濃部勘右衛門あり。又信濃、武藏等に存す。

義部 ミノベ 因幡の國侍、大崎城に據る。又安西軍策に義部氏、見ゆ。

三野村 ミノムラ 三井家番頭に此の氏あり、その養子三野村利左衛門は信濃の人、第一銀行、三井銀行等を起す。その養子を三野村利助と云ふ。

義茂 ミノモ

美濃本 ミノモト

美濃屋 ミノヤ 永祿記に美濃屋小四郎あり、足利義輝の弟周高の近習也。

水野屋 ミノヤ 桓武平氏にして、陸奥を

祖とす。

日宮 ミノリ

實 ミノリ ミノル 武藏等に見ゆ。

美濃輪 ミノワ

箕曲 ミノワ 和名抄、伊勢國度會郡に箕曲を收め、美乃和と註す。その他以下數條參照。

1 中臣姓 伊勢箕曲より起る。中臣氏系譜に「大神宮司茂生一永頼（祭主、號箕曲）一宣茂（宮田、七見）、弟宣輔（安藝權守）」と見ゆ。

2 度會姓 伊勢外宮祠官にして、度會系圖に「尾上彦晴（二福宜）の子貞雄（箕曲）一通雅（二福宜）、弟廣雅（牛草）、弟季雅（權）一季生」と載せたり。

3 秦姓 外宮本宮内人家筋書に「箕曲（御前作内人）、秦、加茂氏也」と見ゆ。

箕曲 ミノワ 前後數條を見よ。

箕輪 ミノワ 同上。

箕輪 ミノワ 和名抄、相摸國大住郡に縣家郷を收む、延喜式の箕輪縣に當る。その他、武藏、常陸、上野、下野、岩代、陸前、羽前等に此の地名あり。

1 桓武平氏野與黨 武藏國埼玉郡箕輪邑より起る。七萬系圖に「野與基水一經長一

一經光一經能一能元一爲經一其勾二郎、其弟基泰（其勾六郎）と載せ、史料本に「經能（二）一能元（六）」

爲經一爲光一經泰太
又二一又二五
時光一爲基一光泰一爲仲基
地二二
基泰一爲平一經平一親清中書
又二六

氏人は東鑑卷三十四に其勾太郎師政を載せ、新編風土記、箕輪村條に「成田氏家人の姓名をしるせしものに、箕輪勘解由・永六十貫文在名と載す、これ當所より出でし人によ、今子孫詳ならず」と。

2 清和源氏佐竹氏族 甲斐國巨摩郡箕輪邑より起る。津金衆の一也、サタケ、ツガネ等の條參照。

3 諏訪神族 三輪條參照。又天文中箕輪頼親あり、大泉條參照。

4 首藤氏族 尊卑分脈に「首藤助清一權守助道一左衛門尉親清一下野權守親通一通弘（號義和入道、平治二正、尾張國野間に於いて、忠政等の爲に義朝朝臣と同時に害せられ、主從同時に鼻首せらる）一義弘一景清一忠光」と載せ、又助清の弟を義和通弘とし、「此の義・非説也」と。又山内首藤系圖に「首藤權守資通一通弘（住

信濃國、號義和入道）一行弘一弘俊」と載せ、又行弘の弟一義弘（上州住、云和太郎）一景清（小太郎）一忠光」と。又一に「親清一下野權守親通一義和入道通弘（尾州に於いて義朝と俱に討たる）一義弘（義和太郎）一景清（墨七兵衛）一忠光（上總五郎）」と載せ、中興系圖に「義和・藤姓、入道道弘之を稱す」とあり。

5 石上姓 群馬郡箕輪邑より起る。東鑑、仁治四年の條に「箕勾太郎師政・去る承久三年の勳功の賞を蒙り、武藏國多摩郡荒野を拜領す。是れ父左近大夫政高・故匠作に加はり、勢多橋に於いて、軍忠を抽んじ訖る」とある師政、政高は、箕輪長野氏の祖先かといへど、第一項の如く、武藏國にも箕勾の地二所あれば採り難し。その他は長野條を見よ。

6 桓武平氏 常陸國久慈郡（那珂郡）美和郷より起る。大接系圖、常葉義政の族に箕輪氏を載せ、又和光院過去帳に「ミノワ伊賀守」見ゆ。

7 岩代の箕輪氏 安達郡箕輪邑より起る。高山氏の重臣にして、觀應二年（正平六年）二月、高山國氏の將箕輪左衛門貞氏（貞義）國氏の遺子大石丸を伴ひて

會津に遷る、後醍醐天皇・之れ也。傳説には「箕輪大夫・山神の力を合せられ、安達殿御歸城」と、高山、安達、二本松等の條參照。その後、古館辨に「義繼の臣箕輪支蕃・箕輪館に住す」と見ゆ。天正中の支蕃は貞氏の子孫なるべしと雖、此に居れるに非ず。二本松の屬郭に支蕃の宅址あり（相生集）。又伊達正宗家中に箕輪支蕃・見ゆ。

8 日下部姓朝倉氏族 朝倉系圖に「教景一孫四郎（箕輪）」とあり。

9 越中の箕輪氏 三州志に「新川郡護摩堂、箕輪、保土は加積郡箕輪村領に在り。箕輪平太左衛門居せりといへども無傳、一本に五郎左衛門に作る」と。

10 平姓久米氏族 阿波の豪族にして、故城記、名四郡分に「箕輪殿、久米、平氏、立二引龍十文字」と見え。天正の頃、軍大將に箕輪甚右衛門尉（一宮條）あり。

11 加賀の箕輪氏 加賀藩給帳に「參百五拾石（丸内三七貫）箕輪猪三郎」を載す。

12 雜載 信濃、越後、下野等にも存す。

箕輪 ミノワ 前條に併せ云へり。

義和 ミノワ 同上。

義和 ミノワ 同上。

美波 ミハ ミナミ 精谷氏の族にして、精谷系圖に「關本大夫義忠—美波十郎」とあり。猶ほミナミ條參照。

三羽 ミハ 同上。

見坊 ミバウ ケンバウ 和名抄、美濃國武藝郡に御佩郷を收む。

御墓野 ミハカノ 肥前國高來郡御墓野邑より起る、大川條參照。氏人は早く流經文書、文保二年に御墓野六郎太郎入道と載せ、又有馬世譜に御墓野又次郎重能の申状あり、有馬、皆吉等の條參照。又「當國佐賀の城主御墓野出羽守長能も此の頃より當家に附屬す（御墓野が先祖は年久しく、肥前國の住人にて、貞和、親應の頃、又次郎重能・高來東郷御墓野村、同國佐賀郡西泉の地頭職として古き文書等・其の家に傳來す）」と載せたり。

三橋 ミハシ ミツハシ
 1 桓武平氏三浦氏族 加納氏の族にして、會津耶麻郡三橋邑より起り、三橋城に據る。新編風土記、三橋邑條に「館述、加納盛時の孫三橋太郎義通と云く。義通は小荒井祖貝沼村、及び此の村を領せしが、十四代の孫、越中盛茂、天正己丑の亂に、

蓋名義廣に従つて黒川に退きければ、六月七日、伊達政宗、駒形山を下つて此の城に據りし」と云ひ、又一菅井村館述は「康安二年三橋太郎義通の築きし」と云ふ。舊家忠右衛門。此の村の農民なり、三橋太郎義通が裔孫なりと云ひ傳ふ。今に此の館述に住す」と。
 又遠田村館述は三橋備前定重の二男利部重治・住し、貝沼村館述は「康安二年、三橋太郎義通・築き、子孫今に此處に住す」と。而して「舊家三橋作左衛門、此の村の肝煎にて、三橋太郎義通が末葉なり。義通は加納盛時が二男常世頼盛が二子時明と云ふ者の子にて、鹽川組三橋村、及び此の村を領せり。十四代の孫三橋盛中盛友（盛茂とも）と云ふ者、天正十七年、藤原原合戦に敗れて、蓋名義廣に従ひ、常陸國に至り、後又會津に來つて此に住し、子孫・世々義通が館述に居る。作左衛門盛弘と云ふ者あり、元和四年、官より領主蒲生忠郷に命じて、日橋川に漕路を通せしむ。此の時、京師角倉與左衛門も命を受けて此の地に來り、此の村をもて船付にせんとす。然れども、河流通急なれば事成らずして止みぬ」と。

三橋兼也は肝衝、進歌に長じ、蒲生忠郷の寵遇を得、花本宗匠となる。
 2 藤原姓 房前の後胤三橋太郎信季・賴朝に仕ふ。子孫代々三河に住し、佐助信盛の二男藤十郎信久・北條氏政に仕へ、その男但馬守信次（信勝）は家康に仕ふ。家紋丸に向兎、角萬字。又信久の二男に藤七郎盛勝、その男に藤兵衛盛忠等あり。又丸に三文字、上り藤に三星等を用ふ者見ゆ。
 3 嵯峨源氏渡邊氏族 「渡邊次郎省の苗裔源五郎正・天文中、三河國三橋村に住し、藤原姓に改め、三橋を家號とす」と云ふ。家紋上り藤の内に三星、三扇の内に三星。寛政系譜に「藤八郎正弘—與次右衛門長富（左吉、家康に仕ふ）—善兵衛成次（三百十石餘）」等、又一族多し。
 4 三河の三橋氏 以上二項參照。又三ツ木村の士に三橋長右衛門あり。
 5 清和源氏 家紋丸に曼柏、丸に向兎。金春八郎右衛門の弟子に三橋彦次郎孫次・江戸府に仕ふ。



三橋飛騨守成方

6 秀郷流藤原姓 佐野氏の族にして、佐野土佐守行政—市橋修理大夫行勝—修理助行信—修理勝吉—與十郎吉高（三橋）—三橋左京高安」なりと。
 7 美濃の三橋氏 席田郡の三橋邑より起る。三橋傳左衛門正利あり、原條參照。
 8 大和の三橋氏 もと矢田氏の臣、その系圖に據れば、此の氏は信濃の三橋、一説には伊勢國田丸の城主と云ふ。紋は若荷の丸、又セツ輪違も用ゆ。その子孫高市郡鴨公村大字高殿に住む。又添上郡井戸氏麾下の將に三橋氏あり。

9 伊豫の三橋氏 忽那家臣に三橋藏人友政あり、應徳頃の人と云ふ。
 10 雜載 幕臣に三橋八郎左衛門・見え、又鯖江藩に三橋彌三七、津輕、武藏、遠江、尾張、伊勢、志摩、攝津等に存す。

三猪 ミハシ 前條參照。
三始 ミハジメ 正訓不明。

○ 三始朝臣 神護景雲元年正月紀に「三始朝臣奴可女」なる者見ゆ。

御幡 ミハタ 豊前國宇佐郡の豪族にして、天文永祿頃には御幡式部充あり。

水判戸 ミハト 武藏國足立郡に水判戸庄あり、一に水波田、水判土、とも書す。ミ

アトト條參照。
御母 ミハハ 天平七年の左京職符に「坊合御母石勝」なる者見ゆ。
三濱 ミハマ
御林 ミハヤシ 次條に併せ云へり。
三林 ミハヤシ 和泉等に此の地名あり。

1 三林公 秦氏の族にして、寶龜十一年三月紀に「伊勢國大目正六位上道祖首公麻呂、白丁枝足等に、姓を三林公と賜ふ」と載せ、姓氏錄、大和諸蕃に「三林公。已知同祖、諸國王の後也」と載せたり。
 2 御林宿禰 別君の裔にして、弘仁二年十月紀に「攝津國人正七位上別君清名に、姓を御林宿禰と賜ふ」とあり。
 3 加賀の三林氏 戰國の頃、一向衆徒に善四郎なる者あり、三林善四郎と曰ふ、天正八年、柴田勝家に攻められて滅ぶ。

三州志、石川郡條に「大郎館、六郎畑は林郷内和氣寺村領に在り。並に六郎光明の館跡と云ふ。盛衰記に光明は利仁將軍六世孫とあれども、系圖を考ふるに、十世孫從五位下林太夫光家の子也。光明の子六郎光茂、其の子小二郎家綱、其の子六郎則光、相嗣いで林郷を領して林と稱す。天正の初よりは、三林善四郎・此の

林郷内の上林、中林、下林を稱し、三林と號して、賊魁となり、八年に勝家が爲に亡ぼさる」と。
 4 秀郷流藤原姓 上野國邑樂郡三林邑より起る。古海系圖に「左實大夫廣綱—十郎廣時（三林氏）」と（上野志）。

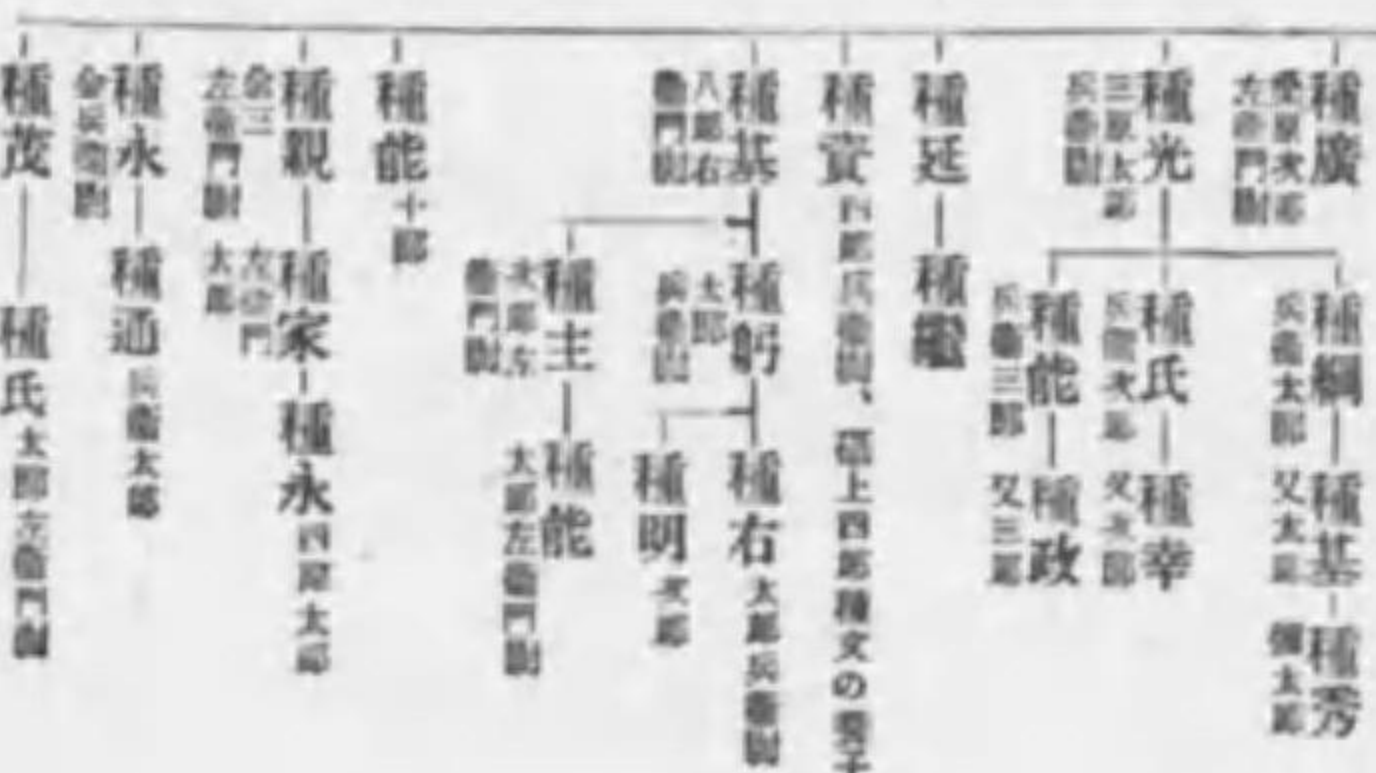
御原 ミハラ 筑後國に御原郡あり、和名抄に三波良と訓じ、又和名抄、安房朝夷郡に御原郷を載せ、美波良とあり。その他、淡路等に此の地名存す。
 1 御原之海人 應神紀に「淡路御原之海人」を載せたり。
 2 御原真人 敏達帝の御裔にして、姓氏錄、未定雜姓、左京の部に「御原真人。淳中倉太珠敷（直敏達）の皇子彦人大兄王の後也」と載せたり。
 4 御原朝臣 朝野群載卷二十等に此の氏人見ゆ。御原真人の後なるべし。
 5 大和の御原氏 天平寶字三年の城下郡田地賣買券に「知御原相坂、往來吉使水通諸國」と載せたり。
 6 大藏姓 筑後國御原郡より起る。その本郷の地は御原左衛門尉重種が代々世々の采地なり（地鑑）と。其の他は次條を見よ。

三原 ミハラ 淡路國に三原郡にありて、和名抄に美波良と註し、その他、上野、筑前、筑後等に三原庄、また伊豆、安房、信濃、石見、備後、土佐等、此の地名多く、猶ほ前條參照。

- 1 三原朝臣 天武帝の御裔にして、貞觀元年九月紀に「左京人散位從五位上高原王に姓を三原朝臣と賜ふ。高原は、一品新田部親王の後也」と載せ、姓氏錄、左京皇別に「三原朝臣。天武天皇の皇子一品新田部王の後也」と見ゆ。
- 2 鎮西の三原朝臣 觀世音寺文書、貞觀十年三月二十七日に、大監三原朝臣を載せたり。
- 3 源姓 中興系圖に見ゆ。
- 4 大藏姓 筑後御原郡より起る。前條第六項參照。大藏氏系圖に「岩門大夫種平一種俊(三原次郎大夫、太宰大監)一種積(桑田次郎)一種勝(三原左衛門尉)一種廣(三原左衛門尉、弟種光(三原下司)、弟種祐(坂上四郎兵衛尉)」と載せ、又原田系圖に「春實一種通(一に種實、三原祖)」と見ゆ。

又三原系圖に「大藏種村朝臣一安藝守種純(大宰大監)一石門太郎大夫種輔(大監)」

太郎大夫種平(大監)一種俊(三原大夫)一種積(桑原四郎)一種勝(三原太郎左衛門尉)



又三原系圖卷首に「大藏氏は漢高祖十五代の後胤、後漢靈帝の孫阿智王、三國の時、敵の爲に處へらる。譽田天皇の御宇、阿多倍・漢家を辭して皇國に入る。阿智王に三子あり、共に姓を賜ふ。長男は坂上、二男は大藏、三男は内藏。彼の末葉

岩門小次郎種村・太宰大監と爲り、寛仁三年己未三月一日、外寇と水城戸に戦ひて、敵將を誅す。此の賞と爲して、彦岐守に任ぜられ、七代の御料を免ぜらるゝの勳宣あり。

其の子種純・同時の軍功によりて太宰大監に補せられ、其の曾孫種直、其の子種俊、其の子種積、種俊の弟種遠云々と。系圖と少異あり。又太宰管内志引用三原系圖略には「其の先は大藏朝臣春種の五男大藏 也、云々。右金吾大藏朝臣種勝、其の子種種、其の子三原左衛門大夫種種、其の後裔三原和泉入道紹心・天正十四年、筑前國岩屋にて戦死」と、又原田系圖に「十九代原田次郎越前守種勝と有つて、其の孫種宗・筑後に至つて三原の家を繼ぐ」由見えたり(將士軍談)。その他は、大藏、原田、岩門、秋月等の條參照。

5 氏人 元弘三年六月狀に「原田大夫種直が五代嫡孫・筑後國三原左衛門太郎入道佛見、同年八月文書に「筑後國三原五郎入道覺種」、同月文書に「原田大夫種直が五代孫、筑後國三原九郎種昭」等見え、其の後、大友親安(義鑑の初名)狀に「三

原種勝、其の子新五郎一あり。又義鑑狀に「新五郎・右衛門大夫種種と改む事」見ゆ。

其の後の狀に和泉守を稱するは種直にして、種直の子は民部少輔と號す、義鑑狀に見えたり。民部少輔宗琢の子は兵部少輔と稱す、義鑑狀に見ゆ。後山城守たり、宗麟及び義統の狀に見ゆ。山城守種直は法名種德、弘治三年記に見え、其文に「御原郡に刹あり、溪上庵と號する者年久し矣。新溪、今茲に弘治三丁巳の孟春、御原山城守種直戒名種德・私領の田園數畝を寄附し、而して山野に寺號を改むる事を要請す。余・深く拒む能はず、山を種德と號し、寺を桂昌と名づく。弘治三年丁巳孟春下游日、前南禪見聖福幻住十世湖心叟碩禪(神か)書す焉」と。此の記。開基願、御原郡本郷村淨土宗慶運寺(御原山城守の菩提寺也)條に載せたり。下りて天正十四年、三原紹忍なる者、岩屋城に戦死す、諸書に見えたり。紹忍は恐らく山城守の法名か。又同書同村四光寺條に「從四位下右金吾大夫大藏朝臣種勝の菩提所也。永正丁卯活洗下旬、開元建立、並に再興、右施主也。庵主碩序叟

寺領、字柳五丁五反種勝、親種、及び左右衛門大夫重種・二代、重種の代に至りて漸く廢す」と。

又封植録に「三原和泉入道紹山、三原郡本郷城に居る」と云ひ、寛延記に「本郷町高良新宮は三原種朝建立、社領二十一町」と。長祿年中、三原種朝の宅地は後の新町筋也。領地は三萬石に當ると云ひ、祇園社は種朝・城内の鎮守と爲せしものと傳ふ(將士軍談)。又三原文書、元弘三年に「原田大夫種直五代孫左衛門大夫入道佛見、同九郎種昭」を挙げ、鎮西要略、正平二十三年に三原氏(宮方)、今川家本太平記に「延文四年、三原宮内大輔善尙」を載せ、又大全、康安二年に「三原大和守原田大藏大輔」、續太平記、應安七郎に三原右馬助、應永戰覽、應永六年に御原美作守・見ゆ。又五條家天文五年文書に三原和泉守、領主附に「三原和泉入道紹山・居三原郡本郷城」と。又筑前續風土記に「集雲庵は筑後の御原正良吉・建立」と。又豐薩軍記に三原紹心・見え、又大友家臣に三原左衛門種種、その男に山城守統種(高橋)、その男に三原勘左衛門種貞・同忠左

衛門、同清左衛門種昌等あり。而して觀安狀に三原新五郎、義鑑狀に同新五郎、同和泉守、天文五年に同和泉守、義鑑狀に同和泉入道、宗麟狀に同兵部少輔、山城守、義統狀に同山城守等多し。又鎮西要略に「高橋氏は筑後三原郡司也」と云ひ、又下妻郡志村三原忠左衛門(立花出雲守臣)、上妻郡藏員村三原高次、筑前佐田の牛嶋三原松五郎等見ゆ。

6 居城 本郷村城は、三原重種の居所にて、新町筋は長祿中、三原種朝居館、三萬石を領すと傳ふ(寛延記)。又三原左衛門大夫種勝・永正年中、御原郡本郷の城主となる。其の子三原種種、其の子左衛門大夫重種、其の後裔和泉入道紹心(紹忍)・天正十四年筑前岩屋の城に於て戦死すと見ゆ。7 讃岐の三原氏 三原大膳大夫信成、三原利部介信光、三原左近(長尾條)等あり。8 源姓 備後國三原より起る。海東諸國記に「家德・戊子年、使を遣はして來朝し、書して備後州三原津太守左京源家德と稱し、宗貞國の請を以つて接待す」と。而して藝備通志に「土官源家德・應仁年間の人にて、三原の城主たり。海東諸國

記に曰ふ云々あり。按ずるに戊子は本朝應仁二年なり」と。

又「三原清五郎、同左衛門尉。相傳ふ二人もまた此の地を領せし人と。されど年記の傳を失ふ。或は云ふ、清五郎は應仁年間の人なりと、然らば家徳が族なりや。實名も傳はらざればいぶかし。一説には、文應頃の人にて、山名氏の子弟なるべし、左衛門尉は、天文の人なりといふ」と。又「淀城は日下村にあり。一に、表平山とよぶ。三原備前の所居」と。

- 9 赤松氏族 藝藩通志、廣島府故家條に「三丁目三原屋、先祖は播磨赤松氏の族なり。初め來り備後三原にありて、薩戸たり。世に番屋酒と稱す。慶長二年、こゝに移り、三原屋と稱す。萬治以來、藩君しばし枉駕したまひ、物を賜ふ。三世より後、世々町の大年寄たり、今の三郎右衛門まで十一代、歳々釀米百三十石を賜ふ」と。
- 10 恒武平氏 小早川隆景を三原中納言と云ふ。
- 11 三原親治 正家を祖とす。其の銘に「備後住左衛門尉正家、延文元年」と云ひ、其の子正家、正清、正廣等ありて、銘に

「兵庫助藤原正家、天授四年」と見ゆる者あり。又其の流に貝と號する數匠あり。「文龜三年、三原住人具正義」三原住人正久作、天文元年」など之れ也と。

12 薩隅の三原氏 大汝八幡宮永正二年棟札に「當職三原重香、弘治三年棟札に「當職三原重治」見ゆ。また地理纂考、始羅郡藤元村條に「岩前神社天文十一年棟札に大禮那平重嗣、地頭重清とあり」と。又諏方神社棟札に「弘治二年、地頭三原遠江重秋・遠立」とあり。又鳥津藩士に三原諸右衛門、加世田知行目錄に三原諸右衛門、慶長文書に諸右衛門尉等多し。

13 滋野氏族 上野國吾妻郡の三原より起る。羽尾條を見よ。

14 雜載 東鑑卷廿二に三原太郎を載せ、下りて武鑑、宇和島伊達藩用人、津山松平藩用人等に此の氏見ゆ。また日御崎神社被官に三原氏、津山藩分限帳に「二百五十石、三原金太夫、八十石三原敬次郎、鯖江藩に三原俊藏、その他、越後、備前、豊前、信濃、武藏、攝津等に存す。

柞原 ミハラ 和名抄、備後國御調郡に柞原郷を收めて美波良と訓す。

味原 ミハラ 岩代等に此の氏あり。

美原 ミハラ 前後數條參照。

見原 ミハラ 同上、又武藏等に存す。

水原 ミハラ 近江佐々木氏の族にて、もと三原を稱すと云ふ。長門守茂忠に至り、佐々木承禎に仕へて家老となり、水原郷を領して家號とす。後武田勝頼に仕へ、長篠戦死。家紋丸に三橋、橋茂忠の男又七郎茂親・信長、後家康に屬し、その男を八右衛門親好と云ふ。その他はミハラ條を見よ。

御春 ミハラ

1 御春宿禰 百濟族にして、河内國の豪族、飛鳥部の後也。承和六年紀に「左京人御春宿禰春長」あり。朝臣姓を賜ふ。「是れ百濟王の種、飛鳥戸等の後也」と見ゆ。

2 御春朝臣 前項氏の後にして、承和六年十一月紀に「左京人正六位上御春宿禰春長等の十一人、宿禰を改め、朝臣を賜ふ。是れ百濟王の種、飛鳥戸等の後也」と載せ、また貞觀五年八月紀に「右京人外從八位下行主計助飛鳥戸造豐宗等、男女八人に、姓を御春朝臣と賜ふ。其の先は百濟國人現伎より出づる也」と。また同六年八月紀に「左京人太皇太后宮少屬正七位上百濟宿禰春世に、姓を御春朝臣と賜

有後其の先、百濟國人比有より出づる也」など見ゆ。

- 3 無戸の御春氏 前二項の後にして、古今集、小右記、權記等に此の氏人あり。
- 4 筑前の御春氏 觀世音寺保安元年文書に「從五位下御春朝臣」、治承四年九月十九日大監御春朝臣、又永久四年大宰府濟物解文に「從五位下行大監(典)御春朝臣重貞」、府政所羅に、小監御春朝臣等多く、又永承七年六月の府官連署に楠少監御春、宮寺緣事抄、天承二年の在廳官人解に「大監御春朝臣」等あり。その他、字佐條を見よ。
- 三春 ミハラ 前項參照。
- 1 坂上姓 磐城國田村郡の三春色より起る。田村條を見よ。
- 2 出羽の三春氏 小野寺氏配下の將にして、戰國の頃には三春信濃守・見え、永慶軍記に「雄勝郡稻庭の城主小野寺中宮助輝道は、わが譜代の郎等三春信濃が湯澤の城に居住せしを、我が城に移し替へんとせられしも三春敢へて其の下知に隨はず、終に彼を討つて湯澤の城にぞ住しける」と。
- 三原田 ミハラダ ミハラダ 武藏等に此

見廣 ミヒロ 下總に此の地名あり。

乳部 ミフ ニフ 皇族御養育に仕へ奉りし人、及び其の封民を云ふ。詳細はミフベ(壬生部)條を見よ。

○ 上宮乳部 御名代部の一にして、皇極紀に「上宮乳部之民」とあるは、上宮聖德太子の壬生の民也。

美夫 ミフ 同上。和名抄、三河國八名郡に美夫郷あり。

美敷 ミフ 同上。和名抄、周防國大島郡に美敷郷を收む。

壬生 ミフ ニフ ニフ 同上。而して和名抄、遠江(爾生)、安房(爾生)、美濃、安藝、阿波、筑前(爾布)等に壬生郷を收め、また安藝に壬生庄、伊賀に壬生野庄、その他、山城、下野等にも此の地名あり。ミフ、庚びミフベ條參照。此等の多くは壬生部のありし地也。

1 壬生臣 春日氏の族にして、壬生部の伴造家也。姓氏錄、河内皇別に「壬生臣。大宅同祖」と載せたり。壬生部條參照。

2 壬生使主 天平九年正月紀に「壬生使主字太麻呂」を載せ、その他、天平六年の出雲國計會帳にも此の氏人見ゆ。壬生

部の伴造家たりしならん。

3 壬生直 相摸國造の一族たりしが如し。氏は承和七年二月紀に「相摸國大住都大領外從七位上壬生直廣主・窮民に代りて、私稻一萬六千束を輸し、戸口の増益、五千三百五十人なり。此の善狀を褒めて、外從五位下を假す」と載せ、又同八年八月紀に「復た相摸國高座郡大領外從六位下勳八等壬生直黒成に外從五位下を假す。貧民に代りて、調布三百六十端二丈八尺、庸布三百四十五端二丈八尺、正税一萬一千一百七十二束二把を填造し、飢民に稻五千五百四束を給す。戸口の増益、三千一百八十六人なり。中に就き、不課千九百四十七人、課二百三十九人なり。仍りて其の身を賣むる也」と云ひ、また貞觀元年三月紀に「相摸國大住都大領外從五位下壬生直廣主に從五位下を授く」と見ゆ。

4 常陸の壬生直 壬生部の伴造にして、那珂國造家也。常陸風土記、行方郡條に「難波長柄豐前大官取字(孝德)天皇の世、那珂國造大建壬生直夫子」を載せ、又天平實字五年正月紀に「壬生直小家主女」等見ゆ。此の小家主女は天平神護二年正月紀に「壬生連子家主女に從五位下を授

く」ともありて、連姓とし、又一從五位下壬生直小家主女に勳五等を授く」と、再び直姓と載せたり。後に宿禰姓を賜ふ。

5 甲斐の壬生直 甲斐國造の一族ならん元慶六年十一月紀に「甲斐國巨麻郡人左近衛將曹從六位上壬生直益成、男三人、女四人を山城國愛宕郡に貢隸す」と見ゆ。壬生忠岑は此の流か。

6 駿河の壬生直 多臣の一族なるべし。天平十年の當國正稅帳に「郡司少領外從八位上壬生直信庵理」を載せたり。

7 壬生直雜載 その他、紀伊、越前、遠江等の諸國に在り、ニフ條を見よ。内遠江なるは、和名抄當國磐田郡に壬生郷を收め、靈異記中に卅一に「丹生直弟上は遠江國磐田郡の人也、云々。聖武天皇の御世、弟上・年七十歳、云々」と云ひ、また今昔物語卷十二の第二に「聖武天皇の御世に、遠江の國磐田の郡(以下欠字)の郷に丹生直弟上と云ふ人有けり」など載せたり。

8 山城の壬生直 ニフ條、及び本條第五項參照。

9 壬生首 備前の豪族にして、又壬生部の長也。類聚三代格卷一、天平三年の勅

に「戸座・備前國壬生首云々、右は女帝御宇の時に供奉」とあり。

10 壬生公 上野の豪族にして、毛野氏の族、壬生部公に同じ。弘仁四年二月紀に「上野國甘樂郡大領外從七位下勳六等壬生公郡守に、特に外從六位下を授く。戶口増益して、民の懐く所なれば也」と載せ、また貞觀十二年紀に「上野國群馬郡壬生公石道」あり、朝臣姓を賜ふ。これ等は上毛野公の族にて、壬生部の伴造たりし氏也。次項參照。

11 下野の壬生公 前項と同族にして、明匠略傳に「慈覺大師・諱は圓仁、俗姓壬生公。下野國都賀郡の人なり。其の先は崇神天皇第一の皇子豐城入彦、天皇の勅に隨ひて、行きて東國を治す。其の苗裔に及び、遂に郷人と爲る」と載せ、また天台座主記卷三に「圓仁和尙は下野國都賀郡の人、壬生氏、崇神天皇の苗裔」と云ひ、また日本往生極樂記に「延曆寺座主傳燈大律師位圓仁。俗姓は壬生氏、下野國都賀郡の人也」と。また諸門跡譜に「慈覺大師、法諱は圓仁、姓は壬生氏、下野國都賀郡の人、昔崇神天皇の第一皇子豐城入彦命、東國を察す。其の次子・留

りて郷人と爲る。仁は其の胤也。延曆十三年に生る」と。また貞觀六年正月紀に「延曆寺座主傳燈大律師位圓仁・卒す。圓仁・俗姓は壬生氏、下野國都賀郡の人也」なり見え、元亨釋書に「圓仁・姓は壬生氏、野の下州都賀郡の人也。昔崇神天皇の第一皇子豐城入彦・節して東國を察し、其の次子、留りて郷人と爲る。仁は其の胤也。延曆十三年に生る焉」など見ゆ。

12 高志壬生公 大伴氏の族にして、姓氏錄、右京神別に「高志壬生連。日臣命七世の孫・室屋大連の後也」と載せたり。第十七項參照。

13 稻城壬生公 垂仁帝の御裔、稻木之別の後にて壬生部の伴造たりし氏也。姓氏錄、左京皇別に「稻城壬生公。垂仁天皇の皇子鐸石別命より出づる也」と載せ、氏は東大寺古職卷、承和十四年實買家地券文に「左京六條三坊戶主從六位上稻城壬生公兼の戶口同姓物主」、また「保證内暨先位稻城壬生公綱連、稻城壬生公綱取、稻城壬生公眞綱」など見ゆ。而して文首に宇治郡印ありと云ふ、山城國人か。

14 稻城丹生公 前項氏に同じ。丹生(ニフ)條第九項を見よ。

15 壬生連 凡河内氏の族、茨城國造の一族にして、常陸なる壬生部の伴造たりし氏也。常陸風土記、行方郡條に「難波長柄豐前大宮取字(孝德)天皇の世、茨城國造小乙下壬生連麻呂」なる者見ゆ。

16 多臣族の壬生連 第四項壬生直小家主女を、天平神護二年正月紀に「壬生連子家主女」と載せ、又神護景雲元年三月紀に「常陸國筑波郡人從五位下壬生連小家主に、姓を宿禰と賜ふ」など載せたり。

17 高志壬生連 第十二項と同様、大伴氏の族にして、姓氏錄、右京神別に「高志壬生連。日臣命七世の孫・室屋大連の後也」と載せたり。

18 壬生吉志 武藏の豪族にして、拙著武藏に「此の壬生は如何なる皇子の壬生か詳かならざれど、恐らく御名代部の一たりしならん。吉士は韓半島より歸化せる者の後と思はるれど、その何處よりか詳かならず。其の族・難波の地に最も榮え、他の國にては、此の國以外、殆んど見えざれば、韓土より難波に移り、後その一部・當國に移住せしものなるべし。その移住の時代の如きは全く考ふべからずと雖、強いて想像を逞くすれば、安閑朝、

當國の地多し朝廷領となりし際、吉士は朝廷直屬の民なれば、難波の屯倉より移住せしものか。而して此の吉士と云ふはカベネの如きものにて、某吉志とあるは多く勢力ある氏なれば、此の氏の如きも、當地方の壬生部を支配し大勢力を有せしものならんと思はる。中古に至りても本郡の大領にして、その勢力を持續す。承和十二年三月紀に「己巳、武藏國言ふ、國分寺七層塔一基、去る承和二年、神火の燒く所と爲りて構立せざる也。前男衾郡大領外從八位上壬生吉志福正・申して云ふ、聖朝の御爲に、彼の塔を造らんと欲す。望み請ひ言上し、殊に處分を蒙らんと云へり。請に依りて之を許す」とある如く、承和中、武藏國分寺七層の塔一基を再建したる事實によりても察すべきなり。この福正は、類聚三代格卷八、承和八年五月七日の太政官符に「應に總收すべし、百姓二人の身分調庸の事。壬生吉志福成・年十九、壬生吉志眞成、年十三、並に男衾郡榎津郷戸主外從八位下壬生吉志福正の男」と見えたり。

19 壬生朝臣 上野國造家族なる壬生公の後にして、貞觀十二年八月紀に「上野

國群馬郡外從五位上壬生公石道に姓を壬生朝臣と賜ふ」と載せたり。

20 平群壬生朝臣 武内宿禰の裔平群氏の族にして、天平神護元年二月紀に「安房國平群郡人壬生美與曾、廣主の二人に、姓を平群壬生朝臣と賜ふ」と載せたり。子孫平群條參照。

21 壬生宿禰 第四項の後にて、神護景雲元年三月紀に「常陸國筑波郡人從五位下壬生連小家主に、姓を宿禰と賜ふ」と載せ、また同二年六月紀に「掌膳常陸國筑波采女從五位下勳五等壬生宿禰小家主云々、本國々造と爲す」など見ゆ。

22 筑前の壬生宿禰 筑前住吉社神官の補任狀(建保二年建武三年)に「大宮司佐伯朝臣、殿上大宮司壬生宿禰」などを載せたり。

23 丹生宿禰 ニフ條を見よ。

24 壬生眞人 皇別の貴姓にて除目大成抄等に見ゆ。

25 丹生眞人 ニフ條に丹生眞人、息長丹生長眞人等あり。

26 壬生忌寸 長谷寺緣起文(寛平八年)に此の氏人見ゆ。

27 山城の壬生氏 當國の物ならんと思は

る、計帳に「戸主壬生家親呂等五人、壬生運等三人、戸主小君等三人」を載せたり。

28 伊賀の壬生氏 天平勝元年の伊賀國阿拜郡植植野田賣買券に「壬生少親」などを載せ、下りて源平時代、壬生能盛あり。壬生野條を見よ。

29 近江の壬生氏 雄琴村の地主権現社は其の祖小槻今雄宿願を記す。

30 三河の壬生氏 扶桑果紀、治暦三年條に「賣飲郡渡津郷住人壬生眞世」見ゆ。

31 伊豆の壬生氏 三宅島に壬生氏ありて三宅記を傳ふ。

32 武藏壬生氏 第十八項壬生吉士の族にして、天台座主となりし圓澄は此の氏人なり。明匠略傳に「圓澄和尚、延暦寺第二座主、云々、壬生氏にて武藏國の人也」と載せ、また天台座主記に「第二、圓澄和尚、武藏國埼玉郡の人、壬生氏」と云ひ、また元亨釋書卷二に「釋圓澄、姓は壬生氏、武州埼玉郡の人云々、寶龜二年に生る」など載せたり。

33 安房の壬生氏 第二十項を見よ。

34 美濃の壬生氏 大寶二年の春日里戸籍に此の氏人見ゆ。

35 信濃の壬生氏 貞觀三年十一月紀に、「信濃國人壬生賴主」あり。

36 上野の壬生氏 甘樂郡高尾邑に仁治四年二月廿六日の碑ありて、壬生忠家、壬生〇〇、壬生文重、壬生安久、壬生助〇等を載せたり。第十項氏の裔也。

37 下野の壬生氏 第十一項、及び五十五項を見よ。

38 陸奥の壬生氏 慶雲四年五月紀に「陸奥國信太郡生王五百足」あり、類聚國史の一本には壬生に作る。

39 陸奥の壬生氏 今昔物語卷十四に壬生良門あり。

40 若狭の丹生氏 貞觀十二年十月紀に「若狭國遠敷郡丹生弘吉、云々、勅して位二階に叙す」など載せたり。

41 越前の壬生氏 拾芥抄に「延暦十二年云々、諸國をして、新宮の諸門を造らしむ云々。越前國は美福門を造る、壬生氏也」と見ゆ。

42 備前の壬生氏 類聚三代格卷一、天平三年の勅に「戸座・備前國壬生云々、右は女帝御宇の時に供奉す」とあり。

44 讃岐の壬生氏 寛弘元年の大内郡戸籍に壬生吉女・見ゆ。

45 肥前の壬生氏 千栗宮舊記に「養父郡司壬生春成・夢に神教を得て、報めて本祠を祠す」と。蓋し元正朝頃の人ならんと。而して三橋氏曰ふ、春成の裔孫は今尚ほ養父村に在りて、壬生茂兵衛と稱し、春成の碑は養父八幡の祠後に在り。(地理志料)と。

46 肥後の壬生氏 持統紀十年條に「肥後國皮石郡壬生諸石」見ゆ。

47 筑前の壬生氏 早良郡飯盛神社の大宮司職青柳氏は其の先壬生氏也、後世原田氏の子弟を養子し、大藏姓と稱す。

48 筑後の壬生氏 高良山の社人に壬生清松あり、「御厨小舎人口口也」と見ゆ、カウラ條參照。

49 大壬生氏 オホミヅ條を見よ。

50 村上源氏 堂上家の稱號にして、尊卑分脈に「具平親王―師房―顯房―(八男)薄雲中納言雅兼―諸隈源中納言雅賴(號壬生)―兼忠(號壬生中納言)―雅具(權中納言)―雅言(大納言)―雅憲(權中)―雅康(權中)―雅顯(參議)―雅宗(右少將)―雅季(參議)―雅豐―」と載せたり。

54 壬生官務家 小槻姓にして小槻隆職の



壬生

55 下野後世の壬生氏 本條第十一項、及び壬生部條第二十九項を參照せよ。字都宮與廢記に「壬生、鹿沼の兩城主壬生上總介義雄は、下總守綱雄の子にして、初名を彦五郎氏勝と云ひ、其の先祖は崇神天皇の皇子豐城入彦命の後裔、壬生部公より出で、高祖筑後守胤業・當國に下向し、字都宮正綱に従ひて壬生の城を築き、是に住す。其の子筑後入道東國が時、鹿沼の城を合せ領す。凡そ南は都賀郡大宮村、西は安蘇郡足尾山、北は鹽谷郡高原山を限りて所務し、一萬貫餘の分限にて、字

56 系圖 されど暫く舊説に従はん、字都宮系譜に「京都官務の庶流、壬生彦五

那風業・富家に來りて、家臣と爲る云々」と載せ、壬生系圖に「垂仁天皇の後胤、小槻宿禰今雄の苗裔、壬生官務庶流。胤業（筑後守、彦五郎、文正二年乙丑卒、七十、法名龜雲道鑑、號常樂寺）——綱重（筑後守、左衛門佐、大永三年癸未卒、七十六、法名拈蓋東閣、號大徹院）——綱房（中務少輔、弘治元年乙卯三月十七日卒、七十七、法名雲山良瑞、號龍柱院）。その弟周長（號德雲齊、甥綱雄・宇都宮に叛く、仍つて之を討つ。後年其の子義雄の爲に生害）、弟資長（左衛門尉、綱次郎、大門宿を領す、今上殿村と云ふ）——資忠（大門圖書助、綱七郎）」と。

次に「綱房——綱雄（下總守、中務大輔、天正四年丙子二月二十五日、叔父周長の爲に生害云々、法名惠光芳智、號龍昌院。その弟昌勝は日光山坐禪院住持なり）——義雄（上總介、中務大輔、幼名氏勝、天正十八年庚寅七月八日病死、時に相州酒匂川在陣、法名雄山文英、號寒光院。その妹は皆川山城守藤原廣照の室、隆唐の母にて鶴子と云ふ）——女子（伊勢龜と稱す。一色左衛門源滿義の室）」と。

又押原推移録、壬生氏系譜略に「壬生義

後守（幼名彦五郎）胤業は、京都壬生氏の庶子、武家の望みありて下野國に下り、壬生新町堀の内に城を築く、實に寛正三年の年なり。文明元年己丑、雄琴大明神の祠を建て、城の鎮守とし、文正二年乙丑卒す。其の墓・常樂寺に存す」と云ひ、又「三代目筑後守意安（綱重）は大永三年、始めて鹿沼を領し、天文元年壬辰、坂田山の城を築きて龜城と號す。三子あり、長男下總守綱房、二男日光座主（坐禪院、昌勝阿闍梨）也。同三年甲午、當城の鎮守として、大同年中より日光三社の御所の森にありしを、曲輪の内に遷坐なし奉り、今宮大権現と稱す」と。

又壬生系譜には「初代筑後守某、二代筑後守胤業、三代筑後守意安、四代下總守綱房、五代上總介義雄」とあれど、こは誤にて「綱房——綱雄——義雄」なり。

57 居城 國志に「壬生城は都賀郡壬生郷にあり。寛正三年壬午十月、壬生筑後守胤業（彦五郎）はじめて築く。壬生氏住するに依つて、當所を壬生と云ふ。古名は上ノ原といひし所なり」と。凡そ一萬貫の地を領せりと云ひ、又「加沼（鹿沼）城は鹿沼の坂田山に在り。天文元年、筑

後守綱重築く」と。

58 氏人 東路の菴（永正六年）に「室八島。近き程なれば、亭主壬生中務少輔綱房、云々」と載せ、また「鹿沼と云ふ所に、綱房の父筑後守綱重の館あり、一宿して、念比の痛はり、筆にも盡し難し」と。又君島系圖に「六郎胤家（母は壬生上總介義雄女、大永七年卒）——太郎左衛門尉廣胤（母は壬生美濃守、高宗の女）」と見え、又鹿沼今宮天文甲午の棟札に「神領惣政所壬生下總守綱房」を載せ、古戦録に「紀清兩黨、壬生、笠間、云々」と云ひ、慶安四年巡見使山中勘兵衛の記に「鹿沼町古城・壬生上總介城跡」とあり。又上總介義雄が天正十五年の今宮棟札は今猶ほ存すとぞ。同十八年に至り、小田原に出陣して、竹浦口を守り、七月酒匂川に卒す。かくして壬生、鹿沼の兩城潰滅す。

59 秀郷流藤原姓 足利中宮亮有綱の男親綱・壬生四郎と云ふ、下野壬生に住せしに據ると見ゆ。

60 宇都宮氏族 横田系圖に「鶴中守親業——朝業（壬生三郎、早世）」と載せたり。

61 山縣氏族 安藝國の豪族にして、藝藩國志、山縣郡城に「壬生山は壬生村に

生

あり、一に多門寺山と稱す。相傳ふ、壬生莊五郎の所居。毛利氏に亡ぼさる。按ずるに、莊五郎は吉川の家人。山縣支蕃が子、本氏は山縣なりしを、村名に因つて壬生とも呼しにや。下に載る茗荷丸の主と、別人にあらじ。よつておもふに、東鑑、元久年間、山形五郎等・忠を爲して、此處の地頭職となりしと見えれば、其の裔世々、此の城に在りしなるべし」と。

62 安藝の壬生氏 前項參照。又通志、豐田郡條に「壬生氏宅址は田野浦村の内、そふ山にあり。忠岑の舊地なりといひ傳ふれど、おぼつかなし」と。

63 河野氏族 伊豫の豪族にして、河野系圖に「通清——通員——通倫（壬生七右衛門）」とあるより出づ。豫章記も同じ、猶ほ壬生川條參照。

64 土佐の壬生氏 文祿四年の黒岩舊記に壬生親光を載す、片岡、黒岩等の條參照。

65 雜載 その他、久山系圖に粟井壬生善兵衛を載せ、又北野天神社家（川井條）に見え、信濃等にも存す。

ミフ 前條氏に同じ。

1 生君 筑前の豪族にして、壬生部の傳遺家也。川邊里戸籍に「生君鑑、生君多

生部

2 大生直 但馬、オホミヅ條を見よ。

1 遠江の生部 天平十年の駿河國正稅帳に「遠江國使生部牛麻呂」を載せたり。

2 駿河の生部 萬葉集卷廿に壬生部道麻呂あり。當國の人也。

3 下總の生部 正倉院文書、少播磨戸籍に「戸主生部島、外五人」を載せたり。

4 美濃の生部 同上文書牛布里戸籍、戸母に「妻に二、其他三人、肩々里戸籍、一人、郷里未詳戸籍、戸に「寄人に一人の生部氏を載せたり。

5 越前の生部 天平神護二年の當國國司解に「岡本郷戸主生部豐足、赤江郷戸主生部善」等を載せたり。

6 出雲の生部 賑給歴名帳に「日置郷生部麻呂、加夜里生部浦身賣、足幡里生部餘賣」、其他「生部八島女」等あり。簸川郡に二部なる地名存す。

7 備中の生部 第十一項參照。

8 筑前の生部 正倉院文書、川邊里戸籍に「生部比呂麻呂等、四人」を載せたり。

生部

9 豐前の生部 同上文書、丁里戸籍に生部根麻呂を載せたり。

10 豐後の生部 天平九年の當國の正稅帳に「球珠郡主帳外大初位下勳十等壬部宮立」あり。和名抄、當國海部郡に丹生郷を載じ。

11 生部首 生部、即ち壬生部の伴遺家也。備中に存し、大稅貢死亡人帳に「賀夜郡大井郷田後里戸生部首加部良」を載せ、また類聚三代格卷一、天平三年の勅に「戸座・備中國生部首、云々。右は皇后宮に供奉す」とあり。

12 生部臣 壬生臣に同じく、春日氏の族、ならん。拾芥抄に見ゆ。

13 生部臣族 出雲に見ゆ。天平の賑給歴名帳に「生部臣族島足女」なる者を載す。

14 生部連 常陸の豪族にて、壬生連に同じ。延暦廿四年紀に「常陸國人生部連廣成、特に從八位下を授く。私物を出し、屢々貧民を救ふを以つて也」とあるは此の氏人也。

15 生部直 生直に同じ。天應元年三月紀に「生部直清刀自」なる者見ゆ。

16 大生部直 山城。オホミヅ條を見よ。

17 生部君 壬生君に同じ。美濃國屑々里

大寶二年戸籍に生部君朝占なる者見ゆ。丹波氏の族なるべし。

壬部 ミフ ミフベ 壬生に同じ、猶ほ壬生部參照。

1 阿波の壬部 類聚三代格、天平三年の勅に「戸座・阿波國壬部、云々。右は男帝御字の時に供奉す」とあり。

2 蝦壬部首 尾張氏の族也、タヂヒ條を見よ。

御深 ミフカ 其後に御深御庄あり。

身深 ミフカ 豊前に此の氏あり。

壬生川 ミフカハ ニフカハ 伊豫國の豪族にして、桑村郡壬生川邑より起る。河野系圖に「通清—通倫—壬生七右衛門」、弟通興(號壬生川、河内守)—通光(壬生川孫右衛門)—宗賢坊—弘兼(桑原氏祖)—通國(號桑原、遠江守)—□□(號壬生川、攝津守)より載せ、又越智系圖に「通清—宗賢房(號出賢、出雲房)—弘兼(桑原)—通國(桑原遠江守)—某(壬生川攝津守)—通貞(同河内守)—通光(孫右衛門)—通倫(七郎右衛門)—通景(清右衛門尉)」と見ゆ。

癸生川 ミフカハ 日用重寶記に此の訓見ゆ。前條氏に同じ。

三瀧 ミフク 伊豆に此の地名あり。

御袋 ミフクロ

三瀧 ミフチ ミツフチ

1 藤原北家日野氏族 尊卑分脈に「日野有信—大學頭宗光—文章博士宗業—木工權頭美茂—大膳大夫遠業—宮内少輔光遠—大膳大夫光綱(三瀧、武家私作)、弟爲茂」と載せ、また日野一流系圖には「光遠—光綱(大膳大夫、從四下、右子孫、三瀧)」と載せたり。

2 清和源氏 山城國三瀧邑より起る。家傳、或は「尊氏の落胤也」と云ひ、或は「義滿の庶子大和守持清の後に、義持に仕へ、引付頭人」と云ふ。後「細川利部少輔元有の二男伊賀守晴貞・母は三瀧伊賀守晴貞の女なるが故に、舅加賀守晴恒の養子となる」と、「晴貞—大和守頭家(藤英)—弟藤孝・細川氏を繼ぐ」と。家紋丸に横二引、五三桐。

三瀧氏系圖に「其の先、尊氏公の落胤たりと雖、傳々不詳。某(播磨頭)—晴貞(伊賀守、制髮號宗業)—藤英(大和守)—秋泰(彌四郎)—藤利(伯耆守)—尙正(健殿助)—勝正(又四郎)—光政(又三郎)」と載せ、一に義滿の庶子「大和守持清(山城國三瀧住)—能登守晴重—伊賀守晴政—

加賀守晴貞—晴恒—大和守晴貞(細川元有の男)—大和守藤英—彌四郎秋泰—藤利(斧山)」と見ゆ。

3 氏人 永享以來御番帳に「一番・三瀧又次郎、三瀧中務大輔」を載せ、又文安年中御番帳に「一番・三瀧又次郎」を挙げ、長享元年常徳院殿様江州御勤座當時在陣衆着到に「一番衆・三瀧次郎晴光」、永祿六年諸役人附に「光源院殿御代、當參衆・申次三瀧伊賀入道宗業、御部屋衆、三瀧伊賀入道宗憲、同彈正左衛門尉藤英(八十)・任大和守、三瀧彌四郎秋泰」等見ゆ。而して見聞諸家紋に

一番・三瀧

4 近江の三瀧氏 康正造内禮段引付に「五貫文・三瀧掃部助殿、江州□山庄、段錢」と。

5 三河の三瀧氏 同上引付に「三百五十文・三瀧掃部助殿、三河國荒井、並萩分段錢」と。萩、清家等の條參照。

6 細川氏族 細川利部少輔元有に二男あり、兄は播磨守元常、弟は伊賀守晴貞、晴貞・三瀧氏を繼ぎ、入道して宗憲と云

壬生野 ミフノ 伊賀國阿拜郡壬生野庄より起る。盛衰卷記四十一、元暦元年に平田四郎貞繼法師・伊賀伊勢兩國の勇士を催し、壬生野平田にあり。「伊賀國住人壬生野新源次能盛と云ふ者の計らひ申けるは、云々とて、三百餘騎の兵を引率して、柘植郷、奥野、道芝、打分けて、近江國甲賀郡上野に南へむけて陣を取る」と。能盛は敵に射落さる、乗替の童・飛下り主の首を振落して、壬生野の前に馳歸る云々と。

ふ。宗憲の異母弟・遠野守元常に愛はれ、その男忠興・又細川中務大輔輝經の家を嗣ぐと。詳細は細川、長岡等の條に詳か也。

三瀧伯耆守



7 江戸幕臣 第二項の顯家(藤英)の男伯耆守光行の後に、千二百石を領す。家紋丸に横二引、五三桐。寛永系圖に桐蔭に、

美藤 ミフチ ヒトウ 三河國の名族にして、設樂郡赤羽屋敷は美藤源内の居所と云ふ。

見藤 ミフチ 備前等に此の氏存す。

御船 ミフネ、和名抄、出羽國山本郡(羽後)に御船堀を收む。その他、肥後等に御船、又紀伊に御舟山あり。

1 御船宿禰 百濟族にして船連の後也。天長十年八月紀に「河内國入戸主外從五位下御船宿禰氏主等、本居を改めて、右京六條に貫附す」と載せ、また貞觀五年、紀に「右京人御船宿禰産主、佐世、氏柄、助道等に、菅野朝臣姓を賜ひ、又「河内國丹比郡人左兵衛權大志正七位上船連貞

直に、性を御船宿禰と賜ふ。産主等の先は、百濟國貴族王より出づる也」と見ゆ。猶ほ類聚符宣抄卷七にも「貞元二年、菅野朝臣姓を賜ふ」事を載せたり。船、菅野等の條參照。

3 肥後の御船氏 益城郡の御船邑より起る。御船阿波守行房なる人・御船城に據りしが、後甲斐氏の居城たり(國志)と、これより前、阿蘇文書に「興國六年十月、味木庄御船城云々」、また太平記、應安七年(元中三年)に御船河内守盛安あり、關係あるか。又五條家文書に「御船御所云々」の事見ゆ。

三船 ミフネ 御船氏に同じ、又大和、上總等に此の地名存す。而して、佐々木清高の士に三船資成あり、南北朝の頃の人也。下つて津山藩分限帳に「六石三人扶持三船藤四郎、伴三船平藏」その他、三船孫八等見え、又武藏、攝津等に存す。

丹人部 ミフヒトベ ニフヒトベ條を見よ。

壬生部 ミフベ 職業部の一也。壬生はミフと訓ず。又ミフとも云ひ、丹生の字を宛つ、又生部、壬部等に作る。而して皇極紀に「乳部・此を美夫と云ふ」と見ゆるにより、乳部の意にて、皇子御養育に仕へ奉る人々、及び其の封民を壬生部と云ふ也。天孫本紀に「品太(應神)天皇云々、尾綱連に勅して宣ふ、汝が腹より産まるゝ十三皇子等は、汝みな養ひ日足し奉らん」と。時に連・大いに歡喜びて、己が子種産連、外妹毛良姫の二人を壬生部に定む」とあるは御養育掛の例にして、皇極紀元年條に「蘇我

大臣殿談、云々、更に悉く上宮乳部の民を聚めて、警兆所に役使す。是に上宮大姫姫王・慎を發し給ひ、歎いて曰ふ、蘇我臣・專ら國政を擅にし、多く無禮を行ふ。天に二日なく、國に二王なし。何によりて、意の任に悉く封民を役するかと。また山背大兄王が、蘇我氏に迫られ給ひし際、三輪文屋君、王に勸めて、東國に詣り、乳部を以つて本と爲し、師を興して還り戦はば、其れ必ず勝たん矣」とあるは、上宮太子の壬生部にて、封民の例なり。

此等兩者の壬生部は、各皇子に存す。多くは一時的にて、其の職を完せる後は其の名を失ふ。されど時には御名代部として、其の皇子薨去後も、皇子養育に與りし人々、及び其の封民を以つて、一の品部を組織し、其の皇子の御名を貢ふ。例へば、蘇我壬生部は水鏡列傳の壬生部の後にて、上宮乳部は上宮太子の壬生部として仕へし人の子孫也。其の一時的なりし例を擧ぐれば、天武天皇崩去の後、諱を奉る際、「大海宿禰菟瀨・壬生の事を諱す」と載す。こは大海宿禰・天武帝の壬生たりしにより、壬生部の人を代表して諱し奉りし也。此の人が天武帝の壬生なりしは、帝の御諱大海人と申し奉るに上りて、封民の例なり。

りても窺ふに足らん。皇子の御名は壬生に仕へし人の氏名をとる事多し。次に此の壬生部が各皇子に存せし事は、大化二年紀に「其れ群の臣連、及び伴造、國造が有てる、昔在る天皇の日に置きける子代入部、皇子等が私に有てる御名の入部、皇祖大兄の御名入部、及び其の屯倉云々。故れ入部五百二十四口、屯倉一百八十一所を獻る、云々」とあるにより知るべし。入部とは旁訓にヒルトモ、或はイルベとあれど、實は壬生部也。入は吳音ニフにて、和名抄に讚岐國大内郡入野郷を爾布乃と註せり。而して壬生も亦ニフとも云ひしは、和名抄に筑前上座郡壬生郷を爾布、安房長狭郡壬生郷を爾生と註するにより容易に知る事を得べし。よりて丹生とも書す。和名抄に、「伊勢國飯高郡に丹生郷(爾生)、若狭國遠敷郡に丹生郷(爾生)、土佐國安藝郡に丹生郷(爾生)」など見ゆ。

此の壬生部の内には、仁德紀七年條に「大兄去來、爾別皇子の爲に、壬生部を定む」と載せ、また仁德段に「亦太子伊邪本和氣命の御名代と爲して、壬生部を定む」など見ゆるが故に、去來爾別尊(後の履仲天皇)の御名代部の名は壬生部と云ひしが如く思はる。

るれど、こは此の尊の壬生部を御名代として定め給ふの意味にて、其の實、此の尊の御名代部は恐らく稚櫻部、或は伊波禮部かと考へらる。その後、また推古紀十五年條に「壬生部を定む」とあるは、推古帝の壬生部か、上宮壬生部か、或は他の皇族のそれか、詳かならず。1 大和の壬生部 前記、及びミフハ條を見よ。

2 河内の壬生部 以下は皆壬生の事に仕へし者、及び皇子皇女の封民たりし者なる事明白なれど、一々何皇子、何皇女の壬生たりしか詳かならず。或は御名代として殘し給ひし以外、猶ほ常に壬生部として仕ふる部民もありたるにて、此れ等も其の一名。即ち推古紀の壬生部の如き、或は然らん。

- 8 遠江國河の壬生部 和名抄、磐田郡に壬生郷を收め、爾生と註す。氏人は生部、及び生玉部條を見よ。猶ほ丹生條參照。
- 9 相摸の壬生部 壬生條を見よ。
- 10 安房の壬生部 長狭郡に壬生郷(爾生)ありて、和名抄に見え、又安房郡岩井村大字に二部あり。
- 11 下總の壬生部 正倉院文書、大島郷戸籍に壬生部眞若賣を載せ、軒托郡(香取)少輔郷戸籍に「壬生部波奈、外九人」見ゆ。猶ほ生部條を見よ。
- 12 常陸の壬生部 ミフハ各條を見よ。
- 13 近江の壬生部 丹生部條を見よ。
- 14 美濃の壬生部 池田郡に壬生郷ありて和名抄に見え、大寶二年の三井田里戸籍に「壬生部古賣」等を收む。その他、生部、丹人部等の條參照。又飛騨に丹生部あり。
- 15 兩毛の壬生部 都賀郡に壬生町あり。その他、丹生部、壬生等の條を見よ。
- 16 奥羽の壬生部 丹生部條を見よ。
- 17 北陸の壬生部 丹生部、生部條を見よ。
- 18 三丹の壬生部 丹生部、生玉部等の條を見よ。
- 19 伯耆の壬生部 日野郡に二部なる地名あり。

- 20 出雲の壬生部 生部條を見よ。
- 21 備前の壬生部 類聚三代格卷一、天平三年六月廿四日の勅に「戸座・備前國壬生部、云々、右は女帝御宇の時に供奉す」とあり。その他ミフハ各條參照。
- 22 安藝の壬生部 山縣郡に壬生郷ありて和名抄に見ゆ。後に壬生庄起る。その他はミフハ條參照。
- 23 防長の壬生部 美敷條を見よ。
- 24 紀伊の壬生部 丹生、丹生部等の條參照。
- 25 阿波土佐の壬生部 壬部、丹生部等の條を見よ。
- 26 伊豫讚岐の壬生部 天孫本紀に「尾綱連云々、己が子稚彦連、外妹毛良姫の二人を壬生部と定む。今に奉る人三口、此の連名請連名談二人以字長枝中。今案ずるに此の民部の三孫は、今・伊與國に在り云々」と載せ、而して周桑郡に壬生川あり。關係あるか。猶ほ周數、尾張等の條參照。次に讚岐の此の部は丹生部條參照。
- 27 豊前豊後の壬生部 生部條を見よ。
- 28 筑紫の壬生部 上座郡に壬生郷(爾布)ありて和名抄に見ゆ。氏人は壬部、壬生等の條を見よ。
- 29 壬生部公 毛野氏の族にして、壬生部

- 30 壬生部直 聖武紀、神龜元年條に「壬生部直三種麻呂」なるもの出づ。壬生直に同じかるべし。
- 丹生部 ミフハ 前條、及びミフハ條參照。
- 1 大和の丹生部 富國に丹生庄あり、丹生條を見よ。
- 2 攝津の丹生部 富國に丹生庄あり、ニフ條を見よ。
- 3 伊勢の丹生部 丹生郷、丹生神社等あり。
- 4 近江の丹生部 伊香郡丹生は此の部民の住居せし地也。
- 5 飛騨の丹生部 大野郡に丹生村あり。
- 6 上野の丹生部 甘樂郡に丹生郷ありて和名抄に見え、又貞觀十七年十二月紀に「上野國正六位上丹生神」見ゆ。
- 7 羽前の丹生部 北村山郡に丹生村あり。
- 8 若狭の丹生部 遠敷郡に丹生郷(爾生)ありて和名抄に見え、神名式、同郡及び三方郡に丹生神社を載せたり。
- 9 越前の丹生部 丹生郡に丹生郷あり

て、和名抄に見え、神名武、敦賀郡に丹生神社を載す。

10 但馬の丹生部 延喜式、美含郡に丹生神社あり。

11 紀伊の丹生部 日高郡に丹生村あり。その他ニフ條参照。

12 讃岐の丹生部 大内郡に入野郷(爾生乃)ありて、和名抄に見ゆ。今丹生村あり。また伊豫に鈍川あり。

13 土佐の丹生部 安藝郡に丹生郷(爾生)ありて和名抄に見ゆ。

14 豊後の丹生部 和名抄、富國海部郡に丹生郷を載む、ニフ條参照。氏人は生部條を見よ。

生玉部 ミブベ イクタマベ 蓋し壬生部に同じかるべし。遠江に在りて、萬葉集卷廿に「佐野郡生玉部足國」なる者見ゆ。

生玉部 ミブベ イクワウベ これも壬生部ならん。延喜式、丹後國竹野郡に生玉神社あり。

三重 ミヘ 伊勢國に三重郡あり、和名抄に美倍と註す。次に丹後國丹波郡に三重郷見え、神名式、與謝郡に三重神社を載せ、下つて正應田數目録に「丹波郡三重郷田二十二町」と。次に播磨國賀茂郡に三重郷を

載せたり。

三穂 ミホ 駿河、出雲、紀伊等に此の地名あり。又前各條参照。

○菅原姓 美作國の豪族にして、菅知頼の玄孫滿佐・三穂太郎と稱すと傳ふ。東作誌、勝田郡豊田庄高丹村神社條に「三種大明神・諸山に在り、祭神三種太郎滿佐」と。又同郡同庄關本村神社條に「三保大明神・社人長尾一馬、諸末社十一社」と。菅原、有元等の條参照。

三浦 ミホ 海東諸國記に「毛郡伊浦(一百餘戸)・護軍三浦耶大郎は賊首護軍藤永繼の子なり。辛巳年、圖書を受く。來れば則ち米豆並せて十石を賜ふ。司正有羅多羅、又の名は可文慈成源貞、乃ち三浦耶大郎の兄なり。戊寅年に職を受くと。司正豆留保時は藤九郎の次子なり。庚寅年、職を長子に受くる也。三浦羅・今來りて朝に侍し司正と爲る」と。

三星 ミボシ 大和國吉野郡小原庄古町村

景行天皇孫に「五十功彦命は三川三保君、云々の祖」と見ゆ。

御大 ミホ 出雲に御大御前あり、記紀に見ゆ。三保に同じ。

○御大臣 天孫本紀に「御大臣の女黒媛」を載せたり。

三穂 ミホ 駿河、出雲、紀伊等に此の地名あり。又前各條参照。

○菅原姓 美作國の豪族にして、菅知頼の玄孫滿佐・三穂太郎と稱すと傳ふ。東作誌、勝田郡豊田庄高丹村神社條に「三種大明神・諸山に在り、祭神三種太郎滿佐」と。又同郡同庄關本村神社條に「三保大明神・社人長尾一馬、諸末社十一社」と。菅原、有元等の條参照。

三浦 ミホ 海東諸國記に「毛郡伊浦(一百餘戸)・護軍三浦耶大郎は賊首護軍藤永繼の子なり。辛巳年、圖書を受く。來れば則ち米豆並せて十石を賜ふ。司正有羅多羅、又の名は可文慈成源貞、乃ち三浦耶大郎の兄なり。戊寅年に職を受くと。司正豆留保時は藤九郎の次子なり。庚寅年、職を長子に受くる也。三浦羅・今來りて朝に侍し司正と爲る」と。

三星 ミボシ 大和國吉野郡小原庄古町村

景行天皇孫に「五十功彦命は三川三保君、云々の祖」と見ゆ。

御大 ミホ 出雲に御大御前あり、記紀に見ゆ。三保に同じ。

○御大臣 天孫本紀に「御大臣の女黒媛」を載せたり。

三穂 ミホ 駿河、出雲、紀伊等に此の地名あり。又前各條参照。

○菅原姓 美作國の豪族にして、菅知頼の玄孫滿佐・三穂太郎と稱すと傳ふ。東作誌、勝田郡豊田庄高丹村神社條に「三種大明神・諸山に在り、祭神三種太郎滿佐」と。又同郡同庄關本村神社條に「三保大明神・社人長尾一馬、諸末社十一社」と。菅原、有元等の條参照。

三浦 ミホ 海東諸國記に「毛郡伊浦(一百餘戸)・護軍三浦耶大郎は賊首護軍藤永繼の子なり。辛巳年、圖書を受く。來れば則ち米豆並せて十石を賜ふ。司正有羅多羅、又の名は可文慈成源貞、乃ち三浦耶大郎の兄なり。戊寅年に職を受くと。司正豆留保時は藤九郎の次子なり。庚寅年、職を長子に受くる也。三浦羅・今來りて朝に侍し司正と爲る」と。

三星 ミボシ 大和國吉野郡小原庄古町村

景行天皇孫に「五十功彦命は三川三保君、云々の祖」と見ゆ。

御大 ミホ 出雲に御大御前あり、記紀に見ゆ。三保に同じ。

○御大臣 天孫本紀に「御大臣の女黒媛」を載せたり。

收めて、高山寺本に美倍と訓じ、次に筑後國山本郡に三重郷、豊後國大野郡に三重郷、肥後國山鹿郡に三重郷あり。その他、若狹、肥前等にも此の地名存す。

1 伊勢の三重氏 古事記、雄略天皇段に「伊勢國の三重姓」あり、歌をよみて罪を免れ縁を賜はること見ゆ。

2 桓武平氏 伊勢平氏の一にして、尊卑分脈に「桑名九郎良平—攝津守桓平—宗平—周防守政平(三重姓)—太郎左衛門尉新平(親平)—佐渡守行政—左衛門大夫政秀(建武二、從五下)—太郎右兵衛尉政兼—太郎左衛門尉恒政、弟彦太郎政信—政長(應永卅一年、廿九歳)」と見え、諸家系圖も同様にして、常徳院江州勅産着到に「大和三重左京亮」あり。

3 大神姓 豊後國大野郡三重郷より起る。豊後大神(佐伯)系圖に「惟基(大彌太)の九男惟盛(三重九郎大夫、元慶元丁酉年、父惟基の名代として參内、同年三月十三日に、大神朝臣緒方權大夫從五位下、豐後日向守護職に叙せらるる)—惟衡(白杵大六)—惟用(白杵大七)」

日吉社社人に三星駿河あり。その他、攝津、武藏等に存す。

三堀 ミホリ 武藏に此の氏見ゆ。

御堀 ミホリ オホリ條を見よ、又武藏に有り。

三馬 ミマ 和名抄、加賀國石川郡に三馬郷を收めて美萬と註す。

三摩 ミマ

三間 ミマ ミツマ 和名抄、伊豫國宇和郡に三間郷を收めて美滿(萬)と訓ず。

1 清和源氏小笠原氏族 家紋・丸に鳩草、卍文字、關丸。牧野右馬允康成家臣武左衛門正信の男伊大夫好將・江戸府に仕ふ。その他、牧野家臣に多し。

2 伊勢の三間氏 奄美郡の豪族にして、大古曾邑に館址あり。文明年中、長野工藤氏の黨與三間忠保・此處に居り、永祿十年、親饒の時に至り城陥り、家たぶ。遺子三郎は専修寺の家從となる(伊勢名勝志、三國地誌)とぞ。

美馬 ミマ 阿波國に美馬郡ありて、和名抄に美萬と註す。

1 清和源氏 阿波の豪族、麻績條参照。

2 蘇我姓 香美條、片山條等を見よ。又見聞諸家紋に

惟長 山中大師、兼
惟榮 薩摩國山香郷下村傳に在
惟時 佐賀國、藤原朝臣
惟興 實業五郎、豐前中津城主

又緒方惟榮の第四男を三重惟家と云ふ、佐伯條参照。

4 肥前の三重氏 肥前古跡記に「佐嘉郡三重新北明神は三重村に在り。傳へ言ふ、嵯峨天皇の時、三重某・出雲大社を影祀す」と(地理志料)。

5 雜載 台記別記、久安六年に「藤原宗通・肥後三重莊を其の子通信に讓る」と。又京都の陽明學者に、三重新七郎貞亮あり、松庵と號す。

三邊 ミヘ 前條氏と通ず。

三重野 ミヘノ 肥前に三重野庄あり、その地より起るか。

見穂 ミホ 和名抄、長門國厚狹郡に見穂郷を載む。又駿河の三保も見穂に作る。

美保 ミホ 和名抄、出雲國島根郡に美保郡を載む。又延喜式に美保神社あり、事代主命を奉祀す、現今八束郡美保關村に鎮座す。

三保 ミホ 三河、駿河等に此の地名あり。

○三保君 景行帝の御裔にして、舊事記、

その後、蜂須賀藩創業文武有功の士に見え、又幕末、美馬郡里邑の僧美馬櫻水(君田、土佛)は選俗して援造詣と云ひ、勤王家たり。又土佐にも存す。

味間 ミマ アヂマ條を見よ。又丹波志に味間新村兵左衛門・見ゆ。

御望郷 ミマウガウ ミマカハカ。

御牧 ミマキ 筑前に御牧郡あり、遠賀郡の事也。又山城國久世郡に御牧庄あり。

1 藤原姓 山城の豪族にして、御牧庄より起る。見聞諸家紋に、

山城之御牧

豊繼に、御牧三左衛門尉あり、明智方にて中川清秀に討たる、ナカガハ條を見よ。

2 幕臣 川村氏の裔也。家紋丸に末の古文字、丸に薺。寛政系譜に「五兵衛昌忠・幕臣となるに及び此の氏に改む。御牧は山城の邑名にて先住の地也」と見ゆ。

三牧 ミマキ 近江の名族にして、丸に橋を家紋とす。又尾張海西郡西條邑の人三牧

美馬

山城之御牧

豊繼に、御牧三左衛門尉あり、明智方にて中川清秀に討たる、ナカガハ條を見よ。

2 幕臣 川村氏の裔也。家紋丸に末の古文字、丸に薺。寛政系譜に「五兵衛昌忠・幕臣となるに及び此の氏に改む。御牧は山城の邑名にて先住の地也」と見ゆ。

三牧 ミマキ 近江の名族にして、丸に橋を家紋とす。又尾張海西郡西條邑の人三牧

藤原秀胤は勳王家として名あり。

三卷

ミマキ 前二條參照。

美作

ミマサカ 美作國は和名抄に美萬佐加と註す、古代は吉備國に屬す。その他、攝津に美作庄(東寺文書)見ゆ。

- 1 美作國造 和氣氏の族なり。此の國造は國造本紀に「美作國造」諸羅朝、和銅六年に、備前國を割きて、美作國を置く」とあれど、國造の事見えぬ。次に日本後紀、延暦十八年二月條に「美作、備前國造和氣朝臣清麻呂」と見ゆれど、古の國造と異なれり。猶ほ清麻呂の高祖父佐波良、曾祖父波伎豆、祖宿奈、父乎麻呂、並に美作備前兩國々造を贈らる。是もと當地方が此の氏の領土たりし藤野縣の一部にして、後に美作、備前の二國と爲れりと云ふ傳あれば也。即ち同上紀に「詔して佐波良等四人、並に清麻呂を以つて、美作備前兩國々造と爲す」と。贈官也。
- 2 美作真人 天智帝の御裔にして、弘仁三年六月紀に「左京人美作真人豐庭等に、淡海朝臣姓を賜ふ」と。淡海條參照。
- 3 名和氏族 名和系圖に「長田小太郎行高—高重(美作判官)」と見ゆ。
- 4 武藏の美作氏 新編風土記、播磨郡條

に「坂戸村・正平の頃、美作左衛門大夫といひし人、此所を領せし南朝の下文あれば、古くより開けし事は論なかるべし。その文に「判、下す、美作左衛門大夫家泰、武藏國稻毛庄内坂土郷を領知すべき事。右勳功の賞となして宛行ふ所也。正平七年二月二十一日」と。是によれば昔は坂土と書きし也」と。又「相摸國愛甲郡内船木郷榎原五郎左衛門尉廣云々」と見ゆ。

- 5 雜載 その他、東鑑卷二十、二十三に美作藏人朝親、二十一に美作左近藏人、三十一、三十五、三十八に美作前司時綱、四十に美作藏人入道、四十八に美作左近大夫、夫藤朝、四十八、五十に美作左近大夫、五十一に美作左衛門大夫、五十二に美作左衛門藏人家教等見ゆ。
- 又東寺文書、正應元年七月一日に美作左近大夫將監、君島系圖に、字都宮上條美作入道時綱(觀應)を載せ、又太平記卷二十四に二階堂美作次郎左衛門尉等見ゆ。
- 三増 ミマス 防長に此の氏存す。
- 三樹 ミマス 俳優の稱號にて、初代三樹大五郎(京樹屋、清兵衛)は京都の人、二代は其の養子、實は三州德次郎の男、以下四

代に至る。その門には三樹光五郎、同傳令(福之介)、同松五郎、同徳次郎、同卯八、同稻丸等名あり。

三俣

ミマタ 越後、日向等に此の地名あり。

- 1 越後の三俣氏 魚沼郡の三俣邑より起り。芝原峠の三俣城に據る。三俣主膳は上杉景勝の家臣也。
 - 2 肝付氏族 肝付系圖に「五代兼右の二男兵衛尉兼市・三俣院を領して、此の氏を稱す」と。その縁は三俣院司親阿の室也。
- 又地理書考に「肝付の領主・肝付河内伴兼石の第二子肝付兵衛兼市の裔にて、兼市・日向三俣院郡司職なり、故に三俣とも稱す。兼市の嫡嗣を肝付八郎兼重といふ。累代肝付を領す。兼重より五世備前清兼(五世は兼重、兼幸、兼元、兼次、清兼也)に三子あり。長男孫市郎兼始・兼く卒す」云々と。肝付條、及び備口條を見よ。
- 3 雜載 その他、豐後日田等に在り。
- 水俣 ミマタ 武藏國に水俣郷あり。その他の事はミゾマタ條を見よ。
- 三町 ミマチ 石見に此の氏あり。

觀松

ミマツ 孝昭天皇を觀松彦と申し奉る。その御名代か、長、土佐、波多、隱岐、三島等の條を見よ。

三松

ミマツ

- 1 百濟姓 河内國交野郡の名族にして、百濟王の裔にして、百濟王豐後に至り、三松氏を稱すと云ふ。其の孫に三松俊行あり。子孫・山田村大字中宮に住して百濟王神社に奉仕す。文祿年間三松俊治、見ゆ、その他は百濟條參照。
 - 2 攝津の三松氏 能勢郡の豪族にして、平家清盛時代、三松利部左衛門國春あり、柏原村に住みしと云ふ。其の女名月姫は能勢藏人家包の室也。
 - 3 雜載 武藏、延岡内藤藩用人に此の氏を載せ、又京極藩給帳に「百五十石三松文右衛門」を擧ぐ。その他、武藏、日向等に存す。
- 見松 ミマツ 前條參照。又美濃に在り、清和源氏土岐氏の族にして、土岐系圖に「賴藤—賴次(鐵見松)」と見ゆ。その他、武藏、備前、播磨等に存すとぞ。
- 美松 ミマツ 前二條參照。又陸奥に此の氏在り。
- 任那 ミマナ 加羅國の事にて、垂仁天皇

の朝、先帝(崇神)の御名を賜ひて、任那國とすと傳ふ。蓋し御名代部の一種ならん。

- 1 任那國司 任那に派遣せし國司也。國司はクニノミコトモナ條、及び日本上代に於ける社會組織の研究、國司制度の條を見よ。物に見えたるは、雄略紀に「田狹(吉備上道臣)を拜して、任那國司と爲す」とあるを初見とす。
- 2 無尸の任那氏 任那族ならん、姓名錄抄等に見ゆ。次條參照。

三間名 ミマナ 前條任那國名を貢ひしなり。

- 1 三間名公 三間名は任那にて、こは加羅國王の裔也。姓氏錄、未定姓、右京の部に「三間名公。爾麻奈國主半留知王の後てへり、見えぬ。初め、御間城入彦五十瓊殖天皇(崇神)の御世、額に角ある人、船に乗りて越國前飯浦に泊る。人を遣はして何の國人かと問ふ。對へて曰ふ、意富加羅國の王子、名は都努我阿羅斯等、亦阿利此(叱か)智干岐と曰ふ。日本國に聖皇ありと傳へ聞きて歸化す。穴門に伊都々比古と名づくる人あり、臣に謂ひて曰ふ、吾は是れ國王也。吾を除きて復た二王無し、他處に往きそと。臣

其の人と爲りて察し、王に非じと知りし也。即ち更に還り、道路を知らず、島浦に留連し、北の方北海を廻り、出雲國を経て、此の國に至る也と。

是の時、天皇の崩に會ひ、便ち留りて、活目入彦五十狹茅天皇(崇神)に仕へ奉る。詔して宜ふ、汝速に來らば、先皇に仕へまつるを得たらん。是を以つて汝が本國名を改め、追ひて御間城皇號を買ひて、爾麻奈と申せと。因りて朝を給ひ即ち本國に還す。是れ國號を改むるの緣也」と載せたり。

此の事は崇神紀六十五年秋七月條に「任那國・蘇那島叱知を遣して朝貢せしむる也。任那は筑紫國を去る二千餘里、北、海を廻て、彌林の西南に在り」と載せ、また垂仁紀二年條に「是の歲、任那人蘇那島叱智・請ひて、國に歸らんと欲ふと。蓋し先皇の世に來朝して未だ還らざる歟。故に教く蘇那島叱智を賞め、仍りて赤絹一百疋を賣して任那王に賜ふ。然るに新羅人・之を道に遮りて奪ふ焉。其れ二國の怨み始めて是の時に起る也。」一に云ふ、御間城天皇の世、額に角ある人、一船に乗りて越國前飯浦に泊る。故

に其の處を襲けて角鹿と曰ふ也。之に問ひて曰ふ、何れの國人ぞやと。對へて曰ふ、意富加羅國王の子、名は都怒我阿羅新等、亦の名を干新岐阿利叱智干岐と曰ふ。傳へて日本國に聖皇ありと聞き、以つて歸化す。穴門に到る時、其の國に人あり、名は伊都都比古、臣に謂ひて曰ふ、吾は則ち是れ國王也。吾を除いて復二王なし。故に他處に往く勿れと。然れども臣、熱ら其の人となりを見るに、必ず王に非らじと知りし也。即ち更に還り、道路を知らず、島浦に留連し、北海より還り、出雲國を経て、此の間に至る也と。

是の時、天皇の崩に遇ひ、假ち留りて、活目天皇に仕へ、三年に違ふ。天皇・都怒我阿羅新等に問ひて宜はく、汝、國に歸らんと欲ふかと。對へて對す、甚だ望む也と。天皇、阿羅新等に詔ふらく、汝、道に迷はず、速く歸らば、先皇に遇ひて仕へまつらん歟。是を以て汝の本國名を改め、追ひて御間城天皇の御名を貰ひ、假ち汝の國名と爲せと。仍りて赤檮欄を以つて、阿羅新等に賜ひて本土に返す。故に其の國を襲けて御間郡國と謂ふ、其

れ是の緣也。是に阿羅新等、給ふ所の赤檮を以つて己が國郡府に藏す。新羅人、之を聞き、兵を起して至り、皆其の赤檮を奪ふ。是れ二國、相怒むの始め也、云々」と見ゆ。猶ほ吉田(キチダ)條を見よ。

2 中臣族の三間名公 姓氏録、未定姓、河内の部に、「三間名公。仲臣雷大臣命の後てへり、見えず」と載せたり。蓋し假冒なるべし。

3 三間名干岐 任那族にして、三間名公に同じ。干岐は早岐ともあり、韓の諸國王、及び王族の通稱にして、書紀に多く見ゆ。靈異記卷下の世に「老僧觀規は、俗姓三間名干岐也。紀伊國名草郡の人也、云々。先祖・寺を造る、名草郡能應寺に在り。名を彌勒と曰ひ、字を能應寺と曰ふ也。觀規は聖武天皇の代、云々」とあるは、此の氏人也。

彌麻名 ミマナ 前條氏に同じ。天平五年の右京計帳に此の氏人見ゆ。

美麻那 ミマナ 三間名に同じ。

1 美麻那宿禰 三間名公の宿禰姓を賜へるにて、類聚符宣抄卷七、及び卷九等に此の氏人見ゆ。

2 美麻那朝臣 政事要略卷七十等に此の氏人見ゆ。前項氏の後なるべし。

御間名人 ミマナヒト 異人種部の一か。天平寶字五年五月紀に御間名人黒女あり。任那族ならん。

三丸 ミマル

美々 ミミ 和名抄、上總國時森郡に美々郷を收む。

彌美 ミミ 和名抄、若狹國三方郡に彌美郷を收む。

耳 ミミ 若狹の彌美郷は古く耳に作り、又耳原(和泉)、耳川(日向)等あり。

○ 耳別 若狹三方郡彌美郷より起る。丹波道主族の一にして、神名式所載當郡彌美神社は此の氏神ならん。その出自は古事記、開化段に「室毘古王は、若狹の耳別の祖」とあり。

美見 ミミ 前後數條參照。

○ 美見造 百濟族也。アツミ、ヨシミ等の條を見よ。

三美 ミミ ミヨシ條を見よ。

耳木 ミミキ

耳木屋 ミミキヤ 五條家文書に「耳木屋殿御内」と。

三溝 ミミゾ 信濃、美濃等に存す。

耳塚 ミミツカ

耳取 ミミトリ 信濃國佐久郡耳取邑より起る。清和源氏小笠原氏の族にして、大井朝光の孫行氏を祖とすと云ふ。甲斐にも存し、又陸前にも此の地名あり。

耳梨 ミミナシ 大和國十市(磯城)郡に有名なる耳成山あり。而して大化四年紀に耳梨道徳なる者見ゆ。蓋し此の地の豪族たりしならん。

三宮 ミミヤ

三宮 ミミヤ サノミヤ條を見よ。三宮義胤は功を以て男爵を賜ふ。

三牟田 ミムタ 保元の頃、三牟田三郎大夫盛秀あり、日田條を見よ。

三統 ミムネ

1 三統宿禰 出雲臣族、日置氏の後にして、承和十一年十月紀に「左京人支蕃助從六位上日置宿禰眞淨、造輪田使主典大初位上繼、大初位上國長、大初位上登繼、死位淨里、淨海等に姓を三統宿禰と賜ふ」とあり。

2 三統朝臣 淳和天皇の後裔にして、貞觀五年正月紀に「散事從四位上三統朝臣忠子卒す。忠子は淳和太上天皇の女也。天長九年に姓を三統朝臣と賜ふ」と載せたり。

三統 無戸の三統氏

外記日記、江談抄等に此の氏人見ゆ。三統朝臣の族裔か。殊に三統理平(式部大輔)、その男元夏(東宮學士)等、最も名あり。

三棟 ミムネ ミミネ 前條參照。

○ 三棟朝臣 延暦二十三年正月紀に「左京人正六位上(二字缺字)朝臣今繼等に、姓を三棟朝臣と賜ふ」と見ゆ。缺字あれば原姓不明也。

三統 ミムネ

三統 ミムネ 撰解文集に三統護路を載せたり。

民部 ミンブ 民部省の官人たりし者、並にその裔、其の官名を稱號とせしにて、藤原爲家は民部卿入道と稱す。又東鑑卷二に民部大夫成良、九、十一、十三、十五に民部允盛時、十四に民部卿經房、十七、十八に民部丞行光、十九、二十一、二十二に民部大夫行光、二十に民部丞康俊、二十一に民部大夫康俊、二十四に民部大夫入道行然、二十四に民部大夫廣綱、二十五に民部大夫元業、二十六に民部大夫行盛、二十九に民部丞業時、三十九に民部允行幹、四十二に民部大夫康連、四十八、四十九、五十に民部權大輔時隆、四十九、五十一に民部大夫時隆等見ゆ。

御村 ミムラ

又永享以來御番帳に「永享より、文正至三職云々、一番衆・民部少輔持種」と。又林羅山、前田玄以は共に民部卿法印と稱す。

御厩屋 ミムマヤ 中興系圖に平姓と見ゆ、オムマヤ條を見よ。

御村 ミムラ

1 御村別 伊豫の豪族にして、景行天皇皇子武國經別命の後也。景行紀に「次妃阿倍氏木事之女高田媛・武國經別皇子を生み給ふ、是れ伊豫國御村別の始祖也」と載せ、景行本紀には「武國皇別命は、伊與御城別、添御杖君の祖」とあり。此の氏の家は和氣系圖に據りて窺ふを得、即ち「武國經別皇子(伊豫國御村別君、讚岐國因支首等の始祖)——水別命(又名・三津別命)——佐久(缺字)命——古乃別命——神子別命、弟黒彦(缺字)——爾爾(缺字)——俊子乃別君——爾須古乃別君——島津古乃別君——伊波志支君」と見え、又「爾須古乃別」の弟「評造小山上宮手古別君——評督大藏大別君——建國別君、弟耶大領追正天下足國乃別君」など載せたるを以つて中古に於ても、郡領として榮えしを知るべし。

此の御村別は、從來當國に和氣郡あれば、

其の番喬・御の字を改めて三となす。是
その上を借するを恐る所以也。高市、七森
氏も此の遺孫と聞ゆる也。七森は大森、
小森、萩の森、合籠の森、竹の森、高の
森、鴻の森也」と見ゆ。各條参照。

2 源姓 備中の大族にして、當國三村莊
より起る。その出自未だ明かならざれど、
蓋し此の地の古族ならんか、但し傳説に
據れば、永正年中、三村備中守宗親・信
州狭江より備中成羽に移る(府志)と。
宗親の嫡男家親は松山城を取りて之に移
り、二男親成の子孫太郎親宣・相繼ぎて
在城したりしが、天正の初め、松山と共
に毛利氏に滅せらる。

氏人は原田氏系圖に「平忠勝・頼勝の長
男、左京助と號す。建武四年、將軍の命
を承けて、備中國三村山城守秀仲を討ち
て之を斬り、因つて高松庄を領す」と見
ゆ、信否知れず。下つて安西軍策に「天
文二十二年、備中國成合の三村修理亮家
親より、元就へ和を請ひ、次に自敵遺懸
の穂田を討つべしと、加勢を乞ひ申すに
付き、二月上旬、元就朝臣・吉田を發駕
す」と。又一備中の國の住人三村修理亮
家親が子に元親實と云ふ者あり」と。又

諸國廢城考に「備中成羽城は三村親成・
居り、新見城は新見村に在りて、三村元
龍・居る」と。
又妙善寺合戦記に「備中松山城主三村紀
伊守家親・美作國下郡村興禪寺にて殺さ
れ、其の子、兄は小田郡猿掛山の城主に
て莊元祐と云ひ、弟は家を繼ぎ、修理亮
元親と云ふ」と。三浦、宇喜多等の條参照。
又府志に「元龜二年、三村備中守家親・
松山城主たり、嫡男修理進元親・天正三
年六月、毛利家の爲に切腹す」と。又美
作記に「水野六左衛門勝成・備中三村紀
伊守を頼み、三村家親の女を妻とし、水
野美作守勝重を生む」と、水野條に詳か
也。又天正の頃、三村上野助等多し。そ
の他、穂井田、莊等の條参照。

3 播磨の三村氏 揖保郡中臣印建神社の
祭主に三村大和あり。
4 美作の三村氏 備中松山城主三村備中
守元親・天正三年戦死し、その遺子・當
國大庭郡中原に隱る。其の裔・眞庭郡勝
山に存すと云ふ。
5 筑後の三村氏 堤氏家臣に三村治部あ
り。
6 常陸の三村氏 日光二荒山(新宮)の

て、顯聖國史卷五十四に「弘仁十二年四
月云々、常陸國筑波郡人三村部黒刀自・
一男二女を生み、稱三百束を賜ふ」と載
せ、また承和十四年六月紀に「常陸國新
治郡人三村部純女・二男一女を産む」な
ど、此の部民裔也。

化灯燵の銘文に「正應五年壬辰三月一日、
願主鹿沼權三郎入道教阿、清原氏女敬白、
大工常陸國三村六郎守季」と。この三村
は筑波郡の北條にて、小田氏が城の地に
隣り、頗る繁華の邑たりき。故に古より
鑄工なども居住せしにて、信太庄大村崇
源寺の鐘は、應安五年、小田季朝の寄附
せしものにて、銘に「大工右兵衛尉大紳
兼弘」とあり、思ふに兼弘も三村の鑄工
にやと(新編國志)。

又郡郷考に「三村郷は今の小田村なり。八
田知家が香火所・三村山極樂寺清涼院あ
り。其の地中に三村山の刻字ある古瓦片
を出す事あり。府中總社文書に「文保、
三村郷地頭、小田常陸前司」と見ゆ。治
承に八田知家・地頭として來住、子の知
重より後は小田氏と稱せり。この地・古
へ三村部の居たる所か。三代格、弘仁十
二年に本郡の人三村部黒刀自あり。續後
紀、新治郡の人三村部純女あり。今新治
郡にも三村の名あれど、古の新治と異な
り」と。

7 三村山別當 前項参照。新編常陸國志
に「小田時知の三子盛知・越中守たり、
筑波郡の安食郷に居りて安食氏となる。

その弟朝海・常となりて信濃と稱す。備
大府都に捕し、三村山別當たり」と。
8 鎌倉幕臣 東鑑卷卅二に三村兵衛尉、
三十四に三村右衛門尉、三十六、四十、四
十一、四十四に三村新左衛門尉親時、四
十三、四十四に三村三郎兵衛尉親泰、五
十に三村左衛門等見ゆ。
9 藤原姓 赤穂義士に三村次郎右衛門包
常あり、藤原姓にて、父彦左衛門は常陸
稻田の人なりと。
10 信濃の三村氏 諏訪の此の氏は、三ツ
柏、家に澤瀉を家紋とし、木曾の人三村道
益(環)は名醫として知られ、尾瀨山村
家に仕ふ。
11 雜載 武鑑、松前藩用人、池田支藩用
人等に此の氏見え、秀康稱給帳に「三百
石三村久右衛門」を擧ぐ。
又尾州徳川家臣、讃岐の名族、又笠間藩
士に三村安臣、その他、筑前、豊前、播
磨、攝津、山城、甲斐、信濃、武蔵、岩
代、磐城等に存す。

實村 ミムラ ミノムラ 前二條参照。信
濃等に此の氏存す。
三村部 ミムラ 皇室領の民か。
1 常陸の三村部 筑波郡に三村郷あり

御室 ミムロ オムロ 武蔵に御室神社、
その他、山城、能登、出雲(御室山)等に
此の地名あり。
○ 御室朝臣 顯聖國史、姓名錄抄、拾芥
抄、清和紀等に此の氏人見ゆ。
三諸 ミムロ ミモロ條を見よ。
三室 ミムロ 大和、能登、武蔵等に此の
地名あり。
1 大和の三室氏 春日若宮社領葛上郡伴
田庄注進に三室殿を載せたり。
2 石見の三室氏 那賀郡三保村大字三隅
に湊城跡あり、その城主を三室六郎丸と
云ひしとぞ。
三室戸 ミムロト 堂上家の稱號にして、
藤原北家日野家の旗、柳原權大納言實明十
二世孫權大納言實行の三男中務大輔誠光を

見目 ミム
三本 ミモト サンボン條を見よ。
御本 ミモト オモト條を見よ。
水漏 ミモリ 常陸の豪族にして、桓武平
氏なり。石川系圖に「良望—貞盛—維幹(多
氣大夫、水漏大夫とも)—爲幹、弟賢幹(上
野介、中宮亮)と載せ、諸家系圖纂に「貞
盛弟繁盛(陸奥守)—維幹(從五位下、號火
漏大夫、氣多、吉田、火漏等の祖、貞盛・
子と爲す)—爲賢(從五位下)、弟爲幹(從
五位下)と。また彦澤系圖に「高望王—惟
幹(或は鎮守將軍繁盛の子と云ふ。常陸大
掾、號水漏大夫、水漏、多氣、下妻、吉田、
行方、鹿島、小栗、馬場等大祖)—爲幹、
弟爲賢」と。他は次條を見よ。
水守 ミモリ 和名抄、常陸國筑波郡に水
守郷を收めて、美毛利と註す。この地・尋



三室



御印

卑分脈には三守に作り、大塚系圖には水漏と作る。而して將門記に「上總介平良兼・常陸國信太郡等前津に渡着き、其の明日、同國水守營所に着す」と。國香が宅石田より近し。後に貞盛が子維幹・居りて水守大夫と稱し、更に多氣(今北條村)に徙り、多氣大夫と云ふ。嫡子爲幹は多氣の總領を繼ぎ、二子爲賢・水守氏たり(分脈、宇治拾遺物語)。今新治郡水守村の地にして古墟猶存す(郡郷考)と。

即ち前條氏と同一にして、分脈に「貞盛弟繁盛(三守流)維幹(平大夫、從五下)一爲賢(從五下)、弟爲幹(從五下)」と載せ、又大塚系圖に「繁盛一維幹一爲幹(多氣)、弟爲賢(三守、伊佐、下妻、眞壁等祖)」と見ゆ、子孫伊佐條、その他各條に在り。

- 三守 ミモリ 前條氏に同じ。一本大塚系圖に「平爲賢を三守、伊佐の祖」とあり。
- 三森 ミモリ 前條氏參照。
- 1 伊勢の三森氏。勢州四家記に三森氏を載せ、又志摩に存す。
- 2 磐城の三森氏。白川郡の豪族にして、天正の頃、三森大晴亮あり。三森城を守り、佐竹氏に屬す。
- 3 三森 伊人三森伊四郎松江あり。

三諸 ミモロ ミムロ 大和國に三諸山あり、三輪條參照。又毛野氏の祖に御諸別王あり、上毛野條參照。

○三諸朝臣 天武天皇の御裔にして、公卿補任引日本後紀に「大同元年十一月戊戌、敕位從四位下三諸朝臣大原卒す。二品長親王の孫、從三位知努王の第九子也。智努王、天平勝寶四年に、姓を文室真人と賜ひ、大原・延暦十一年に三諸朝臣に改む」と載せて、後に此の氏にて、大同四年、三山朝臣姓を賜ひ、又仁和三年、文室朝臣姓を賜ふ者あり。各條參照。

- 三衆 ミモロ 和名抄、上總國時森郡に三衆ありて美毛呂と註す。
- 美侶 ミモロ 和名抄、上野國佐位郡に美侶郷を收む。御諸別王は此の地に御座して、御名と爲し給ひしかと云ふ。
- 美養 ミヤ 和名抄、三河國寶飯郡に美養郷を收む。後の三谷邑也。
- 美耶 ミヤ 和名抄、伊勢國員辨郡に美耶郷を收めて、三也と訓ず。
- 三屋 ミヤ 和名抄、出雲國に三屋郷を收む、ミトヤ條を見よ。此の氏も武藏等に存す。
- 宮 ミヤ 前後條參照。又尾張、美濃、

下野、陸前、丹後等に此の地名存し、その他、宮山、宮川、宮島等各國に多し。

- 1 宮首 孝徳紀に「宮首阿彌陀」なる者あり。これより前、宮首之別・見ゆ。宮首(ミヤヂ)條に詳か也。
- 2 宮勝 美濃の豪族にして、大寶二年紀に「不破郡大領宮勝木實に外從五位下を授く」と見ゆ。不破郡式内大領神社は此の氏神なるべし。今南宮所攝の神也。
- 3 宮宿禰 類聚符宣抄卷九に此の氏人見ゆ。前項諸氏の後なるべし。
- 4 平姓 伊勢國の豪族にして、平太郎盛綱の後胤なりと云ふ。當國美耶郷より起りしならん。
- 5 清和源氏 尊卑分脈に「賴義一義綱一義俊(宮二郎)」と載せ、また其の弟に「義貞(號官冠者)」を載せたり。加茂、美濃、石橋、源等の條參照。
- 6 品治姓 備後の豪族にして、品治國造の裔なれど、一に小野宮大臣の後と傳ふ。品治郡一宮吉備津神社の社家也。故に宮を以て稱號として、中世弓馬にも携はり、一族大いに榮ゆ。かの元弘の忠臣として有名な榎山桂俊も此の族、榎山條參照。又有地氏等も一族なり。

氏人は太平記卷七に「備後國には、江田、廣澤、宮、三吉」と載せ、又二十二に「備後の宮下野守兼信」、二十九に宮下野守兼信、三十一に「備後の宮の入道」等見え、又三十八に「備後へは富田判官秀貞が子息連正少弼直貞・八百餘騎、出雲より直に國中へ打出でたるに、江田、廣澤、三吉の一族・馳著きける間、程なく二千餘騎に成りにけり。富田・其の勢を併せて、宮下野入道が城を攻んとする處に、石見國より足利左兵衛佐直冬・五百騎計にて、富田に力を合せんと、備後の宮内へ出でられたりけるが、禪僧を一人・宮下野入道の許へ使に立て、仰せられけるは、天下の事時刻到來して、諸國の武士・大略御方に志を通ずる處に、其の方より曾て承はる旨なき間に、違つて使者を以つて申す也。天下に人多しといへども、別して懸み思ひ奉る志深し。今若し御方に參じて、忠を致され候はば、關所分己下の事に於ては、毎事所屬に隨ふべしとぞ、宣ひ遣はされける。

寄に寄せて追散せとて、子息下野次郎氏信に五百餘騎を差副へ、佐殿の陣を取つて御座す宮内へ押寄せ、懸立て、責めけるに、佐殿の大勢共、立つ足もなく打負けて、散々に皆成りにければ、富田も是に力を落して、己が本國へぞ歸りにける。直冬朝臣・宮の入道と合戦をする事、其の數を知らず、然れ共、直冬一度も未だ打ち勝ち給ひたる事なく、侍大將と聞えし森備守も、佐殿より前に逃げたりと披露有りける」と。福山志料に「太平記に入道とあるを、天正本には「宮入道道仙」と爲し、古城記には「宮下野守兼信」と爲し、太平記に見ゆる宮内合戦も、新市の事とす」と。

又一宮社記に「永和年中、宮左近將監・再建」と載せ、又東寺光明講過去帳に「應永六年十二月七日、丹波國合戦死亡・宮下野入道、以下士卒」と。

又康正段錢引付に「十貫文・宮下野守、備後國之段錢。二十貫文・宮上野介殿、備後國所々七ヶ所段錢。十貫文・宮下野守殿、備後國之内段錢。五貫文・宮式部兼殿、備後國段錢。二貫文・宮彦次郎、備後國內三ヶ所之段錢。一貫文・宮彦二



宮 一番

又安西軍軍、元就・備後所々城攻の條に「天文三年二月上旬、元就朝臣・備後宮下野入道が城を攻んと、熊谷信直、天野隆

重、香川光景、同元忠、已下二千餘騎にて發向し給ふ。入道・禰しく防ぎ戦ひしが不意に病死したり。息若狭守は若年なれども家の子・丹下一族・志を一にして、城を堅固に守り、中々落つべしとも見えず。同年七月、城下へ押し寄せ、在家を放火し、引返し給ふに、丹下與兵衛・五百計にて跡を付け送り、香川兄弟・殿せしが、弟元忠・引返し、丹下と渡り合ふを見て、兄も返せば、熊谷も返し、禰しく戦ひけるが、丹下・適はず引退く云々と。

又宮四郎左衛門、宮若狭守、宮左衛門尉等見え、又陰徳太平記天文二十年七月に「毛利勢宮入道光景」等多く、天正中に至り、城主絶ゆ。

7 奴可の宮氏 前項氏の族人にして、藤澤通志、奴可郡條に「比田山は久代村にあり。應永中、彈正左衛門利吉より、七世こゝに居守し、後大富山に移りしと云ふ。一説には、出雲比田より、此の山に移る。故に比田山と稱すといへり」と。又東條川東の千手寺は、貞治中、宮下野滿重の再建と云ひ、又永享十三年三月の宮下野守盛重(宮城主)の寄進狀に「東

條云々」と。

又「大富山は栗入江三村の界にあり。宮上總高盛・久代村、比田山の城より、此に移り、五世居守す」と。久代記に「宮彈正左衛門利吉(久代殿)——左兵衛景英——鹽物利成——小藤太景成(盛)——宮内介景行——上總前司景友——上總介高盛(天文中、西城に移る)」と見ゆ。

此の高盛は、天文中毛利氏に屬し、當郡、及び備中、伯耆の地をも略取せしが、左衛門尉高尙に至り、雲州鹽谷に移り、四條城廢す。又天文中、上總景盛・當郡に屬を振ひ、その後、宮知盛の事多く見え、又通志に「有田陣丸。上は中野村、下は八島村にあり。大富山、宮氏の勢は有田に陣し、蟻腰山、東氏の勢は陣丸に出現、戦ひしと云ふ」と載せ、又「團司川、栗村、三上郡高村界にあり。永祿二年六月十八日、山内家土田中河内・來りて、宮氏と此の地に合戦す。毛利家より、和睦をいれしといふ」などあり。

その後裔は通志に「奴可郡栗田村宮氏。先祖大館多門氏常、天文年間の人なり。氏常に子なく、宮上總景盛の第三子盛義を養子とす。因つて宮氏と稱す。後庶民

に降り、今の周右衛門まで九世」と。又「久代村後藤氏。世々嗣官たり。先祖評ならず。宮氏・當村に居城の時、治部といふものあり。これより今の上總まで、十一世なり。家に古器數品を藏す。皆宮氏より受くる所といへり」と。又「奥宮豐後忠盛宅址は中野村道垣内にあり。忠盛は、宮景盛が臣なり」と。

その他、東、久代、祝、林條五十一項、渡部(老臣)、江田、弘澤、三善等の條を見よ。又熊谷系圖に「兵庫頭信直の母は備後國宮氏の息女」と。

8 安藝の宮氏 通志、賀茂郡故家に「阿賀村宮氏。此の村の里正は、昔より此の家・世々にすると。慶長以前の事詳ならず」と。

9 備中の宮氏 有木氏藏宮氏の書に「親知(宮内龜知山城主)、また明應永正に「政盛(同城主宮下野守)」、その他、盛重、象信等あり。

10 藤原姓 阿波の名族にして、故城記那東郡分に「宮殿、近藤、藤原氏、藤の丸に吉文字」と見ゆ。

11 菊池氏族 肥後の豪族にして、菊池系圖に「肥後守兼朝(忠朝(宮と稱す))と

見ゆ。

- 12 日向の宮氏 見湯條を見よ。
 - 13 佐々木氏族 越後魚沼郡大桑原城は一に三用城と云ふ。初め城氏の領なりしが、建仁年中より、佐々木の族、宮治郎左衛門・據り、承久に官軍となりて亡び、北條氏の將田村新將監の居城となると云ふ。
 - 14 下野の宮氏 宇都宮氏の事也。
 - 15 常陸の宮氏 六地藏過去帳に「府中宮彦次郎」を載せたり。
 - 16 雜載 文華秀麗集に宮村殿を載せ、又後三年記に宮藤王、東經卷十五に宮大夫等見ゆ。
- 下つて秀康繪給帳に「四百石御咄の兼宮與右衛門」を載せ、又上總市原郡磯谷八幡宮神主に宮五郎(國花萬葉記)あり。
- 三谷 ミヤ 三河に此の地名あり、又日用重寶記にミヤと訓ず。その他はミタニ條を見よ。
- 三矢 ミヤ 前數條參照。又ミツヤ條を見よ。
- 見矢 ミヤ 同上。
- 宮井 ミヤキ 但馬、紀伊、阿波等に此の地名存す。
- 1 宇都宮氏族 紀伊國の名族也。當國幸

ミヤ—ミヤイ

ミヤイ

ミヤイ

重郡に宮井邑あり、關係あるか。又續風土記、日高郡栗田御坊村齊家條に「地土宮井萬平」を載せ、「宮井氏。姓は藤原、宇都宮豐綱・伊豫國大洲の城主にして足利家に仕ふ。永祿中、大洲城没落の時、其の子豐重・始めて宮井の氏を稱し、土佐國に發居す。其の子孝綱・天文の頃、島山尙順に仕へ、後大和太納言秀長に仕ふ。其子宗重・淺野侯に仕へ、廣島に移り、弟重家・大坂に籠城、元和元年戦死す。其の子萬吉郎重定・切目莊島田村に住し、切目八幡宮の座主となる。後當村に住して、代々地主に命ぜらる」と。

又「舊家宮井萬吉・團莊御坊村宮井萬平の分家なり。萬平の祖萬吉郎重定の弟重政・宮井太次兵衛といひ、當村に移る。領主より代々地士大莊屋とす」と。

又島田村舊家宮井氏も「藤原姓、宇都宮和泉守泰景の後なり。宇都宮太郎左衛門尉道綱・阿州宮井村に引籠り、宮井と改む。其の子太郎左衛門尉道貞・島山氏に屬し、政國に隨從して紀州に來り宮原に住す。道貞・江州淺井氏の子を養子とし、道祐といふ。其の子善助祐綱・大坂落城の後、浪人となり、南龍公の時、六十人

- 地士に命ぜらる。船綱の四男六々有領、當村宮井氏の祖にて、此の地に來り、新田を開き住す、代々地士なり」と。又名草郡五箇庄地士十一家の一に宮井紋右衛門あり。
- 2 幕臣藤原姓 家紋丸に左三巴。紀州家。臣宮井三左衛門玄則の裔李大夫玄方の後也、寛政系譜に見ゆ。
- 3 但馬の宮井氏 城岐郡宮井邑より起り、太田文に「城崎郡福田庄・二十二町七反三百歩・熊野山領、下司兼公文宮井太郎兵衛尉盛長(史本に光)、御家人」と。又「榎爪庄・六十九町五反百七十歩・平等院領、殿下渡庄。下司家(一本に奈)佐太郎高春、御家人。公文宮井太郎左衛門尉盛長」と。又「榎爪國領・八十町四反百三十歩内、下司家(家の字史本に無く黒本に奈字に作る)佐太郎高春、御家人。公文宮井太郎兵衛尉盛長」と。
- 又「二方郡大庭庄・七十四町五反百拾四歩、長講堂領、領家中納言、案主井伊會下司宮井太郎兵衛尉盛長、御家人。惣追捕使宗貞女子加伊含浦定案主代聖願注進定」などとあり。
- 4 加賀の宮井氏 加賀藩繪帳に「六百石

津山藩分限帳に「十八倭三人扶持・明珍
郡輔」と。

明豆 ミヤウツ 伊勢國多氣郡明豆村より
起り、明豆新兵衛は同村中切明豆岩に據る。
名東 ミヤウトウ 阿波國に名東郡あり、
名方東郡(和名抄)の意にして、中世名東
庄起る。

宮浦 ミヤウラ ミヤノウラ 佐渡、羽前、
備前、伊豫、筑前、肥前、日向、大隅等に
此の地名あり。

御矢浦 ミヤウラ 日向記に御矢浦與次郎
等見ゆ。

明樂 ミヤウラク アケラ條を見よ。
明禮 ミヤウレイ 武藏等に存す。
明和 ミヤウワ
明王院 ミヤウワウキン
1 明王院宮 村上帝の御齋にして、尊卑
分脈に「村上天皇—致平親王(明王院宮
と號し、又法三宮と號し給ふ)」と載せた
り。

2 雜載 その他、相模、備後等に此の寺
名あり。
宮江 ミヤエ 武藏等に存す。
宮尾 ミヤヲ 安藝、美作等に此の地名あ
り。

1 豊前の宮尾氏 上毛郡の豪族にして、
宮尾總部は宇都宮親實に關し、八屋町城
に據る。

2 美作の宮尾氏 傳へ云ふ、芳賀神社神
主兵部正勝・延喜年中、地名を以つて姓
とし、宮尾と稱す。これ宮尾氏の祖にし
て、加茂郷の縣主たりし」と訓ふ。降つ
て文龜二年、宮尾元左衛門政教・廣岡に
移る。子孫久米郡埴和四邑の名族たり。

3 雜載 その他、伊勢、大和、攝津、信
濃、武藏、備前等に存す。
宮岡 ミヤヲカ

1 平姓 武藏の名族也。多摩郡大久保邑
神明社の祠官家に見えて、元龜年間、宮岡
民部大夫あり。又高麗郡佛子村の名族に
存し、大久保、平岡、石井の三氏と共に、
常村を草創したる四人の子孫也と云ふ。
往古村内を四分して持ちたりしと。今も
居住の地・四所に分れり。されど古記等の
傳へなければ詳ならず。此の四人の墓所
は宅地の内にありて、皆大なる板碑なり。
大抵碑面淺透して文字讀べからず。唯宮
岡氏の墓所の内に、建長二年七月二十九
日、一は「建長五年十二月(大茂美才)」、
右志は平高治が往生安樂の爲也。諸口敬

白等の文字見えたるあり」と。
2 雜載 その他、信濃、備前、備中、播
磨、石見、出雲地方に在り。

宮男 ミヤヲトコ 大和國式上郡穴師神社
の禰宜家にして、由來書に「宮男河内、同
出雲、同駿河、同民部、同民部」の名見え
たり。

宮臣 ミヤオミ
宮垣 ミヤガキ

1 聖武帝齋 丹波國氷上郡天田郡宮垣邑
の名族にして、「聖武天皇の御子の胤、先
祖の遺言にて、宮の字を付す」と云ふ。
丹波志に「宮垣氏・子孫鴨内村宮垣。先
祖は南都より來る。宮垣字次と云ふ人來
住、聖武天皇の御子の胤にて、先祖の遺
言に宮の字を付け來るとなり。亂世には
靜かなる所に至り住み、世靜なれば此の
古郷に賑るべしと云ひ置きしとなり。天
正中、明智光秀に隨はずして郷士百姓と
なる」と見ゆ。

2 雜載 その他、因幡小代庄の名族に在
り、山本條參照。
宮方 ミヤガタ 羽前に宮形の地あり。而
して加賀藩給帳に「參拾五倭・外七人扶持、
宮方五左衛門」と云ふを載せ、又武藏等に

存す。

宮門 ミヤカド 元慶五年紀に「右京人宮
門有常」なる者見ゆ。

宮河 ミヤガハ 次條に併せ云へり。
宮川 ミヤガハ 若狹、越後に宮河庄・見
え、その他、山城、伊勢、下總、近江、飛
騨、信濃、岩代、若狹、美作等に此の地名
存す。

1 阿蘇姓 肥後の名族にして、阿蘇社の
社家也。アソ條參照。
2 筑後の宮川氏 當國に多く、先づ田中
久兵衛吉政の長臣に宮川霞政守あり、慶
長六年より城島館に據る。又「宮川大炊・
四千石」と見ゆ。大阪陣の時、主君忠政
を強諫して斬られ、一族家司・其の領邑
城島に籠り、程なく誅伐せらる(其後實
記)。

又田中家臣知行割帳に「三浦郡城島城に
居す」六千八百石(組頭)宮川十九、四
千石宮川掃部、六千石宮川丹後、百五十
石宮川六兵衛、四百八十石宮川與右衛門、
三百五十石宮川源大夫、二百石宮川新兵
衛、百五十石宮川長大夫、二千八十石宮
川龍八、千五百石宮川理左衛門、三百石
宮川又八郎、二百石宮川權六、五百石宮

川傳右衛門、鐵砲頭六百石(五十人)宮
川彦左衛門等を擧ぐ。

その他、宗崎文書に宮川佐渡守、また關
注所系圖に宮川長右衛門・見ゆ。

3 多々良姓 周防の宮川氏にして、大内
氏に仕へ、後陶氏に従ふ。晴賢の家臣宮
川房勝は其の主の謀反を諫めて自殺す。
又天文二十二年六月、宮川甲斐守は防州
山代の兵を募り、藤州佐四郎に出で、毛
利氏と戦ひ戦死す(古文書、大内氏實錄)。

藤州通志に「佐伯郡折敷島は宮内村にあ
り。同年六月朔日、毛利父子・周防の兵
宮川等と合戦の地なり。陰德太平記所載、
又後太平記、西國太平記には九月十四日
と記せり。事蹟亦各々異同あり、是非を
知らず。此の役、周防勢敗北して、宮川甲斐
も戦死す。毛利氏所獲の首、千六百七十
餘級と云ふ」と載せ、又安西軍策に「宮川
善左衛門、宮川清左衛門」等見ゆ。

4 八田氏族 奥戸家政の後にて、元政を
祖とす。奥戸條參照。

5 美作の宮川氏 眞庭郡下河内の名族な
り。第三項の裔、弘治元年、陶氏滅亡する
や、兄弟三人・高田城主三浦氏に仕へ、
末弟與太郎富弘は中村大炊之助頼宗、後

に宇喜多氏に關すと云ふ。

6 秦宍福姓 山城稻荷社の社家にして、
東大西家より分る。東大西親明の二男親
忠の裔也。

7 平姓 江戸幕臣にして、家紋丸に鷹、
五三桐、揚羽蝶。櫻田館臣彦左衛門政明
より系あり。

8 源姓 美濃の豪族にして、新編志に「不
破郡(安八郡)若森村古城跡は土岐家の屬
士宮川吉左衛門安定(後に佐衛門佐、爲
心と號す)・三千貫の地を領して、こゝに
在しが、天文四年大垣の城を築きてうつ
り、其の弟但馬守・此の城に住みて信長
公に仕へしと云ふ。但馬守は氏家ト全が
録なり」と。

又安八郡大垣城郭條に「天文四年、義昭
將軍の命によりて、宮川吉左衛門安定(土
岐氏の旗下にて三千貫を領し、後從五位
下、左衛門佐、法名爲心と號す)・始めて
築き、大垣の城と名付けしと云ふ」と載
せ、同十三年まで住すと。又安八郡木戸
村「宮川八左衛門は大垣の城主宮川左衛
門佐安定の弟にて、木戸村に住すと。多
藝郡條に「宮川伊勢守安照(號津船)は、大
垣の城主宮川吉左衛門源安定の子にて、

信長、信忠、秀吉、秀次の四公に歴仕せしが、秀次・事ありし後、流罪して、こゝに蟄居す。その子奥右衛門も信長公に仕へ、秀次生害の後父と共にこゝに住めり。その弟圓慶は富村實光院二世の住僧なり」と。又「上笠村上笠古城は永祿の頃、宮川權之助安濟の居城なり。是れ宮川吉左衛門安定が一族也」といふ。

9 若狭の宮川氏 遠敷郡宮川庄より起る。百合文書、建久七年の源平兩家祓候輩交名に「宮河權守頼定、宮河武者所後家藤原氏」等見ゆ。

10 清和源氏武田氏族 これも若狭宮川より起る。同地新保山に武田中務元度の城跡あり。諸家系圖纂に「大膳大夫元信（末子）信勝（號宮川五郎）」と見ゆ。又徳川時代、小濱の兵學者に宮川忍齋あり、宮腰傳參照。

11 道公性 越中國射水郡の名族なり。式内道神社は郡内作道村に在りて、道公の祖彦屋主男心を祀り、神裔・今尚ほ祀事を奉じて、宮川氏を稱す（社傳、神祇志、志料）とぞ。

12 越後の宮河氏 舊三島郡、今刈羽郡に宮河庄ありて「前齊院御領、預所前治部

卿」と見え、而して三島郡の名族、また薄原郡征期村の豪族等に此の氏あり。

13 滋野姓 信濃國諏訪郡宮川村より起りしか。海野幸恒の後裔にして、幸重を祖とす。

14 清和源氏 爲義流にして、初め宗月氏を稱すと云ふ。家紋丸に洲濱、丸に鶴。寛政系譜、秀忠家臣治右衛門政次（政久）より系あり。

15 藤原姓 江戸幕臣にて、寛政系譜に「宮河氏。次郎右衛門孝乘（郷田館に仕ふ）、家紋井筒、九枚笹」と。

16 奥州の宮河氏 新編會津風土記、河沼郡佐野村條に「稻荷神社神職宮川和泉。其の名を常行と云ふ、安永中より此の社の神職となる」と。又磐城國窪田村の名族に見ゆ。藤原姓にして、家紋違ひ扇なりと。又伊達正宗家臣に此の氏あり。

17 武藏の宮川氏 多摩郡羽村阿蘇宮の神職家、又秩父郡社家等に見ゆ。

18 相模の宮川氏 永祿役帳に「百六十二貫、宮川左近將監、三浦葉山郷」等あり。

19 恒武平氏關氏族 伊勢國鈴鹿郡宮川邑より起り、宮川館に據る。關左近將監盛氏（忠業の二男）の後にして、その男一盛

康（藏人大夫、一に盛定、宮川氏祖）—盛家（大和守）—盛教（大和守）—盛純（大和守）—盛俊（紀伊守、淺野家に仕へて、五千石を領す）—盛廣（十左衛門、母姓四川氏を稱す）—（八代略）—廣叙（文之助、領三百八十石餘、本姓宮川に復す）—康重（文之助）なり」と。家紋揚羽蝶、替紋丸に駿樂。

傳へ云ふ「初め宮川六郷を領し、家臣三百人を有す。世々關の宗家に附隨し、應仁の亂、及び長野家との争闘に際して、數々の戦功あり。關安藝守盛信・織田信長の怒を得、所領を没收せらるゝや、宮川紀伊守盛俊・同じく所領を没收せられ、紀伊に蟄居す。慶長五年、淺野幸長・和歌山城主となるや、五千石を以つて幸長に仕へ、元和五年淺野長晟・安藝に移るに及び、隨從して廣島に赴く。後姓を母姓四川に改め、世々淺野家に仕へ明治に至る。支流三家あり。本家は中世に至り、姓を舊姓關氏に改め三千五百石を領す」と。

20 橋姓 これも伊勢の名族にして、寛政の頃、宮川春暉（惠風）あり、醫師にして、橋南翁と稱す。四遊記、東遊記の著

あり。

21 尾張の宮川氏 富岡宮川村より起る。宮川長左衛門長春は大和輪の名手にして、春旭堂と號し、その男藤四郎春水に至り、勝川氏に改む、春章等名高し。

22 鎌倉 その他、武藏に勝山小笠原藩重臣、高取上村藩用人等に此の氏を載せ、又加賀藩給帳に「參百石（丸内木瓜）宮川久兵衛」見え、又國學者に宮川道達（一翠子）あり。又江戸の儒者に宮川徳（子潤）、昆山と號す。又宮川貞吉子房は龍駒と號す。又伏見奉行公用人に宮川庄大夫・見え、又京都の俳人に宮河（一に宮部）松堅、又攝津、越前、加賀等に存す。

宮上 ミヤカミ 大和に宮上庄、その他、伊豆、相模等に此の地名ありて、武藏等に此の氏あり。

宮城 ミヤギ 陸前國に宮城郡あり、和名抄に美也岐と註し、また宮城郷を收む。次に出羽國置賜郡（羽前）にも宮城郷見ゆ。その他、相模、武藏、安房等に此の地名存す。

1 大伴宮城連 丸子部の裔にして、岩代國岩瀬郡の豪族也。延暦十六年正月紀に「磐瀬郡人（此の下に欠字あり恐らく、丸子部某ならん）に、姓を大伴宮城連と

賜ふ」と見ゆ。

2 藤原伊澤氏族 陸前國宮城郡より起る。伊澤家景（留守氏の祖）の弟家業・宮城四郎と稱せしを始祖とす。後に鹽竈神社の大御主たり。家業の事は續後卷十六、正治二年八月廿一日條に「宮城四郎・御使節となりて奥州に下向す。是れ芝田次郎尋問の爲也」と。詳細は芝田條第三項を見よ。

此の役の事、餘目舊記に「伊澤四郎家景の舍弟を宮城の小四郎家業と云ふ。そも宮ぎと名乗る根本は、賴朝御逝去以後、頼家・鎌倉殿に成り給ふ。程なく御死去、御弟實朝・將軍になり給ふ。彼の御代、彌次郎左衛門といふ朝敵いできたり。たけは八尺貳分、男力は七百人がちからなり。云々。

實朝の上意には、家なりが高名比るいなし、一箇國も二箇國も給ふべしと仰せらる。家なり奥州を給ふべしと申す、かなふまじき由御座なり。さらば宮城の郡を給ふべしと申す。仰せていはく、兄家景が在城也、叶ふまじき由仰せらる。さらば宮城と申す所名計り下さるべしとて、にかたけの郷を宮城本郷と申す、かの一

郷ばかりにて宮城とやら書をする。小四郎家なり、二男わらは名にてば丸、菅谷になる。五郎家冬と號す。是れすげやの先祖なり。前々は留守一ぞく十七人也、一番の一ぞく頭・宮城方也」と。その他は留守、芝田、菅谷等の條を見よ。又伊達世次考に「宮城氏・或は留守と曰ふ。家景の弟家業・始めて宮城小四郎と稱し、宮城郡中を分領す」とあり。

氏は東鑑卷廿五に宮木小四郎、四十六に宮木左衛門尉（留守文書、弘安八年のものにも見ゆ。兵衛尉恒家の事かと云ふ）、また承久記、卷四に「奥州の住人宮城の小四郎」を載せ、鹽竈嘉祿三年文書に宮城四郎家業・見ゆ。家業の子留守介家廣は東鑑の留守兵衛尉にして、其の子は宮城左衛門尉家政といへり。家廣・嫡家の後を承けければ、嫡庶一に歸し、子孫何の頃よりか、鹽竈の大御主職を兼帯したり。下つて永祿、天正中の高森城主留守政景も宮城殿とも稱せられ、其の頃まで連綿世襲す。仙臺藩の時、鹽澤郡水澤一萬六千石を保ち、伊達の一門に列せしは、即ち政景の後也。留守條に詳か也。

3 會津の宮城氏 那麻郡の豪族にして、

新編風土記、堂山村條に「舊家宮城八左衛門。此の組の郷頭なり。先祖は宮城野右馬介盛次と云ひ、子孫相續きて此に住す」といひ、吉田組、吉田新田村條に「此の村、正保二年眞箇澤村の農民宮城八左衛門と云ふ者、向原村の境内に新墾せし所なり」と。

4 大江姓 陸前國宮城郡宮城郷より起る。家譜に「大江吾人―兵部大丞千里―維明の後也」と云ひ、又「宮城四郎某。賴朝に仕へ、子孫代々幕府に仕ふ。尊氏に屬せしより以來は、果代近江國に住す」と。寛政系譜に、その裔「山城守某(眞藤)―中務少輔某(眞藤)―對馬守重甫(次郎兵衛、宗泉)―右兵衛尉聖甫(信長、秀吉等に仕ふ)―對馬守正重―越前守和甫―三左衛門和治」と。家紋丸に揚羽四足蝶、九枚柏、五七の桐。子孫四千石、五百石、千百石等を領す。



宮城三右衛門

5 桓武平氏秩父氏族 武藏國足立郡宮城邑より起る。豐島系圖に「豐島二郎吉國―政業(宮城六郎)―と載せ、寛政系譜に

「豐島太郎左衛門家清が後胤。政業(中務。太田三榮、及び太田十郎氏房に仕ふ。天正十七死)―美作守爲業(天正六死)―四郎兵衛泰業(天正十九死)―平右衛門正重(正業)―五郎右衛門正次(政次)。家紋鳥居形に龜甲、丸に龜甲、丸に陰龜甲」と。

新編風土記に「足立郡宮城村宮城郷は宮城宰相居住の地」と云ふ。蓋し此の氏に同じかるべし。正重は徳川氏に仕へて四百石を領す。寛永系圖に「家紋庵の内に龜甲」と。一族には月星を用ふるものあり。又宮城八郎重中・見ゆ、瀧野川條を見よ。

6 三上氏族 近江三上七郎の一族にして、新羅三郎の裔と稱す。栗太郎清久寺は、大永二年に宮城丹波守の建立と傳へ、その族宮城因幡守の墓あり。その他、第四項參照。

7 阿波の宮城氏 一宮家の軍師に宮城梅雲・見ゆ。

8 豐前豐後の宮城氏 宮木條を見よ、又豐隆軍記に宮城數馬あり。

9 雜載 その他、久松系圖に「豐前守勝茂の妹は宮城主勝正妻」と。又武鑑、狹山北條藩藩役に此の氏を載せ、長藩勤王

の士に、宮城彦助御前あり。又河内、攝津、播磨、備中等にも存すとぞ。

宮木 ミヤギ 前條參照。又信濃等に此の地名あり。

1 桓武平氏 武藏多摩郡の名族也、中浦條を見よ。

2 伊澤氏族 前條に併せ云へり。

3 豐後の宮木氏 文祿三年、秀吉・宮木長次郎をして、日田郡郡令となす。よりて日隈山上の眞光寺を山下に移し、日隈城を築くと傳へらる(豐西記)。猶ほ宮城條參照。

4 雜載 その他、近江蒲生郡の名族に見え、又武鑑、毛利藩側用人、榎倉松平藩中老に此の氏を載せ、又伊豫一柳山城守家臣宮木字(伯實、春意)は羅山門にして、兼ねて神道に通ず。又石見、出雲、備前、攝津等に存す。

宮岸 ミヤギシ 宮城島 ミヤギジマ 武藏等に在り。

宮北 ミヤキタ 武藏、加賀、能登等に存す。

宮城野 ミヤギノ 力士に宮城野馬五郎あり。

宮口 ミヤグチ 三河、遠江等に此の地名

宮國 ミヤクニ 宮首 ミヤクビ ミヤノオビト也。

○ 宮首之別 儀武尊の裔にして、古事記景行段に「建具見王は宮首之別、云々等の祖」とあれど、こは宮道之別の誤かと云ふ。ミヤヂ條を見よ。

宮窪 ミヤクボ 越後、伊豫等に此の地名あり。

宮久保 ミヤクホ 甲斐、下總等に此の地名存す。

宮倉 ミヤクラ 阿波等に此の地名ありて、武藏國高麗郡下畑村の名家に見ゆ、宮倉三郎兵衛の後裔也。

屯倉 ミヤケ 上古、皇室直轄領たりし地也。屯倉は御宅にて、其の地を支配せし官衙、倉庫を意味する語なれど、轉じて屯倉領の土地を指し、その田地を屯田、御田などとも云へり。詳細は「日本上代に於ける社會組織の研究」を見よ。

1 屯倉首 地方官名の一にして、屯倉を掌るを職とせし也。清寧紀に「赤石郡稻見屯倉首沼海部造細目」など見ゆるは、其の一例にして、こは單に屯倉官舎を掌るのみならず、其の屯倉に附屬する土地、

人民を支配せし也。この人を播磨風土記に「志深村首伊等尾」とあるによりて知るべし。

2 依網屯倉阿彌古 丹波氏族の一、ヨナミ條を見よ。

3 粟田朝臣姓 熱田神宮の社家也。として、和名抄、美濃國厚見郡に三家郷を收め、又備前國見島郡に三家郷を載せて、美也希と訓ず。

1 三家連 筑紫の豪族、三宅連に同じ。觀世音寺文書、天平寶字三年八月五日に「早良郡額田郷戸主三家連豐繼、父息島、母早良勝飯持實」等を擧ぐ。その他、三宅條第五項を見よ。

2 三家史 三宅史に同じ、三宅條參照。延喜の周防國玖珂郷戸籍に「三家史廣成等、八名」を載せたり。

戊午六月三日沙彌昌昇が寄進状に「中島郡南條三宅郷小埜里」と見えたり。次に遠江國鹿玉郡に三宅郷を收めて美也介と訓じ、次に相模國大柱郡に三宅郷、上總國天羽郡に三宅郷、下總國海上郡、及び印幡郡に三宅郷、常陸國鹿島郡に三家郷、又筑前國那珂郡に三宅郷・見えて、美也介と註し、次に筑後國上妻郡に三宅郷、豊後國直入郡に三宅郷二つを收む、但し高山寺本には一のみ。肥後國託麻郡に三宅郷、日向國見湯郡に三宅郷を收む。

庄としては攝津國島上郡、河内國高安郡、及び若狹(遠敷郡)、伊豆等に見え、猶ほ近江、美濃、越前、越後(三宅神社)、丹波、但馬、播磨、備前等に此の地名存す。

1 三宅史 河内の古豪、漢族にして、周靈王の太子晋の後也と傳ふ。蓋し當國屯倉の職員たりし氏たりしならんも、此の國には屯倉の數多ければ、何屯倉と定め難し。姓氏錄、河内諸蕃に「三宅史。山田宿禰と同祖。忠意の後也」と見ゆ。

2 周防の三宅史 前項と同族ならん。延喜の玖珂郷戸籍に「三宅史子實等、十五名」を載せたり。なほ三家條參照。

3 三宅吉士 難波吉士の一にして、難波

屯倉に仕へし氏也。天武紀に「三宅吉士入石」など見ゆるは、此の氏人也。後述、姓を賜ひ、更に忌寸姓を賜ふ。此の三宅氏は一に安倍氏の族なりとの説あり、吉士條を見よ。

4 筑紫三家連 多臣の族にして、筑前那津官家の首長たりしならん。古事記、神武段に「神八井耳命は、筑紫三宅連、云々等の祖也」と見ゆ。當國那賀郡に三宅郷あり。六、阿蘇等の條參照。

5 筑前の三宅連 前項氏に同じ。類聚國史八十七に「延暦十二年云々、通して、筑前國那賀郡人三宅連真繼を本郷に送る」など此の氏人にして、觀世音寺文書、天平實字二年十二月二十二日の早良郡人天三家連豐繼(三家條參照)解に「擬大領外從七位下三宅連(在列、黃金)、擬少領先位早良(在列、弟子)、及び、證人早良勝足島、三宅人大足」等見え、又同月二十一日に「早良郡額田郷人天戶主三家連息島戶口三家連豐繼解」等あり。

6 攝津の三宅連 三宅吉士の後にして、天武紀十二年條に「三宅吉士、云々に、姓を賜ひて連と曰ふ」と見ゆ。後に忌寸姓を賜ふ。

7 日神裔の三宅連 天日神の後裔にして、姓氏錄、右京、及び攝津に貫するを以つて、本貫攝津かと思はるれど、何處の屯倉の首なりしか詳かならず。姓氏錄、右京諸蕃に「三宅連。新羅國の王子天日神の後也」と載せ、また攝津諸蕃に「新羅國の王子天日神の後也」など見え、これより前、古事記、垂仁段に「三宅連等の祖、名は多連麻毛理、また垂仁紀に「田道間守は、是れ三宅連の始祖也」とありて、姓氏錄と符合す。出石、富麻、但馬等の條參照。

8 尾張の三宅連 尾張氏の族にして、尾張國風土記に「愛知郡福興寺、俗名は三宅寺、南・那家を去る九里十四歩、日下部伊福村に在り。平城宮御宇天靈國押開櫻彦命(聖武)天皇の神龜元年、主政外從七位下三宅連麻佐が造り奉る所也」と載せ、また天平二年の尾張國正稅帳に「主帳外少初位上勳十二等三宅連」など見ゆ。蓋し當國の屯倉を掌りし氏ならん。此の國には入鹿屯倉、間敷屯倉等あり。福興寺を建てし伊福村は今の祐福寺村ならんと云ふ。

9 武藏の三宅連 秩父國造の一族にし

て、高橋氏文に「武藏國知々夫大伴部の上祖三宅連意由」など載せたり。こは景行朝、東方諸國造十二氏に命じ、人を貫らしめて膳部とせし其の一にて、後世、萬葉集卷二十に「秩父郡の人伴部少盛」見ゆ。

10 越後の三宅連 安倍氏と縁故深き吉士族か。當國古志郡に三宅神社二座を載せ、氏人は延暦三年十月紀に「越後國言ふ、蒲原郡の人、三宅連笠雄麻呂、稻十萬束を蓄へ、積みて能く施し、寒き者には衣を與へ、飢ゆる者には食を與ふ。兼ねて以つて道橋を修造し、艱險を濟利し、行を積む事、年を経たり。誠に舉用に合ふ、從八位上を與ふ」と。また大同類聚方に「吉志藥。三宅神社の傳方。元は大産命の傳劑、三宅連等の家方也」など見ゆ。

11 伊勢の三宅連 國府に式内三宅神社ありて、今總社と稱す。天武紀に本國々守三宅連石床を載せれば、其の氏神にて、上古屯倉のありし地ならん。

12 三宅臣 和銅七年二月紀に「三宅臣藤麻呂」なる者見ゆ。屯倉職員の後也。

13 三宅忌寸 難波三宅吉士の後にして、天平實字四條の攝津國安宿王家地倉賣買

券に「西成郡擬少領初少位下三宅忌寸廣種」など此の氏人也。

14 三宅宿禰 三宅連の後にして、天武紀十三年條に「三宅連云々に、姓を賜ひて宿禰と曰ふ」とあり。

15 三宅朝臣 除目大成抄等に此の氏人あり。前項氏の後なるべし。

16 大和の三宅氏 宇智郡榮山寺文書、正曆三年十二月二十一日符に「檢大檢判官代三宅(花押)、字陀那字多水分神社縁起に「永祿庚申歲九月、玉岡社司三宅尾關」等見ゆ。

17 山城の三宅氏 天正十年、明智光秀の叛亂するや、其の將三宅綱朝を勝龍寺城に居き、西國の通路を塞ぐ。六月十三日の戰、光秀敗れ、綱朝自殺す。その他、多し。

18 賀茂縣主姓 上賀茂社の社家也。

19 河内の三宅氏 延元の頃、楠氏に従ひし士に三宅源内兵衛あり。又永祿二年交野郡侍連名帳に「津田村三宅利部少輔重仲」を載せ、寛永三宮拜殿着座覺に「三宅氏二軒」見ゆ。その他、安見條を見よ。

20 難波三宅氏 當地に三宅吉士、三宅連、三宅忌寸、及び三宅人等ありて、又難波

三宅と云ふも、正倉院實錄二年文書等に見えたり。大嘗會の時の吉志舞に、安倍氏が吉志、大國、三宅、日下部、難波等の氏を率ゐて舞ふ事、北山抄に見ゆ、難波、吉士等の條を見よ。又後世、浪華の舊家に三宅英齋あり。

21 三島の三宅氏 島下郡に三宅村あり、吉師部と共に難波三宅に奉仕せし三宅氏のありし地なるべし。而して後世、三宅村太中に三宅城あり、三宅氏世々據る。天文年間、三宅出羽守國村・細川氏綱に與し、その十六年二月、三好長慶に攻められて、三月二十二日降る。同十八年、三好長慶の宗三と戰ふの際、出羽守・宗三に屬せざりしを以つて、細川晴元の將香西越後守元成に攻め取らる。次いで元成、當城主となり、晴元、宗三の爲に盡す。同年五月三日、三好日向守長縁と總持寺の四川原にて戰ひしも敗北し、姫田山城守、久米彌六郎等討死せり。同月二十八日、晴元も入城して、一時宗三方の本據の觀あり。同六月二十四日、長慶の將十河民部大夫一存・當城を攻め、大いに城兵を破る。其の後、宗三戰死して、當城益々當はず、晴元は丹波路を経て嵯峨に逃る。

此の三宅氏も古代三宅氏の裔ならん。味舌峰前寺永正元年不動像に「飛騨守三宅國英」なるものあり、三宅國村はその後也。

22 和泉の三宅氏 大島郡の名族也。三宅十五郎と云ふ人、其の父五郎三郎の沈痾を治せんと斷食潔齋して、住吉神社を祈る。靈夢ありて、無量壽佛を拜せしに、父の病平癒す。因つて伽藍七堂、支院十二字を建立す。北朝の光明院は山號を勅定、寺名を引接と號せしめ給ふ。又後に堺五奉行の一に此の氏あり、その男三宅寄齋(喜齋)島(字七半)は儒者として名高く、後陽成、後水尾、兩帝に侍講し奉る。その女婿忠兵衛道乙(子善)は本性合田氏、聚革と號す。その裔は津藩三宅氏、阿波藩合田氏、備前藩三宅氏、中津藩星合氏の四家となる。

23 播磨の三宅氏 飾磨三宅より起り、天日槍の裔と傳へらる。永承二年、三宅朝臣光平・當國少掾に任ぜらる。詳細は兒島條を見よ。又黒田家臣三宅若狭家義は初名藤十郎、後に孫子の不動如山といへる語を取りて山大夫と改め、晩年若狭と號す。播州三

宅の人にして、父を次大夫と云ふ。藤十郎・未だ孝高のもとに來らざる時より既に武功有り、孝高に仕へて、佐用郡なる赤松の末族眞島右馬助を賈め取り、其の外、上方四國にて高名有り。豊前にては藤十郎・千五百石を賜はり、城井中務を賈め、筑前入國の後、遠賀若松の城にて、三千六百石を領す。元和八年十月六日、若松城にて死去す。行年七十二歳。又筑前入國の時、遠賀郡中島を守ると。又明石の人三宅備左衛門(雲八郎、備平二)重固(丹治)は、儒者として名高く、尙齋と號す。その父重貞は故ありて平手氏を稱せしが、尙齋に至りて復す。その室田代氏も名高し。

24 美作の三宅氏 流江安室記に三宅助兵衛、川端氏所藏文書に三宅十右衛門等見え、又勝北郡小吉野庄小畑村庄屋に三宅十右衛門、又勝岡田の三宅氏は百五十六石家の一也。又醫生三宅順造等多し。25 備前の三宅氏 兒島屯倉の職員の後なり。此の屯倉は、欽明紀十七年條に「蘇我大臣稻目宿禰等を備前兒島郡に遣はして、屯倉を置き、葛城山田直瑞子を以つて、田令と爲す」と載せ、のち敏達紀十

二年條に「日羅等・行きて吉備兒島屯倉に至る」など見ゆ。蓋し和名抄に兒島郡三家郷と見ゆる地に存せしなるべし。此の氏は此の屯倉を掌りし氏ならん事、想像するに難からねど、その出自は明白ならず。よつて或は天日槍の裔、第七項三宅連の族とす。こは記紀、姓氏錄等が三宅連を天日槍の後とするを採りしにて、一理なきにあらざれど、其の實、三宅氏には數流ある事上述の如く、事實に於いては、猶ほ多かりしなるべし。而して此等は凡べて、屯倉の官人たる其の職名を氏としたるなれば、その奉仕する屯倉の異なるに従ひ、家を異にし、大體に於いて氏族を異にせしや明白也。よつて姓氏錄所載三宅連が天日槍裔なるは古典に照して明かなれど、此の三宅氏をも日槍の裔とは類推し難し。

次に此の三宅氏に關し、浮田家譜、及び字喜多能家畫像贊等は、其の祖・百濟より出づとなせり。即ち能家畫像の贊に「竊かに和泉前司能家の家牒を按ずるに、上世、百濟國に居る。甫兒の時、兄弟三人、船を泛べて備前一島に來り、始めて新第を磨め、旗幟に皆兒の字を書きて紋と

爲す矣。仍りて其處を兒島と曰ふ焉。中歳、姓を立て、三宅と稱し、而して武名あり。諸孫、備の郷邑に瓜蔓して、字喜多氏と號す」と。よつて此を前述、天日槍と關聯せしめ、百濟と云ふは新羅の傳へ誤り也とし、以つて其の說に援引す。されど此の浮田傳説は三島傳説より來りしにて、豫章記に「孝靈天皇一伊豫皇子(和氣の姫を娶る。三子を産めり、怪異の思を生じて、空船に乗せて、海上に流す、云々。三子皆海童に養はれて、吉備の小島に著く、則ち備前兒島・是れ也。嬰兒、各宅を造りて、三宅有り、初産は幼少にして、是に留る。三宅氏の義祖是れ也、云々」と載せ、また系圖に「伊豫王子

從一位諸山祇大明神(大宅、庵原)之祖
第二王子(三宅、兒島)之祖
第三總智王子
とあると同神話にして、共に大山積神が、百濟渡來の神なりと云ふ古傳説より來りしにて、伊豫國風土記に「乎知郡御島に坐す神、御名は大山積神、一名は和多志大神也、是の神は、難波高津宮御宇天皇の御世に顯はれます。此の神は百濟國より度

り來れまして、津國御島に坐す云々。御島と云ふは津國御島の名也」とあるに基く也。即ち天日槍の神話とは別系統に屬す。混同すべきにあらず。

職つて考ふるに、此の氏、並に總智、庵原等の諸氏が、總べて此の神話を以つて、祖先の出づる處を説明するを見れば、其の間に一條の脈絡なかるべからず。即ちイホハラ、ツチ、コジマ等の條に述べたるが如く、此等の諸氏は、總べて大山津見神を氏神とするによる。即ち氏神の傳説を以つて自家の出自を説明せし者に外ならず。而して孝靈帝より出づとなすは、庵原氏の吉備氏族なるが上に、此の氏も亦吉備氏族たりしに據る。吉備氏族は孝靈天皇の皇子吉備津彥命より出で、吉備地方の諸國道家・上道、下道、笠等の諸氏、皆此の族也。地方の屯倉は多く其の地方の國造をして、經營せしめ、管理せしめし者なるが上に、此の傳説より窺へば、兒島屯倉も亦其の所在地の國造吉備氏の掌りし者にして、後遂に職名を氏とせしが如し。即ち此の三宅氏は吉備氏の族也となすを最も信に近しと推定す。なほイオハラ、コジマ、ワキダ、ツチ、カピ、ミシマ等の

26 氏人 太平記卷十六に「四月十七日の夜半計に、兒島三郎高徳・己が前に火をかけて、僅か二十五騎にてぞ打出でける。國を阻て境を隔てたる一族共は、事急なるに依つて相備すに及ばず、近邊の親類共に事の子細を告げたりければ、今木、大富、和田、射越、原、松崎の者共、取る物も取り敢へず馳着きける間、其の勢二百餘騎に成りにけり、云々。

高徳は内甲の疵痛手也ける上、馬より落ちける時、胸板を馬に強く踏まれて、目昏れ魂消えければ、暫く絶え入りたりけるを、父備前守範長・枕の下に差寄りて、普賢倉の桶五郎景政は、左の服を射抜かれ、三日三夜まで、其の矢を抜かで、當の矢を射たりと、そ云ひ傳へたれ、是れ程の小疵一所に弱りて死ぬると云ふ事や有るべき。其れ程、云ひ甲斐なき心を以つて、此の一大事をば思ひ立ちけるかと荒らかに耻しめる間、高徳怒に生出で、我を馬に昇せ乗せよ、今一軍して敵を追拂はんとぞ申しける。父大に悦いで今此者よも死なじ、いざや殿原、愛をに有りつる敵共、追散さんとて、今木

大郎範秀、合弟大郎範仲、中西四郎範顯、和田五郎範氏、松崎彦五郎範家、主従十

また二十四に備前國住人三宅三郎高徳と載せ、又波智の金剛寺文安五年文書に三宅時實、浮田分限頼に三宅八郎等、蓋し此の族か。又見島郡山田邑の豪族に三宅氏ありて天正年中に及ぶ、山田鎌參照。



三宅

又高徳の男高秀は三宅太郎と云ひ、その男高貞も三宅を稱し、高秀の後は「小太郎高家」土佐守信徳（字喜多と號す）なりと云ふ。

27 佐々木氏族 「字多源氏にして、見島高徳の末流なり」と云ふ。家紋輪實、三星、右巴、桐、菊、四目結。こは佐々木盛綱の嫡孫重龍・三宅の家を相續し、高徳は其の四代の孫也との説を採れる也。

28 備中の三宅氏 永正の頃、連島の城主に三宅和泉守國秀あり。その十二年、琉球を取らんと欲し、薩摩坊の津に到りしが、島津忠隆に破られて兵船を焼かる。又淺口郡四浦の豪家に此の氏あり、高徳の裔と云ふ、高徳の男辰高曾は四浦と號す、畫を善くす。その男高幸は勤王の志厚く、中川侯に仕ふ。

29 赤松氏族、これも備中淺口郡の名族にて、長尾村三宅賢一氏所藏文書に「人皇六十二代村上天皇の御子具平親王と申し奉れる親王の御子を師房と云ふ。師房より八代目を季房と云ふ。播磨赤松の莊を賜ひて居す。従つて赤松氏を稱す。季房より十五代目を長治と云ふ。長治は別所氏を稱す、小三郎、利部少輔と云ふ。長治は播州三木城主と成る。豊臣秀吉に攻められ、自殺遂城す。其の子定治、家臣と俱に連れて、阿波國阿波郡緒原村に住し、三宅氏を置す。天正五年〇月〇〇、富家の一族集會して典儀を採擧し、先祖代々の系圖、記録、舊記等を、臣小林一學をして、撮寫謄寫せしめ、以つて諸を後裔に傳ふる者也。家紋、三つ巴、番紋・菱、二重角、幕紋。

三ツ引兩、馬印・同。初代三宅又助定治一二代治郎兵衛一三代五兵衛一四代典三右衛門一五代五兵衛一六代次五右衛門一七代五兵衛（役人帶刀御免）一八代治郎兵衛（富代より徳島侯に奉仕、妻藤平作女、此の姉御殿に上り大守様を生み奉る）と。近き世、備中に移りし也。

30 安藝赤松氏族 藝藩通志、豊田郡條に「下北方村三宅氏、赤松播磨が後裔、三宅三郎左衛門吉光を祖とす。今の千石まで、世々里社の奉祀たり。二十六世なり」と云ふ。

31 湯氏族、これも安藝の豪族にして、若狭國人湯大膳の裔孫、佐伯郡三宅村に住して三宅玄蕃と稱す、その男主計・武田氏に従ふ。

32 佐伯姓 安藝屋指の名族にして、一に源姓とも、藤姓とも云ふ。府中の田所職より最島神社の上欄を勧む。蓋し勅使代として神社に奉幣せしものが、常職となりしものかと云ふ。傳説によれば、延喜年中より此の地に來ると稱し、後世は三宅刑部を通稱とす。田所、上欄、保井田、石井、大谷等の條を見よ。

又通志、安藝郡府中村三宅氏條に「先祖

三宅新左衛門胤信は村の城主、白井備中が家人たり。其の子兵部丞就世、毛利家に事へ、後仕を辭して醫となる。其の子彌右衛門就祐より世々里正となる」と。33 安藝三宅氏 以上三項參照。また安西軍軍に三宅源丞（香川方）を載せ、又通志、高宮郡可部町三宅氏條に「三宅某・熊谷氏に従ひ來りて、三入庄に居る。寛正の頃、勸兵衛致仕し、鎔冶を業として可部に移る。家譜焼亡して古きこと傳はらず」と。又廣島藩醫に三宅西源、その男重庵、共に名あり。

34 周防の三宅氏 第二項三宅史の族ならん。延喜の吹可郷戸籍に「三宅繼文・付伊賣戸主三家兄弟男戸」など載せたり。また後世、當國の三宅氏は、丸に梅鉢の家紋とす。

35 出雲の三宅氏 備前三宅氏の族かと云ふ。安西軍軍に「尼子方三宅弘三」見ゆ。36 清和源氏足利氏族 石見國の豪族にして、三宅系圖に「尊氏一三宅勝貞（石見三入庄二千貫を賜ふ、失上熊頭城主、藝能越所々の合戦に功あり。應永二卒、室は福光城主福屋隆利女）一勝直（石見守、永享三卒、室は中村山城守女。その弟勝

豊は早世、その弟雅之介分勝軍は上出羽にて戦死す」と。勝義、幼名力之助、石見守、度々戦功あり。享徳二卒、尼子に屬す。妹は福屋加賀守室一勝茂（幼名勝千代、石見守、文明十四年卒、妻佐東香川氏女。弟好勝は三宅佐右衛門、山吹城戦死。其の弟正勝は小笠原家養子）一勝正（筑前守、長享二、伯耆江尾城戦死、弟は正美、妹は一休和尚弟子）一信勝（筑前守、養子、實は四代勝義の末子、軍學兵衛の達人、戦功あり、永正七年卒）一信行（筑前守、天文十一赤穴戦死。弟信正は小笠原長徳養子）一勝益（石見守、天文十一、毛利に屬し、永祿二年四月卒。弟信時は藝州己斐家相續、其の弟勝信は民之進、長州に行く、子孫有り）一勝政（三左衛門、弟三郎勝秀、勝之助勝弘等、子孫出雲、石見に在り）と。

石見志に「邑智郡矢上村熊ヶ頭城主三宅筑前守勝貞・足利尊氏の裔と稱すれども信に難し。延文三、石見二千貫を賜はり、來て城を築く。その男勝直・永享三卒、妻中村山城守の女」と載せ、又多胡系圖に「前直繼男好信は土居三宅氏の養子」とあり。

37 筑前の三宅氏 第五項參照。又延喜十六年の太宰府解に「早良郡司三宅春則」見ゆ（帝王秘記）。此の三宅氏は阿蘇神の末孫と傳へらる。比伊郷片江村に阿蘇神社あり。多、阿蘇、火等の條參照。

38 肥前の三宅氏 備前の三宅能家、三宅繁家等の裔と傳へらる。

39 河野氏族 伊豫の豪族にして、河野系圖に「得能冠者通俊一太郎通秀一信綱（三宅十郎）、其の弟通方（三宅七郎）」など見ゆ。南北朝の頃、宮方に屬して忠勤す、土居、得能、土肥等の條參照。

又後世、河野系圖に「通直一晴通一通宣（三宅惣左衛門）」と載せ、又明治海軍大軍醫に三宅貞造（野間郡菊間の人）あり、日清役に死す。

40 紀伊の三宅氏 名草郡六十谷村伊也土神社の神主家に此の氏あり。續風土記に「地土三宅助四郎・神主、三宅氏なり」と見ゆ、猶ほ次項參照。

41 清和源氏足利氏族 那賀郡粉河庄の名族也、島條第三十一項を見よ。

42 淡路の三宅氏 文祿の頃、三宅丹波守あり、豊臣氏の代官にして、三原郡志知城に治す。

43 細川家臣 應仁紀卷二に三宅氏を載せ、又明應の頃、三宅七郎氏村あり。又細川兩家記に多く見え、又「三宅出羽守(國村)本願寺一味にて云々」と。

44 清和源氏新田氏族 丹後國丹波郡の豪族にして、神戸城(河邊村)は三宅美作守の居城也。日置藩城の後は金山周防守も同居せりと。此の三宅氏は新田義貞の末流と傳へ、越前國に有けるを、一色松丸に隨從して當城主となれりと云ふ。

45 加賀の三宅氏 橋爪佐一氏云ふ「加賀松任の三宅氏は三宅右近の裔にて、其の先を天日鉾となし、三宅宿禰に至つて、はじめて三宅の姓を賜はりしものにて、古は屯藏(屯倉)とも書きしといふ。彼の三宅橋圖は即ちこの系統なり(現今他に數家あるは其の別家、又は其の氏を貰ひ受けたるものなり)。家紋だきめろが。三宅右近(四國武士、松任へ来る)一兵衛(此の間數代、富樫氏に屬す)一伊兵衛祐成(天正頃郷士の長)一與次右衛門祐圓一伊右衛門(早世)一傳右衛門一傳右衛門一祐四(本誓寺達中となる)一祐支(寺號四念寺と稱す)一慈僧一寛信一仁成一浪然一徳山(實は仁成の子、早世)。

伊兵衛法名祐圓は童名又七、文右衛門の長子、祐甫の養子となる。連水と號し、世人連水先生と稱す。能願の門に遊び、連歌の達人なり。伊左衛門法名祐意は市三郎、祐智の嫡子。天明八年町年寄となる。温良淳直、茶札戦術を嗜み、身は市井の中に在りて、志は君子の林に棲み、徳音風に高し。遂に雲上に聞え、文化四年、公卿尊貴等、各々詩歌もて古稱の高齢を賀せり。同七年九月十五日正午端坐して終る、壽七十三。四男二女あり。其の三年後、墓に石碑を建つ。藤原資善廟(勸解由小路)、銘文を撰し、皆川二世猷藏これを書し、勸解由長官菅原長親・蒙頼を書す。

又太郎は諱は邦、字は元興、威如書と號す。また橋圖と號するは、朝鮮學士李顯相の名づくる所なり。幼にして頓悟、拾遺經書を讀じ、十三歳文詩三百餘首あり。天明八年京師に遊び、龍草庵を訪ひしも、其の經義を講ずること己の意に滿たずして還る。享和二年戊十月、再び京師に遊び、皆川淇園を訪ひ、二條兩替町に帷を下し、三宅又太郎と稱し、儒家を立て學識を發揮す。文化六年對馬に遊び、以耐庵に在

妹(浪然の女、見善の室)、見善(金澤正永寺二男)一之孝、弟芳流(この子寛心亮樹)、弟融然(信誠寺住職)、弟佐敷、號松陽。

又與次右衛門の子、伊右衛門の弟、又兵衛祐專(延寶頃、車屋と稱す)一伊兵衛(この弟に平兵衛、文右衛門あり。文右衛門の子に三郎右衛門と又七とあり、又七元服して伊兵衛と稱し、祐甫の養子となる)一甚左衛門、弟伊兵衛祐閑(又七、實は文右衛門の子祐閑、連水先生、明和六年没)、伊兵衛祐智(雨野軒、天明六年没)一伊左衛門祐意(文化七年没)一又太郎(益文景、號橋圖、文政二年没)、弟伊兵衛祐康(號不知老舎、兵衛)……三宅九郎。

右近は備後三郎高徳の嫡流と傳ふ。嘗て京邊に屯せしが、亂軍の時に當り、其の子兵衛と共に兵刃を避けて、石川郡松任へ來り止る。其の年月詳ならず。(一説に建武の頃といふ)。其の墓所一境あり、現石川縣立農學校前にて車屋三味と稱せしが、近年布市町御坊三味へ移す。兵衛は父右近を供奉し來り、此の地の郷士となる。其の後數代相續き富樫氏に屬し、長

り。偶々朝鮮人來朝するに逢ひ、其の學士と筆談し、詩文贈答數回に及び、鮮人大に感服す。聲名天下に轟き、四方來つて業を受け、門籍遂に一千人に及ぶ。慶司藤閣に徵され、花山院、日野、大炊御門、甘露寺、高辻、小倉、梅溪、芝山等の諸公稱みな寵遇殊に厚かりき。孝經、論語、中庸等の註解、和孝經、儒學論、論語定書、詩學訓話、花月百詠、皇代紀鑑、萬經濟錄、排佛論、風雅集、萬壽草、助語書象、虛字解、四遊筆談、孝應錄、左氏傳發揮、左國雪冤、莊子辨疑等の著ありて、鶴林情盟は花山院右大將公、薄遊漫載は朝鮮の金善臣、各々其の序をつくる。文政二年八月二十二日京都の喬居にて歿す、壽五十三。門人私諡して文景先生といひ、法名を兼ね。且つ儒家の禮を以て、洛東島部山に葬り、墓碑其處に建つ。天真道人・之を筆す。二女あり。先だちて終る」と。

46 能登の三宅氏 當國の豪族にして、弘享二年滅亡に至るまで、屢々軍功を立つ。伊兵衛は初め與次兵衛祐成と稱し、郷士の部長たり。鋪木氏に屬す。連年軍戰止むこと無く、天正五年上杉謙信、此地へ亂入の時、祐成・痢床に伏し、鋪木家、既に落城したれども出陣する能はず、席を拍て憤激す。かくて天正八年、徳山五兵衛尉(則秀)入城するに當り、感慨の情に堪へず斷然として武を偃せ、閑居して清明の時を待つこととし、伊兵衛と改名す、時に天正十年なりき。前田利長・天正十三年まで松任四萬石を領し、御在城の間は御内御用を勤めて御懇なる上意を蒙りしといふ。與次右衛門祐圓は祐成の子、法名祐國、油屋と稱す。松任町年寄の始なり。又兵衛は法名祐專、祐圓の二男なり。寛永六年家事を分ち隣家へ出づ。寛永十七年隱居。是より前、當地に水車末だなし。祐專・舍弟孫兵衛と同道して上京、山城國にて水車を見受け、歸つて松任に於いて水車を造る。爾來諸人大に利を得、其の功業を推稱して車屋と云ひ、遂に家號となる。祐專また細工を好み、香盤等の自作今尙殘る。延寶二年八月八日没、壽七十三。五男二女あり。

47 越中の三宅氏 正倉院、天平勝寶四年十月十八日文書に「越中國射水郡寒江郷戸主三宅黒人」など見え、下つて三州志、磯波郡に「道坪野城は宮島郡道坪野村領に在り。三宅新左衛門據ると云ふ、長盛

治三年、三宅備後温井備中と共に二宮より進みて、福水城に陣す。又天正七年、温井景隆、三宅長盛、謙信の死に乗じ、轉田を欺きて松白へ引出し、平子を急攻して、平子を殺す。三州志、鹿嶋郡七尾城條に「天正七年、温井景隆、三宅長盛、逆賊を振ひ、有坂を攻めて斯の城を奪へり。八年長連龍・温井、三宅と、金丸兼脇に戦ひ、勝に依りて、三宅潛行し、安土に抵りて斯の城を信長公に獻じ、罪狀を陳謝する故、温井、三宅・姑く死首を續けて、又此の城に居し、九年、温井、三宅・菅屋長頼に阿服し、禮遇を厚くして斯城をわたり、各々石動山に登る」と。その他、温井、長、神保、豊田、平子、唐人等の條參照。

又「風至郡崎山城は宇出津村領に在り、三宅小三郎居たり。此の小三郎は三宅備後の別家也。或は云ふ、金澤町人堂後屋三郎右衛門は此の小三郎の後也」と。

又加賀藩給帳に「四百五拾石(丸内抱終)三宅平太郎」を載せ、又醫師壯健齋の男蘭芳溪、その男三宅恒(立軒)は勤王家として名あり。

の族か。安樂寺壁には、里談に、天文中高橋與十郎則秋、石黒左近將監と争ひ野寺村にて撃死す」と。

48 鶴後の三宅氏 大同方に「鶴後の三宅宅笠麻呂」なる者見ゆ。その他の事は第十項を見よ。又後世、古志郡三宅城（三宅村）は三宅氏の居城かと云ふ。此の三宅氏は古代三宅氏の後裔にて、明應六年の越後國檢地帳に三宅出雲守見ゆ。

49 奥州の三宅氏 浪岡御所配下の將に三宅氏あり。又棚倉松平藩中老、會津松平藩若年寄に此の氏見ゆ。

50 桓武平氏大塚氏族 尊卑分脈に「國香—繁盛—維幹（三守流）—爲賢、弟爲幹」と載せ、また大塚系圖に「爲賢、三宅の祖」とあり。三守の誤なるべし。

51 武藏の三宅氏 第九項等参照。又武鑑、忍阿部藩用人に此の氏を載す。

52 滋野姓 關津小次郎直家の後なりと云ふ。家紋丸に二本立鷹羽。月の輪。鷹司家臣三宅源兵衛直之・江戸幕臣となる、子孫・寛政系譜に見えたり。

53 伊豆の三宅氏 七島の一に三宅島ありて、島内壬生氏・三宅記を傳へ、三島大神の靈徳を載せたり。

の詳なる事知らず」と。

56 氏人 明應二年十月十三日、松平親忠、三宅加賀守（伊保）、中條出羽守（保母）、那須宗左衛門（八草）、阿部孫四郎（上野）等と田野に戦ふ事あり。又中條條に三宅鎌木、又松平清康・廣瀨城主三宅右衛門と戦ふなど多し。

又二葉松等に「賀茂郡梅ヶ坪城（梅ヶ坪村）。城主三宅右近正貞也。父準人。天文十六年、尾州兵が當城を攻むるの際、岩瀬に出張して討死すと云ふ。永祿三年、家康・當城を攻む、正貞支ふべからずして降る。天文十五年卒、其子惣右衛門康貞也」と。又「伊保城（伊保村は）、三宅加賀守貞宣の嫡男加賀守清宣、及び弟彈正の居城也。明應二年、松平親忠と戦ふ。後丹羽勘助氏信・慶長中一萬石を領す」と。又「岩城（西廣瀨村）は三宅右衛門太夫の持城、家人主膳を置く。又一に「西廣瀨城・三宅三大夫正光」と載せ、又「東廣瀨城（東廣瀨村）は城主三宅右衛門太夫、永祿三年、家康・當城を攻む。其の子播津守（實は朝倉義景の甥）天正年中討死す」と。又「藤澤村古屋敷は三宅下總守の居所」と。

54 遠江の三宅氏 鹿玉郡に三宅郷、又引佐郡に三宅神社あり、古代屯倉のありし地か。後世、天野景泰手負人數に三宅左衛門三郎・見ゆ。

55 三河の三宅氏 藤原氏と云ひ、又源氏と云ひ、又天日槍の裔と云ふ。寛永系圖には藤原姓に收め、家傳を引いて「先祖は備前の兒島より出づ。藤五太郎、藤五次郎、藤五三郎の兄弟三人あり。藤五三郎の裔、三河國加茂郡廣瀨の城に居住す。三宅準人正は其の苗裔也」と、は第二十五項に述べたる大山積神に關する神話より起り、「第二皇子、三宅兒島の祖」とある傳記に符合す。藤と云ふは後世三宅氏が藤原氏を冒せるに據る。

寛政系譜には「垂仁天皇三年、新羅國王の子三人、幼にして船にのりて備前國に着岸す。將來の万物十二種をもつて朝廷に獻す。その七代の孫但遲麻守・はじめて三宅連の姓名をたまふ」と云ふ。此の氏の家傳が先祖百濟より來ると云ふと、三宅連の祖新羅より渡ると云ふと、よく似たるが故に、なまさかしく改めたるに過ぎず。又寛政系譜に「三宅兒島三郎高徳・備前

又徳投社神主四家中二家は此の氏にて、「惣檢校職神主三宅豐前、山上四宮神主三宅肥後」等と見え、また「二百石三宅信濃、七十石三宅八百治」とあり。又井田系圖に三宅五郎左衛門・見ゆ。又寛政系譜に「家康の臣に三宅十大夫伊綱あり、本田作左衛門重次に屬し、賀茂郡高橋の内を領す。その男次郎兵衛伊正・本多正信に屬し、上總東金に采地を給ふ。上總七十騎の一也」と。家紋六輪實、島形の内見文字。

又「三宅勘次郎伊秋は家康に仕へ、高橋庄に住す。後に本多正信に屬し、上總七十騎の一たり」と。家紋輪實、澤瀉。以上二者は三宅姓に收む。

57 三宅侯 藩論譜に「三宅三郎高貞が子三郎兵衛尉元貞が三代の孫、加賀守貞宣に四人の子あり。伊保、梅坪、廣瀨等の地に分れて住む。三男周防守清貞・廣瀨に在り、其の子準人正師行が孫藤左衛門尉政貞が代に至つて、徳川殿に屬し參らせ、年七十歳にして、天正十五年にぞ死しける。惣右衛門尉康貞は政貞が嫡子、母は島居伊賀守忠吉が女なり。諱字を給ひて康貞とは召れけり。永祿十一年十一月、

國をいで、伊勢國に來り、其の後三河國賀茂郡に移り、上伊保、下伊保、伊保土、藤原等を領す。その裔準人正師貞（梅坪領主、天文十六戰死）—藤左衛門政貞—惣右衛門康貞—鶴後守康信」と。又一に「兒島高徳の三男三宅高貞より出づ。其の六世孫師貞なり」と云ふ。

藩論譜には「三宅惣右衛門尉藤原康貞は、備前國兒島三郎三宅高徳が後胤なり。初め高徳・南帝の御方として、終に所領を失ひ、伊勢國に逃れ、其の後、又參河の國加茂郡に來り住む。嫡子兒島太郎高秀は、備前國浮田が祖・是なり。次男兒島次郎高久、三男三宅三郎高貞、高貞・初めて兒島を改めて、三宅と名乗る。其の子孫・三河國加茂郡伊保原の地に分れ住む。是れ其家に傳ふる所なり。姓氏錄を按ずるに、三宅連は新羅國王王子天日神命の後なり。ある説に伊久米入産命を以つて祖とす見えたり。兒島三郎高徳・其の氏は三宅なれば、其の子孫たらんには、三宅をもつて氏とすべし。然るに、また武家補任を見るに、三宅をもつて藤氏とす。三宅を以つて家に稱して、藤氏なりといふ事、其の謂あるべけれど、其

寄騎の侍を屬られ、度々の高名、數を知らず。中にも甲斐の府中、黒駒、藤木等の合戦に、北條の多勢を打破り、長嶽の戦には、初め清洲の城を守り、後に黒田の城を守り、相州奥州等の御陣には嫡子康信と同じく御供し、關東に移らるゝ時、武藏國瓶尻の地を領す、五千石。此の時康貞の弟彌二兵衛正次も、武藏、指扇の地五千石を給ふ。

關が原の戦には、康貞康信の父子・遠江國横須賀城を守り、軍終つて後、康貞・伊勢國龜山の城を守る。慶長九年、所領の地を加へ、本國加茂郡母の郷に移り、五千石を加へ一萬石なり。元和元年、七十二歳にて死す。嫡男鶴後守康信・繼ぐ。元和五年秋、伊勢國龜山の城に移り、同六年八月、二千石を加へ、寛永九年九月、龜山城に卒す。其の子大膳亮康盛・寛永十三年、常陸國新張に移り、新張五千石、母母七千石、都べて一萬二千石を領す。明暦三年十二月二十九日、五十八歳にて卒し、其の子能登守康勝（後に土佐守）。繼ぎ、寛文四年、參河國田原の城に移され、子息出羽守康敷・延寶二年十一月二十七日叙爵す」と。

寛政系譜、及び武鑑に「越後守康信―大膳亮康盛―土佐守康勝(田原)―出羽守康雄(備前守)―能登守康徳(備後守)―備前守康高(備了閑)―出羽守康之(備後守、實は松平主膳正近形舍弟)―備前守康武―能登守康邦―備後守康友―對馬守康和―弟備前守康明―土佐守康直(實は酒井雅樂頭忠實六男)―備後守康保(實は同性體友信男)―康寧。三河田原一萬二千石(明治五千七百四十石)。現今子爵。家紋輪實、鳥形の内に兒の字。



三宅

藤左衛門政貞の二男彌次兵衛正次は五千石を領す。
 58 秀郷流藤原姓 河村氏の族なれど、字右衛門昌勝・外家の號を冒せる也。家紋輪實、五三桐、車。
 59 源姓 京都の人、三宅石庵正名(實文、萬年)は儒者にして俳諧を善くす。その男正誼(子和、春樓)也。又石庵の弟九十郎辨明(用晦)は有名な觀瀾の事にして、水戸義公に仕へ、後幕臣となる。寛政系譜に「九十郎辨明―岩次郎清美―

第十左衛門敬直―恒五郎守典。家紋丸に三葉、丸に玉文字。又壽者の書附に「二百俵・儒者三宅九十郎、今以同高」と載せ、又觀瀾の弟總十郎維祺は水戸藩に仕へ、佩章と號す。

60 秀郷流藤原姓 深津氏裔也。小右衛門正通の男權大夫正永・外家の號を冒す。家紋輪實、鳥形の内に兒文字。

61 醍醐源氏 家傳に「源播磨守允明(醍醐天皇第十八皇子)の末にて、近江國の住人與五郎貞房を祖とす」と云ふ。家紋八劍輪實、丸に三文字。寛政系譜に「貞房―源助貞勝(三河にて家康に仕ふ)―支蕃頭正勝」と。

62 佐々木氏族 近江の豪族にして、野洲郡市三宅城(市三宅村)は三宅出雲守孝房の城跡なり。此の流は佐々木六代經方の四男水原家行が二十代の後胤、水原大炊頭實高が二男大學助實宗より出づ。其の長男孝房にして、觀音城没落の節、同時に亡滅す。

又京極殿給帳に「二百石三宅權兵衛、同一學」等見え、又儒者に三宅正堅あり、濃庵と號す。

63 伊勢の三宅氏 第十一項參照。後御麻

間神人に三宅國重あり、建久九年運宮記に見え、又神宮社家に三宅仁、左衛門等あり。

64 横野氏族 伊勢の豪族にて、奄美郡三宅村より起る。肥後山鹿の土橋野秀盛・當地に來り、三宅城を築きて三宅駿河守と稱す。その四代の孫藤重・永祿十二年織田氏の爲に攻られて亡ぶ(背書國誌、村舊記、名勝志)。又長野家配下の將と見ゆ。三國地志には「三宅堡・三宅駿河守居守、其の男權左衛門・繼いで守る」と。又信長記に三宅權右衛門、勢州四家記に「三宅權右衛門を三七に附けらる」と。

65 雜載 三宅正光の男守正(左近將曹)は幕儀を以つて、後白河院、鳥羽院に仕へ奉る。又撰解文集に三宅隆潔を載せ、續本朝書史に三宅高信・見ゆ。

又寺澤氏城代三宅慶兵衛重利は辯平治の男にして、明智光秀の外孫也。天草、吉利支丹一揆の時、富岡在城、本戸にて戦死す。又明智光春は三宅を稱す。又秀康給帳に「三百石三宅五左衛門、五百石三宅庄兵衛子」を載せたり。また武鑑、西條松平藩用人、徳島縣須賀藩用人、大濠分部藩用人、飯尾保科藩重臣、結城水

野澤用人、各田郡瀬川藩用人、小幡松平藩年寄等に此の氏を擧ぐ。

又儒者に三宅彌藏友信あり、鞍齋と號す、三河國志の著あり。又寺社奉行に三宅備前守、御細工坊主に三宅長壽、國學者に三宅帶刀環翠、俳人に三宅方隆(滄溟)、彌山と號す。又茶人に三宅了閑、第五十七項康高の事也。

又堀尾山城守給帳に「二百石三宅嘉兵衛」を載せ、又建仁寺僧に三宅竺榮、又阿波、讃岐、山城、志摩、美濃等にも見ゆ。

宮家 ミヤケ クウケ 前數條參照。

1 常陸の宮家氏 本朝高僧傳に「釋宗己は復庵と號す。弘安三年、常州宮家氏に生る」云々と。宮家は郡家かと云ふ、郡家、小田等の條參照。

2 雜載 又因幡の名族(後竹内)に見ゆ。

宮宅 ミヤケ 前數條參照。備前等に存す。

三宅川 ミヤケガハ 武藏等に在り。

土産田 ミヤケダ 武藏國足立郡吉笹原村の稻荷八幡合社の神主也。

三宅人 ミヤケヒト 屯倉に仕へし氏也。屯倉、三宅等の條參照。

1 安倍氏族 難波屯倉の職員か。姓氏錄、攝津皇別に「三宅人。大産命の男波多武

目下命の後也)と見ゆ。

2 畿西の三宅人 三宅條第五項を見よ。

三宅和 ミヤケワ 武藏等に在り。

京都 ミヤコ 豐前國に京都郡あり、和名抄に美夜古と註す。

都 ミヤコ 京都の外、日向に都城、下總に都川、陸前に都島等多し。

1 都宿禰 毛野氏の族にして、桑原公の後也。仁壽二年五月紀に「主計頭從五位下都宿禰貞顯卒す。貞顯は大和外從五位下桑原公秋成の子也。弘仁十三年、見正五位下文章博士腹赤と共に上請して、姓を都宿禰と改む。天長元年四月に中務少錄に任ぜらる。云々」と見え、後元慶元年十二月紀に「都宿禰御西、良香、因雄、興道の四人に朝臣姓を賜ふ。其の先は御間城入彦五十瓊殖天皇の後、上毛野、大野、池田、佐味、車持朝臣と同祖也」とあり。

2 都朝臣 前項氏の後にして、元慶元年十二月紀に「左京人從五位下行讚岐介都宿禰御西、文章博士從五位下兼行大内記前權介都宿禰良香、散位正六位上都宿禰因雄、正七位下都宿禰興道の四人に、姓を朝臣と賜ふ。其の先は御間城入彦五

十瓊殖天皇の後、上毛野、大野、池田、佐味、車持朝臣と同祖也」と載せたり。

良香・最も有名也、貞顯の男にして、初名言道、その男在中(越前)も名高し。

3 無尸の都氏 姓氏錄卷末及び姓名錄抄等に見ゆ。都朝臣の族也。又撰解文集に都徳用・見ゆ。

4 畿西の都氏 大友記に其後都衆を載せ、高良山水鏡檢地帳に都宮内丞・見ゆ。

5 雜載 都大夫一中(もと本願寺派僧)は一中節を始め、爾來數世同名を襲ふ。又都越後(葛大夫)も名高し。

京 ミヤコ キヨウ 前條氏と通ず、備前等に存す。

宮處 ミヤコ ミヤドコロ條を見よ。

宮地 ミヤコ 同上、及びミヤヂ條を見よ。

宮古 ミヤコ 伊勢、陸中、伊豫等に此の地名存し、武藏等に此の氏あり。その他、前數條參照。

宮子 ミヤコ 豐前國に宮子郡あり、靈異記に見ゆ。和名抄の京都郡(美夜古)の地也。その他、上野等にも此の地名あり。

京尾 ミヤコヲ 備前等に此の氏あり。

宮越 ミヤコシ ミヤノコシ 武藏、信濃、加賀等に此の地名存し、日向記に宮越三郎

兵衛尉・見ゆ。

宮腰

1 北國の宮腰氏 加賀國石川郡宮腰邑より起りしか。若狭小濱の兵學者に宮腰向古あり、歴書と號し、後宮川忍齋と云ひ、久留米藩に仕ふ。

2 羽後の宮腰氏 能代、大館地方に此の氏多く、又由利郡魚湯の宮腰氏は能代より移りしにて、遠祖は今川義元に仕へ、捕狹間に破れし後、出羽に降ると傳ふとぞ。家紋丸に三ツ柏(宮腰伊七郎氏)。又宮腰氏も存す。

宮古島

3 雜載 その他、信濃、武藏等にも存す。宮古島 ミヤコジマ 攝津、武藏、日向等に都島あり。而して武藏國兒玉郡に宮古島衆あり。新編風土記、都島村條に「橋澤郡橋澤村市兵衛が藏せる北條氏政より先祖吉田和泉守へ與へし感狀に、宮古島衆と倉賀野衆と爲掛合云々と見ゆ」と。三三一九頁を見よ。

京田

ミヤコダ 和名抄、遠江國引佐郡に京田郷を收めて美也古多と訓ず。風土記傳に「上都田、下都田二村存」と。又東鑑、壽永三年三月十四日に「遠江國都田御厨」、神風抄に「遠江國(内宮)都田御厨」など

見ゆ。

都竹

ミヤコダケ ツヂ條を見よ。

都地

ミヤコヂ 同上。筑後領主付に「都路

都路

ミヤコヂ 同上。筑後領主付に「都路左馬介・三浦郡に居りて四町を領す」と。

宮古路

ミヤコチ 都一仲の門宮古路豐後

都鳥

ミヤコドリ 奥州南部の名族、都鳥重信(佐倉藩士)、その男重勝、その男重宣、その男重昌(助六)、皆稱を善くす。

都城

ミヤコノジヤウ 日向國諸縣郡に此の地名あり。

宮郡

ミヤゴホリノコマビト 異人種部の一にして、令集解、百濟戸泊戸條に「宮郡泊人十四戸、云々。右五色人等は品部と爲して、調役を免ずる也」とあり。コマ、コマビト等の條參照。

宮坂

ミヤサカ

1 諏訪神家族 諏訪志料に「宮坂氏。當氏は諏訪大神の裔にして、下社春宮神社の祝部より出づと云ふ。春宮社邊に宮坂と云ふ小地名存す、蓋し祖先在住の故を以つて氏號に稱せしならん。或は武人と

宮坂

なりし人もあると云ふ。守護小笠原家の

一族に宮坂氏あり、舊き國士と見ゆ。又

天文中、大和十人衆の内、小井川住宮坂

一閑齋と云ふ人あり。同流の趣きを云ひ

傳ふ。又金澤縣に居住、宿役人を勤めし

ものあり。後葛澤澤に遷居、終に開拓の

業に従ひ、木下、小林、藤原等の諸氏と

共に盡力す」と。

諏訪の此の氏は、丸馬、丸に葛、丸に三本

梶、丸に四角並等を家紋とす。

2 清和源氏小笠原氏 前項を見よ。又武

藏等に存す。

宮崎 ミヤサキ 日向國に宮崎郡ありて、

和名抄に三也佐岐と註し、中世宮崎庄起る。

又紀伊に宮崎庄見え、その他、伊勢、三河、

上野、陸前、越中、安藝、長門、筑前、日

向、薩摩等に此の地名存す。

1 紀姓 石清水祠官族にして、紀氏系圖

に「田中慶清—道清(號中坊法師、號宮崎)

—宗清—永修、弟教清—慶助」と見ゆ。

長倉追野記に「鳥居のものは八幡の神職

宮崎の法印が紋也」とあるは此の氏にて、

名族たりし狀を窺ふべし。

2 大和の宮崎氏 安西軍策に「宮崎藤大

夫(大和住人)」を載せたり。

3 河内の宮崎氏 島山家臣にして、錦部

郡島相子形城(三日市村喜多)は元龜三

年、高山昭高家臣宮崎針太夫、同鹿目助、

居守し、遊佐氏の臣草部肥後守の子葛蒲

助と戦ひ、一度退城したるも、程なく三

宅志摩守、白井四郎守、伊智地文太夫等

の助けを得て、葛蒲を殺す。又永祿二年

文野郡侍連名頼に「種谷村宮崎主殿進義

盛」を載せたり。

4 熊野別當族 紀伊國在田郡宮崎庄より

起る。當莊は那智尊勝院文書に宮前に作

る、應徳三年、尙侍藤原氏の寄する地に

して、嘉應元年、田邊別當湛全の弟左衛

門尉定範・此の莊を領し城を野村に築き、

子孫宮崎氏と稱すと。但し疑ふ人もあり。

熊野別當系圖には「鶴原別當法印行範—

ミヤサキ

又島山文書に「貴志、宮崎、梶原、自然

別儀を存するに於いては云々」と。熊野

宮崎殿は熊野上綱の一にして、續風土記、

牟婁郡新宮東仙寺條に「大治五年、六條

列官爲義の女立田腹の尼丹鶴姫の開基な

り。永享八年、七上綱の中、宮崎次郎定

康・修理を加ふ。後寛正六年、宮崎定弘。

再興し、明應四年、宮崎盛定・修理し、

慶長六年、淺野右近大夫忠吉の時、その

地を城地とし、寺を今の地に移す」と。

その居城は、在田郡野村に在り、續風土

記、野村城條に「嘉應元年、宮崎筑前守

定範・此の城を築く。其の子孫隱岐守定

頼・剃髮して隱居す。天正十二年、宮崎

隱岐守定之・羽柴美濃守秀長の爲落城す

と。而して「新堂村本光寺は、永祿年間、

野村の城主宮崎彦五郎建立す」とあり。

子孫は小豆島村條に「舊家地士(宮崎善

十郎、宮崎氏は熊野の嗣官實方中將の後

なり。代々宮崎の城主なり。宮崎隱岐守

の三男を三郎右衛門尉定直といふ、大坂

方に屬し、落城の後、宮原に到り、雙子

ミヤサキ

則岡分太夫の家に寄宿し、子孫當村に住

す」と。又井關村地士六十人の内に宮崎

勘兵衛あり。

5 伊豫の宮崎氏 歴書記、正平頃の士に

形部宮崎宮内丞・見ゆ。

6 佐伯姓 筑前那珂郡住吉神社の社家に

して、宮崎大宮司と稱す。住吉、佐伯、

ミヤサキ

横田等の條を見よ。

7 筑後の宮崎氏 五條家文書に宮崎兵部

少輔を載せたり。

8 菅原姓 豐後國本三川村の宮崎氏は菅

原姓と稱し、國東郡香々地村の此の氏は

藤原姓と稱す。

9 藤原姓 肥前國松浦郡の名族にして、

往古日向國宮崎より來り、宮崎縣主とも

稱し、承平天慶亂の時、郡國の催促に依り

て、宮崎縣主藤原忠泰、舍弟忠成・官軍

に屬し、筑前國怡土郡にて、純友と戦ひ、

賊徒を四國に逐けて歸國し、後大友と戦

ひ、再び怡土郡に來る」など傳へらる。

又大村藩士宮崎氏は藤原忠行の裔にて、

薩摩秋月より來ると云ひ、また一に日向

の産と云ふ。子孫に川原氏、寺井氏等あ

り、又田崎氏より分れしも存す。又平戸

藩士宮崎一八正隆(本姓粘川氏)は武術

ミヤサキ

に長じ、殊に體術に名あり。

10 肥後の宮崎氏 菊池家臣にして、博多

日記に、菊池若黨宮崎太郎兵衛入道を載

せ、嘉吉菊池持朝の侍帳に「宮崎兵部少

輔重作」見ゆ。菊池、及び峯條參照。

11 日向の宮崎氏 宮崎郡大宮村に宮崎神

宮あり、神日本磐余彥尊(神武天皇)を

ミヤサキ

奉祀す。當國の此の氏は此の地名を貰ひ

しにて、大同類聚方卷五十に「日向國宮

崎氣早」なる者見ゆ。その他、第九項、

第十項、第十項、第十項、第十項、第十項、

第十項、第十項、第十項、第十項、第十項、

第十項、第十項、第十項、第十項、第十項、

第十項、第十項、第十項、第十項、第十項、

及び次の二項、及び第三十項を見よ。
 12 土持氏族 日向國の豪族なりしが、伊東氏に滅せらる。土持條を見よ。又日向記に三山衆・宮崎安房守を載せたり。

13 紀姓 日向國宮崎郡より起ると云ふ。寛政呈請に「紀大納言藤原の後裔日向守某・宮崎に住す。其の孫小三郎泰光（筑後）・武田信重、信虎に歴仕し、信濃鹿光寺に住す」と。家紋鳥居の上に鳩一羽、丸に井桁、三頭左巴。

こは第三十項氏に同じ。「泰光—小三郎泰滿（筑後、泰備。信虎、信玄に仕ふ）—小三衛泰景（家康に屬す）—中兵衛泰重—七郎右衛門重俊—同泰次（重勝）—若狭守政泰（重成）—善兵衛重清（二千五百石）—若狭守成久」等、寛政系譜に見ゆ。武鑑に



宮崎大膳

14 安藝の宮崎氏 藤澤通志、高田郡條に「宮崎、風越、並に相合村にあり。皆毛利尼子合戦の地なり。宮崎には吉川興経、黒政長兵衛、又南條小鴨等留營の處といふもあり」と。廣島藩士宮崎儀右衛門の二男

文大夫安貞は福岡黒田藩に仕へ、大いに土地を開墾す、糸島郡宮崎邑これとぞ。安貞は學深く、農業全書を著はして、我が國農業の鼻祖と仰がる。

15 大江姓 備前國邑久郡の名族にして、安仁神社の社家也。大江惟景の男惟政の裔なりと。

16 利仁流藤原姓 齋藤、石黒、井口等と同族にして、越中國新川郡宮崎邑より起る。平家物語に「義仲勢、宮崎三郎」を載せ、長門本に「宮崎太郎・申しけるは、此の砥波山には三の道の候なり云々」、また「宮崎太郎が嫡子入善小太郎爲直」、また弟別府次郎爲重等が奮闘の事見ゆ。源平盛衰記にも「越中國住人宮崎太郎」、また越中國住人、宮崎太郎が嫡子入善小太郎安家」、又宮崎太郎の弟向田亮次郎、一族に南保氏等見え、當時、新川郡宮崎城（三位郷）に據る。壽永中、宮崎氏、其の子入善安家と共に、源義仲に屬し、其の孫家直は承久の役、官軍の北國大將として、藤原の敵を扼す。

東鑑卷廿五、承久三年六月に、宮崎左衛門尉家直と載せ、又承久記卷三に「宮崎さよもん、宮崎さよもんだのり」など

見え、又平賀系圖に「承久、石黒宮崎」と。又後世新川郡有金壘（在加積郷有金村領）は、土肥美作守の將宮崎權進、據る。其の他、井口、石黒等の條參照。

17 能登の宮崎氏 前項の族か。當國社家に在り。

18 越後の宮崎氏 當國の豪族にして、頸城郡直峰城主に見え、又蒲原郡護摩堂城（菅之澤村）は平賀氏の故城なりしが、後坂戸領主長景の長臣宮崎三河守（後將監と云ふ）居守すとぞ。

19 清和源氏 佐州役人附に「清和源氏宮崎伊右衛門、宮崎金兵衛」等を載せたり。

20 出羽の宮崎氏 最上家臣に見ゆ、義光の頃には宮崎内藏丞・高橋信に據れり。

21 菅原姓 陸中紫波郡見前村に宮崎一族あり。二十四代續く。もとは川崎氏なりしならむと。家紋五ツ菱。

22 笠原氏族 陸前國加美郡宮崎邑より起る。天文中古川狀に「大崎義直隨從の士宮崎民部」を載せ、又大崎左衛門督隆義家中記に宮崎民部・見ゆ、又水慶軍記に「大將宮崎民部、以下一千餘人云々」と。而して觀蹟閣老志に「宮崎古城は宮崎村に在り、宮崎民部の居館也。天正中黃門

君（正室）太閤の命により之を攻む、城兵死守云々」と。野史に宮崎隆道父子に作る。又伊達家臣に宮崎内藏助旨元あり。

23 首藤氏族 會津の名族にして、大沼郡宮崎邑より起る。新編風土記、大沼郡西谷村條に「舊家善兵衛。山内氏勝が家臣宮崎善兵衛が後なり。先祖は山内の一族にて、世々宮崎村に住す。氏勝善兵衛を失ひし後、子孫本村に移住せし」と云ひ、又板下村條に「瀧谷寺は宮崎右近某が父の菩提の爲、創建すと云ふ。右近は天正中、山内氏の支族なり。宮崎村に住す」と。

24 相武平氏大塚氏族 常陸國鹿島郡宮崎郷（沼前村宮ヶ崎宮郷）より起る。大塚系圖に「鹿島肥前權守成幹—三郎政幹—家幹（宮崎三郎）—幹行（同三郎）—幹親（同三郎）—頼幹—宗幹（宮崎左衛門太郎）—幹顯」と載せ、新編國志に「宮崎・鹿島郡宮ヶ崎村より起る。田野邊政幹二子家幹・宮崎三郎と稱す。子幹行、子宗幹、並に三郎と稱す」と。

30 伊那の宮崎氏 信州伊那侍の一ににして、慶長中宮崎寛俊守忠政・三千石を領し、駒場に陣屋ありしが、貞享年中敗滅す。藤原姓とも紀姓とも云ふ、第十三項

氏に同じ。關氏云ふ「宮崎氏の館跡は鹿光寺原宮崎にあり。文治年間、藤原氏の分流宮崎太郎長康、其の先は日向國宮崎氏を興し、後備中に移り、木曾義仲に屬して、武勇を顯す。義仲亡ぶるに及んで、逃れて信州に入り、伊那郡黒田村を押領して、此に居館を構へ、家體を以つて在名を立て、地字を宮崎と稱す。其の子周防、同利部、承久中、故あつて黒田氏を冒す。其の男彌兵衛、同三大夫に至り、正慶二年四月、北條高時の催促に依り、嫡子太郎次郎を伴ひて六波羅に參陣、同月十日江州番場にて父子共に生害、二男太郎三郎・相傳、同小太郎、同孫次郎に至り、應永中嫡子と共に坂西氏に屬す。同孫藏、同孫五郎、同彌兵衛、同孫次郎、同孫藏、同右馬允。天文中松岡氏に屬し、本領二百貫文、又山吹田澤越を恩賜せられ、後山吹の館に移る。三男子ありて、皆武田氏に仕ふ。二子忠房・本領百五十貫を食み、相傳へて、天正三年、武田勝頼に従ひ、三州長篠に參陣し、彈丸に中つて還陣し、手疵を保養す。勝頼・歸途宮崎の館に寄り、賞して鶴駱の銘馬を與ふ。忠房・手疵癒へずして絶命。其の男泰滿

を経て十大夫忠政に至り、武田氏亡びて徳川氏に仕へ、忠勤漢からず、筑後守、従五位下に叙せらる(南信史料)と。氏は人は第廿五項を見よ。

31 遠江の宮崎氏 奥山代官に宮崎三左衛門あり。奥山條を見よ。

32 三河の宮崎氏 奥平兵庫助信近は宮崎とも稱す、奥平條を見よ。

33 尾張の宮崎氏 海西郡島地邑の土宮崎古庄の男常之進奇(淳)は均圓と號す、儒者として名あり。

34 伊勢の宮崎氏 度會郡に宮崎氏神社あり、度會條を見よ。又津の人宮崎彌三郎定憲は詩文を著くし、青谷と號す。

35 六波羅家臣 太平記卷九に宮崎三郎、同太郎次郎等見ゆ、近江番場に死し、蓮華寺過去帳に「宮崎三郎恒則、宮崎太郎次郎恒利、同上三郎恒遠」等を載せたり。第三十項を見よ。

36 雜載 その他、武鑑、岸和田岡部藩用人、下手渡立花藩用人、秋月黒田藩重臣、日出木下藩番頭、大野土井藩加判用人等に此の氏を載せ、又大垣藩俳人に宮崎利口、又高山家臣に見え、又加賀藩給帳に「八百石(岩にせまされい)宮崎信次郎、四

百石(同)宮崎主殿、四百石(丸内同)宮崎規三郎」等を載せ、又加賀の養師に宮崎彦九郎義一あり、寒雄と稱す。

又江戸の儒者に宮崎成美(長齋)、又義谷(若荷谷)と號す。又仁和寺宮侍宮崎大和介玉緒(實は近江の人、柳光慶の男)は國學に秀づ。又俳優に宮崎十四郎(巴十)、また攝津、和泉、志摩、近江、美濃、尾張、備前、備中等に存す。又豊前に見え、周防の宮崎は左三つ巴の家紋とす。

宮前

宮前 宮崎氏 和名抄、常陸國鹿島郡に宮前郷を收む、宮崎條參照。又肥後國飽田郡に宮前郷、今の熊本の地也。その他、武鑑、播磨等に此の地名あり。

1 武蔵の宮前氏 橋本郡に宮前邑ありて、秩父郡の名族に見ゆ。新編風土記に「宮前氏(金崎村)、代々名主を勤む、今の佐右衛門が父奇持のことありて、其の身一代苗字帯刀を免され、子孫世々苗字は名乗べきとの旨、御代官より申渡さる」と。又社家にも在り。

宮崎

宮崎 ミヤサキ 宮崎氏に同じ。又美濃の學者に宮崎重伴あり。

宮崎 ミヤサキ 同上。宮里 ミヤサト 和泉、薩摩等に此の地名存す。

1 紀姓 薩摩國薩摩郡宮里邑より起る。建久園田橋に「薩摩郡宮里郷田七十町、社領七町五段(安樂寺)下司在藤道友、社領一町(彌勒寺)下司僧經宗、公領六十一町五段(島津御庄寄部)郷司紀六大夫正家」と。傳へ言ふ、新田宮は初め本村に在り、故に宮里と名付くと。

また建久八年、内裏大番參勤文名に宮里八郎を載せ、又舊記に宮里郡司孫九郎久俊、又地理纂考に「隈之城郷宮里村は新田八幡宮の神領なり。八幡宮神職權執印氏が古文書に「建仁四年二月十日、宮里郷地頭散位紀正家」とあり、正家は權執印家の人なり」と。紀、執印、權執印、本田、平田等の條參照。

又飯島郡平良村新田八幡神社は、嘉祥二年、水引郷新田宮の社司宮里壹岐・神體を奉じて來りて創建すと也。

2 島津氏族 前項の薩摩郡宮里邑より起る。島津系圖に「島津忠久一忠直一泰忠(宮里祖)と載せ、又諸家系圖纂に「忠直(三郎、左衛門尉)一泰忠(三郎、左衛門尉、

明應四年、宮澤又六に名取郡飯野坂郷内を賞與する事載せ、又餘目舊記に「竹城保宮澤大和八郎とて有り、其の在城せめおとすと見え。又天文中、又六實家に至り、大松澤氏を稱す。飯田、及び大松澤條を見よ。又徳川時代、伊達藩用人に此の氏見ゆ(武鑑)。

7 會津の宮澤氏 新編風土記、耶麻郡下館村條に「稻荷神社神職、宮澤但馬、元は木曾組阿隅村の者にて、磐梯神社の神職長尾周防が門下となり、此の社の神職となる」と。

8 雜載 その他、能登の社家に見え、又尾張の儒者宮澤懶夫安重は磯野貞純の三男、宮澤氏を起し、鉄齋と號す。又上總、下總、攝津、伯耆、因幡等に存す。

宮師 ミヤシ グウシ條を見よ。宮司 ミヤシ ミヤツカサ ミヤマシ條を見よ。

宮重 ミヤシゲ 尾張等に此の地名あり。藤原姓 松平家臣宮重彌六郎信成を祖とす。家紋むかひ鶴の丸、鶴の丸。又三河國額田郡友久邑の土に宮重金右(左)衛門・見ゆ。寛政系譜には「信成一惣右衛門信吉一傳六郎信房一作兵衛信秀(忠次)一

宮里祖)一時忠(孫六、左衛門尉)一光忠(左京進)一忠連(下野守)と見え、新撰事蹟通考、これに同じ。猶ほ次條參照。

3 藤原姓山田氏族 大隅の豪族にして、山田式部少輔藤原忠繼の四男(庶子)四郎忠重の後也と。山田條、及び前項參照。その子孫美作守忠常・新納氏に敗られ、新納左馬助・肝屬郡加瀬田城を守り、忠常は新納氏に降りて宮里道隆と云ふ。地理纂考に「文明年中、新納忠武・島津氏に反して宮城を陥れ、新納左馬助、宮里道隆、城主たり。左馬助は忠武が一族にて、宮里は山田忠繼の庶子なりと。忠繼は山田民部と稱して、島津氏の一族なり。されば道隆は忠繼が庶子にして、加瀬田の城主なりしが、新納忠武・宮城を陥れし時、忠武に隨從して、新納左馬助と共に城主なりけむ」と。

4 和泉の宮里氏 和泉郡宮里村より起る。宮里四郎左衛門は正平中の人、和田和泉守の部下也。久米田寺、並に藥師寺等の古證文に見ゆ。

宮澤 ミヤザハ 甲斐、武藏、陸前、羽前、羽後等に此の地名あり。

1 桓武平氏鹽田氏族 信濃國の豪族にし

て、北條義政の裔と云ふ、鹽田條を見よ。小縣郡若下衆の一に此の氏見ゆ。又善光寺の人宮澤武日(善)を以つて名あり。

2 源姓武田氏族 甲斐國巨摩郡宮澤村より起る。武田小五郎信政の男四郎信村・始めて駒井氏を稱す。宮澤氏は其の分流にして、宮澤和泉吉次等、著はれ、又下郷起請文に「岩下衆、宮澤七左衛門善長」と見ゆ。子孫・甲府等にも存し、又武田氏敗亡の後、混入して信州駒澤に盤居し、後に邑事を司るものあり。

3 信濃の宮澤氏 前項を見よ。その他、高遠城土に宮澤若狭あり。伊那細見記に「三義村山室に、宮澤若狭、及び原新左衛門等、高遠城の後備目附役として配置せられしが、天正中没落。民間に降り、其の跡年貢地となる」と。

4 武藏の宮澤氏 多摩郡に宮澤邑あり、關係あるか。秩父郡の社家に見え、又秩父の人宮澤雲山(雄、神遊、細庵)は詩人として知らる。

5 清和源氏 源行家の男宗長を祖とす。藤原姓飯田氏族 陸前國伊具郡宮澤邑より起る。飯田八郎左衛門の裔にして、掃部に至り、宮邑に移る。伊達世次考に、

ミヤサハ

- 5 美濃の宮田氏 宮田左衛門等あり、現今も多し。
- 6 信濃の宮田氏 伊那郡の豪族にして、宮田邑より起る。弘治二年、武田氏に滅さる。飯田、坂四、小笠原等の條參照。
- 7 三浦氏族 横須賀系圖に「杉本安藤守貞清—貞澄(宮田能登守)—貞泰(二郎)—藤貞(新左衛門尉)—義三(新二郎、式部少輔)」と載せたり。
- 8 利仁流藤原姓 齋藤實盛の後なりと云ふ。「北條氏直の臣茂右衛門吉次(吉輝)—治右衛門吉利(吉久)」等寛政系譜に見ゆ。家紋下り藤丸に三文字、藤三巴。又幕臣に抱裏荷、丸に三引を家紋とするあり、藤原姓と稱す。
- 9 有道性兒玉黨 武藏の豪族にして、七黨系圖、兒玉黨に此の氏を收む。埼玉郡上川上村熊野社の神職家、多摩郡大久保村幸神明社の神主家等に此の氏見え、又橋本郡細山村の開墾者に在り。
- 10 常陸の宮田氏 鹿島郡に宮田郷ありて地理志料に「當に美也多と讀むべし。蓋し大洗磯前の神封と爲り、因つて名づく。弘安作田勘文に「鹿島郡北條宮田郷・七十五町六十歩」と。尊卑分脈、參請藤原

- 巨勢麻呂の男弓主に二子あり、長を從五位下内藏助宮田と云ふ、母は常陸鹿島郡の人、次は無官助川、母は常陸久慈郡の人、因つて謂ふ、久慈郡に助川郷あり、則ち知る二人・母氏の桑梓の名を取る也」と。又新編國志に「宮田。一流鹿島郡磯村より出づ、子孫今にあり」と載せ、又小野館は宮田大隅守の居所と云ふ。
- 11 下總の宮田氏 結城戰場物語に宮田頼助を挙げたり。
- 12 四重部 下鴨社の社家にして、駭人家系に「小預、西重部、稱號宮田」、また「小預・宮田二家、厨(西重)、始め宮田、又藤倉、改稱厨」と。
- 13 久下氏族 丹波多紀郡の宮田莊より起る。この地は足利尊氏文書、造内裏段錢引付等に見ゆ。古・多々奴比神封と爲り、宮田莊の名起ると云ふ。久下氏、當莊を領し、此の地に居るが故に、一に宮田氏とも稱せらる、久下條を見よ。
- 14 土居氏族 土居系圖に「通永(彦六郎、小田山頭)—盛教(宮田次郎)—盛時(孫次郎)—重基」と載せたり。
- 15 豐前の宮田氏 圖田帳に「平澤水云々、同宮田佐藤次郎一等見ゆ」。

- 16 筑前の宮田氏 鞍手郡宮田より起る。立花家臣に宮田黨あり。
- 17 名和氏族 肥後國松橋醫師宮田氏藏名和系圖に、十三代行憲の庶弟に「土屋右馬助顯定、本郷市左衛門顯正」あり、宮田は其の裔なりと。
- 18 伊東氏族 日向の豪族にして、日向記に「今度結宗の一味として訴訟申せし、山の法眼と云ひし、實に大なる思を盡せり。是れ結重に供奉して日州に下りし宮田が祖父なり」と。また宮田讀岐守等見ゆ。
- 19 美作の宮田氏 東北條郡北高田庄下横野村勝山城主に宮田五右衛門あり、宮田兄弟の墓存すとぞ。又後世宮田里右衛門等見ゆ。又津山藩給帳に「四十五俵宮田庄右衛門」を載す。
- 20 雜載 細川兩家記に「總州方宮田」を載せ、武藏、長島増山藩重臣、泉本多藩用人等に此の氏を挙げ、又堀尾山城守給帳に「百五十石宮田左助」を擧ぐ。又大村藩に存し、又佐州諸役人附に「源姓・宮田八郎兵衛」を載せたり。

- 國安縣郡宮田村の郷士宮田悅三郎(賴吉)能格は勤王家にして、(清國條參照)、贈從五位、又香川郡弘田上村勤王の士に宮田節齋致信あり、贈從五位。これより前當國の儒者に宮田用藏定期(宮谷支格の男)見ゆ。又能登の社家、加賀の名族、又面打に宮田筑後等あり。
- 宮太 ミヤタ 源平盛衰記に「三位の侍に宮太瀨口時員と云ふ者あり」と、瀨口條參照。
- 宮瀧 ミヤタキ 大和國吉野郡宮瀧郷より起る。吉野三十六公文の一に宮瀧公文(中庄郷)あり、吉野舊事記に見ゆ。
- 宮武 ミヤタケ
 - 1 利仁流藤原姓 尊卑分脈に「倉光六郎成澄—小六郎成實—七郎成廣—成忠(宮武二郎)」と載せたり。
 - 2 雜載 その他、武藏に存し、又高松藩醫に宮武(本氏今井)良順唯善あり、器川と號し、儒學に長ず。
- 宮館 ミヤタテ ミヤノタテ 熱田神宮の社家にして、栗田朝臣姓也。又陸奥に此の地名ありて、津輕に此の氏あり。
- 宮谷 ミヤタニ 能登の名族にして、社家也。又武藏に存す。

- 宮任 ミヤタフ 阿波國の豪族にして、故城記に「宮任殿・久米、平、立二引龍十文字」と載せ、一本に「宮仕殿・久米、平氏」とあり。
- 宮道 ミヤチ 和名抄、三河國寶飯郡に宮道郷を載せて美也知と訓じ、本國神名帳に、寶飯郡宮道天神・見ゆ。又美濃等に此の地名存す。
 - 1 宮道の別 倭武尊の裔にして、古事記に倭武尊の子「建具兒王は、宮首之別、云々等の祖」と見ゆれど、宮首は宮道ならむと云ふ。
 - 2 宮道君 倭武尊の裔にて、前項氏に同じ。三河國寶飯郡宮道郷より起りしか。或は山城宇治郡發祥か。成務本紀に「稚武王は云々、宮道君の祖」と見ゆ。
 - 3 大和の宮道君 宮道氏系圖(五郡神社記所引)に「宮道君は日本武尊の兒稚武王より出づる也。稚武王の後葉・近江國滋賀郡に居り、淡海村部君と爲る。延暦年中に及び、遷りて大和國高市郡に住す。淡海村部君陳義に詔して、幸佐神社の祝部と定め、宮道君の姓を賜ふ。是より先、祝部幸狭村主・平安城左京に貫すれば也」と見ゆ。永享文安の際、福宜散位正六位

- 上宮道述之あり、即ち五郡神社記の作者なり(大和志料)と。(恐らくは非か)。
- 又「永享五年仲冬七日、幸佐神社福宜元位宮道君述之(在列)」、又「應永二十九年仲春二九日宮道述之」などあれど、眞偽詳かならず。
- 4 宮道宿禰 第一項、二項の後か。承和二年に至り、朝臣姓を賜ふ。山城宇治郡の古豪にして、當郡の郡領家也。
- 5 宮道朝臣 前項氏の後にして、承和二年十一月紀に「主計頭從五位下宮道宿禰吉備麻呂、玄蕃少允同姓吉備繼等に、朝臣姓を賜ふ」とあり。氏人には元慶元年正月紀に「主計頭宮道朝臣顯益」あり。此の人、宇治郡の大領にして、勳修寺縁起に「この、はりの大領宮道の顯益となんいひける」と云ひ、また今昔物語卷二十二の第七、高藤内大臣語に「其の郡の大領宮道の顯益となむ云ひける」など見ゆ。その女、高藤の室となり、姫君誕生あり。後四對に置き玉ひ、打續き男の子二人誕生あり。高藤は大納言になり、男二人は泉の大將、三條右大臣(定方)、姫君は、宇多院の位に御座します時、女御に奉り給ひて、養許もなく醍醐天皇を生奉る。

又「水道は同村にあり。宮地宮内が所居、宮内は木梨城主、船奉行なりしといふ」と載せ、又「餘崎城は立花村にあり、村上義光が所居。又宮地大炊助が二男島居次郎實長も、此に居りし」といひ、「守武谷は久山田村にあり。吉和村、鳴瀬山城主、宮地氏、木梨村鷺尾山城主杉原氏と、合戦の地といふ」と見ゆ。

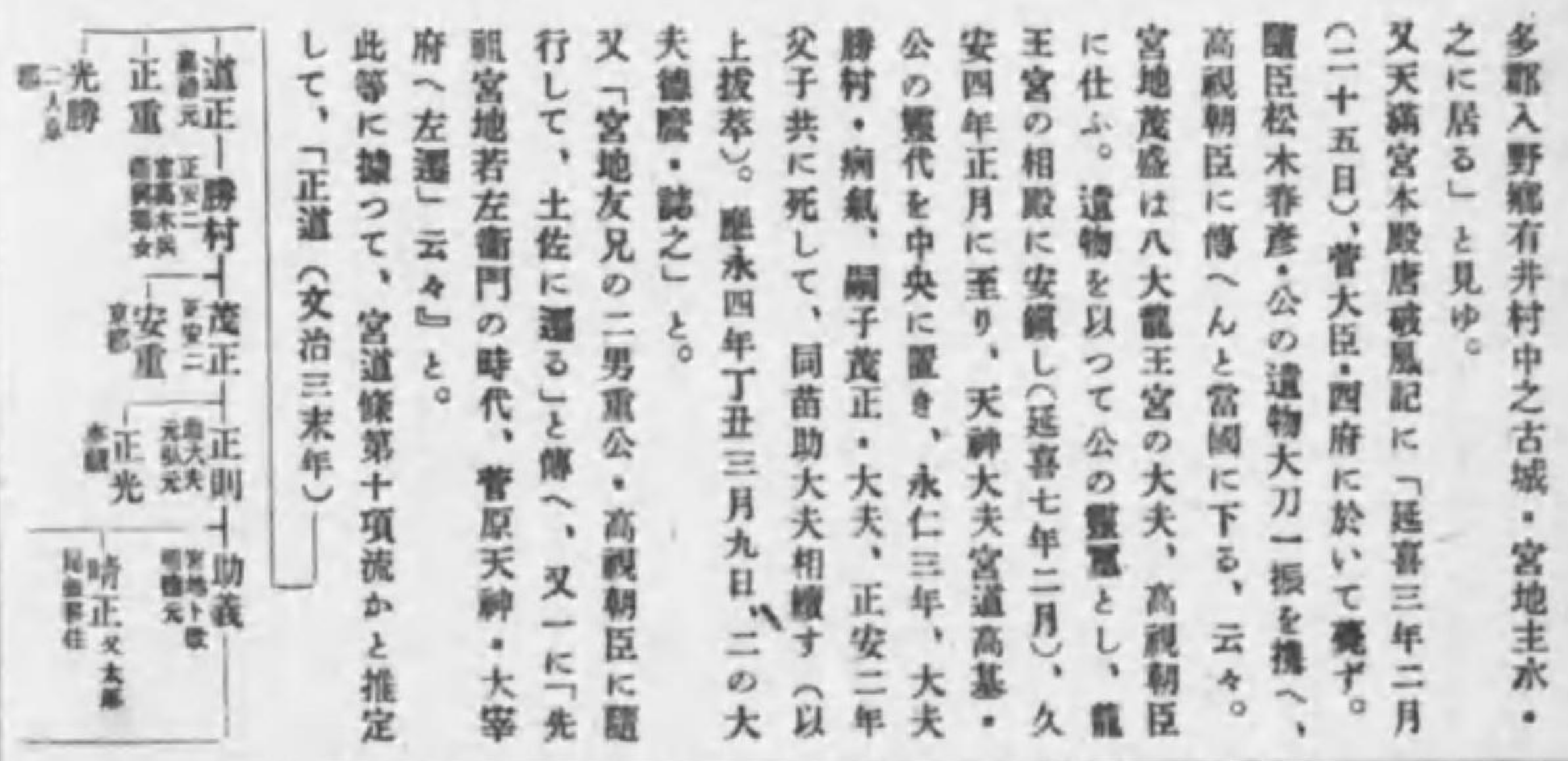
6

宮路姓(後に藤姓) 土佐の名族也。當國幡多郡に宮路山(盛衰記、保元に藤原師長配所の舊蹟)、宮地屋敷(有井庄司の舊邸、元弘の際、一宮尊良親王配所の地)等あり。關係深からん。
宮氏の調査につきては、宮地聖賢氏の家脈傳血譜系あり。多くの見聞を翻覽して詳細に述べられたり。今その一二を披萃せん。「一に遠祖は京都宇治郡山科より出づ、紋所山形を付く。山形に三つ引、八つ山形に三つ引、藤の丸、茶の買、以上四紋宮地氏紋所。家傳に云ふ、宮地。其の先は京師に出づ。遷つて土佐國に貫す、中世以降、系續左の方に録す。宮地

若左衛門正勝、同平兵衛正重・泰主に仕ふ」と云々と。
又「宮地の紋は丸の内に宮の字なり」と。又「宮地氏の根元は幡多郡」と云ひ、又「先祖は宮地村に在る也。宮地亦藏正光一兵右衛門正春一又太郎清正一氏右衛門勝治一市内盛正一百之進正治一又右衛門正廣(一に正康)一若左衛門正勝一平兵衛正重」と。

又古く菅家文章卷六、第十二願文に「宮道友兄の爲云々、仁和二年十二月、友兄、事に就き、讃岐旅館に到る」云々と。
下つて一に「香川郡に住す。天正の頃、土佐郡潮江村古城の下、云々。子孫世々天神宮神主」と載せ、泰士録に「幡多郡山田郷山地村城屋敷、宮地平兵衛尉・之に居る」と。
また大高坂合戦文書(建武年間)に大高坂松王丸・見え、文録中に大高坂松熊丸あり、戸波郷宮地氏の祖也」と。又一本系圖に「宮地丹後守家政・京都より一條房家公御後見にて、幡多へ参り中村に住居す。大枝能登守正直(大枝住)、宮地右京進正勝(國親後見、長岡郡瀬木村領、宮地甚太郎正常)と載せ、南路志卷二十二に「幡

多郡入野郷有井村中之古城・宮地主水・之に居る」と見ゆ。
又天鏡宮本殿唐破風記に「延喜三年二月(二十五日)、菅大臣・四府に於いて獲ず。隨臣松木春彦・公の遺物大刀一振を獲へ、高視朝臣に傳へんと當國に下る、云々。
宮地茂盛は八大龍王宮の大夫、高視朝臣に仕ふ。遺物を以つて公の靈駕とし、龍王宮の相殿に安鎮し(延喜七年二月)、久安四年正月に至り、天神大夫宮道高基・公の靈代を中央に置き、永仁三年、大夫勝村・病氣、嗣子茂正・大夫、正安二年父子共に死して、同苗助大夫相繼す(以上拔萃)。應永四年丁丑三月九日、二の大夫德隆・諱之」と。
又「宮地友兄の二男重公・高視朝臣に隨行して、土佐に遷る」と傳へ、又一に「先祖宮地若左衛門の時代、菅原天神・大宰府へ左遷」云々と。
此等に據つて、宮道條第十項流かと推定して、「正道(文治三末年)」



勝明 (正長二、遷京都) 久平盛正永正元、京都より再び土佐に遷る。一久右衛門正治一右衛門財勝重(改又四郎、天文二死)一若左衛門正勝一平兵衛財勝重一八郎右衛門貞次一丹後守直行一同直正一上總正重住」と。
又「藤原姓、故ありて菅原に革む。宮地氏亦宮道、紋は山形に三つ引、又八つ山形に三つ引、云々。家傳に云ふ、家祖。其の先、京師に出づ。山科二社の後裔と云ふ。土佐國に遷る」と。
一族甚だ多く諸書に散見し、殊に若左衛門正勝は長宗我部元親に仕へし人にて、「孫子四十八人あり、諸所に散居す」と傳へらる。下つて明治に嚴夫氏(伊勢守重峯)あり、宮内省掌典として令名あり、又現代、神祇史の泰斗宮地直一博士あり、管神を崇敬する甚だ厚し。先祖の縁の深きを今にして初めて知れり。
其の他、視聽記に「宮地五郎左衛門は長曾我部氏に仕へ四町五反を領し、慶長五

年より山内家に仕へ、一町五反を領し、下郡奉行たり」と。又山内藩儒に宮地藤太介行あり、谷門下にして靜軒と號す。その二男喜八郎春樹は爲齋と號し、その男莊藏仲枝は水溪と號す、皆名あり。又安藝郡津津邑里正宮地武右衛門は捕鯨家として名高く、又幕末、高岡郡須崎下分邑の士宮地孫市利涉は勤王家として知らる、清岡藤參照、贈從五位。
7 雜載 その他、武鑑、遠山藩用人、赤穂藩用人に此の氏を載せ、又關孝和門人に宮地可馬、見ゆ。
宮治 ミヤチ 前數條を見よ。
宮津 ミヤツ 和名抄、丹後國與謝郡に宮津郷を收め、正應田數目録に「與佐郡宮津庄・百五十五町三百二十二歩」と。又國華萬葉記に與佐郡宮津城・見ゆ。その他、越中等に此の地名存す。而して近江高島郡に宮津氏見ゆ。輿地志略等に「大和觀治宗忠といふ。近江國高島郡水津住人にして、宮津入道と號し、蘇の名手也といふこと、古今録盡に記せば、此の邊の地にも住せし故にや詳ならず」と。又播磨、攝津等に此の氏存す。
宮塚 ミヤツカ 武藏等に存す。

宮司 ミヤツカサ ゲウジ條を見よ。
宮使 ミヤツカヒ 越後國頸彦社船越の神官に見ゆ。
宮仕 ミヤツカヘ 阿波の豪族也、宮任條を見よ。
宮作 ミヤツクリ
造 ミヤツコ 制定的カベネの一にして、伴造たりし氏に與へられ、國造の直姓を稱するに相對す。此の二姓は天武朝制定の忌寸姓に當る。詳細は拙著上代に於ける社會組織の研究、カベネ編を見よ。
宮津子 ミヤツコ 信濃諏訪下社獻供使に宮津子祝あり、多姓にして上原氏と云ふ。
造田 ミヤツコダ ザウタ條を見よ。讚岐國寒河郡造田郷より起る。羽床家臣に造田佐渡あり、七人衆の一也。
宮手 ミヤテ 陸中の豪族、清和源氏多田氏の後にして、總實を祖とす。志和郡宮手村より起る。家紋、唐獅子、抱柏。
宮出 ミヤデ 伊勢、志摩等に此の氏存す。
宮條 ミヤデフ 武藏に在り。
宮寺 ミヤテラ 桓武平氏村山黨の一にして、武藏國入間郡宮寺郷より起る。七黨系圖に「村山貫首頼任一頼家一家平(宮寺五郎)と載せたり。

氏人は東鑑卷四十八に宮寺藏人、承久記卷四に宮寺三郎を載せ、又正嘉の頃の人に宮寺藏人政員と云ふ人見ゆ。その後裔に宮寺四郎あり。また三ヶ島村龍藏院の開基者良圓は宮寺五郎の子にして、初め宮寺小太郎家吉と云へりとぞ。

又新編風土記、高麗郡條に「宮寺氏は、久須美村の名家なり。先祖宮寺與七郎は北條陸奥守氏照に仕へしが、天正十八年八王子城没落の後、此所に潜匿して遂に居住すと云ふ。此の宮寺の祖先是東鑑、及び七葉系圖、野與黨によりて按ずるに、村山七郎頼直・兄弟四人あり。兄は大井五郎太夫家綱・入間郡大井郷に因つて名乗りしとみゆ。弟宮寺五郎家平これも同郡宮寺の郷に因つて氏を稱せしと見えたり。其の弟は金子六郎家範なり。されば、この祖先與七郎へ金子の一條、北條氏より賜はりしも、もとより同族の由ある故とみへたり」と。又埼玉郡等にも存す。

宮戸 ミヤト 大和、武藏、陸前等に此の地名あり。

1 大和の宮戸氏 葛上郡宮戸郷より起る。春日若宮大和伴田庄注進狀に「四郎兵衛入道殿(みやと)を載せたり。

2 雜載 その他、飯野保料藩重臣、また武藏等に存す。

宮床 ミヤトコ 會津河原田盛次の邸等に宮床兵庫あり。

宮處 ミヤドコロ 和名抄、讚岐國山田郡に宮所郷を收めて美也止古路と註し、又肥前國神崎郡にも宮所郷を載せて、美也止古路と訓ず。又信濃等に此の地名存す。

1 中臣宮處連 中臣氏の族にして讚岐宮所郷より起る。中臣宮處本系帳あり、天平六年の撰録と云ひ、神呂高御結命、神呂系あり。即ち「神呂高御結命、神呂美神御結命の子、津速結命の子、伊知速結命の子、許基登結命の子、天兒屋根命の子、天忍靈根命の子、天種子命の子、伊字佐都臣命の子、大御食津臣命の子、伊迦賀都臣命の子、那志都臣命の子、迦美岐支加都命の子、久志軒賀主命の子、大香島臣命の子、游美佐夜麻命の子、伊迦豆知大臣命の子、中臣連大小橋臣」と載せ、「中臣連大小橋臣命は、志賀の高穴郷宮に天下知らし、天皇命の御世、湊速國大縣の味原里に誕生れて、石村の豐櫻宮に天下知らし、天皇命の御世、中臣職を賜はり、湊速の高津宮に天下知し、天皇

の御世に仕へ奉りて、薨去ぬ。故れ、同縣の比賣島の東南方なる猪甘津の邊に葬祭りき」と。

而して「輕島豐明宮に坐して、天下を知らし、(應神)天皇命・大小橋臣に詔りし給はく、我聞く讚岐國山田縣の宮處里(家傳に美夜古能佐登と云ふ)は、汝が遠祖天兒屋根命の誓め愛でし地なり。故今生める子を分けて、遠世長世の家居と爲せと詔して、即ち國造森葉摩命の封地を割きて賜はりき。是を以て大御言の隨に、靜子臣を罷り下して、仕へ奉らしめし也」と見ゆ。

靜子臣命は輕島豐明宮の御代に始めて山田縣主を賜ひ、其の子「靜依臣」靜富臣「靜別」靜稻比古「靜根」靜比古「靜老」靜建「靜美」靜主「靜」にして、靜は小治田宮大御代に山田縣主を賜はり、飛鳥岡本宮の大御代に神祇官に召されて小義冠を賜はり、尋いで大義冠を賜はり、又飛鳥板蓋宮天皇の時、天津神壽詞を奏上せしによりて、大信冠を賜はり、又難波長柄豐時宮の天皇の大御代、大化三年正月小禮冠を、同五年二月、拾九階の冠位を制定せられし日、大華下の冠を賜は

る。

次に靜の弟靜名は、飛鳥の岡本宮の御代に、山田縣主、及び大智冠を賜はり、難波長柄豐前宮の大御代、大化二年二月七日に山田郡大領に任ぜられ、同五年三月に小乙下冠を、後飛鳥の岡本宮の御代二月三日に大乙下冠を賜ふ。

次に靜の子靜足は、飛鳥岡本宮五年五月十五日に山田郡大領に任ぜられ、同六年三月五日小乙下冠、淡海の大津宮七年二月八日、特に大乙下冠及び龜參疋、綿五屯、布七端を賜はり、飛鳥の淨見原宮白鳳三年三月十九日に大乙中冠、同九年三月十五日に大乙上冠、同十三年十月朔日、特に朝臣性を賜はり、同十四年正月二十八日追大壹の位を賜ふ。

子靜臣、飛鳥淨御原宮白鳳八年三月十五日に御城郡小領に任ぜられ、同九年三月十五日に大建冠、十四年正月二十八日、改めて進廣貳位、高市之島宮二年五月十七日に山田郡大領に任ぜられ、又高市の藤原宮元年正月十七日に進大貳位、同七年三月十五日に追廣壹位、又後の藤原宮大寶元年五月二十七日改めて正八位下、慶雲三年四月十八日に從七位、平城大宮

の御代和銅元年正月十三日に從七位上に叙せらる。同三年十一月、戶籍編造の時、

家居の里名を以つて氏に加へて、中臣宮處朝臣と註し、同四年十一月四日、特に正七位上、同八年六月從六位、寶龜二年三月五日特に外從五位、養老三年三月八日致仕、養老六年五月卒りぬ。

次に靜磨呂は平城大宮の和銅三年五月二十日に安益郡小領に任ぜられ、從八位下、同八年正月十二日に從八位上に叙せられ、養老三年四月十七日、山田郡大領に任ぜらる。神龜元年二月六日從七位下、同三年四月十五日從七位上、同四年三月十三日從十疋を賜はり、天平元年八月七日正七位に叙せらる。

又「掛巻も長き輕島の豐明宮に天の下を治食し、天皇命の御代、兵神拾貳世の子中臣連大小橋臣命・寵恩を蒙奉り、此の宮處郷を賜はりて、次の子靜子臣・始めて山田縣主より仕へ奉り、今靜處に至るまで、並せて拾五世、年を積むこと四百五拾六歳、天皇朝廷の大御奴と仕へ奉り侍り來ぬ。天平六年三月十五日、讚岐國山田郡大領正七位下勲業中臣宮處朝臣靜磨」とあり。されど信じ難き點多し。

而して姓氏錄には左京神別にて「中臣宮處連。大中臣同祖」と載せ、又天平元年二月紀に「無位中臣宮所連東人」見ゆ。

2 中臣宮處朝臣 前項氏の後にして、本系帳によれば「靜足は天武朝十三年十一月、特に朝臣を賜はり、靜臣は白鳳八年に御城郡少領、後に山田郡大領、和銅三年十一月、戶籍編造の時、家居の里名を以つて、氏に加へて中臣宮處朝臣と註すと。前項を見よ。

3 和泉の宮處朝臣 前項氏に同じく、姓氏錄、和泉神別に「宮處朝臣。大中臣朝臣と同祖、天兒屋命の後也」と載せたり。

4 無戸の宮處氏 東寺文書等に見ゆ。前項氏の族裔也。

宮地 ミヤドコロ ミヤチ 1 中臣宮地連 宮處氏に同じ。推古紀に「中臣宮地連麻呂見ゆ。又中臣宮地連鳥麻呂を載せ、類聚國史には鳥に作る。

2 その他はミヤチ條を見よ。

宮所 ミヤドコロ 前二條氏と通ず。 1 中臣氏族 宮處條に詳か也。 2 諏訪神族 信濃國諏訪郡(伊那)宮所邑より起り、諏訪系圖に「大觀教思一敦重(宮所四郎、上伊那住人)」と。

宮富 ミヤトミ
宮中 ミヤナカ 下總、武藏(宮仲)に此の地名ありて、武藏等に此の氏あり。
宮永 ミヤナガ

1 諸縣君姓 日向國の名族にして、諸縣郡北本莊邑八幡神社祠官に此の氏あり。其の系譜に「姓は諸縣君。豐國別命より出づ。豐國別・加牟波良産を生み、加牟波良の子を老男命と云ふ。成務帝の時、日向國造に任ぜられ、其の子、牛は仁徳帝の時、姓を諸縣君と賜ふ」と云ひ、又「老男の孫牛諸井、その男多氣男・始めて三俣郡司に任ぜらる」と見ゆ。

2 大隅の宮永氏 薩摩書記、建治二年文書に「加治木郷云々、宮永崎守八丁」と載せ、又附於郡(桑原郡)國分郷大穴持神社神主に宮永相模、大宮司宮永諸兵衛等見ゆ。

3 藤備の宮永氏 藤澤通志、尾道府條に「春田村宮永氏。先祖宮永辰次は、和銅年中村の祠官たり。後數十世、今の屋茂に至り、猶は舊職を守る。されど詳なること未詳なり」と見ゆ。

4 四幡の宮永氏 氣多郡津村王子権現神主に宮永氏あり。

5 三河伴氏族 三河伴氏系圖に「俊賢—宮永九郎資滿—太郎資村—兼綱(宮永孫太郎、修理亮)—吉弘、弟吉道」と載せ、また資滿の弟「宮永資俊—資幸(宮永太郎左衛門尉)—惟實(黒瀬四郎)—土與松」と見ゆ。

6 利仁流藤原姓 加賀の豪族にして、尊卑分脈に「林新介成家—國員(宮永七郎)—家利(同三郎)—利助(同三郎)—家國(同新三郎)」と載せ、康正段錢引付に「十八貫二百七十五文・正親町家・加賀國是時座(庄)の内、宮永郡段錢」と見え、富樫記に宮永左京進等あり。又徳川時代、大聖寺前田藩重臣に見ゆ(武藏)。

7 清和源氏字野氏族 これも加賀の發祥にして、參考諸家系圖に「宮永氏(本名字野)。紋輪違、杏十文字。多田伊保守源滿仲三男頼親(從四位下、多田大和守、母左京大夫藤原致忠女)—頼成(多田肥後守)、弟頼房(從五位下、肥前守、荒加賀と號す。その弟頼基は多田右京進、子孫あり)—頼俊(從五位下、上總介、刑

より六三八頁に詳か也。戦國の頃には、修理大夫公達、その男上總權介公里、その養子右衛門督公基等あり。又幕末「公純(大宮司)—弟公貞(頼母、大藏、彈正、大宮司)—武雄(大宮司)、弟公矩(初め祝部家養子、男爵)—公徳(實は藤波宗禮二男)—公勳(到津公龍三男)」と見ゆ。舊百一石にて現今男爵。

宮仁 ミヤニ
宮西 ミヤニシ 江月日吉神社の祠官にして、阿蘇姓、文明中、當社勸請の際、當地に來るとぞ。その後、宮西諸助(仲友)は淺草寺領代官本間氏の男、此の氏の養子となり、明治、神道學者として名聲あり。又現今、宮西惟助氏・神職界の重鎮たり。

宮主 ミヤヌシ ミヤシ 熊野天皇の妃に宮主宅媛あり、和邇條を見よ。又熊野神官に「彌宜宮主高實」見ゆ。

宮根 ミヤネ
宮野 ミヤノ 周防に宮野庄見え、その他、陸前、陸奥、周防、筑前、筑後、肥前等に此の地名存す。

1 陸前の宮野氏 栗原郡宮野邑より起る。封内記に「宮野邑一宮權現社。傳へ曰ふ、安寧帝皇子。嘗つて此の地に洗滌

部少輔)—頼風(多田治部太輔、子孫加賀に住す)、弟頼治(中務少輔、字野七郎。大和字野に住す。保元の戦に院方に參り、法性寺街道にて平基盛と戦ひ、生捕られ、禁獄せらる、後赦免せらる)—有治(字野太郎、子孫あり)、弟成治(字野次郎)、弟清治(三郎、父禁獄の後、多田五郎頼安に屬して大和に住す。その男知治は字野四郎、宗治は福田五郎)—義治(頼治の孫、清治の男。三郎大夫)—義實(三郎兵衛)—義景(五郎左衛門)—實古(三郎左衛門、弟實高は字野六郎)—實繼(次郎左衛門。新波武衛義重に屬す、弟實長は名川四郎と云ふ)—實家(三郎兵衛。弟長吉は澤井五郎と稱す)—吉基(右京亮)—忠吉(五郎兵衛)—吉清(與三郎弟高頼は川尻孫九郎と稱す)—泰吉(三左衛門、新波武衛義重の時、加賀宮永の郷に遷移す)—吉郷(字野五郎左衛門)、弟吉方(宮永彦三郎、宮永の郷に生る、依て氏とす)—吉政(新五郎、新波家の家臣朝倉氏に仕ふ)—吉直(彦三郎)—吉行(孫三郎)—吉則(三郎左衛門)—吉親(三郎兵衛)—吉信(新三郎、天正元年、朝倉義景滅亡して浪士となる)—吉

す、今其の所を一宮と曰ふ。帝崩御の後皇子・陵を此の地に築き以つて祭る。邑名亦これに本づく。二宮權現社、土人其の由來を傳へず、帝を一宮と稱し、皇子を二宮と稱して之を下宮野邑に祭るか。八幡宮は舊邑主宮野豐後定弘・大崎八幡を勧請せしにて、熊野社は、文龜三年八月、舊邑主宮野豐河直定の勧請」と。この宮野氏は大崎家配下の將にして、古川狀に宮野中務、陸奥家臣に宮野豐後守、伊達成實記に宮野豐後等見ゆ。

2 下總の宮野氏 船橋の名族也、富條を見よ。

3 武藏の宮野氏 入間郡三ヶ島邑中氷川神社の神職家にして、正長の棟札に神主左衛門太夫家吉、天文の札に新左衛門尉あり。又多摩郡澤井邑澤井村青瀧神社の神主家も此の氏也。又新編風土記、荏原郡條に「宮野氏は碑文谷村八幡の神職也。先祖は島山重忠の家人なりしが、重忠討死の後、當所へ八幡を勧請して社事を司どりしとぞ。されど宮野と云ふ氏も重忠より賜ひしとも、又社事に預るゆへ、宮の某といひならはせしを、いつとなく氏の加くになりしと

安(宮永三左衛門)と。次に吉信の男、吉安の弟「吉玄(宮永左月、加賀に生る。信直公、天正十七年に加賀利家侯の家臣内堀四郎兵衛頼式と俱に、三月に來り、召抱られ、地方二百石を賜ふ。慶長五年冬、同六年春、岩崎御陣御供に金切製十二騎の内に擧げらる。同十九年十月大阪御陣御供、赤雲組にて攝津茨木に陣す。元和三年七月致仕、寛永十五年七月五日死、櫻岳左月聖壽寺)—久吉(三右衛門。元和三年七月十日家督後御者頭を勤む云々)—山三郎吉長」と。

8 雜載 越中瀨波郡川崎邑勤王の士に宮永良藏正純あり、叔父僧玉暎が勤王の旗を擧げんとするに加はり、新撰組に捕へらる、贈從五位。その他、攝津、山城、越後、武藏等に存す。

宮長 ミヤナガ 清和源氏字野氏の族なりと云ふ。家紋丸に十文字。宮永氏第七項に同じ。その他、武藏等に存す。
宮良 ミヤナガ 前二條を見よ。
三柳 ミヤナギ
宮成 ミヤナリ 豊前屈指の豪族にして、字佐八幡の大宮司家也。字佐公性、字佐津彦を祖とす。其の系圖は字佐條、六三六頁

も云ふ」と。目黒系圖、重忠の孫重行の家人に宮野氏を載せ、又埼玉郡等にも存す。

4 清和源氏新波氏族 慶尚を祖とす。新波條參照。

5 尾張の宮野氏 前項參照。知多郡の人宮野善七郎は善忠と號す。その女お萬は徳川清康の室也。

6 横姓 梶川系圖に「梶川一郎兵衛正包—正作(又正成とも書す、號梶川龜之助、長谷川藤五郎殿に仕へ、老臣宮野新助、家を繼がしむ、故に宮野龜之助と號す。宮野は横姓と云々)—邑政(宮野頼母、松平備後守長臣—直張(頼母)と。又邑政の弟「宮野角左衛門—平大夫、弟に角之丞、龜之丞、七之助」とあり。

7 三河の宮野氏 奥平系圖に「吉右衛門の男文右衛門は宮野雙子」と見ゆ。

8 美作の宮野氏 文化九年正木子英の記に「勝田南郡小矢田村に一農民あり、世々宮野氏と稱す。舊是れ尾瀨派士、四郎兵衛と名のる。天性篤實、云々」と。又東作志に勝北郡新野庄西中村庄屋宮野助十郎を載せたり。

9 藤姓上妻氏族 上妻郡宮野邑より起

の比、戦功を補ふ事、實記に見ゆ。亦源家山は清和帝十一代足利治部大輔義兼の嫡家、初めて山山と號す、是より世々足利家に奉仕す。此の子孫、天文の比、薩州防之津邊に下向す、山山中務少輔重國入道橋野軒、是れ也。其の子長壽院盛淳、此の子阿多内膳忠榮、其の雙子太守光久公十七男淡路、後に本名を山山淡路義扶と云ふ。此の兩家、子孫の誤らざる爲、之を誌す。慶長四年、日州庄内一戦の時、宮之原源藏、同彦次郎戦死す矣。當家の一族たるべき乎。

綱光(主水、左衛門、薩州鶴田住士、萬治元年戊戌十二月十日死、法名實山竹榮居士) — 綱長(傳兵衛、母大村長見島小兵衛女、寛文十二年壬子八月十二日死、法名宮榮義傳居士)と。又武藏等に存す。

宮部 ミヤノベ ミヤベ條を見よ。

宮能賣 ミヤノメ 同上。

○ 宮能賣公 天破命の裔にして、大三輪三社鎮座次第に「腋上池心宮御宇天皇御世、云々、吉足日命を遣はして、大己貴命、大物主命を崇奉せしめ、吉足日命に詔して、今より以後、宮能賣たるべし」と見ゆ。姓氏錄、神宮部造條には宮能賣

り、上妻文書に「上妻郡一分地頭宮野四郎入道教信」あり、また上妻宮野四郎入道教心とも、上妻四郎入道教心とも見ゆ。上妻條參照。

又高良山天文の檢地帳に宮野三郎四郎、永祿に宮野主水助等あり。

10 雜載 その他、堀尾山城守給帳に「百三十五宮野傳左衛門」を載せ、又攝津、山城、美濃、信濃等に存す。

宮之入 ミヤノイリ 信濃等にあり。

宮腰 ミヤノコシ ミヤコシ條を見よ。

宮之原 ミヤノハラ 日隅薩の豪族にして、平姓宮之原系圖(薩摩教養院鶴田村紫尾住)に「桓武天皇—葛原親王—高見王—高望王—良文—忠頼(村岡次郎、將門跡を相續す)—頼尊(山邊禪師)—常遠(山邊太郎)—常宗(同太郎)—宗平(中村座主)—實平(土肥太郎)—武基(秩父別當)—武綱(從五位下、秩父十郎)—貞武(八幡太郎義家朝臣從士、鶴田家先祖)—重綱(秩父權頭、弟基家は小机六郎)—重弘(秩父太郎、河越小山田等の先祖、弟重隆は同二郎、弟重遠は高山三郎、弟重繼は江戸四郎と云ふ)—重能(高山莊司、妹は千葉介常胤室、弟有重は稻毛、横名等の祖、小山田別當と云

公とあり、コシトヤ條、及びミヤベ條を見よ。

宮葉 ミヤハ 武藏等に存す。

宮林 ミヤバヤシ

1 酒井氏族 丹波國多紀郡の豪族にして、系圖に「酒井六郎貞信孫氏重(千左衛門、越前守)—重氏(同上)—益氏(越前守)、弟資氏(號宮林)—某(鶴若、九次郎)—某(宮林三郎二郎、文龜元年十二月二十七日難波佐渡守より酒井三郎二郎と宛つる文書あり)—某(宮村三郎、享祿四年二月廿八日、初田與太郎より宮林三郎宛替地の券あり)—某(宮村六郎左衛門、永正二年より天文十二年まで證書數通有り、此にあらずに違あらず。天文六年十月二十七日竹内彌左衛門より宮林二郎宛の賣券あり)—某(宮林勘之丞)と(丹波志)。

2 雜載 その他、武藏、信濃等に存す。

宮原 ミヤハラ ミヤバル ミヤノハラ 攝津國に宮原北保あり、古文書類纂、後圓融應安七年御教書に見ゆ。又紀伊に宮原莊あり。その他、上總、上野、四幡、安藝、肥後、日向、薩摩等に此の地名存す。

1 宮原宿禰 百濟族、船史の後裔也。延暦十年正月紀に「主稅大屬從六位下船速

ふ)—重忠(山山二郎、長寛二年誕生。島津判官忠久公元服の時、加冠と爲る。重忠・忠の字を連上、故に忠久と號せらる。時に元暦二年也)—重保(山山六郎)、弟重季(伊地知家祖)、弟重俊(初めて宮之原と號す)、弟大夫阿闍梨長慶(建暦三年九月二十六日被誅)。

右・山山氏の古譜を巻頭に擧げて宮之原家の自出傳稱を顯はす。宮之原氏は山山二郎重忠の三男也。重忠嫡男山山太郎重保は父と同前討死す矣。二男重季の子孫は越前國伊地知庄を領して伊地知と號す。今般、其の嫡流秩父の三男山山重俊・忠久公の舊好を慕ひて日向國宮之原に下向、而して地の名に因り、山山を改めて宮之原と號し、世々三州之太守公に奉仕す。然りと雖、世遠く年隔り、主水左衛門以前は徵すべき文獻なし。世々治亂興亡の(數字不明)予考ふるに庄司重忠は元久二年六月二十二日、北條家の事に因りて、武州に戦死す。重俊・因つて身を立つべき所なく日州に下向して山山家の名を隱し、地名によりて宮原と號する者乎。又宮原氏に源家山山氏あり。宮原氏・平氏たりと雖も又別流也。

宮之原筑前守景種は天文弘治永祿元龜天正

今道等言ふ、萬葉、船、津浦等は本一祖より出で、別れて三氏、爲る云々。今道等八人は、居に因りて宮原宿禰を賜ふ」と載せ、姓氏錄は右京諸蕃に收め「宮原宿禰。菅野朝臣と同祖。鹽君の男、知仁君の後也。一本に云ふ、同國都基王十世孫貴首王の後也」と見ゆ。丹比郡所貫か。

2 湯淺黨 紀伊國在田郡宮原莊より起る。明惠傳に「元久元年、良真逝去したる。彼の中陰の間、宮原貞宗の宅に居住す」と載せ、嘉祿四年の八條辻同交名に宮原次郎、また正應二年湯淺黨結番次第に「他門宮原」、博多日記、正慶元十二月湯淺黨に宮原孫三郎を載せたり。

3 清和源氏山山氏族 これも紀州發祥にして、山山系圖に「山山尙順—長經(石垣左京大夫、號宮原)—安藏、弟岩崎」と載せ、長經の弟「政氏(宮原長經の爲に石垣城にて生害)、弟政國(初め紀伊宮原に住し、岩室城に在り、後高屋に移る、天文十九年八月十二日宮原に於いて卒)と。

4 伊豫の宮原氏 宮原直昌、その男直成(松軒翁)、その男文太義房(斌、律)は學名あり、龍山と號し、其の男成太煥は蒼雲、抱天等と號す。

ミヤノハ—ミヤノメ

ミヤノハ—ミヤハラ

ミヤノメ—ミヤハラ

ミヤノハ—ミヤノメ

ミヤノハ—ミヤハラ

ミヤノメ—ミヤハラ

ミヤノハ—ミヤノメ

ミヤノハ—ミヤハラ

ミヤノメ—ミヤハラ

ミヤノハ—ミヤノメ

ミヤノハ—ミヤハラ

ミヤノメ—ミヤハラ

ミヤノハ—ミヤノメ

ミヤノハ—ミヤハラ

ミヤノメ—ミヤハラ

ミヤノハ—ミヤノメ

ミヤノハ—ミヤハラ

ミヤノメ—ミヤハラ

ミヤノハ—ミヤノメ

ミヤノハ—ミヤハラ

ミヤノメ—ミヤハラ

5 豊前の宮原氏 往昔、宮原中將あり、廣幡山城を築くと傳へらる。原田文和二年記録に宮原六左衛門定精・見ゆ。

6 其後の宮原氏 堤氏家臣に宮原太郎次郎、又宮原長左衛門あり、其後領主附を藏す。又久留米藩士に宮原中左衛門存・學名ありて南陸と號す。

7 肥前の宮原氏 浚姫神社正平廿一年十一月三日文書に「寄進地佐嘉郡内田云々、宮原入道佛念跡」と。又有馬家臣に在り、藤原姓と稱す、一族大村藩に仕へ、須山、富永氏となる。又長崎系圖に宮原諸左衛門、同久左衛門前房、同大兵衛等見ゆ。

8 橘姓 肥後の名族にして、八代郡宮原邑より起る。明應中、郷士宮原左兵衛尉橘公忠と云ふ者、妙見の靈驗を信ず。此の地に三宮妙見菩薩の神祠ありとぞ。峰須賀系圖に「治部少輔家親に宮原大宮司道後嫡孫領田九町分云々」と註す。

9 薩摩の宮原氏 川邊郡加世田郷宮原邑より起る。この地に靈屋大明神・鎮座し、三國神社傳記に「片浦の内に野間の御假屋と稱する所あり。此の處、古來より宮原氏居住し、野間權現の祭祀を司る。此の宮原氏所藏の記録に「宮原和泉・加世田

片浦御假屋に前代より居住。野間權現大供司を相勤め候。軍役高三百石を所持仕り、神領高片浦名の内屋鋪四つ、高七拾石六斗、鹽屋軒相付し下され、年中御神事を相勤め申し候。

(永祿十年)和泉橘子、宮原大學六郎左衛門・貴久公權御代、肝付表・御手に入り申さず候て、御合戦、これ有る時分、加世田片浦より船隻艘を仕立て、同所侍小川監物と申す人、先祖兩人罷り立つ朝、山川ちりんか島にて、肝付より番船掛合ひ、兩人共にちりんか島にて戦死仕り候。持高右同斷。

(天正二十年)・大學六郎左衛門橘子・和泉守。和泉守橘子傳兵衛、慶長元年、龍伯權より國分御城に於いて御脇指を仰付けられ拜領仕り候。右御刀の中心に、薩摩守持、種子島時義の銘、これ有り」と。

又同人所持書付に「一、大唐の鎮守拾五體御座候。一、仁王崎山の神六體。一、田中の鎮守九體、皆石佛。右の宮・天文十四年十一月吉日作る也。時に地頭寺隱岐守殿、大くわん主大學六郎左衛門殿」と。

又地理纂考に「永祿十年、島津義久・馬越城を抜きし時、斐川郡曾木城の守將・

城を棄て、大口に奔る。是に於いて、宮原前景種、佐多常陸久政を城主とす」と。又桑原城は薩州家一族の居城、其の後宮原秋房居住せし事あり。

10 桓武平氏秩父氏族 日向國宮原より起る。宮之原條に詳か也。また日向記に宮原駿河守、又土々呂の名族に存す。

11 安藝の宮原氏 藝藩通志、安藝郡條に「堀城は野田屋村にあり、宮原準(準力)人の所居」と。又賀茂郡條に「宮原氏は小早川の家人宮原又七の後なりと稱すれど、世代等詳ならず」と。

12 備後の宮原氏 尾道の入宮原龍(土淵)は儒者にして、潛叟と號す。

13 因幡の宮原氏 智頭郡に宮原村あり、王政の頃、領主宮原氏・京の亂を避けて來ると傳へらる。

14 伊勢の宮原氏 宗長手記に(大永二年八月十六日)、當國幸橋の堺にて、里の通ひも絶へたるやうなり。あなたは關民部大輔(今は隱遁何似齊)、こなたは多氣より宮原七郎兵衛尉盛季なり」と。又外宮土宮祠官に在りて、祠官系圖、志毛井御炊物忌宮原徳光家系に「初代延清・志毛井氏を稱す」と。

15 美濃の宮原氏 惠奈權現社祠官は宮原氏つかさどる(新撰志)。

16 葛山氏族 大森葛山系圖に「御宿五郎入道重朝一五郎二郎惟時(號宮原殿)と載せ、又續小路系圖、これに同じ。

17 皆岐氏族 長倉道賢記に「三たらしは皆岐の八郎、宮原も是を打つ」と見ゆ。

18 清和源氏足利氏族 上總國海上郡宮原邑より起る。この地に御所山藥王寺ありて、寺記に「天文中、足利義輝・此に居りて、宮原御所と稱し、卒後、館をすて、寺と爲し、以つて冥福を祈る」と。

この流は足利系圖に「成氏一政氏一高基一晴直(左馬頭、初め上杉憲房の養子となりて、關東管領、上杉憲廣と號す。後本姓に復し、上總國宮原居住、春殿院)一彈正少弼義勝一義照(宮原勘五郎)、弟勘五郎義久一晴光(宮原右京進、母は武田勝頼女)と載せ、家譜に「晴直・享祿四年、古河に住し、後眞里谷信濃入道信政が勳によりて、宮原に移り、その孫義照が時より宮原を稱號とす。家紋菊、五七の桐、丸に二引葉菊」と見ゆ。又喜連川古河宮原の系圖に「千手院高基一晴直(號宮原左馬頭)一勘五郎義照、弟勘五郎義

久(古徳院に仕ふ)一右京進晴克」と。又喜連川判鑑に「大永五年四月十六日、山ノ内管領五郎憲房卒す。高基の次男三郎殿を憲房養子として、山ノ内の跡を繼がしめ、憲廣と號す。成人の程、憲廣・管領たり。享祿四年九月三日、山ノ内上杉憲政・憲廣に代つて管領職となる。憲廣・晴直と改めらる。宮原の祖也」と云ひ、又「高基一晴直一茂勝一茂照一茂久(秀忠に従ふ)」。喜連川系圖にも「晴直(宮原祖)と見え、而して寛政系譜、徳川實紀等に「關東にて名門舊族の時世かはりて沈淪せしものどもを、あまためし出され扶助あり。宮原勘五郎義照(義照)といふは、古河御所晴氏が弟、左馬頭憲寬(晴直)が孫にて、上總宮原に住せしをめし出され、采地千四百石を下され、のちに高家に列す」と。

義照の後は、その弟「義久一右京晴克一主膳義辰一左京義眞一長門守氏義(和泉守、實は杉浦武兵衛政令が五男)一市正義泊一長門守義潔一彈正大弼義周」にして、其の男攝津守義直(南洋、方慶)は幕末、幕府に盡す所多し。

19 出羽の宮原氏 山北小野寺遠江守義道

家臣に宮原左衛門四郎あり。

20 越後の宮原氏 三條系に宮原氏見ゆ。

21 藤原姓 江戸幕臣にして、家紋藤丸。寛永中、宮原新右衛門利次・江戸府に仕ふ。

22 武藏の宮原氏 忍城士に宮原左近あり、その他多し。

23 雜載 その他、岩清水祠官に宣仕宮原氏(藤姓)、名和氏紀事に宮原積、攝津・信濃、甲斐等の名族に見ゆ。

宮藤 ミヤフチ クドウ條を見よ。

1 藤原南家 工藤氏の事にして、曾我物語に「宮藤助経」、また宮藤一郎助経、宮藤左衛門など見ゆ。

2 羽後の宮藤氏 仙北郡の名族にて、家紋は一巴なりと。

宮部 ミヤベ ミヤノベ もと神社私有の部曲にて、職業部の一と見るべきか。ミヤノメ條参照。

1 近江の宮部 淺井郡に宮部村あり。蓋し此の部の有りし地にして、後の宮部氏も此れと關聯する處あらん。

2 宮部造 天壁命の裔にして、姓氏錄、左京神別に「宮部造。天壁立命の子天育男命の後也」と載せたり。ミヤノメ條參

照。宮部の伴造家と見るべきか。
 3 無戸の宮部氏 嵯峨朝に宮部村繼あり。前項氏の族ならん。
 4 江州中原氏族 近江國淺井郡宮部邑より起り、江州中原氏系圖に「井口西園前守経尙の子五郎兵衛直政・宮部大橋と號す」と載せ、また井口系圖には「経尙—眞政（大橋五郎左衛門尉、號宮部）」と見ゆ。
 5 桓武平氏土肥氏族 これも淺井郡宮部より起り、土肥買平の後と云ふ。宮部城（宮部村）は宮部善祥坊の居城也。此の善祥坊は刑部少輔眞舞の子、坂田郡醒井の人、天文中畷山に上り、中務卿と稱す。後淺井長政に屬して宮部城の城主たりと。元龜三年秀吉に従ふ、豐饗三に宮部善祥坊、安西軍策に宮部善乘坊など見ゆ。天正八年、秀吉・但馬國を平定するや、善祥坊繼潤法師を豐岡の城主とす。同十年九月、因幡鳥取に移り、二十萬石を食み、慶長四年三月卒、七十二歳也。その男刑部少輔長房（一に兵部少輔）繼ぎて五萬石を領す。因幡志に「邑美郡久松城、秀吉時代、宮部善祥坊の美子兵部少輔居る」、又「智頭郡淺山城・宮部兵部少輔」

また「郡主宮部兵部少輔」など多く見ゆ。關ヶ原役・四軍に通ずとて除封さる。その他、豐饗三に宮部肥前守、草刈家傳に宮部善祥坊等を載す。その他、田中、友田等の條参照。
 6 攝津の宮部氏 島下郡島飼村の人宮部五郎左衛門は明應三年、誓覺寺を建立す。
 7 石見の宮部氏 延暦二年の頃、京都より下ると云ふ。阿讃坊條を見よ。
 8 安倍氏族 鎮西要略に「奥州夷安倍眞任の弟、宗任、則任は伴と爲り。宗任は松浦に配せられ、則任は筑後に配す。宗任の子孫は松浦氏（宗任の配所小鹿島）と稱し、其後川崎氏、宮部氏、黒木氏等は則任の種流也」と。
 9 常陸の宮部氏 新編國志に「中宮部。府中の舊族六家の内なり。府中の内に宮部と云ふ處あり、これ其の起る所なり。六地藏寺過去帳、永祿中の比に「心安・府中宮部彦次郎」とありと。
 10 雜載 田中知行割帳に「千五百石宮部善兵衛、三千石宮部市兵衛」を載せ、又「杵箕松平藩用人に此の氏見ゆ（武蔵）。又高崎藩代人に宮部忠八郎（孫八）義正あり、三藩と號す。又津山藩分限帳に「百

五拾石宮部開右衛門」を擧ぐ。又土佐の勤王家宮部宜藏（文三郎）正覺は、高岡郡能津邑田村覺右衛門の長男なり、贈正五位。又熊本藩勤王家に宮部鼎藏増實（贈正四位）、弟春藏増正（贈正五位）、共に名あり。又武蔵、尾張、山城等に存す。
 宮保 ミヤマ ミヤマ
 三山 ミヤマ 下總等に此の地名あり。
 1 三山朝臣 天武帝の裔、智努王の後也。大同四年正月紀に「從四位上三諸朝臣眞屋麻呂、從四位下三諸朝臣綿麻呂等に、姓を三山朝臣と賜ふ」とあり。程なく文室朝臣姓を賜ふ。三諸、文室等の條参照。
 2 下總の三山氏 千葉郡の二宮三山明神（社領十石、氏子二十一村）の祠官にして、名族たり。
 3 三山衆 日向記に「三山衆・北原又八郎」等を擧ぐ。
 4 雜載 その他、美作吉野郡下石井村庄屋に三山新兵衛見え（東作志）、また武蔵等に存す。
 御山 ミヤマ 前條と通ず。
 1 御山造 燕氏裔にして、寶龜十一年紀に「右京人從七位下燕乙麻呂等、一十六

人、並に姓を御山造と賜ふ」と見ゆ。
 2 岩代の御山氏 信夫郡御山村の社家に御山溪路、御山荒井村社人に御山左膳等見ゆ。
 宮山 ミヤマ ミヤマ條を見よ。
 深山 ミヤマ フカヤマ條を見よ。
 宮間 ミヤマ 武蔵等に存す。
 見山 ミヤマ 同上。前後各條参照。
 太山 ミヤマ オホヤマ條を見よ。
 宮松 ミヤマツ 武蔵等に存す。
 宮前 ミヤマへ 豫章記、正平頃の人に宮前左衛門太郎を載す。
 宮丸 ミヤマル 日向國諸縣郡宮丸より起りしなるべし。島津忠久の後に榊山六郎資久を祖とす。カバヤマ條を見よ。大隅國贈映郡龜鶴城（末吉、四之村）は一名松尾城、建久中、稻村伊賀守重家の居城なりしが、後に宮丸氏・當城に據る。
 宮水 ミヤミツ 日向等に存す。
 宮向 ミヤムキ 出雲大社貞治四年言上に「國造神主兩職は、靈祖宮向入道人跡より始まる」と。又備前等に此の氏あり。
 宮宗 ミヤムネ
 宮村 ミヤムラ 武蔵、下總、羽前等に此の地名存す。

1 藤原姓 肥前國・群郡宮村より起る。宮村正蓮寺大同御院如來殿内の銘文に「時に永正五天己巳年七月下旬吉日、肥前國後杵村實軒山妙香寺住山、作者有池斐。大檀那宮村能登守通貞。大願主大安住山令支首座・之を誌す」と。
 又郷村記に「宮村は、應安の頃より、宮村駿河守藤原通景、同勘解由太夫通茂、同掃部介通治、同彦五郎通穂、同江上彈正忠藤原通宣の領地なり。其の後、永正の頃には同能登守通定」とありと。
 氏人は此れより前、大川記録、嘉暦二年に宮村彦次郎入道、博多日記裏書に「二通・宮村諸次郎跡（嘉暦三年十月十一日、同年十二月二十三日當身奉書在之）」と。又正平應安一揆連判狀に前述の「通景、通茂、通治、通穂（種）、通宣」等を載せ、猶ほ此の人名は、永正中造立の彼杵村大安寺本尊佛にも記しありと。
 永正の頃、能登守通定の世となり、家臣叛して、能登守を追ふ。嫡男悪四郎・大に戦ふ、云々。後大村山城守純次・地頭となり、純伊の末子太郎左衛門純淳を襲ふ。純淳の男三河守純種・永祿十二年、貴明に屬し、七月四日、葛の峠の戦ふ事

など郷村記に見ゆ。
 傳説に據れば、此の氏は宇都宮縣三郎の後裔と云ひ、萩坂に宇都宮神社ありて一村の鎮守たり。又神社の附近に能登守通貞の居館の地も存し、大村家記に宮村能登通定に作る。
 土系録には「宮村（澤勢）。藤姓、宇都宮縣三郎後胤・通定（宮村能登守、宮村地頭。文明十二年、純伊公・加々良島より御歸郡の時、川村三越浦にて奉迎）——空眞坊（父戦死の後、掃野に到る。兄弟あり不詳。此の後三世皆山伏と成る）——阿成（日藏坊）——阿乘泉藏坊（多羅山阿金法印を師とす）」と見ゆ。
 2 桓武平氏 河越二郎重時の後に景重を祖とす。家紋丸に折疊、揚羽蝶。次郎四郎支壽（永庵）・小兒科醫にて江戸府に仕ふ。
 3 橘姓 土佐國の名族にして、楠正成の裔と傳ふ。土佐郡森郷の士に宮村越後正あり。家紋菊水。
 4 雜載 觀賢門侶交名に宮村の觀法・見え、又中興系圖に載せ、又武蔵足立郡の宮村氏は丸に桔梗、下總の此の氏は横木瓜を家紋とす。又攝津、山城、美濃、伊

勢、志摩、尾張等に存す。

宮本 ミヤモト 常陸に宮本庄、その他、安房、信濃、越後、美作、筑後等に此の地名あり。

1 安曇姓 信濃の名族也。當國には筑摩郡、及び安曇郡に此の地名あり。穂高神社の舊社家等に見ゆ、アヅミ、ホサカ等の條参照。

2 藤原姓 甲斐東山梨郡の名族にして、小原村の宮本氏は藤姓と云ひ、又御客宮本武藏忠躬の祖宮本源内忠秀は本州の士也と云ふ。又甲府の名家に見ゆ。

3 武藏の宮本氏 戸倉村三島明神祠宮に宮本備前あり、平山、南等の條参照。埼玉郡等にも存す。

4 安房の宮本氏 宮本村より起る。當村の北、宮本城址は里見成義の築く所に於て、享祿、天文の間、里見義豊・此に居り、後稲村に移り、其の臣宮本宮内、鎌田孫六をして城代たらしむ。天文三年四月、義豊戦死し、二人も之に殉じて城廢す(國志)と。

5 常陸の宮本氏 鹿島郡に宮本郷ありて、信田郡阿彌神社の神主に宮本氏見ゆ。又水戸の儒者に宮本向一郎元球あり、水

雲と號す。

6 越後の宮本氏 三島(古志)郡に宮本邑ありて、彌彦社上條の神官等に此の氏見ゆ。

7 三河の宮本氏 當國にも多く、又實飯郡竹生天神社家に宮本氏見ゆ。

8 藤原姓 家紋丸に矢打違、丸に越前草。宮本印佐俊(覺澄)・將基に秀で、正徳元年十二月、江戸幕府に仕ふ。その男忠五郎俊門—三次郎俊郷也。

9 大中臣姓 遠江の名族にして、大中臣清慶の男唐橋家望が末孫宮本福宜右衛門等時の後裔と傳へ、後に藤原に改むとぞ。

10 紀伊の宮本氏 續風土記、在田郡條に「川合村屋敷跡は、宮本助解由左衛門の住し、地といふ」と載せ、又「瀧川原村舊家地士宮本平次、同宮本九右衛門、同宮本八左衛門、島山家の被官なり。南龍公の時、六十人地士に命ぜらる」と。又名草郡條に「紀三井寺村地士宮本八之右衛門、宮本七大夫」等を載せたり。

11 赤松氏 美作國英多郡(吉野郡)讚甘庄宮本村より起る。新免無二齋の男政名・此の地に在りて、宮本武藏と稱す。新免家侍條に「平田武二・宮本の稱、宮

本武藏・武二の子」と載せ、平尾家相傳古書には「赤松圓心云々、太郎右衛門と申す。宮本え浪人仕り、老名を以つて宮本孫仁と申候、其の子武藏」とあり。

又東作志に「宮本武藏・性源、或は藤原、或は菅原。平田無二の子也、父無二は劍術、及び十手の達人なり。武藏幼年の時、荒牧の神社に遊びて大鼓を打つありさまを見、二本の撥を以つて、左右の音の等しきを感悟し、十手を以つて二刀に替たりといふ。空室に杵を釣り置き、是を擊ちて練磨すといへり。十三歳にして播州にて有馬喜兵衛と勝負を決し、但馬にて秋山と勝負して打殺し、後京都にて吉岡に打勝つ。又豊前の舟島にて、佐々木鹿流と仕合して打殺す。凡そ十三歳の時より、勝負をなす事六十餘度、自ら日下關山、神明宮本武藏政名流と云ふ。關ヶ原、大坂の役に戦功あり、寛永年中、島原一揆のとき、細川家に屬して赴く。正保二年乙酉五月十九日、肥後熊本にて死、玄信二天と諡す」と。

墓誌に「兵法天下無雙、播州赤松末流、新免武藏玄信二天居士、正保二乙酉年五月十九日、肥後國熊本にて卒、時に承

宮森 ミヤモリ 岩代、陸中等に此の邑名あり。

1 齋藤氏族 岩代國安達郡宮森邑より起る。奥州齋藤氏族の一にして、宮森吉道を祖とす。家紋立引龍。

2 陸中の宮森氏 上閉伊郡宮守村より起る。盛風記、天正中に宮盛主計祐澄を載せ、また宮森主水等見ゆ。

3 雜載 その他、筑前地方の名族に在りと云ふ。

宮杜 ミヤモリ 前條氏に同じきか。

宮盛 ミヤモリ 宮森條を見よ。

宮守 ミヤモリ 山代石清水祠官にあり(大伴姓)、又武藏等にも見ゆ。

宮館 ミヤカカタ ミヤタテ條を見よ。

宮屋敷 ミヤヤシキ

宮山 ミヤヤマ ミヤマ 豫章記、正平廿一年に「一社は吉岡方宮山太郎、中川彈正云々」と。その他、信濃、武藏等に存し、又相模、安房等に此の地名あり。

御館屋 ミヤリヤ 中井氏先祖書に「(大坂陣の時)、京都御館屋作左衛門に仰せ付けられ、御館千三拾本出来献上」と。

宮吉 ミヤヨシ 尾張に宮吉御厨あり。

宮王 ミヤワウ 藤澤通志に「峰村宮王氏。

宮元 ミヤモト 前條氏に同じく、武藏等に在り。

應二甲子年四月十九日、孝子(護国)と載せ、又一宮本屋敷に宮本武藏政名(の屋敷跡也。三十間四方あり。石垣は寛永十五年、天草一揆の節、公儀より、命ありて取崩すと云ふ。大木根の木あり、二丈七尺周。荒牧の社地にある巨木と雌雄なりと言傳ふ。武藏の父無仁・本姓平田、或は武仁、又無二齋と書す、以來此處に住す」と。その他、平尾、衣笠、平田、新免、本位田、佐々木等の條に多し。

12 丹波の宮本氏 丹波志に「宮本大夫・子孫興隆久村。天正年中、斯くの如く唱ふ有り。徳明神境内の並に代々住す」と。

13 讃岐の宮本氏 鹽飽島の豪族也、シラク條を見よ。

14 鎮西の宮本氏 小倉小笠原藩中老に見え、又肥前高來郡諫早の名族にして社家也。又筑前の名族に在り。

15 雜載 その他、庭瀬板倉藩年寄、麻田青木藩重臣等にも見え(武鑑)、又岩清水祠官參りに宮本氏、藤姓と云ふ。又茶人に宮本藤三郎あり。又備前、播磨、攝津、伊勢、志摩等に存すとぞ。

宮元 ミヤモト 前條氏に同じく、武藏等に在り。

先祖詳ならず。長徳年間より、今の飛騨まで當村の神職、廿餘代相續するといふ」と見ゆ。

宮脇 ミヤワキ 甲斐、羽前、丹波等に此の地名見ゆれど、多くは神社の脇に住せしより起りしものか。

1 安曇姓 信濃の名族にして、穂高神社の社家也と云ふ。安曇種高等條参照。

2 清和源氏武田氏族 甲斐の名族にして宮脇村より起る。米倉太郎兼信(信繼)十一代米倉左大夫誠俊、宮脇清三種友と見ゆ。家紋八重菱内に花菱。

3 美濃の宮脇氏 新撰志に「須原村白山權現社。祠官・大江氏、宮脇氏、執行氏」等を載す。

4 熊野氏族 讃岐の豪族にして、全讃史に「松繩城は香東郡松繩村に在り。宮脇總部・之に居る。熊野清光の裔也。天正時、宮脇兵庫頭あり、則ち植松備後守の妻の父也。世々香西氏に屬す」と云ひ、又南海通記に松繩手の「宮脇氏族、立石、伏石に云々」と。香西條参照。

5 雜載 その他、鳥取藩士に宮脇久右衛門、狩野派畫家に宮脇有景(法橋素行)、又山城(社家)、攝津(社家)に存し、又播

磨、備前、武藏等に見え、又現在、女流教育家に宮脇房子、嗣子春樹、共に名あり。

宮和田 ミヤワタ 下總國宮和田邑より起る。宮和田又左衛門光胤は平田門下の神學者、長男太郎胤景、共に勤王家也。

宮波 ミヤワタリ ミヤト 攝津島下郡戸伏村の舊神職也。

見雪 ミユキ

御幸 ミユキ

御幸尾 ミユキヲ

三代 ミヨ 武藏等に在り。

御代 ミヨ ミシロ條を見よ。

三代澤 ミヨサハ 上野に三夜澤の地名ありて、此の氏・信濃、武藏等に在り。

三善 ミヨシ 中古以來の大族、猶ほ以下數條參照。

1 三善宿禰 百濟族にして、錦織氏の後也。姓氏録、右京諸蕃に「三善宿禰。百濟國速古大王より出づる也」と見ゆ。其の宿禰姓を賜へるは、何時代なるか詳かならざれど、大同二年六月紀に三善宿禰始繼・見ゆ。

2 三善朝臣 前項氏の後にして、清行(字三幡)に至り、朝臣姓を賜ふ。公編補任、

延喜十七條に「三善清行。淡路守從五位下氏吉の三男、母佐伯氏」と見ゆ。學を以つて雲上に列す。その子に淨藏あり、大法師淨藏傳に「淨藏は俗姓三善、右京三坊の人也。其の先は百濟國速古王也。父は參議從四位上守宮内卿兼播磨權守清行朝臣」と載せ、また明匠略傳に「淨藏大法師は俗姓三善朝臣、右京の人也。父は參議從四位上宮内卿清行の第八子也」と見ゆ。子孫後に在り。

8 漢族の三善朝臣 前項氏と同じく錦織氏の後なれど、流を異にす。即ち前者は百濟族なれど、後者は漢族と稱す。類聚符宣抄第七卷、貞元二年五月十日の太政官符に「應に姓名を改むべし、左少史正六位上錦宿禰時佐の事。男十三人(本貫左京三條三坊)、女五人、今三善朝臣の姓を請ふ。右・時佐が去る二月二日の解を得るに偶く、謹んで舊記を検するに時佐の先は漢の東海王の後・波能志より出づ。譽田(應神)天皇の御世、葛木藤津彦に隨ひて歸化し、大鷲嶋(仁徳)天皇の御世、居地に隨ひて、名を錦織姓と賜ふ。(地名によりてとあれど、職業名による也、ニシゴリ條を見よ)。

三善朝臣、枝葉・異なりと雖、本源は是れ同じ(信)難し、前項の三善朝臣とは流を異にす。されど同じく、錦織部たりしより誤まれる也。謹んで先例を検するに、外記の官史、主計主税之助は改姓の者は、古今に尤も多し。近くは則ち右少史高安連佐忠は内藏朝臣の姓を賜ひ、右大史川瀬連保基は紀朝臣の姓を、大外記御船宿禰傳説は菅野朝臣の姓を、主計助山前連義忠は伴宿禰の姓を、主税助錦宿禰茂明は三善朝臣の姓を賜ふ等、是れ也。自余の例、勝けて計ふべからず。加かのみならず去る延喜五年十二月廿九日、宣旨を以つて傳ふ、居姓を改むること蓋りに申請あり、自今以後、外記の史、諸道の博士、主計、主税の助、左右近衛將監の外は違ひる所の申文、執申するを得ずてへり。時佐・適々愚昧の身を以つて、幸に所許の職を忝うす、望み請ふ、殊に官裁を蒙り、先例に因准し、三善朝臣の姓を被り給ひ、將に奉公の費を仰がんとすてへり。左大臣宣、勅を奉じて、請に依るてへり。省・宜しく承知すべく、宣に依つて之を行へ。符到らば奉行せよ」とあるより出づ。

4 算家 第二項氏の裔にして、代々算博士たり。職原抄に「算博士二人、算道の極官也。算道は三善氏・之を傳ふ。仍つて一人は必ず其の家傳を用ふる也。今一人は小槻氏・之に任ず。善家は算術を習ふ也。小槻氏は諸國調賦の算勘の爲に其の職に居る、云々」と。又「算道は當初尤も微々たり。而るに三善雅衡・權貴に屬して其の家を起せり。子孫・六位藏人に補す。遠衡、朝衡に至つては朝へ仙籍を賜されぬ」と。

5 系圖 「應神天皇十三世孫市序(始めて錦部姓を賜ふ)、三世孫伊豫守克興(三善と改む)孫氏吉(仁明朝淡路守)——清行(初め文雄、字晴、母は佐伯氏、參議、文章博士、延喜十八年十二月卒、七十二、室は嵯峨帝皇孫女)——文江(早逝)、第二男文明、第六男連衡(康信の祖)、第八男淨藏貴所(康保九年卒)、弟日藏(僧高麗)と。以下各項、及び分流諸氏條を見よ。

6 幕臣 清行の後裔康信・賴朝に従ひて、間注所執事となり、子孫榮ゆ。東鑑卷一、治承四年六月十九日條に「散位康信の使者・北條に參着する也。武衛(賴朝)閉所に於いて對面し給ふ。此の康信の母は

武衛乳母の妹也。彼の好に依りて其の志、編へに源家に在り。山河を隨て、毎月三令度(一句各一度)使者を進め、洛中の子細を申す。而して今源家を追討せらるべき由の事、殊に重事たるに依り、弟康清(所勞と稱して出仕を止む)を相語らひ着進する所也云々。廿二(三)日癸卯、康清歸洛。武衛・委細の御書を遣はし、康信の功を感仰せらる。大和判官代邦道・右筆、又御筆、并に御判を加へらる云々」と。

その他多く、又卷十六に中宮大夫屬入道善信、二十八に加賀守三善康俊、三十三、三十四、三十六、四十八に對馬前司倫重、三十四に對馬守三善倫重等を載せ、猶ほ康知、康有、康家、康長、康定等多し、善(セン)條に詳か也。又町野、太田、矢野、間注所等の條參照。又承久記卷二に覺阿善信と載せ、又極樂寺建久七年四月十八日の鐘銘に「銘を作る者は、文章生三善宣衡」と、こは京都の人、關東に仕ふ、東鑑に道進士とある人也。

康俊—康持—政康

町野 康俊 康持 政康 康俊 康持 政康

康有 康連—康宗—信連—實連

行倫—倫重—倫長

その他は町野、間注所、太田、矢野、飯尾、佐波、布施等の條を見よ。

7 家紋 見聞諸家紋に



三吉氏、奉行 布施下野守貞基

又町野條に「關千丸鷹羽・善相公清行之末」と見ゆ。マチノ條參照。

8 上野の三善氏 膳、善等の條を見よ。戰國の頃、善康道、善宗大等著はる。

9 常陸の三善氏 多賀郡手綱郷朝香社應永五年棟札に「三五郎左衛門貞俊」見ゆ、三善貞俊の事にて、當時當郷一分の地頭たりし也。又那珂郡に三善邑あり。

10 會津の三善氏 其の先、藝州廣島の産にて藤四郎長國と云ふ。又中條氏は刀鍛冶、若松三善藤四郎政長が弟など見ゆ。

11 越後の三善氏 善清行の裔と云ひ、系圖に「清行—善清—淨藏貴所(本國信濃、布施氏先祖)」と見ゆ、フセ條參照。

12 越中の三善氏 元享釋書卷十七に「算

學博士善爲康は越の中州射水郡人、治曆二年云々」と見ゆ。本姓射水氏、三善爲長に學び、堀河天皇の朝、算博士、三善姓を賜ふ。朝野群載を編す。

13 清和源氏島山氏族、これも越中の豪族にして、天正の頃、三善石見守あり、コウラ條を見よ。

14 和泉の三善氏、三善宮内少輔あり、新川條を見よ。

15 石見の三善氏、邑智郡天津神社文永三年八月棟札に「奉再遺立、天津社本座大明神、大願主三善清遠」と。當國佐波氏は此の氏族にして、淨藏貴所五世孫善連の裔、その男清遠(善四郎、文安五年卒)也。

16 備後の三善氏、東鑑、承元二年三月條に「備後國大田庄地頭大夫屬入道」(三善康信)を載せ、又延元二年の三善實連の寄進狀に「備後國信法師名善信、云々」と、オホタ條一九九頁を見よ。又太平記に「備後國には、江田、弘澤、宮、三善」と載せ、又中興系圖に「三善・三善・本國備後」と見ゆ。

17 安藝の三善氏、嚴島田所文書に「藤原、田所、大橋所、惣大判官代三善兼信。右の人、祖父信職の讓狀に任せ、田所執事

に補任する件の如し云々。寛治五年四月、大介藤原朝臣」と。田所、嚴島、善等の條參照。

18 阿波の三善氏、飯尾氏あり、イヒヲ、イノヲ兩條に詳か也。

19 伊豫の三善氏、宇和郡高田八幡宮徳治二年九月寄進狀に「右馬助三善朝臣散位」と載せ、また鎌倉記に「京都より善家の者進止せらる事、誠に無念の次第也。善三島と云ふは飯尾の末葉也」と。三島、善飯尾、小早河、河野等の條參照。

20 筑後の三善氏、三善清行の遠孫間注所康行、正和二年鎌倉より下向して生業郡を領す。間注所、町野、平川、安元等、その裔也、各條を見よ。

21 雜載、その他、武藏等に存す。

三美 ミヨシ 常陸國那珂郡に此の地名見ゆ。この氏現存す。

三次 ミヨシ 備後國に三次郡あり、和名抄に美與之と註し、後世は三善、三好、三吉等に作る。其の他は次條を見よ。

三吉 ミヨシ 前後各條參照。
一 三吉朝臣、長門阿武郡橋八幡宮、貞和三年八月一日狀に「先行ふ、長門阿武郡橋八幡宮敷地の事、口主三吉朝臣家門

長久、御代官沙彌」と。これより前、元亨元年十二月十日同地祇園社寄進狀に「地頭三次」とあり。橋八幡宮は正治年中、地頭三好康久・夢想により、當郡木部邑より勧請と傳ふ。

2 藤原姓、備後の三吉より起りしにて、三次とも、又三好ともあり。藤原行成の四男兼範の後也と傳ふ。十三代宗高の子致高に至り、大内氏に屬す。藤原通志、備後土官流寓條に「三吉兼範。里傳に、兼範は備後大納言正二位行成の四男なりといふ。(大日本史を案ずるに、行成の孫に兼範といへるは見えず)。是れ三吉家の元祖にして、備後國五萬三千貫を領し、子孫十五世、兼宗、兼家、信兼、秀高、光高、高家、家秀、秀明、顯秀、照秀、豐秀、豐高、致高、隆高、廣高、相續いで、高數村比叡尾山に城居す。

元弘年中には、宮方に屬し、其の後、足利直冬に従ふ。又山名氏、大内氏に屬す。十四世隆高は所領八萬石に及ぶといふ。十五世廣高は毛利に屬し、城を上里村に移す。比叡山城これなり。慶長五年、關ヶ原敗後、廣高、剃髮して、三吉善高と稱す。京師にあり、吾が藩白得公の容顏を

得、公人封題郡の日、菊齋も隨ひ、三次の舊土を經けるに、民庶・舊君を慕ひ、勞迎せりといふ。後に廣島に寓し、寛永十一年、壽を以つて終りければ、此の地故の香花院、西江寺に葬る。菊齋の子は、また毛利家に仕へけるとなり」と。

一に云ふ三吉兼範は永親の事かと云ふ。永親は行成四男にて、童名土君、筑前守、甲斐守等に任ぜられ、永保三年正月任國にて卒す。子に永清、永算、行賢あり。

藤原條參照。

3 氏人 太平記卷七に「備後國には江田、廣澤、宮、三吉」と載せ、卷二十八に「三吉の一族云々」と。その後、永享以來御番帳に「二番・三吉加賀入道、三吉太郎、五番・三吉彌次郎」を載せ、文安年中御番帳に「二番・三吉彦三郎、五番・三吉彌三郎」を載す。

又康正二年造内裏段錢引付に「三貫五百八十二文、三吉太郎殿、備後國布野郡段錢」と。又應仁記卷三に「御走衆・三吉式部大輔」を載せ、常陸院江州勅廢着到に「二番衆・三吉太郎、五番衆・三吉彌五郎家長」見え、又福山志料に「十三世新兵衛尉宗高、次を安房致高と云ふ、永

正二年大内家に屬し、義祐將軍の歸洛に従ひ、改めて修理亮と稱す」と。

又安西軍軍に三吉修理大夫、三吉入道、三吉式部大輔、三吉修理亮廣隆等多く、又永祿六年諸役人附に「外橋衆、大名在國衆・三吉安房守隆亮(肥後國)」と見え、見聞諸家紋に



三吉

又雲州軍話に「三好殿云々」と。佐波、高橋、藤原等の條參照。又徳川時代、此の氏は府中毛利藩の重臣たり。

4 居城 藤原通志、城墟(宅址戰場附)條に「比叡尾山。高數村にあり、傳へ云ふ、三吉氏の元祖藤原兼範より十餘世此に據る。廣高に至り、始めて比叡山に移る。比叡山。上里村にあり、天正中に、三吉廣高・親ら城を築き、比叡尾山より移る。時に毛利氏に屬す、關ヶ原敗後城廢す」と。

又「福谷山は上里村にあり。泉三郎五郎久正が所守、泉は三吉家士なるべし。沼山は原村にあり。三吉豐後某の所守。沼奇貞城、三段田城、沙島城は、並に西酒

屋村にあり、皆磐石の址なれど、守者を傳へず。久光城は後山村にあり、三吉家の士、近賢若狹が所守。龜山は西河内村にあり。同じ家士、河内隆季、同隆實、隆季等が所守。山腹に平坦の所あり、八幡丸とよぶ」と。又「大城山は下布野村にあり。三吉安房の所居」など見ゆ、その他、近藤條參照。

5 安藝の三吉氏、通志、高田郡條に「勝山は粟屋村にあり、天正年間、三吉新兵衛隆信の所居。其の後、粟屋五郎佐衛門、亦此の所に據りしといふ。隆信、一に粟屋利部隆述に作る。按ずるに、隆信と隆述とは別人にあらず、隆述は比叡山城主(三次郡)三吉氏の支族なりしが、此の村に居るを以つて、或は粟屋とも呼びしと見えたり」と。

又「加伊津女は粟屋村にあり。當村故城主三吉氏・尼子氏と合戦の地なり。陰徳太平記には、青屋出羽、高橋大九郎と此に戦ひ、高橋自殺す。其の後、毛利氏甲合戦ありしと見えたり」と。

6 清和源氏小笠原氏族、信濃國筑摩郡の豪族也、小笠原條を見よ。猶ほ三好條參照。

冬康親王、信康一宮長門守
 一、存長、正長、存保、某十河守
 一、存長、正長、存保、某十河守
 一、存長、正長、存保、某十河守
 一、存長、正長、存保、某十河守

別孤内は別本也。又別本、政長を長秀の弟とし、「政長一政勝一某(備前守、法名一任)一某(備前守)」を載せ、又元長(長基)の弟に「康長(一名一秀、三好山城守、法名笑岩(笑岩)、孫次郎、海雲第四弟也)」を載め、又海部宗壽妻以下四女を長慶の妹とす。又長慶族弟に孫四郎長縁あり、「初め孫四郎、北齋と號す」と。

3 氏人 觀應三年五月、飯尾吉連代光吉右衛門入道心藏軍忠狀に「東條合戦の時、小笠原宮内大輔を道返し畢る」とあるは此の氏の祖にて、當時官軍たりと。その後、長倉道野記に「松皮に釘貫は阿波の三好がもん也」と載せ、又應仁私記に「三好七郎左衛門長重(源)」と。而して細川兩家記に「三好真前守之長(細川條を見よ)、三好海部、三好孫四郎、之長(子息芥川次郎(長光)、同弟の孫四郎(長則)、同名新四郎、また「三好越後守子息左衛門尉、同弟神五郎(政長)」と、前

真前守之長の孫に三好真前守元長、三好遠江守、三好山城守一秀、三好伊賀守、同久助、三好出羽守(岡村)、「三好真前守長、同名神五郎入道有宗」、「三好方同宗三衆」、「三好豐前守」、「三好備前守、舍弟十河民部大輔、三好加介」。

三筑(三好真前守)長慶、三豐(三好豐前守)之康、三好孫七郎康長、三孫義興(長慶の子)、「三好實休を大將と爲し、安宅攝津守、三好山城守、同下野守(野州)、同備前守」、「同日向守(向州)、同備前守、同久助、同帶刀左衛門」、「三好彦次郎殿の名代三好山城入道笑岩、同息德太郎」、又「三人衆と申すは、三好日向入道北齋、同息兵庫介、三好下野守、同息、同舍弟の爲三入道、石成主税介、是を三人衆と申すなり」。

4 勢力 三好家成立記に「一、清和天皇十六代細川利部大輔賴春は、足利尊氏補、四國の大將軍として居え置かる、也。賴又永祿六年諸役人附に「外條兼朝相伴、三好左京大夫義繼」を載せ、土佐軍記に「三好衆云々」その他次項を見よ。

春より相續、十代細川讚岐守持隆迄、同正瑞に在城也(是を阿波屋形と號す)。家臣に三好真前守元長入道海雲と云ふ者あり。男子四人あり、續子三好修理大夫長慶、次を三好豐前守義賢、次を安宅木攝津守冬康、次を十河左衛門大夫一在也。

右の義賢は父祖の計として坂東郡住明神の神主に定む。義賢其の業を勤めず、武勇を嗜み、其の道を得、己が武威を誇り、上を輕んず。是に依つて讚岐守持隆、之を憎み、國奉行四宮與吉兵衛を呼んで密々に之を誅す、四宮、最も同す。依つて持隆、相撲見物と號づけ、義賢を呼ぶ所に、四宮、義賢が所に行き、持賢の所存を語る。之に依つて義賢、病と號して往かず、持隆は夢にも四宮が所存を知らず、勝瑞(居城)の北なる龍音寺に遊行せり。義賢、急に人數を催して持隆を攻む。天文二十一年壬子年八月十九日、持隆終に自害す。家臣星合右衛門兵衛、蓮池清助、君臣の道を勤めたり。

これに依つて、阿波、讚岐、伊豫、淡路、和泉、河内、攝津、大和、山城、伊賀、近江、備中の十二ヶ國は、三好豐前守義賢の分國と成つて、三好家に從ひ、自然に天下

の權柄を執る。然りと雖、義賢、君を殺し天命を恐れる歟、二十一歳にて髪を落し、以て實休居士と改め、勝瑞寺に居城す。會見、三好修理大夫長慶、洛陽に在城して天下の沙汰を執り行ひ、王位を貴び、三寶を尊んで神道を重んじ賜ふとなり。

一、實休の計と爲して讚岐守持隆の子息掃部を取り立て、阿波國の屋形に仕居けれども、每事實休が所意に任すと也。又「三好修理大夫長慶、永祿年中病死せり。子息右京大夫義繼も元龜二年七月病死しけるが、亂國の最中なれば之を隠し、松永正正・相謀つて所々を守る。先づ住國阿波の勝瑞には長治、三好遠江守、同越後守、同壹岐守、矢野駿河守、河村左馬允、在持徳次郎、久米信濃守、同伊賀守、竹内若狭守、山田隆大夫、大岡強之丞、大伏佐近。木津ノ城には藤原肥前守、大谷久保崎の城には馬詰駿河守、川端村の城には川端越前守、脇の城には武田上野介、岩倉の城には三好徳太郎、重清の城には重清豐後守、白地の城には大西出雲守、足代の城には三好備前守、金丸の城には阿佐紀伊守、山口の城には藤原

三河守、三谷の城には藤田左近丞、穴吹の城には讚岐守持隆の子細川掃部頭、上野城には北條越前守、川田の城には戸井兵部允、浦上柳城には藤原正正、一の宮の城には一宮長門守、今切城には藤原玄蕃允、寺島の城には福永佐渡守、滑山をば森飛騨守を預と爲し、番手を置き、各々其所を守護す。

仁字山には伊豆守正廣、岡の城には新田遠江守、桑野には河内守康明、日和佐には和泉守友高、油岐には隱岐守有興、木岐には大膳大夫正持、淺川には兵庫頭有長、海部には左近將監友充、讚州十河城には十河讚岐守一存、井上の城には齋藤重勝三直、居住す。瀧宮には豐後守氏康、安田右衛門尉辰氏、各々其所を守る。

洛陽二條の城には三好左衛門尉、同日向守、同釣閑齋、淀城には岩成主税、大坂には藤原大和守、野田には三好新右衛門尉、同爲三、東條紀伊守、芥川には藤原市之進、奈良には何某、各々其所を守る。左在らぬ林には有り乍ら深淵に臨み、薄氷を踏む心地して、世の景氣をぞ見られる。

一、攝州有馬湯の各の西、童子山の城に

る」と。
 5 世譜。
 一代 義長・長房の男、三好信濃守、阿州三好郡に住して、初めて稱號と爲す。長子を兵部少輔長行と云ふ。
 二代 義基・義長の次男、孫次郎。兄は兵部少輔長行、弟は神次郎長重。
 三代 長輝・義基の嫡子・三好筑前守、始め之長と號し、振威八年、永正十七年庚辰五月十二日、洛陽百萬通にて、長徳生害、見性寺希聖道悦居士(或は喜雲)、寺は阿州勝瑞に在り。弟は三好越前守勝時入道宗安と云ふ。
 四代 長秀・長輝の男、下總守、揚勢兵三年、永正五年戊辰四月、勢州山田にて生害。その弟に頼澄、長光、長則等あり。
 五代 長基・長秀の男、始め元長と稱す。筑前守。享祿五年壬辰六月二十日、泉州顯本寺にて生害、南宗寺海雲善室(開運)と號す。
 六代 長慶・長基の嫡男、初めは範長と稱す。小字千熊丸、孫次郎、後筑前守と號す。天文二年丁巳年癸丑二月八日叙從四位下、任修理大夫、上總廣橋中納言、頭辨藤原保。永祿七年甲子七月二十四日

卒、之を三年隱し、同九年丙寅六月二十四日、河内に葬る。號聚光院、眠室宗道、四十三。
 七代 義興・初め義長、長慶の長男、筑前守、早世。天下執權四年、永祿四年正月二十四日、御相伴衆に加はる。永祿六年八月廿五日攝津國芥川にて卒、年二十二歳。號般若院。
 八代 義次・一に義繼、義興の弟、實は十河一存の男、即ち長慶の男也。小字熊王、左京大夫、永祿八年一族家來・下野守、日向守、松平彈正のすゝめにより、義輝公方を討ち奉る。其後、天正元年十一月十六日河内にて信長の爲に自害。
 6 居城 また阿波志に「池田城は山に跨り、河に枕し、往昔、源長清の築きし所也。子孫累代此に據る。天文中、元長、義賢・勝瑞に移るに及びて、源頼武・之を有す。按ずるに源長清は信義の人、小笠原左京大夫と稱す。源頼朝・阿州の守護職を賜ふ。其の子長経は小笠原頼太郎と稱す、大西に居る。貞應二年、土御門上皇を迎へて、土佐より至る。長経の弟孫次郎長房、相繼ぎて守護たり。文永四年、郡領平盛隆を滅す、所謂阿波小笠

原の家祖なり」と。
 その他、各項參照。又故城記、上郡美馬三好郡分に「三好殿・小笠原源氏、松皮釘貫座」と載せ、又一に「三好郡分、三好殿・小笠原源氏、松皮釘貫座」と。又「三好豐前守長治、三好孫六郎存保、足代城三好備前守」など見ゆ。
 又南海通記に「三好の氏族・國中に充つ。長慶兄弟四人の外に、三好山城守、同日向守、同下野守、同遠江守、同越後守、同壹岐守、同備後守、同左馬助、其の外氏族・猶ほ多し」と。その居城第四項を見よ。
 7 讃岐の三好氏 十河條を見よ。又「虎丸城は寒河氏の居城なりしが、後三好民部大輔存保・こゝに居る」と。又全讀史に「奥北城は奥北村に在り。三好豐前守義賢・天霧城を攻むる時、軍營の所也。天正の年、土佐元親・中島與兵衛をして之を成らしむ」と見ゆ。
 8 畿内の三好氏 南海通記に「細川晴元は阿波、讃岐、淡路、和泉、河内、攝津、丹波の七ヶ國の主にして、攝州中之島の城に住す。伊藤、土佐は細川氏の幕下と云へども、今三好家の命を受けず。然

して三好氏を以つて攝州芥川城を守らしめ、京方山崎長光先鋒とし、池田、伊丹と、清水、茨木、吹田、多田、高槻等の兵將これに屬す。三好長慶を以て河州飯盛山の城を守らしめ、京方八幡表の先鋒とし、河州の兵將これに屬す。三好山城守をして高屋の城を守らしめ、三好日向守をして境の津を守らしめ、三好下野守をして岸和田の城を守らしめ、各々紀州、和州の便宜を窺ふ。皆長慶に屬せしむ。天下の大事に及ぶときは、江州の佐々木氏と力を合せて、相俱に救はん」と。故に「疆域を近うして交を結ぶ」と。第四項參照。
 9 攝津の三好氏 前項參照。内四成郡中島(三津屋)城(三津屋村光壽寺境内)は三好宗三の居城なりしが、天文十八年六月廿四日、長慶と戦つて死す。こは北中島の中島城にて、細川常植の中島城は南中島にあり。又江口城(江口、四方字宮の城)は一に江口の中島城とも云ふ。これも三好宗三の居城なりしが、天文十八年長慶に攻められて滅び、長慶の有となり、後中川氏據りしと云ふ。次に東成郡榎並城(榎並町)も三好宗三の築きし城にし

て、其の子右衛門大夫勝政、居守り、天文十八年、宗三の戦死後、勝政當城を棄て、瓦林城に奔る。
 次に豊島郡原田邑の北城は三好日向守の居所と傳へ、又島上郡郡家城も三好氏の支城にして、三好之長の子孫次郎長光・芥川氏を留して、當城に據る。芥川條を見よ。次に武庫郡越水城(大社村越水)は一に小清水城に作る。永正年間、河原林政頼・當城にありしを、三好元長、これを攻め、その屬城とす。永祿十一年に至り、織田氏の軍に攻められ、藤原長房、城を棄てて潰ゆ。又有馬郡有馬城は一に童子山城(湯山町)と云ひ、三好宗三の舊城と傳ふ。攝州三木城主別所豐後守と戦ひて敗れ、河内高屋城に入る。後有馬氏の所領となる。その他、三宅條參照。その他は前各項、及び細川條を見よ。猶ほ拙著攝津參照。
 10 和泉の三好氏 海船館(堺市海船町)は、三好氏の館舎にして、永正元年二月十八日、三好長輝・此の地に一大館を起さんとし、四月八日起工す。その區域、東西三百六十歩、南北之に倍す、中間に高樓を構ふ。その子長基(初元長、號海

雲)に至りて事成す。其の子長慶、義興を經、義次の滅後、其の子中村義光の妻豐姫(將軍義昭の女)此の地に隱れしと云ふ。その他、家原城に三好左京大夫義次、番部條第四項を見よ。又岸和田城に三好豐前守義賢、松浦條參照。
 11 河内の三好氏 當國・三好領となるや(永祿三年)、十一月十三日、長慶・飯盛城に入り、同七年七月二十四日、當城にて逝去す。後その子三好義永・當城にありしが、八年七月、高屋城に行き、三人衆の三好政康・城主となる。同十一年九月、信長・攝津に向ふや、政康・同月二十九日四國に逃る。
 又高屋城(古市郡)は島山氏の居城なりしが、永祿三年、長慶・之を攻め、十月和を結び、當國・三好氏の領となれり。長慶は其の弟豐前入道實休を當城に置きしが、同四年十二月、島山黨に攻められ、守將三好政成・玉置氏に討たれ、當城陷る。かくて當城再び島山高政の有となりしも、五年五月、島山氏・敗れて、三好孫七郎入城す。長慶の卒後、三好義次・當城に入り、三好、松永兩黨争ふの際、義次・松永久秀に與し、十年二月、當城

も、出雲系の氏族なりしや察するに難からず。次に事代主命は、カモ條に述べたるが如く、葛城なる鴨氏族の祖神にして、根本に於いては、兩者共に出雲系の氏族とするも、地理の上より見れば、磯城なる三輪氏族とは別流と見ざるべからず。即ち三輪族は大和平原の東部を占めて、三輪社を擁し、鴨族は此の平原の西部を領して、鴨神を奉養せしにて、兩者は之を同一と見る能はざれば也。従つて此等の氏族を支配せし君は、互に別にて、家を異にせりと見るを要すべし。これ三輪君と云ひ、鴨君と云ひて、互に區別せし所以なりとす。

然るに崇神朝に至りて、三輪君の嗣・絶えしが爲か、大物主神の神裔なる大田々根子命を河内國に求めて、三輪社の祭主と爲し給ふ。これ此の氏中興の祖にして、その後、姻戚關係より、此の命の子孫・鴨氏を襲ぎ、子孫二流となりて大いに榮ゆ。書紀が加茂君、大三輪君を共に大三輪神の後とするは、大田々根子以後の事を云ふ也。即ち古事記に「意富多多泥古命は、神君、鴨君の祖なり」と云ふに同じ。此等によりても、大田々根子以前は、三

輪君と鴨君とが別流なりしを察すべきなり。然るに此の崇神朝以後の事實を以つて、太古に及ぼし、兩者共に大物主の神裔と云ひ、更に事代主命の後と誤るに至り、かくして後引地神本紀の三輪系圖・起る。されど大田々根子の系圖は、古事記崇神段に「大物主大神・櫛御方命・飯屑果見命・建甕槌命・意富多多泥古」とありて、事代主命の名は見えずる也。

猶ほ書紀神武天皇の卷に「事代主神・三島流根耳神の女玉櫛媛に御あひまして生める御兒、號を榎原五十鈴媛命と申す」とあると、古事記、意富多多泥古が祖先に關する神話に「大物主大神が麗美なる壯夫となりて、陶津耳命の女活玉依毘賣の許に通ひ給ひて、櫛御方命を生み給ふ」と見ゆるとは、多少似たる點ある上、前述の如く、鴨と三輪とを同一視する誤を受け、此の兩神話を混同し、古事記の神武段には、三島流根の女勢夜陀多良比賣に通ひし神を、大物主神とし、五十鈴媛を此の神の子とす。

流根の女に通ふ」として、父子、神人を混同す。即ち三神、その實一神たるの感あり。

されど事代主神は葛城鴨の神にして、攝津國三島に通ひ給ひ、大物主神は磯城の三輪に御座して、和泉國なる茅渟(珍)の陶津耳の女に通ひ給ひしにて、神の名も、場所も、配遇神の名も、その父の名も、總べて同じからず。何ぞ同一視すべけんや。即ち三輪氏と鴨氏とは、根本は別流にして、大田々根子以後同族となりし也。猶ほカモ、メエ、チヌ、ミシマ等の條を見よ。

次に更に進んで考ふるに、大田々根子は陶津耳の女の後裔にして、崇神天皇・三輪の神の夢告により、此の人を求めしめ給ひて、茅渟なる陶より奉れりと、書紀にあれば、此の人は古く三輪氏より分れし人なるも、祖先以來、久しく和泉の陶に住居せし人なるや察するに難からず。

然らば、此の人以前、磯城三輪の地に在りて、大三輪神を奉祀し、三輪族を率ゐし三輪君は如何なる人々か。古史に何等の傳へなけれど、同じく磯城の地に在りて、綏靖天皇以來、代々后妃を奉りし

磯城縣主、此の氏か、磯城縣主・國爾古事記に「速須佐之男命・八島士奴美・布波能母連久奴須奴・深淵之水夜禮花・游美豆奴・天之冬衣・大國主・鳥鳴海・國忍富・速須之多氣佐夜夜連奴美・靈主日子・多比理岐志麻流美・美呂濱・布忍富鳥鳴海・天日腹大科度美・遠津山岬多良斯」と載せ、八島士奴美以後を十七世とす。これ出雲神族の宗家にして、或は三輪君の嫡家なりしも、遠津山岬多良斯に子なく、大田々根子・庶流より入りて此の家を嗣ぎしものか。されど猶ほ舊説に従ふべし。(イブモ條參照)。

2 系圖 神武天皇の朝に、事代主命の子天日方奇日方命あり、其の御妹・姫踏輪五十鈴姫命は立てられて、神武皇后となり給ふ。當時第一流の名族たりしを知るべし。皇后・綏靖帝を生み奉る。帝又皇后の妹五十鈴依姫を皇后とし、安寧帝を生み給ひ、安寧帝は天日方奇日方命の子健飯勝命(飯屑果見命)の妹淳中底姫を皇后とし、懿德帝を生み給ふ。即ち神武帝より數代、皇室の外戚たる也。今地祇本紀を本とし、記、紀、姓氏錄によりて略系を作れば左の如し。

孫都味命八重事代主神・八尋無勝に爲りて、三島流根の女活玉依姫に通ひ給ひ、一男一女を生み給ふ。見天日方奇日方命(姓氏錄には「大物主命の男、久斯比賣多命、又は櫛御方命」と載せ、崇神紀には「陶津耳の女、亦云ふ奇日方天日方武茅渟祇の女」と見え、古事記崇神段には「櫛御方命」とありて大體同じ。此の命は櫛原(神武)朝の御世、勅を受け食國政申大夫と爲りて供奉る。

妹姫踏輪五十鈴姫命。(書紀に「父は事代主、母は玉櫛媛」とし、古事記には「父大物主、母は勢夜陀多良比賣」と見ゆ)。此の命は櫛原朝、立つて皇后と爲り、二兒を誕生し給ふ。即ち神津名河耳天皇、次に産八井耳命、是れ也(神武紀と同傳、但し兄弟の順序を異にす)。次に妹五十鈴依姫命(安寧紀と同傳)。此の命は葛城高丘(綏靖)朝、立つて皇后と爲り、一兒を誕生し給ふ。即ち磯城津彦玉手看(安寧)天皇也(綏靖紀と同傳。古事記には御母を磯城縣主の女とす)。

事代主は飯屑果見命と載せ、櫛御方の子とす。即ち、これと同傳。妹淳中底姫命(懿德紀には事代主神の孫鴨王女とす)。此の命は片鹽浮穴宮御宇(安寧)天皇・立て、皇后と爲し給ひ、四兒を誕生し給ふ。即ち大日本根子産根友天皇(安寧紀と同傳)、次に常津産命(同紀一云に常津産某兒)。次に磯城津産命(同紀一云)。次に研貴産友背命也(記紀共に此の皇子なし、天皇本紀に手研産奇友背命を舉ぐ)。

四世孫健飯勝命。此の命は出雲臣の女子沙麻奈姫を娶りて一男を生む。

五世孫健甕尻命。亦の名は健甕槌命。亦云ふ健甕之尾命(古事記崇神段に飯屑果見の子とあつて、之と同傳)。此の命は伊勢諸主の女賀貝(具)呂姫を妻と爲して一男を生む。

六世孫豐御氣主命。亦の名は健甕依命。此の命は紀伊名草姫を妻と爲し、一男を生む。

七世孫大御氣主命。此の命は大倭の國民磯姫を妻と爲し、二男を生む。

八世孫阿田賀田須命・和瀨君等の祖。(姓氏錄には大國主六世吾田片隅命と見ゆ)。

11 清和源氏 滿快の裔にして、初め長谷川氏と云ふ。土佐久宗(織田家臣)の子七右衛門久壽・三輪に改む。家紋丸に打違鷹羽、五本骨披扇、三百石。

12 駿河の三輪氏 益頭郡三輪村に三輪大明神(式内神社)ありて、神主を三輪左門と云ふ。又今川家臣に三輪紀伊守元勝あり、後徳川氏に仕ふ。寛政系譜に家紋丸に須濱、破風の下須濱。源姓也と。

13 甲斐の三輪氏 三輪部條參照。又後世都留郡谷村城は天正十八年の秋より羽柴少將秀勝領地となり、家臣三輪五郎右衛門尉近家が城し、十九年に美濃國岐阜に移る。又南部地方名族に存す。

14 信濃の三輪氏 諏訪地方の名族に在り。

15 武藏の三輪氏 橋掛郡細山村の名族に在り、荒野を開墾して富村を起す。文祿三年八月六日檢地のことあり。又往時平方村に三輪庄司好光なるものありて、三輪好光の甥香妻左衛門是好なども見ゆ。

16 恒武平氏千葉氏族 千葉常胤の庶流に三輪胤時あり。家紋三花輪違。

17 上野の三輪氏 阿内宿村の阿内疊は三輪右丹の居れる所なりと傳ふ。

18 磐城の三輪氏 田村家臣に在りて、清顯公家臣に三輪支善治徳(堀越)見ゆ。永谷豊前守治則の三男にして、平館(目前)に據ると傳へらる。

19 北國の三輪氏 越後治亂記に「天正十三年十月、宮崎城攻、大將三輪權平を生取る」と。北國太平記には「此の城の大將益木中務、元は高岡の城主」と云ひ、菅窺武鑑には、益木、三輪の二人とす。又前田家臣に三輪藤兵衛(前田條參照)。加賀藩給帳に「千百參拾石(三本杉)三輪孫三、千石(丸内つた)三輪英三郎、百石(木瓜)三輪長三郎」等見ゆ。

20 丹波の三輪氏 續紀、和洞元年三月條に「從五位上大神朝臣宿麻呂を丹波守と爲す」と載せ、三輪氏由緒に「往昔、先祖・和州三輪明神を信仰し奉り、毎日歩を運び、此の神に宮仕へし奉る事、年積れり。或る時、神託を下し給はり、大臣の姓、及び三輪二本の杉をあたへ許したまふ。之に依りて、三輪氏に改め、二本の杉を家の紋と定めしなり。

一、中頃、都より國々へ國司を定め遣はさる。丹波の國司何某・國の府中なれば、船井郡屋賀村に館舎を構へ、國の政

務を正されける。今印して、末世迄殘れるは國司屋舖と名付け、方二町もあらんか。四方竹林にて外に堀を張り廻はし、如何様唯人の住ける跡なりとは見るべくもあらざれば、其の前をこうと名付けて、今に絶へざる字也。それのみならず、七月十六日柱松明とて大なる竹を、件の府屋舖にて□り、柴薪を寄せて高く大きく拵へ、是に火を付けて近里の兒童集り集つてこれをはやす。古へ國司への途火と云へり。則ち府の馬場と云ふ所にて、毎年斷絶なく執り行ふなり。

我先祖・和州三輪の里に有りて、子孫繁榮たりしとなん。其の中に一人・國司の家臣たるの故、屋賀村に居住を爲し、今一人・川勝三休とて、是も國司の家臣なりし。兩臣・國司の下知を奉じて國を治めしとなり。其の後、年を経て、父屋賀右衛門宗元、其の頃は宗兵衛と云ひし時節、世亂れて國々の騷動止むことなく、如何なる幽谷の小邑迄も動かさずと云ふ事なし。或は其の國に有りて、郡司、庄司の威を振ひしものも、阪を窺ひて難人原に追掃せられ、或は古へ名古しと云へ共、漸々に勢盡き、穀居隱遁の爲跡たりし身

に、尺寸の謀を立て、仇を撃ち、花咲く春に會ふも有り、有爲轉變、榮枯地に換ふる世の有様なりし。此の時、宗元、以爲く、今鎗鎧を横へ、瘦馬に乗り、若し寸志の功ならば一箇の主たらん。望み骨髄に透徹し、郷民を招くに、少々下手に加はる。其の助力を以て近在を鎮むるに、各々手を束ねて下知に従ふ。是に於いて自ら名を改めて屋賀右衛門と稱す。子三人有り。

一、嫡子藤右衛門・壯年の頃、土州に下つて、山内侍從忠義に仕へ、多年奉公恙なく、仲四郎右衛門相續して、子今彼の家にある。

一、三男助右衛門宗次・我は、八歳の時父病死し、母には三歳にして後れ、誠孤となりて有りし内に、家督家財・盡く家僕どもに亂奪分散、雅意に任せしかば、貧窮の中に八年の星霜を送り、成長に従ひ、亡父の遺言、又は幼童の昔も思ひ出され、忍ぶに堪へざる古へ忘れもやらぬ年月、このまゝにて住み果てんこと無念の餘りあれば、折を得て身を寄する方もあらばやと窺ひみる處に、奥丹波杉生にて、伊東長門守・其の頃、威勢ありしか

ば、此の大守に仕へん事を望むに、則ち事相整ひ、領内所務の役人に相定めらる。勤むる事九年有餘、在方郷訴訟の事出来、身に於いて誤なしといえども、辞意義也。彼の家を退き、屋賀に歸りて古き家舗に修らひ、暫く住居せし時、紀州齋村一向派の道場坊娘を嫁娶して後、子供餘多出生す。かくて四五年を経て、大阪の命を受け、船井郡の民司を蒙り、運く論訴を裁許し、沙汰を捌くの處に、猶ほ大阪の御免許を以つて、長坂口にて京都へ往還りの商賈人、諸職人等の二十分一を取り、其分料にて夥し。是に依つて、家富み、亡父家・元の勢に等しく、求めざるに田畑集り、招かざるに家僕來りて、舍屋門戸も時に應じて造作して安座の處に、大阪落居の後、件の民司分料も餘慶もなく、刺へ大阪方人の風説に恐れて、天に歸し、地に拔足して民間に居る事久し。子五人有り、内女子一人。

吾が祖よりの系圖は慈愼なれば、藤右衛門家に傳へ受來れりと、誠に幼少より親に離れ、兄弟は遠境にありて、道路心に任ざれば、自ら家僕の雅意に斗らはされて、右に記せし如く、壯年の内は心を

委ぬる間もなく、西に迷ひ、東に深ひ、心意を苦しめ身を憫をし、漸く齊里に歸りて、今是の如し。しかるが故に、先祖の系圖分明ならず。然あれば子孫愈々永く、先祖の名を失はん事嘆くに餘あれば、責めては親・屋賀右衛門を中興の祖と定め、我が兒童の古へ昔物語に等しく聞きつる事も思ひ出し、又は兄弟のものに見ゆる物語にも、父の昔を尋出し、聞及びし趣を前後不同に書付け侍り、我嫡子なれば、茂左衛門宗政相續いで我の如く記して、子孫に永く傳へてと申し候也。元和三年丁巳七月九日、同助右衛門宗次(花押)三輪茂左衛門殿へしと。

此等に據りて、當地三輪氏は、國守となりて下向せし宿麻呂の裔孫なるや察するに難からず。猶ほ此の地、國衛跡に近く、總社大明神・鎮座し、一に三輪大明神と稱す。總社は六所社の發達せしものにして、初めは有名の神六所を勧請せしが、後に國司參拜便宜の爲、所有る國內の神祇を勧請せし也。斯く總社は國內の全神祇を奉祀すれど、最初の六社は必ずしも然らず、奥州の六所社、即ち鹽竈社が鹿島香取の神を主神とする如き、是れ

也。當社の如きも、一に三輪大明神と傳へらるゝを見れば、初代國守三輪氏時代の經營にして、和州三輪神を主神とせしに據るか。

例へ此の議論が成立せずとするも、當社は和州三輪社の分社にして、當地三輪氏の氏神なるや明白なりとす。而して此の三輪氏は「大和國三輪大明神の神孫にして、五六代以前まで、三十八代相續の名家」と傳へられ、一族亦影からず。蓋し粕麻呂を祖として數へしものか。

中興屋賀右衛門の後は、「屋賀右衛門宗元、二代助右衛門宗次、三代茂左衛門宗政(室は越前村河原備前女、延寶二年二月二十六日逝)、四代茂右衛門宗信(以實居士の兄、室は野條村羽野氏女)、五代茂衛門、後治左衛門宗清(室は關部田井氏女、享保十九年十月十三日逝)、六代源兵衛宗徳、七代熊右衛門宗親」にして、源兵衛は三輪丹波の女婿也。

丹波は享保三年十月二十一日、輪王寺宮一品公寛法親王より、三輪大明神御神號の御榮筆を賜はり、之を源兵衛に讀與す。享保三年十月廿一日法印範貞花押書、寛保三年十二月九日法印範邦書に詳か也。

その後、源兵衛、熊右衛門父子、事によりて關所の身となり、他郷に死し、熊右衛門の弟兵右衛門重謙は大坂にて財を蓄へて歸國せしも、舊郷に入るを得ず、中川藤左衛門重尙の猶子となりて一家を創立し、中川氏を稱す、事は中川條第二十九項(四一五頁)に詳か也。

21 宇多源氏、これも丹波國の三輪氏にして、屋賀色三輪氏系圖に「宇多天皇、云々(以下不明)。曆應四・九月五日、大和國忍海郡大口、宇多郡三輪庄にて、石見守の父・軍忠大なるに依りて、國主より三輪姓に御改め、旗白二幅、丹波桑田郡六ヶ庄を知行に之を賜ふ。信政(石見守、母川勝五良女、船井郡黒田村城主森越前守祖父日向守と、江州甲賀郡水口天王阪にて軍忠す)、定實、重永(善右衛門)、治元(太良左衛門)、重景(次左衛門、關ヶ原にて打死)、重勝(丹治)、勝定(九良吉)、義實(近江守)」など見ゆれど詳かならず。石見守の父云々など載せて、其の名を載せざるを思へば、三輪賜姓の事は恐らく後世の想像に過ぎじ。

22 因幡の三輪氏、智頭郡五月田村奈岐大明神主等に此の氏あり。

23 名和氏族、名和系圖、一家に列す。

24 攝津の三輪氏、三輪部條を見よ。その他、當國に多く、又第五項に大阪三輪氏あり。

25 紀伊の三輪氏、在田郡の名族にして、續風土記、同郡小川村條に「城跡。楠正茂の城跡といふ。屋敷跡。島山の幕下、三輪左衛門尉の屋敷跡、今其の子孫、當所にありて、三輪氏を稱す」と。

26 美作の三輪氏、東北條郡に三輪庄あり。而して勝北郡小吉野庄矢田村正八幡宮社人に三輪大和、吉野郡廣山庄田殿村八幡宮社人に三輪淡路正、同邑瀧大明神社人に三輪伊豫正、森家臣に三輪十大夫、又勝北郡武大明神棟札に三輪十郎左衛門見ゆ。

27 土佐の三輪氏、カモ、ナガ、トサ、ミシマ等の條を見よ。

28 豊前の三輪氏、高宮系譜に「身狭一比義(金刺宮云々)一波知一竹葉古一踏磨一踏上(字佐宮彌宜)」

調足 杜女 田原 國足 種廣 下真守 瀧廣

美岐廣一宅女

田中慶

その他はオホミワ條を見よ。

29 豊後の三輪氏 第五項、及びオホミワ條を見よ。

30 日向の三輪氏 日向記に三輪四郎三郎等見ゆ。

31 雜載、その他、武鑑、藤堂藩用人、白川松平藩重臣、吉田松平藩中老、上野山松平藩用人、勝山小笠原藩重臣等に此の氏を載す。又前述儒者三輪執齋(希賢)は澤村自三の男、出で、眞野氏を嗣ぎ、後に本姓三輪に復す。寛保四年歿、七十六。白木屋祖大村氏と共に立志傳中の人として名高し。又寛永の頃、桑名松平定綱家臣に三輪治部進、また員辨郡藤立村の里正に三輪六兵衛あり。又堀尾山城守給帳に「貳拾八石三人扶持三輪傳助」を載せ、又常陸の醫師に三輪東朝(翠輝)あり、淺草庵と號す。又江戸の畫家に三輪在榮、附根彫刻師に三輪勇閑(本氏廣森、紀伊國屋庄右衛門)、茶人に三輪大學、皆名あり。又伏見役人に三輪源太左衛門あり。又羽後秋田の俳人に三輪翠羽(升屋祐從の三女)、植少納言と呼ぶ。又丸に三柏

直大直なる者見ゆ。
 9 神直族 美濃國大寶二年戸籍に「下政戸神直族安麻呂」なる者見ゆ。
 10 大神直 三輪氏の族なり、オホミワ條を見よ。
 11 神見登 三輪氏の族か。次項氏と同じく、此の思登は首也。
 12 神首 備中に在り。三輪氏の族にして、當國大稅負死亡人帳に「窪屋郡美和郷菅生里戸主神首伯」等を載せたり。三輪部の首長たりし氏ならん。
 13 神真人 皇別の貴姓也。寶龜元年十月紀に「神真人壬生」なる者見ゆ。美和真人に同じかるべし。
 14 神宿禰 三輪氏の族か。姓名録抄、拾芥抄等に見ゆ。
 15 大神朝臣 三輪氏の宗族也。オホミワ條を見よ。又新編常陸國志に「大神、姓氏録、大和神別の中に、大神朝臣、素佐能雄命六世孫大國の後なり、云々」と。
 16 越前の神氏 神部の後か。天平神護二年の當國々司解に「賀額郷戸主神廣島」なる者あり。
 17 藤原姓 家紋丸に規葉、鬚、七曜、カミ條を見よ。

18 肥前の神氏 肥前風土記に「高來郡云々。昔者、纏日向宮御宇天皇・神大野宿禰を遣はして看せしむ。此の郡に到るに山神高來津座あり」と。
 19 出雲の神氏 大同方に「意字郡香大神久成」なる者見ゆ。
 20 雜載 源平盛衰記に「小林神五宗行(源家)を載せ、又肥後に神十郎運直あり、内古閑條を見よ。又機田分限嶺に「字彌女郷百貫文・神左馬助」見ゆ。その他、カミ條に多し。
 大神 ミワ 二字にてもミワと訓めり、オホミワ條を見よ。
 美輪 ミワ 前各條氏に同じ。
 見和 ミワ 同上。
 種子島は承久年中、近衛家の領地にて、近衛の家人見和平次郎有光、多爾島見和村に住居して島の代官たり。建治二年の古記に「近衛地頭尾張守殿」と。こは地名を真ひし也。
 三輪江 ミワエ ミワノエ 武藏國葛飾郡三輪野江より起る。小金本土寺過去帳に「三輪江傳左衛門・正徳四甲午五月」と云ふ人見ゆ。
 三輪庄 ミワシヤウ ミワノシヤウ 美作國東北條郡(昔北郡)三輪庄より起る。弘

長年中の三輪家傳ありて、三輪庄治左衛門の由緒を載せ、「家紋牛菊一引」とし、四郎兵衛、九郎兵衛長胤、四郎左衛門、新兵衛等の署名あり。
 三輪田 ミワタ 伊豫の豪族にして、大神朝臣の後裔なりと。久米郡日尾八幡宮(久米村、久米山)は、天平神護元年、較によりて宇佐大神を祀り、三輪田大神朝臣久米麻呂・之を祭ると傳へらる。その別當寺を久米八幡淨土寺と云ふ。又幕末伊豫の勤王家に三輪田綱一郎(元綱)あり。又現今三輪田元道、教育者として名高し。
 美和田 ミワタ 秀郷流藤原姓、佐野氏の族にして、天沼兵庫政國の孫、館野政光の二男大森左近政春・後に氏を美和田に改む。大森條參照。
 三輪寺 ミワテラ 東鑑卷十、及び十五に三輪寺三郎を載せたり。
 神磯部 ミワノイソベ 職業部の一也。イツベ條、及びカミノイツベ條を見よ。
 神私 ミワノキサイ
 ○ 神私造 キサイ條を見よ。
 三輪栗隈 ミワノクリクマ
 ○ 三輪栗隈君 三輪氏の族也。クリクマ條を見よ。

ミワノヌリ カミノヌリ
 ○ 神部君 キリ及びワルシ條を見よ。
 神掃石 ミワノハキン
 ○ 神掃石公 三輪氏の族也。ハキン條を見よ。
 三輪引田 ミワノヒキタ
 ○ 三輪引田公 三輪氏の族也、ヒキタ條を見よ。
 神麻加牟陀 ミワノマカヌタ 又神真上部ともあり。
 ○ 神麻加牟陀君 三輪氏の族也。マカムタ、及びミワ條を見よ。
 神依田 ミワノヨダ
 ○ 神依田公 三輪氏の族也。ヨダ條を見よ。
 神人 ミワビド カミビト オワビトと訓むものは三輪氏の部曲なれど、便宜上カミ條に收む。一七五二頁以下を見よ。
 1 和爾神人 職業部の一也。ワニ條を見よ。
 2 上野の神人 地理志料に「伊勢崎は舊名赤石、弘治中、由良成繁・之を取り、乃ち赤石郷神人村を以つて、伊勢神宮に獻ず、伊勢前の名・因りて起る。按ずるに姓氏録に神人氏ありて、美和毗登と訓

ず。大和の大神神社は御諸山に在り、本郡に大神神社ありて、大神の荒魂大國玉神を祀ると云ふ。神人氏は其の神裔也」と。
 3 佐渡の神人 恐らく阿都久志彦神社の神人なるべし。元慶三年紀に「賀茂郡人神人勳知雄、道古、今人」等見ゆ。高階、道等の條參照。
 4 神人公 三輪氏の族にして、神護景雲二年紀に「意字郡人神人公人足、五百成等に、大神掃石朝臣姓を賜ふ」と。ハキシ條を見よ。
 三輪人 ミワビト 前條氏に同じ。
 神人部 ミワビトベ 三輪氏の部曲也。カミビトベ條を見よ。猶ほ武藏國分寺より發掘されたる文字瓦に神人部と見ゆるあり。
 三輪部 ミワベ 次の二條を見よ。
 神部 ミワベ 三輪氏の部曲也。カムベ條を見よ。一七七三頁參照。
 1 大神部 三輪氏の部曲也。オホミハ條を見よ。
 2 駿河の神部氏 カンベ條を見よ。又神部神社神主惣社氏は「寛永頃まで致仕、後に神部大藏少輔と名乗る」(式社備考)と。

3 下野の神部 美和部條を見よ。
 4 神部直 三輪氏の族にして、神直に同じく、神部の首長たりし氏也。地神本紀に「田田彦命。此の命は同朝(崇神)御世、神部直、大神部直の姓を賜ふ」とあり。
 5 因幡の神部直 三輪氏の族にして、正倉院文書、當國戸籍に「神部直廣女、小廣女」等を載せたり。
 6 大神部直 オホミワ條を見よ。
 7 その他、次條に多し。
 美和部 ミワベ 美和氏の部曲也。前の二條參照。
 1 大和の三輪部 ミワ條、及び次項を見よ。
 2 攝津の三輪部 有馬郡に三輪邑ありて三輪神社鎮座し、又新抄勅格符に「大神々月百六十戸(大和四十五戸、攝津廿五戸、云々)、また大神神戸(大和五戸、攝津五戸)」と見ゆ。
 3 尾張の美和部 中島郡に美和郷ありて、和名抄に見え、又神名式同郡に「大神神社(名神大)」を載せ、國帳に従一位大神大名神と見ゆ。
 4 三河の美和部 八名郡に美和郷ありて

和名抄に見ゆ。又美和神社あり、神名式に所謂石巻神社・是かと云ふ。

5 遠江の三輪部 城岡部に三輪庄あり。三輪條第十項参照。

6 駿河の美和部 安倍郡に美和郷、及び神部神社ありて、和名抄、及び神名式に見ゆ。又延喜式、登頭郡に神部神社(三輪色鎮座)を收む。

7 甲斐の美和部 延喜式、山梨郡に神部神社を載せたり。八代郡錦村三宮三輪明神なりと。又巨摩郡にも同名社あり、共にミワと訓ず。

8 武藏の三輪部氏 足立郡に三輪庄あり、その他、三輪條参照。

9 常陸の美和部 久慈郡に美和郷ありて、和名抄に見ゆ。

10 美濃の美和部 和名抄、賀茂郡、及び席田郡に美和郷を收め、共に國領・美和明神を載せ、又大野郡に大神郷、又三輪明神鎮座し、又山縣郡に大神郷ありて、正二位三輪明神・見ゆ。而して新抄勅格符に「大神々月・美濃五十月」と。此の部の多かりしを知るべし。

11 信濃の美和部 諏訪郡に美和郷ありて和名抄に見ゆ。後の大和村に當る。又水

内郡に三輪邑ありて、式内美和神社・鎮座す。

12 上野の美和部 山田郡に美和神社ありて、神名式に見え、國領に「從一位美和大明神」とあり。

13 下野の美和部 那須郡に三和郷、三和神社等ありて、和名抄、及び神名式に見ゆ。又後に三輪庄・起る。又當國上神主より發掘されたる文字瓦に、神部と見ゆるあり。

14 丹波の美和部 氷上郡に美和郷ありて和名抄に見ゆ。後に三和莊起り、康正二年造内裏段錢引付に「鴨神社領、丹波國三和莊公文職」とあり。又與戸に美和明神鎮座す。

15 伯耆の三輪部 久米郡に上神郷、下神郷ありて、和名抄に見え、貞觀十五年紀に「伯耆國三輪山神」あり。

16 因幡の美和部 正倉院文書、因幡國戸籍に神部小女などを載せ、又邑美郡に美和郷ありて和名抄に見ゆ。

17 美作の三輪部 大庭郡、及び苦東郡に美和郷ありて、和名抄に見ゆ。

18 備前の美和部 邑久郡に美和邑ありて、美和神社(式内)鎮座す。

19 備中の美和部 正倉院文書、天平二年に窪屋郡美和郷・見ゆ。

20 周防の三輪部 熊毛郡に美和郷ありて和名抄に見ゆ。後美和庄・起る。

21 長門の三輪部 新抄勅格符に「大神々月、長門三十月」とあり。

22 大三輪部 オホミワ條を見よ。

神部鴨田 ミワベノカモタ

○ 神部鴨田連 カモタ條を見よ。

神山 ミワヤマ 武藏多摩郡的場村の名家なり、先祖神山七左衛門は法城寺の開基なりと云ふ。その他、カミヤマ條を見よ。

ム(む)

ム	ムア	ムイ	ムウ
ムエ	ムオ	ムカ	ムク
ムキ	ムケ	ムサ	ムシ
ムシ	ムス	ムタ	ムチ
ムチ	ムツ	ムナ	ムニ
ムニ	ムフ	ムハ	ムヒ
ムヒ	ムヘ	ムマ	ムミ
ムミ	ムム	ムモ	ムヤ
ムヤ	ムユ	ムリ	ムル
ムル	ムレ	ムロ	ムル

六日市 ムイカイチ 越後、石見等に此の地名あり。

武衛 ムエ プエイ條を見よ。

向井 ムカキ 和泉、伊勢、紀伊等に此の地名あり。又向(ムカヒ)と通じ用ひらるムが故、参照せよ。

1 中臣姓 大和の名族にして、春日嗣官、北郷大中正の族也。カヌガ條を見よ。

2 大和の向井氏 前項参照。又添上郡大安寺村大安寺城主に此の氏ありて、筒井時代、向井左門等見ゆ。又順慶葬式帳に向井十郎兵衛を載す。

又山邊郡吐山氏の裔に向井氏あり、高階真人姓也、ハマヤ條を見よ。又十津川郷館役由緒書に「追四川村庄屋向井源三郎」を載せたり。

3 源姓 紀伊の名族にして、權風土記、海部郡加太莊條に「地頭・鎌倉時代、向井氏・莊中刀彌公文職たり」と。又「舊家向井嘉左衛門。村中平井町に住し、迎之坊といふ。相傳ふ、昔時、役小角・葛城山經歷の時、其の祖・道に迎へしより、迎之坊といふとぞ。聖護院宮支配にして、此の地の行所を司どる坊なり。古文書數

通、及び古器物を多く藏せり。中古領主より政所職を命ぜしと見えて、其の藏せる正和二年「加太莊刀彌公文職は、重代相傳の職たり」の文書あり。又同三年、本ノ藤村百姓訴の宛に「政所向井殿」と書けり。又正和元年の文に「伽陀寺別當向井加左衛門」とあり。寛文中までは、善鬼嘉左衛門と云しとぞ。善鬼は役小角の從者の筋目の者といへり。聖護院宮入峯の時も、此の坊に宿せらる。

明暦二年の向井氏の記に「元祖は向井源正源景義」といひ、加太六箇郷、同海山共に所務す。その時の年貢米納中帳など今にありとなり。景義は大永頃の人に於て、大永元年の文書に「向ひ源正入道景義、向源正忠源景義」とあり。年貢米納中帳とは、嘉吉元年、正和元年の帳なり、皆傳へて其の家にあり」と。

4 淡路の向井氏 向井將監なる者・浦村に據る。

5 清和源氏仁木氏族 寛永系圖に「仁木三郎義任の後胤にて、伊勢國田丸のむかひに居住する故に、向井と稱し、從弟の脇に居る者を脇と號す」と云ひ、一に「紀伊國北牟婁郡向井より起るか」と傳へ、

又一に「仁木尾張守長宗・伊賀國向井庄に住す」と。寛政系譜には「一度會郡向井より起りしならん」と。又一に「もと北島家臣にて、仁木義長の孫政隅・始めて向井氏と稱し、その曾孫政重なり」と。

その系は「修理亮長忠—式部大輔長晴(紀州田邊討死)—治部少輔長勝(伊勢田丸云々)—利部大輔忠綱(伊勢にて武名)—伊賀守正重(武田信玄に仕ふ)—伊兵衛政勝、弟兵衛頭正綱(忠安)—將監忠勝—右衛門佐忠宗」にして、家紋上藤丸。正重は初め北島家臣、後に武田家に仕へて水軍の將也。天正七年九月十九日、駿河持舟城を守りて男伊兵衛政勝と共に戦死し、次男正綱は清水港に據り、船手大將たりしが、後徳川氏に仕へ、御船手頭として三崎、走水に住す、寛永二年卒。その男將監忠勝は六千石を領す。又勝頼の家臣に向井兵衛助あり、三島に在りて北條氏を破る(豹皮録)、又小牧陣に向井兵衛・見ゆ、戸田條參照。又將監忠勝の五男「將監正方(忠綱、兵部)—將監正盛—同正貞—同政使—同政香(二千四百石)」、

2 藤原姓 駿河の名族にして、藤原昌利の後なりと。府中漫園社編官廳分役に向笠主馬・見ゆ。又武藏の名族にして、多摩郡武笠氏は米八本郷村を開墾す。又埼玉地方にも存す。

無笠 ムカサ 前各條參照。
向田 ムカタ ムカフダ條を見よ。
向國 ムカツクニ 和名抄、長門國大津郡に向國郷を收めて武加豆久爾と註し、後世向津具邑、又向津奥庄と云ふ。

武川 ムカハ 甲斐國北巨摩郡武川筋より起る。清和源氏武田氏の族にして、武田系圖に「一條八郎信經(信綱)—甲斐守時信(武川祖、法名拂阿)」とあるより出づ。その子に「東條與次郎義行、白須次郎貞信、八郎貞家、六郎左衛門貞連(三浦)、十郎時光(青木、大幡、折井祖)、山高太郎信方、權根寺信源、信泰(兩境元祖)」等あり。又「信經—時信(武川之元祖)—義行」と見ゆ。その他は、タケカハ條に詳か也。

向 ムカヒ 山城に向神社、武藏、上總、飛騨、陸奥等に此の地名あり、猶ほ向井條を參照せよ。
1 江州中原氏族 江州中原氏系圖に「井



向井六左衛門

又一に「向井伊賀の男兵衛忠安あり、其の子將監忠勝・幕府に仕ふ」と云ふ。
6 磐城の向井氏 白石晴光家臣に向井主殿あり、佐竹の兵と戦ひて死す、白石條を見よ。

7 備後の向井氏 藤澤通志に「山家村向井氏。先祖向井伊賀は戸河内村に居り、其の地を向井殿とよぶ。子市助、永祿四年、當村に來り、里正となる。今の源五郎まで、十一世」など見ゆ。

8 安藝の向井氏 通志、賀茂郡條に「向井總殿宅址。仁方村の内、戸田浦竹林の内にあり。總殿は天正年間、大坂石山の役に戦死す」といふ。
9 豊後の向井氏 當國の豪族也、後同條を見よ。

10 藤原姓 肥前の向井氏にして、藤原魚名の裔と云ふ、向井平次郎大夫俊時は俳人として名あり、去來と號す。又長崎學校(聖堂)掌書に向井氏あり。向井高南俊義、その男以順元升は儒醫として名高く、又葉伯と云ふ。その長男以順元端は御醫法

口四國前守經前—與八郎賢(貫井日向)と見ゆ。
2 秀郷藤原姓 内藤氏の族にして、「泉俊景—俊綱—資綱—宗俊—遠俊—胤俊—高俊—秀遠—詮遠—遠久(向と稱す)」と。泉條參照。

3 藤原北家 飛騨國司の一族にして、小鷹利郷信包村向小島城より起る。飛騨國司系圖に「左中將持言(小島と號し、又向殿とも云ふ。寛正の比、嶋川親元記にあり)—同勝言—照綱—宗照(號向小島殿)」など載せ、又新編常陸國志に「向氏は飛騨國向小島より出づ。戸村本佐竹譜に「飛騨守人、向右近宣政は飛騨三木の二男なり。義宣公御代に、常州に參る」と見ゆ。その他は、小島、小鷹利、飛騨、姉小路、三木等の條を見よ。

4 日下部姓 朝倉氏の族にして、朝倉高景の子氏景の弟久景を祖とすと云ふ。
5 常陸の向氏 第三項を見よ。又佐竹系圖に向豊前(小野崎條參照)を載せ、又奥州白川郡羽黒館に向右近宣政あり、天正十七年以來、此の地を守り、慶長七年、佐竹氏國替の時、秋田横手の城主となる(中山雜記、新編常陸國志)。

印、次男叔明元成(兼殿)は長崎にて教授兼書司監たり。又佐賀藩に存す。
11 雜載 東鑑卷二十一にむかいの四郎を載せ、又徳川時代、佐土原島津藩用人、白川松平藩用人たり(武鑑)。又會津藩士に向井吉重あり、寛文の頃、舊事雜考、四家合考を著はす。桃青傳に藤堂佐渡守家來向井八大夫、向井氏(用人役)等載せ、明治彫金師に向井勝幸(美術學校教授)、名あり。又甲斐、備前、播磨、讃岐、攝津、志摩、尾張、信濃、武藏等に存す。

穆佐 ムカサ ホクサ 和名抄、日向國諸縣郡に穆佐郷を載せ、圖田條に「穆佐院三百町」と見ゆ。
六笠 ムカサ 次條を見よ。又日向六笠(穆佐)城は伊東條を見よ。
向笠 ムカサ

1 遠江の向笠氏 磐田郡向笠(六笠)邑より起る。同郡向笠(六笠)城(向笠村)は向笠五郎、向笠伯耆守の居城にして、甲州武田氏に屬す。天正元年酒井忠次をして、當城を拔かしむ。當時、伯耆守當城にあり。其の孫向笠平兵衛、井伊掃部守に仕ふ。又三河物語、遠江家に無笠氏を載む。

6 攝津の向氏 能勢郡上杉城主に向武部承あり。
7 雜載 源平盛衰記に「堀川方人に向飛騨の印地云々」と。又筑後高良山天文二十年檢地帳に向土佐守、武鑑、久居藤堂藩城使、佐倉堀田藩年寄等に此の氏を載せ、又香宗我部記録に「二百石向加右衛門」、また加賀、攝津、武藏等に存す。
迎 ムカヒ ムカフ 肥前の名族なりと。
向日 ムカヒ 和名抄、對馬國上縣郡に向日郷を載せ、宗氏家譜に「天文十五年、宗氏の伊奈郡に居る者を川木、仁田、中山、向日等と爲す」と。又山城に向日町あり。

向内 ムカヒウチ
向川 ムカヒガハ
向坂 ムカヒザカ 藤原姓、サキサカ條を見よ。その他、堀尾山城守給頼に「二百石向坂猪右衛門」又本多平八郎家臣に向坂與五郎衛門等見ゆ。

向澤 ムカヒサハ 信濃等に在りと。
向條 ムカヒデウ カウデウ
向野 ムカヒノ ムクノ サギノ カウノ 和名抄、豐前國宇佐郡に向野郷を收む、後向野庄と云ふ。この氏、武藏等に存す。
向口 ムカフグチ

向島 ムカフジマ 山城、尾張、武藏、周防、薩摩等に此の地名あり。

向後 ムカフジリ カウゴ條を見よ。

向田 ムカフダ ムカダ 下野、越中、薩摩等に此の地名存す。

1 利仁流藤原姓井口氏族 越中國福波郡向田邑より起り、源平盛衰記に「越中國住人向田荒次郎」見ゆ、「越中國住人宮崎太郎の弟」也。又向田二郎村高を載せたり。井口、石黒、宮崎等の條を見よ。

2 足利氏族 下野國那須郡に向田村ありて、東鑑、正嘉二年條に足利向田太郎を載せたり。

迎田 ムカフダ カフダ 大和國山邊郡の豪族にして、水浦氏の族、白石氏より別る。至徳元年の大和武士交名に迎田を載せ、又郷土記に「迎田左衛門、迎田宗實」等見ゆ。又山邊郡多田氏配下の將に、迎田多門、迎田彌右衛門等あり。その他、カフダ條參照。

向高 ムカフダカ ムクダカ條を見よ。

向谷 ムカフダニ ムカフナカ

向橋 ムカフバシ 筑後國津江社天文中棟札に「祝部向橋外記」見ゆ。

向畑 ムカフハタ 伊勢、志摩等に存す。

向林 ムカフバヤシ

向原 ムカフバラ 伊勢、志摩等に存す。

向東 ムカフヒガシ カウトウ

向藤 ムカフフチ カウトウ

向山 ムカフヤマ 甲斐、常陸等に此の地名あり。

1 諏訪神家 教高の裔也、一に遠山に作る。諏訪、遠山等の條參照。

2 藤原姓 甲斐の豪族也。八代郡に向山の地あれば、その地より起るか。喜臣向山氏は「先祖神を稱す」と云へば、諏訪神家の族か。家紋丸に銀花菱、雪笹、五三桐。氏は早く大永の頃、向山民部左衛門尉家安あり。又向山三河守虎繼等、甲斐國志に見ゆ。又九一色衆に向山又八郎、又嘉末、若年寄に向山榮五郎(華人正)黃村あり、實は一色眞淨の三男、向山源大夫の雙子也。

3 嵯峨源氏渡邊氏族 これも甲州出にして、家譜に「渡邊源次綱五代甲斐四郎好一源五郎於一源太郎一源八高一源太郎宗一源三實一源五郎則一源二郎續一宮内少輔忠一源太郎光(新左衛門)一源三恒(華人)一右京亮知一丹後守盛吉(武田信玄の命により、向山の名跡を相續す)」と

云々。其の子繁物盛重・天正三年長篠戰死し、その男三右衛門正盛・徳川氏に仕ふ。家紋隅切角に梶葉、右巴。

4 伊那の向山氏 信濃國上伊那郡手良(古互良)に向山出雲守の館跡あり。其の先は武田氏の屬將昌保・甲州八代郡下曾根の内、向山に居館を構へ、在名の郷士たり。永祿五年六月、武田勝頼に従ひ入部、天正十年主家と共に没落(甲陽記、及郡記)と。

5 秀郷流藤原姓 内藤義清五世孫政親の子政森を祖とすと云ふ。

6 平姓仲氏族 入間郡の豪族にして、長宮社天文二十三年四月廿一日棟札に「大旦那宮寺惣地頭豐後入道沙彌芳金嫡子藏人佐、末子向山勘解由左衛門尉高行」見ゆ、仲、古尾谷等の條を見よ。後永祿年間、此の地奉行に向山甚五郎あり。又橋樹郡に在りて、小田原役帳に「小机の内、佛崎二十三貫百二十四文向山」とあり。

7 雜載 武鑑、伯太渡邊藩用人に此の氏見え、また鶴前、加賀、攝津、山城、伊勢、志摩、武藏等に存し、又讚岐大内郡三本松の人向山周慶政章は製糖の法を改良し、國益を増す。

牟岐 ムギ 阿波國海部郡(那賀郡)牟岐邑より起る。細川兩家記に牟岐勘右衛門、牟木勘右衛門等を載せ、故城記に「海部郡分、申岐殿、平氏、釘貫座」と見ゆ。

牟木 ムギ 薩摩國の豪族にして、建久八年の内裡大番參勤交名に牟木太郎を載せたり。

麥倉 ムギクラ 上野國邑樂郡麥倉邑より起る。秀郷流藤原姓、西河内守盛房の男、盛光・麥倉左衛門と云ひ、小山氏に仕ふ。その男麥倉安房盛次也。

麥澤 ムギザハ 南部の士に麥澤五郎左衛門(七十石)見ゆ、首米地條參照。

麥島 ムギシマ 肥後に麥島城ありて、信濃等に此の氏存す。

武木田 ムギタ

麥谷 ムギタニ 大和吉野三十六公文の一に麥谷庄司(小川郷)ありて、吉野舊事記に見ゆ。

麥野 ムギノ 筑前に此の地名あり。武藏等に此の氏存す。

麥生 ムギフ ムニフ ムギオ 豐饒條を見よ。

1 大友氏族 豐後の豪族にして、大友系圖に「能直—泰廣(十郎、左近將監、云

云々。其の子繁物盛重・天正三年長篠戰死し、その男三右衛門正盛・徳川氏に仕ふ。家紋隅切角に梶葉、右巴。

4 伊那の向山氏 信濃國上伊那郡手良(古互良)に向山出雲守の館跡あり。其の先は武田氏の屬將昌保・甲州八代郡下曾根の内、向山に居館を構へ、在名の郷士たり。永祿五年六月、武田勝頼に従ひ入部、天正十年主家と共に没落(甲陽記、及郡記)と。

5 秀郷流藤原姓 内藤義清五世孫政親の子政森を祖とすと云ふ。

6 平姓仲氏族 入間郡の豪族にして、長宮社天文二十三年四月廿一日棟札に「大旦那宮寺惣地頭豐後入道沙彌芳金嫡子藏人佐、末子向山勘解由左衛門尉高行」見ゆ、仲、古尾谷等の條を見よ。後永祿年間、此の地奉行に向山甚五郎あり。又橋樹郡に在りて、小田原役帳に「小机の内、佛崎二十三貫百二十四文向山」とあり。

7 雜載 武鑑、伯太渡邊藩用人に此の氏見え、また鶴前、加賀、攝津、山城、伊勢、志摩、武藏等に存し、又讚岐大内郡三本松の人向山周慶政章は製糖の法を改良し、國益を増す。

木工 ムク モク 木工寮の官人たりし者、官職名を稱號とせしにて、平家物語に「三位中將の年比の侍に木工右馬允知時」と云ふを載せ、源平盛衰記には「本三位中將の侍に木工馬允友時」と見ゆ。その他、モク及びマキ等の條參照。

鉢久 ムク 日用重寶記に此の訓見ゆ。幸久に同じ。

椋 ムク 茶人に椋宗理(堺の人)あり。

椋木 ムクギ

向高 ムクダカ 藤原南家工藤氏の族にして、祐朝を祖とす。日向記に向高新十郎等見ゆ。

椋梨 ムクナシ 和名抄、安藝國豊田郡に椋梨郷を收む。

椋梨 ムクナシ

1 桓武平氏土肥氏族 安藝の豪族にして、土肥實平の裔、國平を祖とす。小早川氏の族也。安西軍策に椋梨次郎左衛門を載せ、中國治亂記に、小早川隆景の臣椋梨包久見ゆ。

而して藝藩通志、豊田郡條に「堀城は椋



若狭之牟久

梨村にあり。椋梨景儀(一に景吉)の所居。其の後、毛利家人瀬川阿波・此を守るといひ、又備後國世羅郡條に「奴原山は數名村にあり。數名兵部元綱(毛利弘元の子、元就の弟)の所據、また椋梨左衛門包久ともいへり、いまだ詳ならず」と。

下つて元祿中、椋梨權左衛門あり、長門國厚狹郡宇部川上の地を開拓す、十年にして成就、明治住氏一千三百戸を數ふ。2 其後の椋梨氏 河北庄北野宮天正十七年文書に「椋梨惣左衛門尉包忠見ゆ」。

向野

ムクノ ムカヒノ條を見よ。

椋原

ムクハラ クラハラ條に云へり。

椋本

ムクモト 伊勢に此の地名ありて、武藏等に此の氏存す。

武藝

ムゲ ムギ 美濃國に武藝郡ありて、和名抄に牟介と註す。以下各條を見よ。

武義

ムゲ ムギ 前條美濃國武藝郡に武義庄あり、一に武氣に作る。

○ 武義造 美濃の豪族にして、牟下津造に同じ。天平勝寶二年の當國々司解に「武藝郡掛可郷月主武義造宮盛」あり。ムゲツ條参照。

牟義

ムゲ ムギ 前後數條参照。

1 牟義公 大碓命の裔にして、身毛津君に同じ。姓氏錄は左京皇別に收め「牟義公。景行天皇の皇子大碓命の後裔也」と載せたり、ムケツ條参照。

2 牟義君族 前項氏の族人にして、牛布里大寶二年戸籍に「牟義君族互爾志實」などを載せたり。

身毛

ムゲ 前後數條参照。

○ 身毛君 大碓命の裔にして、前條氏に同じ。思ふに身毛郡の都はノに通ふ助辭にて、身毛君は身毛郡君と云ふと異なる處なき也。

武宜

ムゲ 牟義郡君の族にして、正倉院天平勝寶二年文書等に此の氏人あり。

牟宜

ムゲ 前後數條参照。

牟宜都

ムゲツ 牟義郡條を見よ。

身毛津

ムゲツ 次條氏に同じ。

牟義都

ムゲツ 前後數條参照。思ふに此の都は助辭のノにて、ムゲと云ふと異なる所なきが如し。

1 牟義郡國造 美濃の大族にして、牟義國とは後の武藝郡地方を云ふ。即ち牟義郡國造は身毛郡君、身毛君に同じく、國造本紀に見えざれど、上宮記に「牟義郡國造、名は伊自牟良君の女子久留比賣命、

云々」と載せられたれば、當時一國たりしや明白ならん。

2 身毛津君 又牟宜郡君とあり。美濃國の大族にして、身毛津君とは武藝の君の意にて、後の武藝郡地方の領主也。景行天皇皇子大碓命の後にして、景行紀四十年條に「大碓皇子、云々。此に因りて、遂に美濃に封す。仍つて封地に如く、是れ身毛津君、守君、二族の始祖」と載せ、また古事記景行段に「三野國造の祖神大根王の女、名は見比賣、弟比賣の二孿子、云々。大碓命・見比賣を娶り、御子押黒之兄日子王を生み(此は三野之字泥須和氣の祖)、亦弟比賣を娶り、御子押黒日子王を生み給ふ(此は牟宜郡君等の祖)」と見ゆ。此の氏・前項の如く上宮記には國造と載せ、氏人には、雄略紀に身毛君大夫、天武前紀に身毛君廣等あり。

3 牟宜郡君 前項とは別にして、景行帝裔、景行本紀に「弟別命(景行皇子)は牟宜郡君の祖」と載せたり。されど他の書になし。蓋し押黒弟彦王と同人か。

牟下都君

第二項氏の族にして、牛布里大寶二年戸籍に「牟義郡君族刀自實」見ゆ。

牟義郡首

義牟郡君の庶流か。延喜主

牟下都

ムゲツ 前條に併せ云へり。

牟下津

ムゲツ 前後數條参照。

1 牟下津造 牟義郡の首長なりし氏ならん。牛布里戸籍に、牟下津造川島實等見ゆ。

2 無戸の牟下津氏

大寶二年の美濃國栗栖太里戸籍にム下都三野實を載せ、また牛布戸籍に、妻に四、妾に一、寄人一人を載せたり。牟下津郡君の庶流か、或は部曲裔なるべし。

武藝津

ムゲツ 前數條を見よ。

1 武藝津君

身毛津君に同じ。

2 武藝津宿禰

前項の後か、姓名錄抄に見ゆ。

牟下津部

ムゲツベ 牟義郡君の私有部曲ならん。大寶二年の牛布里戸籍に「牟下津部安倍」外に二人を載せたり。

牟下部

ムゲベ ムゲツベ 前條氏に同じ。同上牛布里戸籍に「牟下部功子實」を載せたり。

牟義部

ムゲベ ムゲツベ 前條氏に同じ。同上牛布里戸籍に「牟義部多知麻女」を載せ、また拾芥抄に見ゆ。

武宜部

ムケベ ムゲツベ 前條氏に同じ。天平十七年の左京職移に「直丁武宜部廣慶」なる人見ゆ。

武藝部

ムゲベ ムゲツベ 前條氏に同じ。

○ 武藝部宿禰 前條、武藝津宿禰に同じかるべし。拾芥抄に見ゆ。

武庫

ムコ 攝津國に武庫郡あり、和名抄に無古と訓ず。神功攝政前紀には務古、應神紀四十二年條に武庫、天平神護二年九月紀に武庫郡と見ゆ。郡中に武庫郷あり、和名抄に無古と註す。後武庫莊起り、東鑑文治六年四月十九日に見え、又建久三年條に武庫御厨・見ゆ。又伯耆國日野郡に武庫郷あり。

1 牟古首

百濟族にして、攝津武庫郷の稻置たりしならん。姓氏錄、攝津諸蕃に收め「牟古首。百濟國人片禮吉志より出づる也」と載せたり。

2 源姓

陸前國遠田郡の豪族にして、武庫太郎左衛門源賴直は、貞和五年七月、萩坪邑に彌陀堂を建つ、老妪の爲也(觀蹟聞老志)。

3 清和源氏足利氏族

丸岡屋形義興は一に武庫屋形と云ふとぞ。武庫か。

4 肥前の武庫氏

武雄神社古文書、その

神官に武庫氏あり。

牟古

ムコ 前條氏に同じ。

武庫川

ムコガハ 徳川時代、富山前田藩若年寄に此の氏ありと。(數馬)。

智木

ムコギ 倭武尊の御裔也。和泉國日根郡近義郷より起りしか。姓氏錄、和泉皇別に收め「智木。倭建命三世孫大荒田命の後也」と載せたり。コング條参照。

身狹

ムサ 次條以下参照。

1 身狹村主

吳族にして、天武紀に「牟佐社に居る所の神の名は生雷神」と載せ、また延喜式に「大和國高市郡牟佐坐神社(大、月次、新嘗)」と見ゆる地より起る。雄略紀に史部身狹村主青を載せ、姓氏錄は左京諸蕃に收めて「牟佐村主。吳孫權男高の後也」と見ゆ。青は有名なる學者にして、天皇の寵を得。その他の事は、史部、次條、及び宮道條参照。

2 雜載

その他、次條以下を見よ。

牟佐

ムサ 大和、備前等に此の氏存す。

1 牟佐吳公

ムサノクレ條を見よ。

2 牟佐村主

吳族にして、身狹村主に同じ。

3 倭漢氏族の牟佐村主

恐らく前項氏に

同じかるべし。坂上系圖には、阿智使主に隨ひ來りし漢人村主の内に此の氏を載せ、下りて和銅三年七月紀に「牟佐村主相摸」なる人見ゆ。

武佐

1 武佐臣 武射臣に同じきかと云ふ。
2 佐々木氏族 佐々木系圖に「古橋太郎定範—野口三郎盛定—爲定(武佐源大)、第光定(武佐源藤二)—孫三郎」と見ゆ。東鑑卷十に武佐五郎あり、此の族か。

牟邪

牟邪 次條に併せ云へり。
牟射 上條國に武射郡あり、和名抄十一郡に分ち、内に武射郡を收む。

1 武社國造 武社國とは、後の上總國武射郡附近の地にして、郡内武射郡の地は其の治所のありし地ならん。この國造は春日氏の族にして、國造本紀に「武社國造—志賀高穴穗(成務)朝、和國區祖意郡郡命の孫彦忍人命を國造に定め賜ふ」

と載せたり。此の國造の氏を牟邪臣と云ふ。
2 牟邪臣 前項國造の氏姓にして、古事記、孝昭段に「天押帶日子命は春日臣、牟邪臣、云々の祖也」と載せ、氏は元慶三年紀に武射臣助守等見ゆ。

武社

武社 前條に併せ云へり。
牟邪志 次條に併せ云へり。
武藏 武藏國は牟邪志、胸刺、牟邪志等に作り、和名抄には「牟佐之、國府・多磨郡に在り」と見ゆ。當氏は多く此の國名を負ひしなれど、その他、和名抄、豐後國國造、及び大分郡に武藏縣を收め、又大和、相摸、廣前、

武藏

5 桓武平氏千葉氏族 これも上總の武射より起りしにて、千葉系圖に「千葉大夫常兼—鶴根三郎常房—胤隆(武射七郎)」と見ゆ。トキネ、カモネ條參照。

の後三百餘年の間、先邪志國造のこと聞えず。當時の國府は足立郡に在りて、今に大宮宿邊に遺跡存す。又應神天皇の御宇(按ずるに國造本紀、朝廷の號を聞く、今考定して、姑く此の御宇とす)、胸刺國造を伊狹知直に定らる。胸刺、今何の地なること知らず。然ども西に知知夫あり、東に先邪志あれば、今の多磨郡の地なるべし」と。猶ほ今日も此の説を主張する學者あり。

後編武藏命を國造に定め賜ふ」と載せ、又高麗國通條に「志賀高穴穗朝御代、先邪志國造祖、兄多毛比命の兄大鹿國直を國造に定め賜ふ」と云ひ、又伯岐國通條に「志賀高穴穗朝御世、牟邪志國造同祖、兄多毛比命の兄大八木足尼を國造に定め賜ふ」と見え、又大島國條に「志賀高穴穗朝、先邪志國造同祖、兄多毛比命の兄穴穗古命を國造に定め賜ふ」とあると符合せり。
しかるに國造本紀には此の先邪志國造の次に、重ねて「胸刺國造。岐閉國造祖兄多毛比命の兄、伊狹知直を國造に定め賜ふ」と云ふを擧ぐ。よりて當國には、もと先邪志と胸刺との二國存せりと主張する學者ありて、前者を足立方面とし、後者を多摩方面に當つ。新編武藏風土記稿に「上古、國造時代には、今の武藏國は、知知夫(今秩父)、先邪志(武藏なり)、胸刺の三國の地なり。其の閉關の次序は知知夫を初めとす(中略)。先邪志國の地域今考ふべからずと雖、舊本足立府を載するに據れば、足立埼玉邊郡の地、其の管内にて、其の界域は成務天皇五年に定められ、又兄多毛比命を國造と定めらる。此

豐前等にも此の地名あり。されど後世なるは、父祖の受領を稱號とせしに起る。
1 先邪志國造 先邪志は、又無邪志、武藏、胸刺、武射等に作る、皆同じ。後の武藏の大國造なり。しかるに國造本紀には「先邪志國造、云々」と載せ、また次に「胸刺國造、云々」と、二國造を並べ挙げて、疑惑多し。よりて當國造に關しては、舊辭書にも少しく説あれど、今これを捨て、その後の拙著「武藏」の一節を引用すべし。

武藏

2 先邪志と胸刺との關係 當國々造に關しては、國造本紀に「先邪志國造・志賀高穴穗朝世、出雲臣の祖、名は二井之字迦諸忍之神狹命十世の孫兄多毛比命を國造に定め賜ふ」と載せ、此の記事は、古事記神代卷に「天菩比命の子建比良島命。此れ出雲國造、先邪志國造、上莖上國造、下莖上國造、伊自牟國造、島津縣直、遠江國造等の祖也」と云ひ、又日本書紀卷一に「一書曰、云々。天穗日命、此れ出雲臣、武藏國造、土師連等の遠祖也」と云ふと一致す。

武藏

又國造本紀、相武國造條に「志賀高穴穗成務朝、武射國造祖、伊狹知直命を國造に定め賜ふ」と載せ、また國造本紀に「道口岐閉國造は輕島豐明(應神)朝御世、建許呂命の兄字佐比乃爾を國造に定め賜ふ」など見えて、道尻も道口も兩方とも凡河内氏族なり。殊に兄多毛比は前條に先邪志國造とあれば、岐閉國造ならざる事は明白なれば、こは他の條より誤り入りしものとして、削除するの要あり。次に胸刺は前述の如く、ムサシにて、先邪志と同一なり。よりて思ふに、これはもと先邪志の横に胸刺と註せしものが傳寫の誤りにて一條として記され、兄多毛比命以下の文が其の下に竄入せしにあらざるかを思はしむ。

此等によつて考ふるに、蓋し舊文には、次の如くありしか。
先邪志國造
志賀高穴穗朝世、出雲臣祖名二井之字迦諸忍之神狹命十世孫兄多毛比命兄伊狹知直、定賜國造
而して兄多毛比以下を胸刺條に移すが爲に、兄多毛比命のみは重複して兩方に出

されど胸刺も要するに、ムサシと調ずべきものなれば、同地方に同名の國が相並んで存在せりと考へ難く、殊に安閑朝に當國造が屯倉として獻じたる横濱、橋花、多氷、及び倉橋の四地の位置を考ふる時は、秩父を除く武藏は、總べて一國造の支配下なりしを想像せざるを得ず。故に先邪志と胸刺との二國なりしとの説は成立せざるべし。よりて國造本紀の胸刺國造云々の條文を窺ふに、怪しむべき點多し。
先づ本書は各條、何れも創置の年代を載せたるに、これのみなし、これの條が、初めは一條文として獨立せしものならざりしを表はすに非ずや。次に兄多毛比を

づる事となり、更に先邪志國造條に「定賜國造」の四字を補ひしものにて、宜しく先邪志國造條の「定賜國造」より次條「兄弟多毛比命」迄の十八字を削除すべきなり。

3 兄弟多毛比と伊狹知 兄弟多毛比命には、國造本紀に據れば、伊狹知直の外に、大鹿國直(齋麻國造祖)、大八木足尼(伯岐國造祖)、穴倭古命(大島國造祖)等の子ありて、何れも成務朝、國造に補せられたれば、其の父なる兄弟多毛比命は、それより計算し、景行朝あたりの人かと思はる。故に高橋氏文、景行朝東國巡狩の際に見ゆる「無邪志國造上祖大多毛比」とは、此の兄弟多毛比に外ならざるべし。同書に「大足彦忍代別(景行)天皇五十三年冬十月、上總國安房浮島宮に到り、天皇・葛籬野に行幸して御臨し給ふ矣。太后八坂媛は信宮に御坐、磐鹿六獲命亦留り侍る云々。磐鹿六獲命・無邪志國造上祖大多毛比、知々夫國造上祖天上腹天下腹人等を喚びに遣はして、贈を爲る云々」と。次に伊狹知直は、神功紀攝政元年條に「亦權日女尊・誨へて曰ふ、吾は活田長峽國に居らむと思ふ」と。因りて海上五十狹茅をして

祭らしむ」とある五十狹茅と同人にて、海上を氏とすれば、此の人はもと海上なる出雲氏より分れしものと思はる。海上には、上海上と下海上と兩國あれど、國造本紀に「上海上國造・志賀高穴穗朝、天穗日命八世孫忍立化多比命を國造に定め賜ふ」。又「下海上國造・輕島豐明朝御世、上海上國造祖孫久都伎直を國造に定め賜ふ」とありて、此の國造と同族たる也。

4 國造家の氏姓 前述の如く、五十狹茅は一時海上を氏とせし如きも、これは未だ氏と云ふ程のものにあらず、海上の人と云ふ意味より、地名を冠せしに過ぎざるべし。後武藏國造となりてよりは、他の國造と同様、國名なる武藏を氏とし、又直を姓とせしが如し。此の國造家の直姓なりし事は、雄略紀十一年條に「武藏國直丁」と載せ、又國造祖を伊狹知直と稱げ、猶ほ此の國造家の分家(笠原直、物部直、大伴直、檜前會人直等)等のカバネが、凡べて直とあるによりて知るべし(武藏國直丁とは、武藏國造の丁の意なり)。

5 治所 此の國造の治所は足立郡に在りしならん。それは其の後裔中の宗族が足立郡にありて、中古に至るも、代々國造を

稱せしによりて知るべく、猶ほ此の國造後裔が代々郡領をも兼ねしにより、郡中郡家郷と和名抄に見ゆる地に據りしや疑ひなく、溯つて古く國造の治所も此の郡家郷と想像せらる。而して郡家郷の地は、新編風土記、地理志料、地名辭書等、皆今の大宮附近の地と説き、その大宮は氷川神社の鎮座地なれば、又以つて國造治所の此の地なりし一説とすべき也。何となれば、氷川神社は武藏國造の奉仕せし宗社に外ならざれば也。

6 國造系圖 拙著武藏に「此の武藏國造家の系圖は氷川神社の舊稱宜四角井家にある、それは全部うそでもないが、全部事實とも云へぬ。種々の傳説を取纏めて編輯したものであらう、參考の爲に次に載せよう。」
「天穗日命。其の子天夷鳥命。其の子出雲建子命」とあつて、「出雲建子命、一名御玉命、一名伊勢都彥命、始め伊勢國度會縣に住み、神武天皇御宇の時、東國に來る(これは伊勢風土記、倭姫命世記、國造本紀等から書いたものであらう)。其の子神狹命、一名諸忍昆古命。其の子身狹其命。其の子五十狹彥命、一名高坂比

古命。其の子天遠古命。其の子天日古命乃己呂命。其の子忍見多毛比命、一名武多毛比命。其の子若伊志治命。(、)までは國造本紀や姓氏錄にある此の氏族の人名と偽作の人名とを併せて纏つたものか)。其の子兄弟多毛比命、一に云ふ、大多毛比命。志賀高穴穗朝の御宇、成務天皇の御時、五年秋九月、先邪志國造に定め賜ふ矣。足立郡足立府、亦埼玉郡笠原郷に家居し、此時より氷川の神の祭主として神事を行ふ。(、)は成務紀や、國造本紀の先邪志國造條並に風土記殘篇の足立國府の事、安閑紀なる笠原直の事、それから氷川神社の傳説等から書いたものらしい。古いものとは思へぬ)。其の弟乙多毛比命、一に云ふ弟多氣彥命、同朝に相武國造に定め賜ふ(此の條は國造本紀、相武國造條を種として作つたもので、兄弟の事は事實と思へぬ)。

前述したやうに、國造は兄弟多毛比命の子伊狹知直からであるのに、唯先邪志國造條のみを參考としたから、系圖・兄弟多毛比の次には、其の子武曾宿禰を載せた處などは極めて淺薄である。武曾宿禰の次には「其の子宇那足尼。其の子筑磨(物部直祖)、第八背直(應神天皇御宇、膳大伴部として供奉、故に膳大部直姓を貰ふ)など見えるが、此の宇那足尼あたりからは、全然うそとは思へぬ。古風土記の類からでも採つたものでなからうか、幾分信用出来るやうな氣がする。兄弟多毛比以下は次のやうである。
兄弟多毛比命—武曾宿禰—宇那足尼—筑磨(物部直祖)、第八背直
牛頭直—押熊直—伊宜古直—強頸直
馬養直—箕原直—綱執直
綱執直の子を水上萬呂と云ふ、中古初めの人であらう。
膳大伴部の事は、景行紀五十三年條に「故れ六雁臣の功を美めて、膳大伴部を賜ふ」と載せ、高橋氏文に「又此の行事は、大伴立雙びて仕へ奉るべき物と在れと勅して、日暨日横、陰面背面の諸國人を割り移して、大伴部と號けて、磐鹿六獲命に賜ひ、又諸の氏人、東方諸國造十二氏の枕子、各一人を進めしめて、平次比例給ひて依し賜ひき」とある。此處に國造と云ふのは、國造本紀の國造創置の年號

を信ずれば追記とせねばならぬ。而して此の十二氏の内に武藏國造家のあつた事は、此の時、無邪志國造の大多毛比が來て居るので明かであらう。さてかう云ふ事があつたので、關東地方の國造條には大伴直を稱して居るのが多い。國造本紀には、阿波國造も大伴直大瀧を祖とすがあるし、また知夫大伴部と云ふのも見えるのでわからう。
この景行朝、武藏國造から奉つた膳大伴部は何と云ふ人であるか。四角井系圖には八背直が膳大伴部となつたのを應神朝として居る處を見ると、まだそれ以前に膳大伴部になつた人がある譯だが、それはわからぬ。しかもし此等の場合、古い傳へがなく、書紀や高橋氏文や姓氏錄をのみ參考として、此の文を偽作したのであつたのなら、こんな處はちやんと景行朝として居るに違ひがない。それが應神朝として居る處を見ると、此の國の風土記などの存して居る時代に作つたのか、又は氷川神社に有力なる記録が存して居たのであらう。弘仁二年九月紀に「先邪志直膳大伴部廣勝」と云ふ人がある、此の時定められた膳大伴部の後裔に違ひ

ない。

7 張頭直 系圖に據ると、八貫直には二人の子があつた。長を牛頭直、次子を張頭直と云つた。これは他に照し合せる史料がないから、信憑の程はわからぬが、年代丈は符合して居る。張頭の事は仁徳紀十年條に見えて居る。その要を摘むと、此の年十月、茨田堤(河内)を築かれたが、二箇所の難所があつて築いても、すぐこわれる。其處で天皇は武藏人張頭と河内人茨田連珍子とに云ひつけて、河伯を祭つて塞がせた。張頭は何としてもうまくゆかぬので、水に投じて死んだので、やつとつくる事が出来た。後世此處を張頭斷間と云ふのである。思ふに上古に於いては、國造の一族が京に上つて宮仕へをするのが常であつたから、此等もその一つと思はれる。單に武藏人とあつて姓氏のないのは、國造族であるが爲であらう。(美田條參照)。

8 支族 上述の如く、武藏國造家は足立郡那家郷、今の大宮の地に治所を置き、氷川神社に奉仕しつゝ、武藏一國を治めて居た。そして應神朝あたりまで最すべき史料がないけれど、先づ伊賀直直のもの、朝廷に訴へて小軒を誅した。かくて使主は國造職を襲ひ、武藏直となつた。其の御禮と云ふ譯で「四處屯倉、つまり廣大なる土地を朝廷に献じたのである。10 四處屯倉 横津屯倉は所在明白でない、恐くは横見の訛で、後の横見郡であらう。或は云ふ横津は横野にて、今南多摩郡なる横山地方ならむと。次に橋花屯倉とは橋野の地である。同郡御宅郷と和名抄に見える地が、その屯倉の所在地であつたに違ひない。次に多氷屯倉の氷は恐らくは末の誤寫で、後の多摩郡の地であらう。次に倉輪屯倉の輪は輪で、後の倉輪郡の地であらう。

つまり以上四屯倉領は、いづれも中古になつて、そのまゝ郡とせられたものである。その内、横津を除けば、他は皆西南部に存在して居る。その上、荏原郡にも御田郷(屯田の遺跡)があるから、笠原直使主が國造職を贏ち得た御禮として、國の西南部一帯廣大なる地域を擧げて朝廷に献上した事が察しられる。而して中世國造が、その内なる多摩郡にある事を併せ考へたなら、此の國の國府も屯倉官廳から發達したものである事がわから

直系子孫が、國造職を繼承して居たらしい。その間には、此の國造家から幾つもの分家、別家が生じたであらう。此の分家、別家には品部の部分的伴造である爲に、其の品部の名稱を氏とした物部直や、大伴直、それから少し後だが、檢前舍人直など云ふものもある。又分家した場所の地名を貰うた笠原直など云ふ類のもあつた。此等は總べて本家なる國造家の分家で、同族だから直をカバネとして居るのである。かう云ふ風に國造家から分れた氏々についても云ひたい事が澤山あるが、それ等は各條で述べよう。

9 國造職繼承 安閑朝に至り、一の争亂が此の國に起つた。安閑紀元年條に「武藏國造笠原直使主・同族小軒と國造を相争ふ(使主、小軒、皆名也)。年を経て決し難き也。小軒・性阻にして逆あり、心高く願なし、密に就いて援を上毛野君小熊に求め、而して使主を殺さんと謀る。使主・覺つて走り出で、京に詣つて狀を言ふ。朝廷臨斷、使主を以つて國造と爲し、而して小軒を誅す。國造使主・懷意、憤に交ちて、默已する能はず。誦んで國家の爲に横津、橋花、多氷、倉輪の四處

以上の外、埼玉郡大田郷、また入間郡大宅郷の如きも、屯倉領と縁故のある地名である、それ等にも多少朝廷直轄領があつたのであらう。又高橋氏文に見ゆる「武藏國知々夫大伴部上祖三宅連意字」と云ふのも、屯倉官廳の役人であつた事より起つた氏名である。

11 物部連姓の武藏國造 安閑朝以後、武藏國造の事は暫く物に見えぬ。恐らく笠原直使主の子孫が、その職を繼承して居たのであらう。それから凡そ五六十年来つた推古朝に、物部連兄麿と云ふ人があつた。太子傳層に「舍人物部連兄麿、性道心あり、常に以つて齋食、後に優婆塞と爲り、常に左右に侍し、癸巳年、武藏國造を賜ふ」と載つて居るので、此の頃、武藏國造の系統が變り、出雲臣族から物部氏族に移つたのであらうと云ふ人もある。しかし私は、これもやはり出雲族で國造家の一族と考へて居る。出雲臣族武藏國造の一族に物部氏のある事は、神護景雲二年紀に「武藏國入間郡の人物部直廣成が入間宿禰姓を賜はつて居る」事などで容易く説明が出来る。一體、當時の

の屯倉を置き奉る」とある。記事は簡單だが、1、武藏國造職を持つて居た武藏國造の本家、武藏直家が斷絶した。2、そこで其の近親になる笠原直使主と、同族小軒とが本家を繼がら、國造職を得ようと争ふ、つまり國造職繼承が起つた、と云ふ事を語つて居る。

笠原は和名抄に埼玉郡笠原郷(加佐波良)と見ゆる地で、今笠原村が残つて居る。笠原直家は武藏直家から分れて此の地に住み、此の地名を氏としたものである。東鑑に見ゆる武藏人笠原平五郎直を是じめ、笠原六郎、笠原十郎親景など何れも此の後裔と見てよからう。小軒は同族とあるのみでわからぬが、やはり武藏直の分家で、居住の地名を氏として居たものと思ふ。此の國造職繼承は經年決し難しとあるのだから、可なり長く續いたのである。二人の内、小軒は小賢い男であつたと見え、援を上毛野君小熊に求め使主を殺さんと謀つた。上毛野君は上野國に住み、東國の小國を率ゐ、蝦夷の鎮定に従事して居た東國第一の大豪族だから、小軒は此の君家にたよつて、其の望を遂げようとしたのである。使主もさる

舍人は多く地方豪族の子弟から採用された。それは丁度、地方豪族の娘が妾女となるのに似て居る。此の兄麿も武藏から上京して太子の舍人となつたものであるらしい。しかし此處に一つの疑問がある、それは兄麿の姓が太子傳層に連とあつて、この武藏國造の一族なる物部直とはカバネが違つて居る事である。一體物部連は全國の物部を總領する伴造で、武藏の物部直は武藏一國の物部のみを支配して居た。同じく物部關體の首領でも廣狹の差があり、又系統がまるで違ふ、そこで物部連と云ふものを物部直と一緒に出来ぬ。けれど此の兄麿が特に武藏國造に任ぜられたのから考へると、物部連の系統ではなく、どうしても物部直、つまり出雲臣族、武藏國造家の一族と思はれるではないか。さう云ふ風に考へると、この連とあるのは直の誤りか、又は太子の舍人と云ふので、直姓から特に連姓を賜はつたのかも知れない。けれど後世武藏に物部連がなく、物部直のみ存在するので、後説は採用出来ないから、此の連は直の誤りであらうと云はねばならぬ。此の氏も前の笠原直と同様、武藏國造の

一族だが、やはり支流である。前に本流が絶えたので一族笠原直が繼ぎ、更に今度又此の物部直が太子のお蔭で國造職を得た。此の國造家は新羅に度々氏が變つて居る、けれど、もとを探れば皆出雲臣族なる兄多毛比命の後裔に外ならぬ。此の後、又變つて同族大部直に國造職が移る、それはいつ頃からかわからぬが、恐らく中古になつてからであらう」と。

12 大伴直性の武藏國造 上述の如く、當國造は本宗早く絶え、安閑朝、支族笠原直入りて國造職を得たりしが、一度養子せる家が之を屢々繰返すが如く、笠原直より繼ぎし國造家も程なく絶えて、推古朝、同じく國造家の支族なる物部直、國造職を得たり。然れども又長久なるを得ず、その後、又も大伴部直家と交替せるを見るなり。その交替の何時代なるかは明白ならざれど、神護景雲元年十二月紀に「武藏國足立郡人外從五位下大部直不破麻呂等六人に、姓を武藏宿禰と賜ふ」と載せ、又「外從五位下武藏宿禰不破麻呂を武藏國々造と爲す」とあるを以つて、大伴部直の此の國々造となりしは、此の時なるが如し。勿論續紀の任國造の記事は、そ

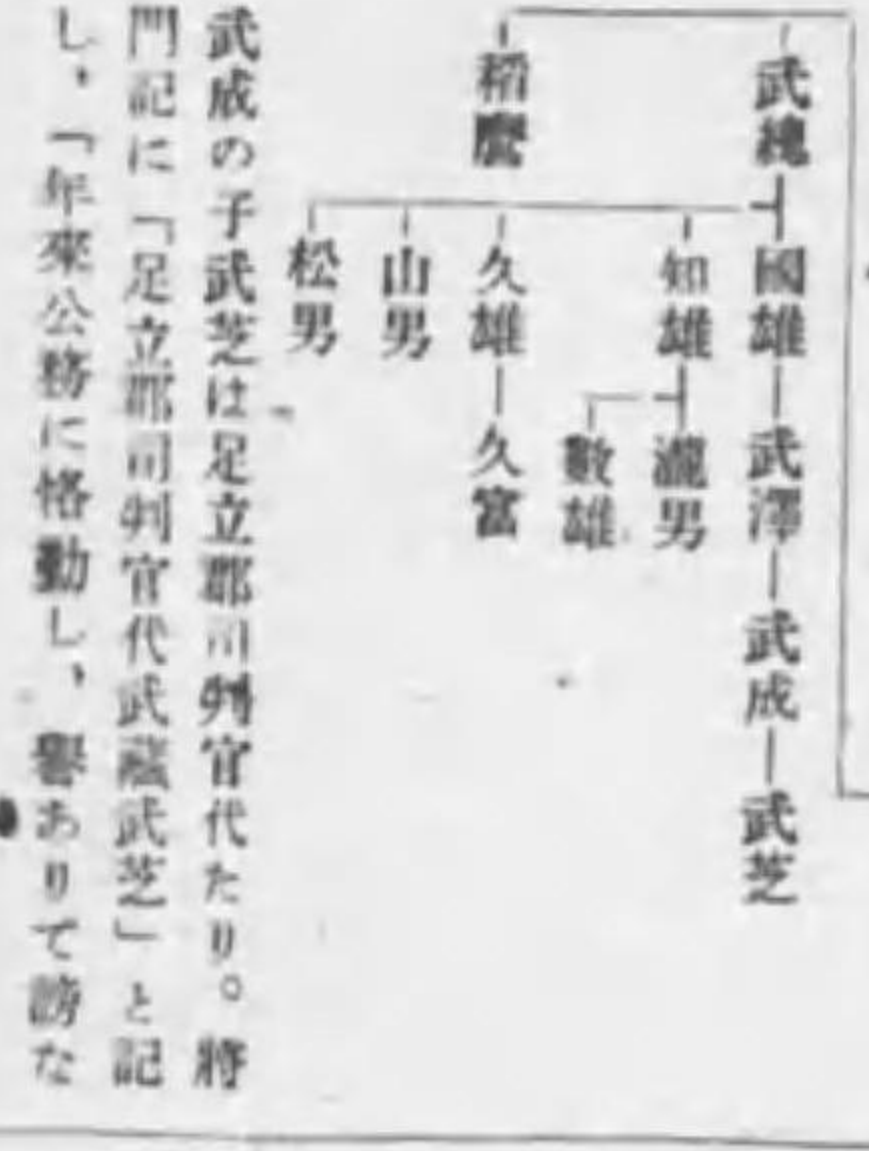
の人に於て云へるにて、その氏より云へば初任にあらざるを例とす。近き例を以て云へば、不破麻呂の後を承けたる弟總の如きも、國史に「武藏宿禰弟總を國造と爲す」と見ゆ。されど次に述ぶるが如く、大伴直の興隆は此の時にして、特に武藏宿禰姓を賜ひし等の事を思へば、此の氏の任國造は恐らく此の時が初めならんか。

此の大伴直も、亦舊武藏國造の一族にして、角井系圖に據れば八背直より出づ。不破麻呂は足立郡司古磨の子にして、其の女采女家刀自の功により、代々六位以上進まざりし家なれど、特に外從五位下に進み、遂に前述の如く武藏宿禰姓を賜ひ、又當國々造となりしなり。家刀自は初め采女たりしが、寵を得て掌典となり、典掃を兼ね、從四位下に進みて卒せり。即ち延暦六年四月紀に「武藏國足立郡采女掌典典掃從四位下武藏宿禰家刀自・卒す」と見ゆ。四位は當時に於いて破格の立身也。この氏の興隆、此の女の功に始まると云はざるべからず。不破麻呂の子にして、家刀自の弟を弟總と云ふ、延暦七年六月紀に「外從六位下武藏宿禰弟總に外

從五以下を授く、買獻を以て也」と見ゆ。次いで父に繼ぎ國造となれり、事は顯聚國史第十九、神祇部國造の部に「延暦十四年十二月戊寅、武藏國足立郡大領外從五位下武藏宿禰弟總を國造と爲す」と見ゆ。この以後、國造の記事なし、唯弟總の後裔相嗣ぎて足立郡司となりたるを知るのみ。その事、後に云ふべし。

13 死邪志直 死邪志國造家の氏姓也。第四項を見よ。
14 武藏村主 吳族にして、靈異記卷下の三十に「紀伊國名草郡云々、武藏村主多利丸」なる者あり。幸佐村主に同じかるべし。
15 武藏宿禰 武藏國造族大部直の後也。第十二項に詳か也。また大同製案方卷五十六に「武藏宿禰不破麻呂」など、皆此の國造の族裔也。
16 國造の直胤 系圖に據れば、第六項國直の男氷上磨は、足立郡司大領外正六位上と載せたり。これは中古の初めの人にて、郡の大領となりしは此の人が初めなるべし。されど此の氏は、これより前、恐らく武藏直斷絶後、氷川神社を奉齋し、又郡政にも携りし家と思はる。即ち武藏

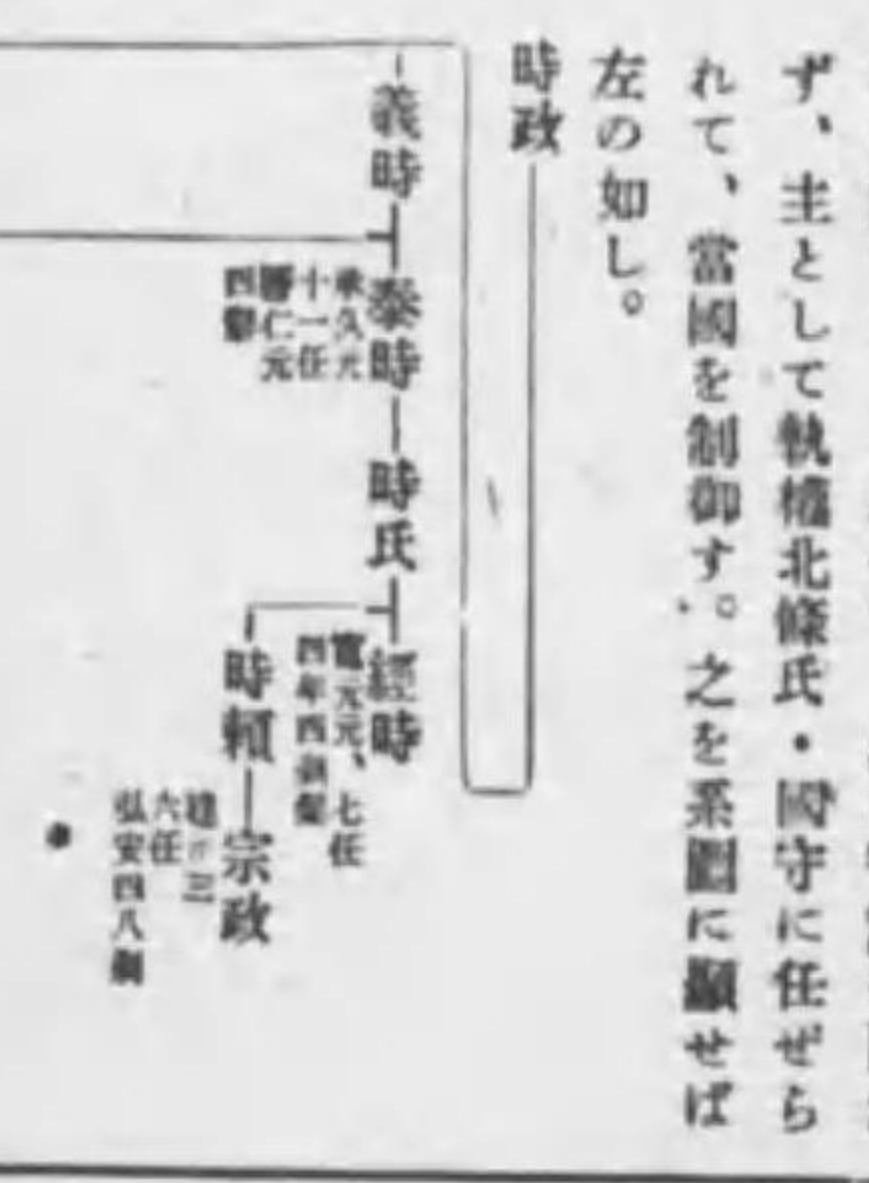
直斷絶後、笠原直、國造職となりしも此の地へ移らずして、埼玉笠原郷にて國政を執り、物部直、國造の際も、そのもとの土地入間郡に居りしものか。
氷上萬呂の子道足、その子古磨、代々足立郡司にして、古磨の子不破磨に至り、前述の如く武藏宿禰姓を賜ひ、且つ武藏國造に任ぜられ、猶ほ代々六位以上に登らざりしに、此の人に至り、外從五位下に上れり。不破磨の子に家刀自、弟總ありて、系圖には弟總を家刀自の弟とす。兩人の事は前に云へり。弟總の後、その子武總・大領、その子國雄・少領、その子武澤・擬大領、その子武成・大領、即ち父子相繼いで足立郡領たり。その後は



武成の子武芝は足立郡司判官代たり。將門記に「足立郡司判官代武藏武芝」と記し、「年來公務に格勤し、譽ありて訪な

17 平家方武藏氏 源平盛衰記卷四十二に武藏三郎左衛門尉有國を載せ、また「左

18 武藏の在廳官 東鑑、治承四年十月條に「武藏國諸雜事等、在廳官人、並に諸郡司等に仰せて沙汰致さしむべき間、云々」と。而して「留守所總檢校河越重員(嘉祿二年四月十日條)、「目代二郎兵衛尉雅忠(貞應二年六月十二日條)、「留守代岩原經直(寛喜三年四月條)、「在廳日奉實直、同日奉廣持、同物部宗光(寛喜三年條)等見ゆ。又總社神官の内、佐野、鹿島田、中善寺、田村の四家を古くより廳官と稱す。
19 北條武藏家 鎌倉時代、當國は將軍知行の國なりしを以つて、別に守護を置かず、主として執權北條氏・國守に任せられて、當國を制御す。之を系圖に顯せば左の如し。



義時、時氏、時頼、宗政

の別當也。一名堪増の一男子也。辨正
は那智の別當教眞の五男にて、母は六條
判官爲義の女也」と見ゆ。タマノ條參照。
下つて大塔宮從者にも武藏房ありて、太
平記卷五に「岡本三河房、武藏房」など
見ゆ。

35 雜載 その他、ヤ安中御番帳に「二
番・武藏遠江守」載せ、又刀鍛冶に武藏
太郎安國(延壽條參照)、美作東北條郡三
輪庄三輪正大宮大明神棟札に武藏安右衛
門清次、成田系圖に武藏守基忠・見ゆ。

無邪志 ムサシ 前條に併せ云へり。
胸刺 ムサシ 同上。

武刺 ムサシ 同上。

八道 ムサシ 日用重寶記に此の訓見ゆ。

武藏島 ムサシジマ

武藏野 ムサシノ 大和、武藏等に此の地
名あり。

无邪志直膳大伴部 ムサシノアタヘカ
シハオホトモベ オホトモ條を見よ。弘仁
二年九月紀に「出羽國人少初位下无邪志直
膳大伴部廣勝」と云ふ人見ゆ。こは當國々
造の一族にして、膳大伴部となりしより起
れる氏名也。當國にて大伴と云へば、膳大
伴の事とわかれど、他國に出づれば大伴連

2 若狭の虫生氏 百合文書、源平兩家
族交名(建久迄)に虫生五郎賴基を載
せたり。

3 豊前の虫生氏 字佐大鏡に「田河郡起
請田云々、虫生稻光・定三十五町」と。
武者 ムシヤ

1 有道姓 兒玉黨の一にして、七黨系圖
に「平武者行弘一行綱(武者、一に武者
三郎)一義成(四)一成行(三)一行貞(二
左)」と。又行綱の弟「行成(武者五)一直
行(片山太)」とあり。大演、島方、大朝、
片山等の條參照。

2 清和源氏佐竹氏族 請家系圖墓に「義
舜(武者)義元(四郎)字留野家を繼ぐ」と
と見ゆ。

3 藤原姓 武者讓岐賴貞は信濃國佐久郡
大澤城に住す。その男「右京正安(信玄
に仕ふ)一右衛門尉滿安(信玄、勝頼に仕
ふ、後家康に屬す)一權右門衛安貞(内藏
助)一小右衛門宗貞(權次郎貞恒)と(寛
政系譜)。家紋・丸に曲尺、丸に花菱、
輪貫。

4 越後の武者氏 當國の豪族にして、天
正の頃、新發田因幡守方の將に武者善兵
衛尉・あり。藩屏郡乘足城(新潟市)に

部曲なる大伴部と紛ふ恐あるが故に、特に
膳大伴部と稱し、且つ武藏直族なるを表は
せる者なるべし。思ふに此の氏は、もと當
國より出で、蝦夷征伐等の關係にて出羽に
移りしならむ。

武藏國直丁 ムサシノクニノアタヘノヨ
ボロ 雄略紀十一年條に見ゆ。武藏國造の
丁(ヨボロ)、即ち部曲也。

武藏秩父 ムサシノチチブ
○ 武藏秩父國造 思兼命の裔也。チチブ
條を見よ。

武藏屋 ムサシヤ 武藏等に存すとぞ。

牟佐吳 ムサノクレ 大和牟佐の地に在り
し吳人也。

○ 牟佐吳公 吳族にして、身狭村主の族
ならん。姓氏錄、未定雜姓、攝津の部に
「牟佐吳公。吳國王于青海王の後てへ
り、見えず」と載せたるは、大和身狭より
移りしか。又當國武庫郡に見佐村あり、
見佐は牟佐の訛か。見佐神社あり。

身狭屯倉田部 ムサノミヤケノタベ
1 大身狭屯倉田部 職業部の一也、タベ
條を見よ。

2 小身狭屯倉田部 同上。

蟲鹿 ムシカ 日向に虫鹿の地あり。

5 清和源氏土屋氏族 武者家「福島縣荒
濱町」系譜に「一色公深一範氏一範光一詮
範一詮貞一金丸範次(長男)一藤直(長男)、
一藤次(長男)一土屋虎義(次男)一土屋惣
藏(五男)。惣藏に二子あり、長は忠直、
次は武者第二代主計介の妻竹姫也。主
計介は雙子にして、相馬郡約師濱より來
る」武者主計介(竹姫の許へ入夫、即ち
武者家第二代を嗣ぐ。武者の武は、惣藏の
主君武田勝頼公の姓字を附けたりと)一
惣九郎一惣右衛門一惣右衛門一惣十郎一
幸右衛門一平十郎一惣右衛門一惣右衛門
一平十郎一惣十郎一惣藏」と。
現今十八代也とぞ。

6 雜載 その他、東鑑卷十に武者次郎・
見ゆ。

武舍 ムシヤ 前條に同じ、信濃等に存す。
武捨 ムシヤ 同上。
武者小路 ムシヤコウチ 堂上家の稱號
也。

1 藤原北家日野家流 尊卑分脈に「柳原
權大納言資明一權中納言敬光(武者小路)
一權大納言資俊一權大納言隆光(兼宗)一
同實世一同縁光(本種光)一從五位下實

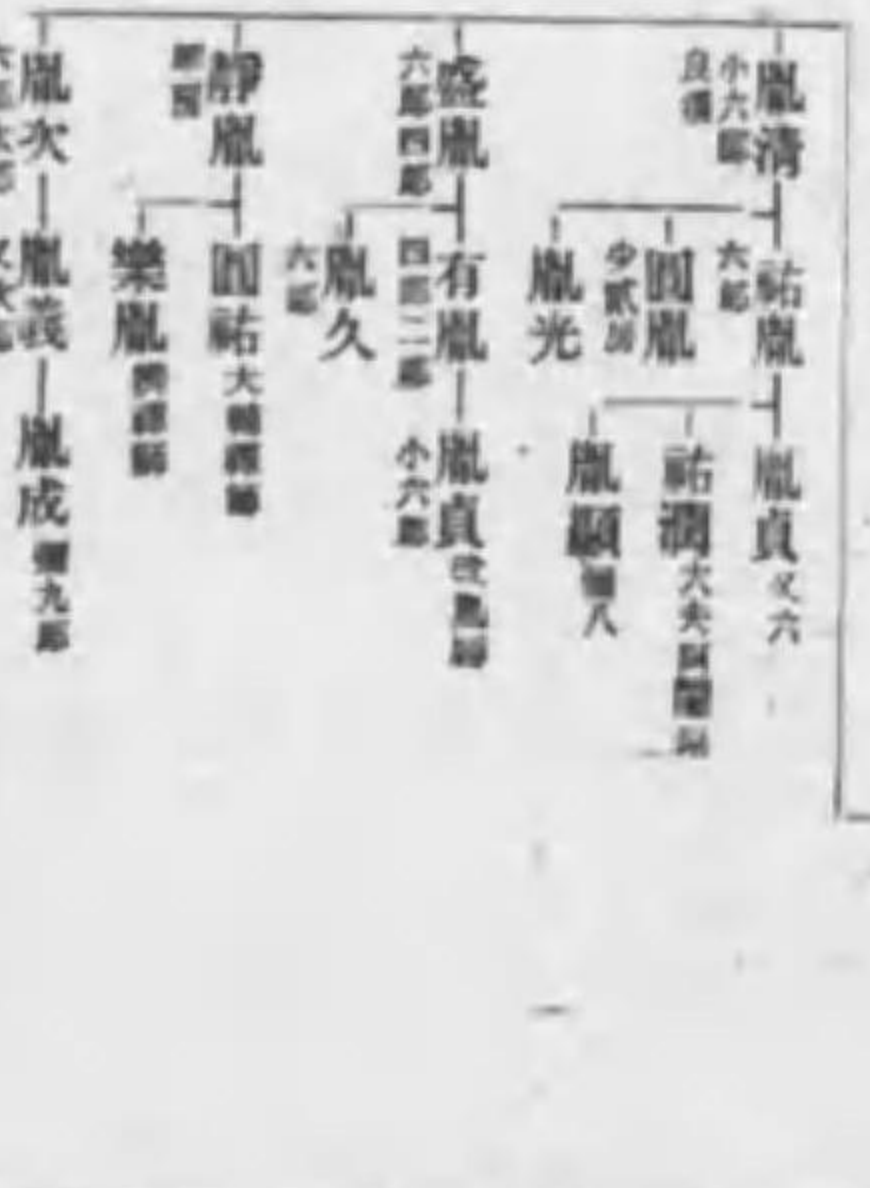
2 藤原北家閑院家流 三條西實條二男侍
從公種を祖とす。其の子「權大納言實隆
(利部大輔實信男、准大臣)一公野一實岳
一公隆一實純一公隆一實建一公香一實世
一公共)にして、徳川時代、家領百六十
石、後百三十石(明治二百五十四石)邸
は寺町御靈前。寺盧山寺。外樓。明治子
爵。

武者所 ムシヤドコロ 職名を稱號とせし
にて、東鑑卷五に武者所宗親・見ゆ。
席内 ムシロウチ 和名抄、筑前國宗像郡
に席内郷を載せて、牟之路字知と註す。
席田 ムシロダ 美濃國に席田郡あり、和
名抄に無之呂太と註し、又筑前國席田郡に
は牟志呂多と訓ず。

1 席田君 任那族にして、靈龜元年七月
紀に「尾張國人外從八位上席田君邇近、
及び新羅人七十四家を、美濃國に貫して、
始めて席田郡を建つ焉」と見ゆ。實羅條
參照。

2 大藏氏族 前項とは別にて、筑前席田

虫幡 ムシハタ 下總國海上郡(香取郡)虫
幡邑より起る。桓武平氏千葉氏の族にして、
千葉支族系圖に「木内下總守胤朝一六郎氏
胤(號虫幡)」



虫生 ムシフ 近江に虫生庄、その他、信
濃等に此の地名あり。

1 佐々木氏族 近江國虫生庄より起り、
佐々木系圖に「井八郎行久一信實(號虫
生次郎)とあるより出づ。その男に「遠
江房道意、七郎光實、上野房行意」、又
道意の男に「二郎、三郎行遠、四郎入道
正意、八郎」等見ゆ。



武者 小
虎 御
印

郡より起り、大藏系圖に「岩門少輔種直—種生(一名種雄、席田次郎、號秋月)」と見え、又中興系圖にもあり。

武會 ムソ 日用重寶記に此の訓・見ゆ。

1 清和源氏 尊卑分脈に「義家—義親—伊勢守宗清—信政(武曾冠者)」とあり。

2 越前の武曾氏 三州志、加賀國江沼郡津葉城條に「一書に荻生堡を載す。その傳に云ふ、大聖寺城山の後口にありと也。然れども今之を聞くに、大聖寺城とは別にて、稻荷山嶺きの由、今は保送もなき由也。弘治元年、越前の士武曾深町・荻生に陣すること、七國志に見ゆれば、堡と云ひしは、此の陣跡にても有りしか」と。

六十谷 ムソタニ 紀伊國名草郡六十谷邑より起る。正應二年の湯淺黨結番次第に「十番、他門、六十谷、紀伊濱」と載せ、六十谷産七定尙は、建武元年飯盛山に罷る。又同二年二月の湯淺木本新左衛門尉宗元の軍忠狀に「紀伊振本人六十谷産七定尙を討取」と。

毛野陸奥公と賜ふ—と見ゆ—また延暦十五年十二月紀に「陸奥國人外少切位下吉爾侯部善麻呂等十二人に、姓を上毛野陸奥公と賜ふ」などあり。

6 丈部府の上毛野陸奥公 承和七年三月紀に「陸奥國郡郡大領外正八位上勳八等丈部人麿の戸一畑に、姓を上毛野陸奥公と賜ふ」と見ゆ。

7 越前の上毛野陸奥公 第五項氏の族か。類聚國史卷八十五に「天長七年云々、越前國正稅三百束、銀一千疋を、(欠字)國鹿(欠字)保嶮道を作りし百姓、上毛野陸奥公(欠字)山に賜ふ」と見ゆ。

8 下毛野陸奥公 第六項と同様、丈部の裔にして、承和七年二月紀に「陸奥國柴田郡云々、同國人丈部繼成等二十六人に、姓を下毛野陸奥公と賜ふ」と見ゆ。

9 陸奥臣 阿倍氏の族裔にして、承和十五年五月紀に「陸奥國伊具郡麻織郷戸主磐城國擬主領陸奥臣善福」あり、阿倍陸奥臣を賜ふ。

10 標葉の阿倍陸奥臣 標葉臣、及び同郡丈部の裔也。次項を見よ、又神護景雲三年三月紀に「陸奥國標葉郡人正六位上丈部賀例男等十人に、姓を阿倍陸奥臣と賜ふ」と見ゆ。

六田 ムタ 大和に此の地名存す。又出羽村山郡の豪族に存し、天童家八館の^一也、天童條を見よ。

牟田 ムダ 藤原中關白流 筑前國三浦郡の豪族にして、牟田邑より起る。四牟田家々老也。大森元嘉筆記に「姪池村は四牟田初代弟牟田筑前守家村・代々の居館也」と。一に守家を作る。實治二年九月十三日文書に「建保三年(蒲原)、家職郡從家村男、名主職覽望、云々」と。また開基帳に牟田筑前殿を多く載せたり。領主附には門戸の士として此の氏を擧ぐ。

2 雜載 その他、武藏等に存す。

牟田口 ムダグチ 武藏、攝津、肥前等に此の氏存す。

牟田部 ムタベ 肥前の豪族にして、松浦系圖・庶流者に收む。

夢中 ムチウ 江戸の小説家に寐言先生夢中夢助(天明)あり。

糠木 ムチキ 備中の名族にして、尾崎系圖等に見ゆ。

陸奥 ムツ ミチノク 陸奥國は和名抄に三郡乃於久と註す。養老二年、その前部を

11 磐城の阿倍陸奥臣 承和十五年五月紀に「陸奥國磐城國擬少殿陸奥丈部臣繼島、權主政外從七位下丈部本成、標葉郡擬少領陸奥標葉臣高生、云々に、姓を阿倍陸奥臣と賜ふ」と見ゆ。

12 白河の阿倍陸奥臣 承和十五年五月紀に「陸奥國白河郡大領外正七位上奈須直赤龍云々等に、姓を阿倍陸奥臣と賜ふ」と見ゆ。

13 岩代の阿倍陸奥臣 同上紀に「磐瀨郡權大領外從七位上勳九等丈部本成、信夫郡擬主領大田部月麻呂、云々に、姓を阿倍陸奥臣と賜ふ」と載せ、また貞觀十二年十二月紀に「陸奥國安積郡人矢田部今繼、丈部清吉等十七人に、姓を阿倍陸奥臣と賜ふ」と見ゆ。

14 伊具、紫田、色麻等の阿倍陸奥臣 承和七年二月紀に「陸奥國柴田郡權大領丈部豐主、伊具郡擬大領陸奥眞成等の戸二畑に、姓を阿倍陸奥臣と賜ふ」と載せ、また同八年三月紀に「陸奥國柴田郡權大領外從六位下勳七等阿倍陸奥臣豐主に外從五位下を借授す」と。また承和十五年五月紀に「陸奥國伊具郡麻織郷戸主磐城國

割きて、石城、石背の二國を置きし事あるも、神龜中、これを廢し、爾來、白河、南多以北、數十郡の總稱たり。明治元年十二月に至り、磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の五國に分たる。

1 陸奥大國造 中古の國造にして、丸子連の後なる道島島足、始めて任ぜらる。神護景雲元年十二月紀に「正四位上道島宿禰島足を陸奥國大國造と爲し、從四位上道島宿禰三山を國造と爲す」とあり。道島、丸子等の條參照。

2 陸奥國造 百濟族にして、大同類聚方卷五十九に「聖武天皇元年八月、陸奥國國造敬福乃生浦、云々」と見ゆ。

3 陸奥國造 倭漢坂上氏の族にして、坂上系圖に「駒子直第三子弓東直(陸奥國造)」と載せたり。坂上條參照。

4 陸奥國造 丸子氏の族也、第一項を見よ。以上皆中古の國造也。

5 上毛野陸奥公 毛野氏の族、吉備侯部の裔にして、神護景雲元年七月紀に「陸奥國字多郡人外正六位上勳十等吉備侯部石麻呂に、姓を上毛野陸奥公と賜ふ」と載せ、また同三年三月紀に「陸奥國字多郡人外正六位下吉備侯部文知に、姓を上

擬主領陸奥臣善福、色麻郡少領外正七位上勳八等同姓千繼等の八畑に、姓を阿倍陸奥臣と賜ふ」なり載せたり。

15 無尸の陸奥氏 承和七年二月紀に「伊具郡擬大領陸奥眞成」を載せ、阿倍陸奥臣姓を賜ふと。

16 陸奥阿倍氏族 以下は多く陸奥守たりし者の裔、父祖の職名を稱號とせしに始まる。小松意助の子助頼・陸奥と稱す。

17 清和源氏 尊卑分脈に「義家(陸奥守)—義時(陸奥五郎)、其の弟義隆(陸奥六郎)」と載せ、また保元物語に陸奥の四郎(爲義の前名)、平治物語に陸奥六郎義隆(毛利冠者)、義朝の叔父陸奥六郎義隆等多く、又諸家系圖纂に「義時・陸奥六郎左衛門尉」と見ゆ。

18 同上頼親流 尊卑分脈に「頼親—頼房—頼俊(陸奥守)—頼景(陸奥六郎)—惟風(陸奥彌六、本惟光、頼風の子と爲る)—頼明(同太郎)、弟頼章(一所勾當、陸奥彌太郎)」とあり。愛子條參照。

19 同上滿政流 和田系圖に「經基—滿正(前陸奥守)—忠國(陸奥三郎)」と見ゆ。

20 同上足利流 中興系圖に「陸奥、清和・左馬橋頭國氏、二本松住、孫滿泰、之を

稱す」とあり。
 21 安達氏族 尊卑分脈に「秋田城介泰盛(陸奥守)―同宗景―貞泰(陸奥太郎)」と見ゆ。
 22 大友氏族 大友系圖に「親能―親家(陸奥太郎、號門司、姓藤原)」と見ゆ。
 23 桓武平氏北條氏族 時政の後にて、實泰を祖とす。要するに鎌倉時代、北條一門の陸奥守となりし人の子孫・父祖の受領を稱號とせしにて、其の數多く、建治二年井上信賴申狀に、陸奥左近將監殿、又梅松論に陸奥右馬之助、又楠木合戦注文に「大和道、大將軍陸奥右馬助殿、軍奉行工藤二郎右衛門尉高景」など皆此の族也。
 又東鑑卷二十、三十一に陸奥太郎實時、二十三に陸奥次郎朝時、二十四に陸奥三郎、二十五に陸奥六郎有時、二十六、二十七、二十八、二十九に陸奥五郎、二十六、四十四、四十六、四十八に陸奥六郎、二十六、二十七、四十に陸奥四郎政時、三十、三十一に陸奥式部大夫政村、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、四十、四十八に陸奥七郎時尙、景時、三十二に陸奥五郎太郎、三十三、三十四、

三十五、三十六、三十八、三十九、四十一、四十二、四十三、四十五に陸奥掃部助實時、四十、四十二、四十九に陸奥左近大夫將監長明、四十、四十一、四十二、四十四に陸奥彌四郎時茂、四十二、四十三、四十四、四十六、四十七、四十八に陸奥七郎業時、四十二に陸奥守重時、四十二、四十六に陸奥彌四郎時氏、四十六、四十七、四十八に陸奥六郎義政、四十三、四十五に陸奥孫四郎時茂、四十七に陸奥三郎時村、四十九、五十に陸奥左近大夫將監義政、五十に陸奥左近大夫將監義宗、五十一、五十二に陸奥十郎忠時、等多し。又太平記卷六に陸奥右馬助、卷十に陸奥左近將監時英、陸奥右馬助家時、陸奥式部大輔高朝等見ゆ。
 24 馬場流 兼能卷三十二に馬場陸奥掃部助實時を載せたり。
 25 陸奥伯 紀州家々臣陸奥宗光は、舊名伊達國之助、幕末明治功多、伯爵を授けらる。その男廣吉也。
 26 雜載 東鑑卷六に陸奥守秀衡、卷五に陸奥冠者賴隆等見ゆ。
 道奥 ムツ ミチノオク 前條に同じ。
 陸 ムツ ムツヒ

六 ムツ ムツカタ 美濃國池田郡六井村より起る。新撰志に「六井氏。六井太郎康忠は土岐左京大夫賴隆の弟、大桑駿河守賴名の長男にて、當村に住みしよし、土岐系圖に見えたり」と。
 六 彌 彌前此の氏あり。
 六 浦 ムツウラ ムツラ 武藏國久良岐郡六浦庄より起る。稱名寺文書の内、文永十年四月二日の狀に「六浦庄世戸堤内入海殺生事云々」、正慶元年二月十六日武藏守貞時文書に「武藏國六浦庄富田郷云々」、正平二十六年二月二十七日、及び應永三十一年同三十二年等の文書に「六浦庄内釜里谷」と見え、東鑑に六浦三郎、同平藏、同六郎、同七郎などを載せたり、六浦の名族たりしならん。
 その他、京極殿給帳に「三百石六浦彌左衛門、百五十石六浦長右衛門」、また堀尾山城守給帳に「五百石六浦兵太夫、三百石六浦權左衛門」等見ゆ。
 六 嘉 ムツカ ムツカカ條を見よ。
 六 笠 ムツカサ ムツカカ條を見よ。
 六 方 ムツカタ 池田支藩番頭用人、堀倉小笠原藩助役等に此の氏ありとぞ。

六 川 ムツカハ ムツカカ條を見よ。
 六 木 ムツキ
 六 座 ムツクラ 和名抄、相模國愛甲郡に六座郷を收む。
 六 車 ムツクルマ ロクシヤ條を見よ。
 六 栗 ムツクリ 三河に此の地名あり。
 六 崎 ムツザキ 下總國印旛郡六崎より起る。千葉系圖に「胤正―胤朝(六崎六郎)―某(六崎兵衛尉)―某(兵衛太郎)」と載せ、小金本土寺過去帳に「六崎將監、應永二十九四月、六崎兵庫朝傳・文安四月、六崎三郎・文明五月、六崎帶刀妙月入道・文明五月、六崎朝壽入道・文明十九六月、高田」等を載せ、又千葉家臣に六崎八郎左衛門尉・見ゆ。
 六 田 ムツダ ムツダ條を見よ。
 陸 田 ムツダ
 1 紀姓 紀氏系圖に「榎下能望―成忠(高藤利部大夫)―俊連(陸田六郎兵衛)」と載せ、中興系圖に「陸田、紀、高藤利部大輔成忠男、六郎兵衛尉俊連、之を稱す」と見ゆ。
 2 筑後の陸田氏 高良山水嶽檢地帳に陸田式部、同治部丞等を載せたり。
 六 名 ムツナ 和名抄、三河國額田郡に六

石堀あり、古名の誤にて、六名村存す。
 陸 奥 安 達 ムツノアダチ ミチノクノアダチ
 ○ 陸奥安達連 高麗族也、アダチ條を見よ。
 陸 奥 石 原 ムツノイシハラ ミチノクノイシハラ
 ○ 陸奥石原連 蝦夷族也、イシハラ條を見よ。
 陸 奥 磐 井 ムツノイハキ ミチノクノイハキ
 ○ 陸奥磐井臣 蝦夷族也、イハキ條を見よ。
 道 奥 石 城 ムツノイハキ ミチノクノイハキ
 ○ 道奥石城國造 二流あり、イハキ條を見よ。
 陸 奥 磐 瀨 ムツノイハセ ミチノクノイハセ
 ○ 陸奥磐瀨臣 凡河内氏の族也、イハセ條を見よ。
 陸 奥 蝦 夷 ムツノエド ミチノクノエド
 種族名にして、齊明紀に見え、又和銅三年紀に「陸奥蝦夷等、君姓を賜ひ、編戸を同じうせんと請ふ者は、之を許せ」とあり。

ニヤ條參照
 陸 奥 小 倉 ムツノオクラ ミチノクノオクラ
 ○ 陸奥小倉連 蝦夷族也、オクラ條を見よ。
 陸 奥 意 薩 ムツノオサツ ミチノクノオサツ
 ○ 陸奥意薩連 蝦夷族なり、意薩條を見よ。
 道 奥 菊 多 ムツノキクタ ミチノクノキクタ
 ○ 道奥菊多國造 凡河内氏の族也、キクタ條を見よ。
 陸 奥 標 葉 ムツノシメハ ミチノクノシメハ
 ○ 陸奥標葉臣 阿倍氏の族也、シメハ條を見よ。
 陸 奥 白 河 ムツノシラカハ ミチノクノシラカハ
 ○ 陸奥白河連 高麗族也、シラカハ條を見よ。
 陸 奥 高 城 ムツノタカギ ミチノクノタカギ
 ○ 陸奥高城臣 蝦夷族也、タカギ條を見よ。

陸奥文部 ムツノハセツカベ ミチノクノハセツカベ

○ 陸奥文部臣 阿倍氏の族也、ハセツカベ條を見よ。

六部 ムツベ ムトリベ條を見よ。

陸路 ムツロ 日用重寶記に此の訓見ゆ。

無津呂 ムツロ

六呂木 ムツロギ 大神姓にして、伊勢國飯高郡六呂木邑より起り、六呂木城に據る。

北島家臣也。赤埴系圖に「因幡守景安—國定(伊勢六呂木住、六呂木帶刀)」と見ゆ。

武士 ムト 常陸の豪族、小野崎氏四天の一也。

武藤 ムトウ 武者所たりし藤原氏の意なりと云ひ、又武藏の藤原たりしより起ると云ふもあり。

1 藤原北家成田氏族。こは武藏國の藤原氏の意にて、成田系圖に「藤原公孫武藏守基忠—宣直(騎四郡司)—家忠(武藏大夫、藏人大夫)」と載せたり。子孫・藤原、成田、別府等の條を見よ。

2 藤原南家相良氏族。相良系圖に「維茂—爲憲—爲時—時賴—中將時文、弟維雄(武藏工師)」と見ゆ。武藏工師也。

3 秀郷藤原近藤氏族。武者所たりし

天仁元年正月、主源義親と共に伏誅—賴平(太宰少貳、永久二年任職)—賴平(武藏大藏大夫、法名覺知、新中納言知盛稱・武藏國守職と爲る時、監代と爲りて彼の國に居る。其の後、源賴朝稱・武藏國府にて義兵を擧げらるゝ時、早速參陣、其の指す所は相傳の寄掛の旗也。賴朝稱・深感ありて、關東武者所に補し、弓術攻手を以つて、關東的・初めて賴平之を勤む。墓は武州師岡郷に在り。妹は中納言知盛室、武藏守知章の母)—賴賢(監物太郎、元暦元年、明石浦討死)、弟資賴(武藏小次郎、太宰少貳、初めて筑前國に下向、法名覺佛、平知盛に屬して一谷に籠城す。後に處と爲り、梶原平三景時の婿たるを以つて之を憑み、謝罪、免許を蒙る。亦射に巧み也。文治中、賴朝稱の奥州退治に従ひて、四城戸太郎國衡を討取り、此の賞と爲して、建久中、九國岩門少納言直の跡三千七百町を賜ふ。是より先、奥州大泉庄を賜ひて之を賞す。安貞二年八月二十五日卒、六十九歳。今按ずるに、東鑑、寛喜四年八月十三日、筑後前司資賴入道法名是物・鎮四奉行を辭す。彼の狀・去る頃到着。今日其の沙

より起る。尊卑分脈に「秀郷五世孫近藤太衡行—左衛門尉行景—島田權守景親—武者所景賴(島田二郎、近藤武者)—賴平(武藏大藏、大藏丞、武者所、猶子、武者所たるに依り、武藤と號す云々。賴平子也。武藤俊佐賴氏の後胤也。賴氏は賴義朝臣尉將軍と爲り、將軍俊佐也)」

より起る。尊卑分脈に「秀郷五世孫近藤太衡行—左衛門尉行景—島田權守景親—武者所景賴(島田二郎、近藤武者)—賴平(武藏大藏、大藏丞、武者所、猶子、武者所たるに依り、武藤と號す云々。賴平子也。武藤俊佐賴氏の後胤也。賴氏は賴義朝臣尉將軍と爲り、將軍俊佐也)」



と載せ、賴平は一に「武藏國住人、武藤大内藏丞法名覺智」と載せ、その男武藤小次郎資賴とあり。また少貳系圖に「長家(正二位、權大納言、康平七年十一月九日薨、年六十、號御子左)—長賴(尾張守、長家二男、武者所たるに依り武藤と稱す)—賴氏(若狭守、永保中、源義家・鎮東將軍の節刀を帯びて、陸奥國の賊を征す。賴氏・官符を佩びて、將軍の俊佐と爲り之に従ふ。

汝あり、石見左衛門尉資能を以つて、其の替に補せらる云々、弟氏平(同左衛門尉、大泉と號し、陸奥國に住す)、其の弟宗平(同刑部丞、在京)—賴安(左衛門尉)—資時(吉田四郎左衛門尉)と。その他、少貳、大泉等の條參照。

四つて武藤俊佐と稱す)—賴家(天仁元年、源義親・即あつて誅せらる、賴家・縁の爲坐せらる)—賴家(小三郎、大藏丞、左衛門尉)—賴平(大藏丞、建久六年公文所の司と爲る)—資賴(少貳祖)、弟氏平(左衛門少尉)、弟宗平(刑部丞)と。

また武藤系圖には「道長—長家(御子左大納言)—長賴(左中將軍、尾張守、號武藤中賴)—賴氏(武藤、若狭、武藏國戸政御被傳知行、仍つて當國に居住す)—賴家(源義親に奉公致すに依りて、承和年中討たれ畢んぬ)—賴家(新中納言知盛稱の男、永久二年、太宰少貳に任ぜられ畢んぬ)—女子(知盛稱北方、武藏守平知章母)、弟賴平(號大藏大夫、關東政所執事云々、セウニ條參照)—賴忠(武藤太郎)、弟資賴」と見ゆ。また筑紫系圖には「長賴(武藤中將、武藏國下向、武藏國戸塚郷を知行、以つて武州に居り、初めて武藤と號す)—賴氏(武藤檢校、八幡殿・奥州の凶徒を追討の時、檢校と爲りて供奉、此の時、寄掛の旗を賜ひて戦功を油んじ、爾來寄掛を以つて家紋と爲す)—賴家(任對馬守、

五十二に武藤左衛門尉賴家、五十二に武藤新左衛門尉景泰等見ゆ。又承久記卷一に、むとうさきもんよりもち、卷二に判官光季の郎從武藤(一に武志)二郎、卷三にたけ田六郎の郎等むとう新五郎等見ゆ、以下各項に在り。

8 甲斐の武藤氏 東鑑建久五年八月條に安田義定の伴類・武藤五郎あり(前項参照) 富國の人かと云ふ。又元暦元年條、一條次郎忠頼の郎等に新平太、同場武藤典一・見え、又承久記に「武田小五郎信政の郎等武藤新五郎を擧ぐ。下つて信玄の時、阿母瑞雲院の弟大井三郎左衛門尉(大井信達の子)をして、武藤氏を繼がしむ。故下り藤内に割蕪。次項参照。而して八代、巨摩等に此の氏存す。

9 清和源氏武田氏族 甲信二國に存す。武田系圖に「大井次郎信達の子三郎左衛門信俊(武藤跡)を繼ぐ、一代歌人、信濃國碓石原に於いて、海野、村上義清と合戦討死、時に天文十九年十月朔(竹千代)と。又信俊の弟「常知(武藤甚右衛門)」と。

10 滋野姓 眞田安房守昌幸は武藤喜兵衛と稱し、後家を嗣ぐ。眞田條を見よ。

11 三河の武藤氏 三才圖會に「酒投明神、(神主四家)、武藤氏」と。

12 尾張の武藤氏 中島郡馬寄村の士に武藤憲左衛門(信長に仕ふ)、武藤掃部助雄政あり。又海部郡大井村君に武藤氏、又織田家臣に武藤氏(維川兩家記)、又安

四軍策に武藤御兵衛(信長方)見ゆ。

13 美濃の武藤氏 本巢郡十七條城(船木村)は、延元中土岐頼貞の四弟(頼遠の弟)船木三郎頼胤の草創也。北畠顯家の東上するや、頼胤・頼遠に従ひて青野原に出で、重傷を負ひ河手城に退き、曆應元年五月十一日遂に卒す。幼少の子あり、其の臣船田某・之を養育して十七條に住せしが、成長して武藤次郎藤原頼實と名乗る。頼胤の妻女・武藤氏の姓なる故、母方の氏ともいふ。後頼實・近江鹽津の合戦に大敵を引請け、武勇を顯して討死す。其の子武藤七郎、同八左衛門とてありしが、何國へ行きけるか其の先を知らず(國井氏)と。

又山縣郡白谷城は土岐氏の臣武藤淡路守住し、後長屋若狭守住すと。又新撰志に「廣見村古城址は松見寺山の上あり。武藤淡路守がすみしといひ傳へたれど、いづの頃の人か、今定かならず」と。又高賀村高賀神社祠官に武藤氏あり。

14 近江の武藤氏 蒲生氏郷家臣に武藤三郎右衛門あり。

15 室町幕臣 文安年中御番頼に「二番・武藤孫三郎」を載せ、また常徳院江州勅

座着到に「二番系・武藤彌四郎」見え、又見聞諸家紋に

付懸寄懸云々ウチタキヒ
二番
武藤左京亮信用

16 阿波の武藤氏 祖谷菅生氏文書、建武三年五月に「村 武藤三郎入道御跡」云々と。

17 伊豫の武藤氏 忽那別兩家に「東武藤、兩松吉」と。

18 筑紫の武藤氏 鎮四引付、永仁七年四月十日のものに「二番・武藤筑後前司、嘉暦二年のものに武藤四郎、武藤修理亮、英時の子に「一番・武藤四郎」など見え、梅松論卷下に武藤對島小次郎實頼、武藤豐前治郎、少貳が宗徒の家人襲庭の彈正左衛門尉、少貳が一族、武藤豐前次郎等を擧ぐ。

又少貳系圖に「四代盛經—實法(少貳但馬權守、法名崇賢)—武資(河内守)—貞法(武藏但馬權守)—經登(左近將監)—經重(武藤藏人)—尙重(刑部少輔)—尙門(筑紫下野守)」と。子孫第三十項参照。

又宗氏家譜に「建久年中、武藤知宗・齋藤盛直をして山鹿莊に居らしめ、御牧の

事を掌らしむ」と。その他は少貳條を見よ。又筑紫系圖に「城小次郎顯基—頼光(武藤越前守、康安元年七月十九日、太宰府にて討死)と。又樋口系圖に武藤善兵衛・見ゆ。

19 豊前豊後の武藤氏 武藤頼宗入道定四・企救郡吉田邑を開發し、その男頼村入道崇親は、元弘四年正月、村内八幡以下四社(神田)を寄進す。又後世、豊後の儒者に武藤吉祥(虎峰)あり。

20 肥前の武藤氏 少貳頼尙の四男頼光・武藤出雲守と云ひ、その男出雲兵部大輔頼實は肥前櫛田社大宮司祖たり。又朝日河内守武資の男・顯實は武藤越前守と稱す。子孫・佐賀藩、及び大村藩に存し、又後藤家事蹟、又八郎從屬の士に武藤氏見ゆ。少貳。出雲、朝日等の條参照。

21 肥後の武藤氏 小代文書、建武五年六月に「武藤資時、並に菊池武重以下凶徒、云々」と。又佐田文書、觀應元年十二月のものに「武藤對馬左近將監入道跡・内肥後國岩野村」と。少貳條参照。

22 美作の武藤氏 森家臣に武藤虎峰・提賣山流の捕術に長ず。又青山系圖に武藤伊右衛門、その男十兵衛、八右衛門等

見え、又英田郡平福邑、勝田郡福力村等の名族たりと。

23 丹後の武藤氏 太平記卷十九に「丹後國住人武藤右京進政清」あり、北畠顯家の首をとリ、功を以つて佐野莊を賜ふ。鶴生、佐野等の條参照。

24 若狹の武藤氏 「武藤上野介知行所・佐分利七ヶ村」と載せ、大飯郡佐分利村石山城は俗説に國主武田信賢の臣武藤上野介友益の居れる所と云ひ、又同郡本所村城は武藤彦左衛門の古城にして、天正年中没落すと。又大谷山城は三松村大谷山にあり、武藤上野介の出城と傳へ、岡津村海坂山城は同上武藤氏の出城也。

又武田系圖に「武藤上野介は、殊に故屋形に反して、信長の爲に一戰し、勝利なくして退去す。後瀬山城、是より後滅亡」とあり。武田條参照。

25 越前の武藤氏 監物條を見よ。

26 越後の武藤氏 甲曾條を見よ。

27 會津の武藤氏 新編風土記、耶麻郡萩野村條に「館述・武藤出雲員綱と云ふ者住し、天正の頃、其の子右馬允典綱住せり」と。又萬家武藤平大夫・此の村の肝煎なり。武藤出雲員綱が後裔なりと。寛永

の頃、藏人某・村長となり、相續いで今の平大夫まで八世なり」と見ゆ。

又新宮村熊野社棟札に武藤和泉守を載せ、又八重窪村の館述、一は「武藤攝津守が居住せし所なりと云ふ。武藤攝津守は兼名氏の臣、此の地を開いて領知せし」と傳へ、二は「武藤中務丞と云ふ者住せし」と也。又平田氏家臣に見ゆ。

又會津郡「東城戸村舊家長左衛門・先祖は武藤右京佐眞正とて兼名盛氏に仕へ、天滿十二村を領せり。眞正が子彌五郎眞次・相續いで兼名氏に仕へ、天正十七年關上の軍敗れて後、此の村に屏居し、視鑿して是戒と號す。慶長四年、上杉景勝の家臣野田丹右衛門、己が驍勇を負み、動もすれば生命を蔑知せり。景勝此を惡み、是戒に命じて討たしむ。是戒が子眞忠・是を聞き、己一人にて遂に野田を斬る。父子共に喜び、景勝に謁し、感賞大かたならず、太刀と田地五段を與へしとぞ。今の長左衛門は眞忠が七世の孫なり」と。

又河沼郡「代田組島村諏訪神社神職武藤河内、薩摩成重と云ふ者、明和中此の社の神職となる、今の河内成記が父なり」となど見ゆ。

28 出羽の武藤氏 武藤次郎左衛門尉氏平 (二に助平) の後にして、子孫大いに榮ゆ。大泉、大寶寺、大梵寺等の條を見よ。武藤とあるもの、四田川郡井岡製香堂銅器館に「且那武藤云々、長祿四年庚辰三月十八日」など影からず。

至つて殆んど亡び、弟の兵庫頭義興・嗣ぎしが子なく、本莊繁長の二男四郎三郎義勝(千勝丸)をして繼がしむ、後左京大夫、出羽守たり、秀吉の代、信濃に移さる。詳細は、大泉、大寶寺、監物、田川、松尾、丸岡、本庄、土佐林、下大寶寺、大梵寺、大山(三項四項)、羽黒、武庫、羽黒山、松尾、東禪寺、砂越、尾浦、遊佐、等の條を見よ。

29 常陸の武藤氏 新編國志に「藤原氏にて武藤資頼の後也。那珂郡谷田村にこの氏あり」と。

30 下總の武藤氏 香取文永造營記に「文永八年、武藤朝貞討景泰」と。

31 幕臣武藤氏 第十八項流の裔にして、寛政系譜「大藏大輔頼平(武藏國居住)一大家少貳筑後守資頼一豊前守資能一大家少貳經實一同盛經一但馬守守實法(前

朝日武藤)一河内守武資(號武藤朝日)一但馬守貞法一左近將監經稔一藏人經重(雙子婿、先祖田村將軍の末裔也。筑前國三笠郡筑紫村に住す、故に筑紫と號す)一刑部少輔尚重一下野守尚門一同重門一筑後守滿門一上野介正門一上野守惟門一上野介廣門一主水正廣門(春門)一主水信門(右近)一左大夫茂門一右近利門一左大夫徒門)と見ゆ。家紋寄掛目結、弓矢。

又「彦左衛門安盛(山城住、三好長慶臣、永祿十二、正六飯盛山討死)一理兵衛安成(増田長盛臣、山城薪村住、後家康に屬し、五百十石)一理兵衛安信一庄兵衛秀信。家紋下藤、五三桐、折紙、藤菱、蔓藤等。

又「彌大夫支重一源次郎支光。家紋下藤のうちにて武文字、丸に蔓藤」と。

32 隼載 幕府麾下の士に武藤小兵衛(野史)あり。又岩槻大岡藩用人、佐竹藩用人等に見え(武藤)、又堀尾山城守給帳に「百七拾石武藤三太郎」を載せ、又白杵藩士に武藤吉紀あり、和漢の學に精しく東里と號す。加賀藩給帳に「四百石(片吹)武藤邊之助、貳百石(丸内三角内角)武藤良左衛門、貳百石(片吹)武藤忠太郎、百

五拾石(同) 武藤外男、貳百石(下り藤丸)武藤金所男等見え、又田中藩知行割帳に「百石銀屋武藤傳七、茶道二百石武藤加右衛門」を載せ、又土佐高知の商人美濃屋武藤忠吾春道は國學者として名あり。その他、武藤、伊勢、攝津、播磨、備前等猶ほ多し。又近き世、武藤(信義)元帥、實業界に武藤山治、名あり。

無藤 ムトウ 注進丹後諸庄郷保惣田數目録帳に「丹波郡大野郷二十四町一反歩内、六町九十歩、無藤三郎左衛門」と見ゆ。無動寺 ムドウジ 小野性猪股黨の一にして、小野系圖に「男安野五郎重任の子某(無動寺)一成廣(野橋守)一成助(友庄二郎)」と見ゆ。

身人 ムトリ 六人部裔の部民、及び其の伴造の裔也。氏は元亨釋書卷二に「釋安澄。姓は身人氏、波州紅井郡人云々。弘仁五年三月卒」とあり。

六人 ムトリ 前條氏に同じ。山城慈仁京より發掘されし文字瓦に「六人大(左文字)」と見ゆるあり。又美作に在り、六人部條を見よ。

身人部 ムトリハ 次條氏に同じ。

に身人部佐夜賣などを載せたり。
2 出雲の身人部 天平十一年の大稅帳給歴名帳に此の部民裔見ゆ。
3 身人部連 尾張氏の族にして、六人部連と云ふに同じ。天孫本紀に「建手連和連命(大明命六世孫)は身人部連等の祖」と見え、姓氏錄、河内神別に收め「身人部連。大明命の後也」と載せたり。
4 身人部宿禰 六人部宿禰に同じ。
六人部 ムトリハ ムトハ 職業部の一なるべし。但し如何なる職に従事せしか詳かならざれど、前條の如く、身人部ともあれば、天皇の御長を量り奉る節折の料の條を述むるより、身度部の義に因りて負ふかとの説あれど、未だ容易に首肯し難し。大品部の一にて諸國に多し。都なるは、姓氏錄、右京神別に「六人部。同上(大明命の後也)」と載せたり。尾張氏の一族也。
1 山城の六人部 尾張氏の族にて、安毛建身命の裔と傳へらる。乙訓郡向明神の神主家にして、名族として名あり。
2 大和の六人部 長谷寺緣起に「此の豐山には二名あり。一は泊瀬寺、又本長谷寺と云ひ、二は長谷寺、又後長谷寺と云ふ。泊瀬寺云々、天武天皇、更に道明聖

人に動して精會を此に違つ矣。其の聖人は六人部氏なり。次に東國の上に十一面堂あり、長谷寺也。德道聖人の願にして、北家の齋藤房前臣、元正天皇に奏し、聖武の勅詔を奉じて建立する處也。彼の聖人は播磨國揖賀郡の人幸矢田造米廣也」と。
3 河内の六人部 身人部條を見よ。
4 和泉の六人部 第十四項參照。
5 攝津の六人部 第十五項參照。
6 伊勢の六人部 貞觀三年六月紀に「伊勢國朝明郡人六人部津根麻呂」なる者あり。船村の人にして、船神社はその氏神かと云ふ。
7 美濃の六人部 當國に多く、大寶二年の春部里戸籍に五戸、妻に四、母に五、寄人六、栗栖太里戸籍に一月、妻に二、母に一、肩々里戸籍に寄人に二人、三井田里戸籍に寄人に一、郷里未詳戸籍に一月見ゆ。その他、貞觀四年五月紀に「美濃國厚見郡人外從五位下行動教六人部永貞等、善淵朝臣姓を賜ふ。天孫大明命の後、少神積命の裔孫、伊豫部連、次田連等同祖也」とあり。
8 越前の六人部 天平神護二年の國司解

に「丹生郡水成村六人部淨成」などあり。
9 丹波の六人部 天田郡に六部郷ありて和名抄に見え、東鑑、元暦元年四月條に「池大納言家沙汰、六人部庄、丹波」と。又後宇多院御領目録に「蓮華心院領、丹波六人部莊」と見ゆ。
10 美作の六人部 笠懸寺記に「大庭郡赤野郷(厚紙十束)六人部光丸」を載せ、下りて美作國勝北郡の名族に在りて、高圓村菩提寺古券に「六人部綱久の嫡子廣野帶刀云々」など載せたり。
11 紀伊の六人部 貞觀八年七月紀に「紀伊國言ふ、伊都郡人六人部由貴繼・白人男女二人を生む」とあり。
12 讃岐の六人部 寛弘元年大内郡戸籍に六人部助吉女を載せたり。
13 六人部連 尾張氏の族にして、六人部の伴造家也。天孫本紀に「大明命五世孫)妙斗米命は六人部連等の祖」と載せ、姓氏錄、山城神別に「六人部連。大明命の後也」と見ゆ。その後、貞觀五年十二月紀に「右京人左史生正八位下六人部連吉雄に姓を善淵宿禰と賜ふ。天孫大明命の後也」と載せ、それより前、天長十年二月紀に「右京人六人部連門繼等に高貞宿

- 14 百濟族の六人部連 前項とは別族にて、姓氏録、和泉諸蕃に「六人部連。百濟公と同祖、酒王の後也」と載せたり。
- 15 攝津の六人部連 第十三項と同族にして、姓氏録、攝津神別に「六人部連。同神（大明命）五世孫建刀米命の後也」と載せたり。
- 16 物部流の六人部連 天孫本紀に「饒速日命七世孫）安毛建美命は六人部連等の祖」と載せたり。
- 17 六人部臣 正倉院天平二十年四月文書に「六人部臣身萬呂（美濃國方縣郡志淡思郷戸主六人部臣山村戸主）」と載せたり。六人部の伴造たりしならん。
- 18 六人部宿禰 類聚符宣抄、姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。六人部連の宿禰姓を賜ひしものならん。
- 19 雜載 萬葉歌人に六人部（外從五下）撰解文集に六人部、後世、京都の人に六人部是香（美濃守）あり、國學者として名高く、奏合と稱す。
- 六部 ムトリベ 丹波國天田郡に六部郷あり、前條を見よ。

胸像 ムナカタ 同上。
 宗像 ムナカタ 同上。筑前國に宗像郡あり、和名抄に牟奈加多と註し、後世宗像莊と起る。而して神代以來の名詞、宗像神社。鎮座して、多紀理姫命、市杵島姫命、多岐都姫命の三神を奉祠し、社は宗像郡田島村、大島村大岸、沖ノ島の三地に存す。又和名抄、遠賀郡に宗像郷あり。

宗形 ムナカタ 神代以來の名大族也。
 1 宗像君 筑前國宗像郡（牟奈加多）より起る。出雲神族中、三輪氏に次いでの大族にして、古事記上卷に「多紀理毘賣命は、宗形の奥津宮に坐し、次に市寸島比賣命は、宗形の中津宮に坐し、次に田寸津比賣命は、宗形の邊津宮に坐す。此の三柱の神は、宗形君等の以ていつく三前の大神なり」と載せ、神代紀上卷に「三女神（田心姫、淵津姫、市杵島姫）。此は則ち筑紫胸肩君等が祭る所の神、是れ也」と。又一書に「日神・生む所の三女神を以つて、葦原中國の宇佐島に降居らしむ。今海北道中に在り、號して道主貴と曰ふ。此れ筑紫水沼君等が祭る神、是れ也」と見ゆ。初め水沼に、後宗像に移り給ひしものか。

また神祇本紀に「故れ吾が生める所の三女は是れ爾の兒也とて、素戔嗚尊に授け給ふ。即ち葦原中國に降します。宜べ筑紫國宇佐島に降りませ。北海の道中にまへて宣はく、天孫を助け奉りて、天孫の爲に祭られよと。則ち宗像君の祭る所の神なり」など見ゆるが如く、三女神を奉齋して北九州に雄視せり。

此の宮は、神名式に所謂「宗像郡宗像神社三座（並明神大）」とある神社にして、此の氏が此の宮に奉仕する起原は、古事記に「故れ此の大國主神・宗形奥津宮に坐す神・多紀理毘賣命を娶りて、子阿遲飯高日子根神、次に妹高比賣命、亦の名は下光比賣命を生み給ふ。此の阿遲飯高日子根命は、今迦毛大御神と謂す者也」とある如く、先祖大國主神が多紀理毘賣と婚し給へるによるべし。後に朝臣姓を賜ふ。

2 大和の胸形君 天武紀に胸形君德善の女尼子媛・見ゆ。皇紀にして高市皇子の御母也。延喜式、當國城上郡に宗像神社を收む。

3 河内の宗形君 姓氏録、河内神前に「宗

- 影君 大國主命 吾の孫吾田片隅命の後也」と載せたり。
- 4 宗方君族 山城國の計帳と思はるゝ正倉院文書に「宗方君族入鹿」外三人を載せたり。
- 5 宗形臣 類聚符宣抄卷七等に此の氏見ゆ。
- 6 宗形真人 皇別姓なり、拾芥抄等に見ゆ。
- 7 宗形朝臣 宗像君の後にして、天武紀十三年條に「曾方君云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と見ゆ。氏人には、和銅二年五月紀に「筑前國宗形郡大領外從五位下宗形朝臣等梯（又舒に作る）に、外從五位上を授く」と。これより前、文武紀二年條に「筑紫國宗形郡司、宜しく三等以上の親を連任するを聽すべし」と。また天平元年四月紀に「筑前國宗形郡大領外從五位上宗形朝臣島麻呂、神壽に供奉すべきの狀を奏し、外從五位上を授けらる」と。また同十年二月紀に「筑紫宗形神主外從五位下宗形朝臣島麻呂に外從五位上を授く」と。また同十七年七月紀に「筑前國宗形郡大領外從八位上宗形朝臣與呂志に外從五位下を授く」と見ゆ。以下多し

（略す）
 また神祇本紀元年八月紀に「筑前國宗形郡大領外從五位下宗形朝臣深津に、外從五位下を授く」と載せ、また正倉院天平勝寶四年文書に「宗像郡荒城郷戸主宗形朝臣人君」など見え、又延暦十九年十二月の太政官符に「應に筑前國宗像郡大領・宗像神主を兼帶するを停むべき事。云々。今大領兼神主池作・十七年二月卒去」（三代格、類聚國史）と。

8 京師の宗形朝臣 姓氏録、右京神別に「宗形朝臣。大神朝臣と同祖、吾田片隅命の後也」と載せたり。

9 大海命裔説 筑前風土記に「宗像大神。天より降りて埴門山に居す時、青麩玉を以つて奥津宮の表に置き、八坂瓊瓊玉を以つて中津宮の表に置き、八咫鏡を以つて邊津宮の表に置く。此の三の表を以つて神體の形と成して、三宮に納め置き給ひ、即ち納め隠し給ふ、因りて身形都と曰ふ。其の大海命の子孫、今宗像朝臣。是れ也」と載せたり（宗像社記）。

10 京師の宗形氏 承和六年紀に見ゆ。名草直條を見よ。

11 宇多源氏 筑前の宗像氏にして、宗像

朝臣の後裔は宗像神社の大宮司家として宇多天皇の時迄繼ぎしが、延喜十四年に至り、源清氏が大宮司となす。此の清氏は宇多天皇の御子也と云ふ。その後、足利尊氏・九州に逃ぐる頃、大宮司氏俊ありて尊氏に屬す。下りて戰國の頃、正佐、其の子正氏等あり。其の子氏貞に至り家絶ゆ。今深田、讚の二氏は大宮司の後なりと云ふ。

宗像系圖に「滋光—滋氏—滋直—滋正—滋永—滋辰—氏繼—氏光—氏政—氏滿—光遠—氏男—千連—千重—千時—清氏（深田系圖に「清氏・實は人皇五十九代宇多天皇の御子也」と見ゆ）—氏男—氏世—氏能—宗時—妙忠—氏高—氏助—氏季—氏道—氏尚—氏房—氏永—氏平—氏俊—氏信—氏實—氏勝—氏幸—氏家—氏國—氏仲—氏能—氏經—氏昌—氏澄—氏業—長氏—氏盛—氏範—氏正—氏俊—（一）氏弼—氏名—氏頼—氏重—氏經—氏忠—長松—氏顯—氏俊—氏信—氏繼—氏弘—氏正—氏郷—氏國—氏定—與氏—氏續—正氏—氏男—氏貞—宗繁—千賢—千秋—千堅—千續—秋續」と。その他は第十三項を見よ。

12 社家 符宣抄、天元二年二月十四日の太政官符に「大宰府、應に筑前國に坐す宗像宮大宮司正六位上宗形朝臣氏能を補任すべき事」云々と。又宗像社藏古文書に「殊に早速御沙汰を經られ、當社第二神宮長日御供に備進せしめんと欲し、朝町村内國方得丸云々。正應六年七月日、權擬少宮司宗形資致、權擬小宮司安部長光、權擬少宮司宗形資親、擬少宮司藤原致長、擬少宮司平長滋、忌子彌宜宗形千連、擬少宮司大中原長連、祝詞彌宜藤原致康、權少宮司藤原資長、宣命彌宜藤原致繼、少宮司平長貞、少宮司宗形親氏、權少宮司宗形氏能、權擬大宮司大中原經實、擬大宮司中原長信、擬大宮司宗像氏廉、權大宮司宗像資氏、正應六年七月日」と。

後世は「大宮司・宗像氏、擬大宮司・深田氏、權擬大宮司・日並氏、學頭兼殿上職・豐福氏、神職・兼氏、殿上職・高向氏、權擬大宮司・力丸氏、殿上職・池浦氏、權少宮司・吉田氏、少宮司・安部氏、殿上職・吉田氏、神職・深田氏、以上上宮。其他、命婦一人、御炊二人、能太夫一人、奉市二人、神樂役八人、持察役二人」と。

あり。深田氏は前項系圖氏佐（氏國）の次男氏權の合弟氏繁より起り、日並氏は源能直より、豐福氏は藤原頼長の末子範長より、兼氏は宗像興氏の子隱岐守より起る。次高向氏はタカムコ條參照、力丸氏は平氏、池浦氏は藤原氏、吉田氏も藤原氏、安部氏は安部宗任の子孫なり。以上は邊津宮に奉仕す。

中津宮にては神官・河野氏、下社家二人、命婦巫女壹人、權官十二人なり。内河野氏は二ノ甲斐河野と云ひ、伊豫越智の族なりとぞ。又邊津宮は神官河野氏、下社家今村、永田、浦田の諸氏にて、神官河野氏は一ノ甲斐河野と云ひ、二ノ甲斐の本家、伊豫河野通信の二男通政、建久七年、此の地に來り、宗像氏に屬す。

13 大宮司 宗像軍記に「宗形の神職は、宇多天皇の時迄、宗像君の子孫傳來して、四時の祭祀を取り行ひしが、延喜十四年戊午、源の清氏を大宮司となし、宗像の性を賜はり、筑前守とす。此の清氏と申すは宇多天皇の御子にして、延喜帝の御弟なり」と。その系圖は第十一項を見よ。氏は天元二年二月十四日太政官符に

「宗像宮大宮司正六位上宗形朝臣氏能を補任すべし。去る天慶年中以往、件の宮司を置かず、唯神主職を以つて、雜々執行の長と爲す」と。又朝野群載、應徳元年官符に「宗像氏道を大宮司に任補す」と載せ、又永承七年六月八日大宰府々官連鑿に「監代宗形、小典宗形」を擧ぐ。而して十五世氏平は許斐城を築く（コノミ條參照）と云ひ、又宗像軍記に「大宮司清氏十一世孫を攝津守氏國といふ。此までは宗像の神領、筑前國西郷の邑に水田三百町、古物、神崎の兩所水田四十町、稻元村水田四十町、須惠村水田三十町、稻光村水田五十五町、岸田村水田五十町、豐前の國大豆佐村水田四十町、壹岐島藥師丸水田二十町、肥前の國晴來村にて水田三百町、通じ合せて八百七十餘町ありけるに、元曆壽永の兵亂の時、氏國の戰先にて、宗像一郡、鞍手半郡を押領して、新に白山と云ふ所に城を築きて居城とす」と見ゆ。

大宮司長氏（氏長）は博學多才にして、詩を好み、歌をよむ。建長二年二月中旬、孔大寺山に遊んで詩を賦す。又攝津守氏國の弟に氏仲、氏國の養子氏能（大友能

直二男一子見よ、又社藏經又四冊本一切經の跋に「社藏經前國大山出經宗形能住の宅にて寫す」と。

下りて建武に宗像大宮司氏俊、尊氏に屬す。梅松論に「宗像大宮司が宿所へ、三月朔日酉の刻に御着ありと。又鎮西要略、建武元年に宗像云々、百將傳抄に「宗像・菊池に従ふ」と。

その後、嘉吉元年に宗像參河守重宗、又大宮司氏信あり。その男氏弘は文安元年大宮司にして、左衛門尉、兼攝津守たり。その男氏郷は海東諸國記に「氏郷。乙亥年、使を遣はして來朝し、書して筑前州宗像朝臣氏郷と稱す。歳ごと一船を遣はすを約す。小二殿の管下にして、氏俊と國王の命を承け、宗像殿主たり、麾下の兵あり」と。松下見林云ふ「今按ずるに、宗像朝臣氏郷は世系に據るに、寛正中、宗像大神の大宮司たり。乙亥は蓋し明の景泰六年、我が康正元年也。其の先は足利尊氏と好し。此より以來、勢・諸侯の如し」と。

又「氏俊。丁亥年、使を遣はし、來りて會利分身を賀し、書して筑前州宗像先社務氏俊と稱す」と。見林云ふ「今按ずるに、

社務は神主職也。永保二年、神官・邊江國に移す文に云ふ、應に清原則房を以つて、小國神主に補任し、社務を執行せしむと。此によりて觀れば則ち神主の外に社務あり矣。文選割越石動進表に曰ふ、社務を以つて務と爲す」と。氏郷の弟左衛門尉興氏は文明五年十一月、大宮司たり。その男氏佐、その男氏續（太郎、左衛門尉、入道良喜）、その男正氏（一に正佐の嫡男）は山口に行き、黒川隆尙と改む（黒川條を見よ）、その男鍋壽丸也。氏續の弟氏男（一に氏繼が男）、正氏の女を妻として大宮司たり。山口に行き、天文二十年八月、陶氏の亂に遭ひて自殺す。よりて黒川隆尙（一に隆尙、即ち正氏）の男鍋壽丸・陶全姜の助を得て大宮司となり（天文二十一年）、宗像四郎氏貞と稱す。白山城に據り（後永祿四年、赤間關が岳城）、許斐の宗像氏備と戦ふ。在職三十四年、天正十四年三月病歿し、男子なくして家絶ゆ。その臣占部惟安、許斐氏鏡は共に秀吉より封を賜ふ。

九州軍記永祿十年に許斐城主宗像彈正忠、天正十五年、宗像利部は秋月の與力として三四百町を下さる云々。又安西軍

14 豐前の宗像氏 宇佐郡の豪族にして、應永正長の頃、宗像光盛あり。

15 筑後の宗像氏 高良山古の社家に在りて、古記に「七戸大宮司宗形滋光・見ゆ、カウラ條に詳か也。

16 原田氏族 一本原田系圖に「隆種一權門（宗像飛騨種門）」と見ゆ。

17 肥前の宗像氏 肥前風土記、擬社郷條に「荒神あり、筑前國宗像郡の人珂是胡をして祭らしむ」と。下つて宗像文書、文永六年八月權律師隆果判書に「讀り與ふ肥前國小城郡晴氣保地頭職の事、藤氏女重名千手（今は宗像女房と號す）、右件庄は隆景の曾祖父尾張少將隆賴・事縁ありて、鎌倉故右大將家より賜ふ所也。茲に因りて隆賴・息男成亮に譲り、成亮息男顯嗣に譲り、顯嗣・子息隆果（童名彌鶴）に譲る。四代相承領、相違なきの次第、關東代々の御下文に明白也。而して



宗像大宮司氏郷

藤原氏は同父一腹の妹たるの上、亡父の遺言に任せ、調度、證文等を相嗣へ、永く譲り渡さしむるの状・件の如し」とあり。此の外、晴氣保の事は、正和元年、嘉祿三年、承久三年等の讓狀にも見ゆ。(太宰管内志)。又宗像天正六年八月文書に宗像氏貞參、筑紫次郎鎮恒等あり。

18 肥後の宗形氏 託磨文書、建久十年券に「山本四註下司宗形氏勝」見ゆ。

19 周防の宗形氏 第十三項を見よ。

20 安藝の宗像氏 藝通志、加茂郡條に「熊野跡村、宗像氏。元祖宗像壹岐守義治阿蘇大宮司家あり、出でて筑前宗像に居る。第八世藤左衛門隆雄・始めて此の地に來り、大内氏に従ひ軍功あり。大内氏亡びて後、民間に降る」と。又「菅田村宗像氏。先祖宗像掃部丸・今川義元に屬しが、天文中、此の地に來り月見館と云ふ所に居る。大内義長に與し、菅田三郎左衛門と稱す、後に越山の城に歿す。夫より三世、原村に贅せしが、又此に來りて村民となる」と見ゆ。

21 伯耆の宗形氏 會見郡宗像村に式内胸形神社あり。宗形氏の旗・筑前の宗像三神を勧請せしものならん。實徳三年從五

位上たり。

22 尾張の宗形氏 當國中島郡に宗形神社あり。

23 藤原北家 山内首藤系圖に「師尹―大納言濟時―權中納言通任(宗形先祖)―師成(三木、大貳)―師季(正四下、甲斐守)」と見ゆ。

24 常陸の宗形氏 新編國志に「宗形。姓氏録、河内國神別の中に、宗形君は大國主命六世の孫香田片隅命の後也とあり。右京神別には宗形朝臣あり、祖は片隅命とあり」と。氏は正應二年五月十五日常州中郡庄長福禪寺神銘に「大勳進・比丘覺實、宗形氏時、大禮那藤原氏女」など見ゆ。

25 岩盤の宗形氏 田村郡に見ゆ。又新編會津風土記、大沼郡本郷村「宗像神社神職宗像出雲。當社を草創せし嗣官は宗像氏なれども、年代久遠にして其の名を傳へず。寛文の頃、小林多門と云ふ者神職を勤む。天和三年に多門・土津神社の昇殿役となりしかば、秋山支蕃勝直・代つて神職となる。勝直三世の孫支蕃明盛・子なくして若狭向清を養子とす。即ち當社を草創せし宗像氏の後裔にて、今の出雲

清池が祖父なりと云ふ。清池・初め秋山氏を稱せしが、後請ひて本姓に復せり」と。

26 雜載 その他、下野國寒川郡に胸形神社ありて、延喜式に見え、又萬葉歌人に宗像朝臣津麻呂、撰解文集に宗形氏、現今武藏等にも存す。

宗方 ムナカタ ムネカタ 前條に併せ云へり。現今岩盤地方に存す。

棟方 ムナカタ ムネカタ 平姓にして、はじめ宗方氏なりと云ふ。又武藏、奥羽信濃等に存す。

宗象 ムナカタ 宗形條を見よ。

宗形部 ムナカタ ムネカタ 宗形君の部曲也。筑前の宗形部 川邊里戸籍に「宗形部宿奈賣、阿比太賣」また正倉院天平勝寶四年文書に「宗形部。右の人・筑前國宗像郡荒城福戸主宗形朝臣人君の戸口」など其の後裔也。又和銅二年紀に「御笠郡大領宗形部堅牛」あり。益城連姓を賜ふ。また同四年紀に宗形部加麻々伎あり、穴太連を賜ふ。益城、穴太等の條參照。又和名抄、遠賀郡にも宗像郷を收む。

2 豐前國宗形部 正倉院文書、丁里戸籍に宗形部大庭呂、宗形部赤賣等あり。

麥生 ムニフ 豐前、及びムネヲ條を見よ。

統 ムネ 純朝臣 淳和帝裔也。三統(ムネ)條を見よ。

宗 ムネ ソウ、及びコレムネ條を見よ。

棟朝 ムネアサ 武藏等に存す。

棟居 ムネキ 武藏等に存す。

宗石 ムネイシ

宗岡 ムネヲカ 次條氏に同じ、又武藏に此の地名あり。次條を見よ。

宗岳 ムネヲカ ムネヲカ 蘇我條參照。宗岳朝臣 武内宿禰蘇我氏の族にして、宗岳の音讀は蘇我也。後世訓讀してムネツカと云ふ。元慶元年十二月紀に「右京人前長門守從五位下石川朝臣木村、散位正六位上簡口朝臣岑業、石川、簡口を改め、並に姓を宗岳朝臣と賜ふ。木村・言ふ、始祖は大臣武内宿禰男宗我石川、河内國石川別業に生る、故に石川を以つて名と爲す。宗我の大家を賜ひて居と爲す。因りて姓を宗我宿禰と賜ふ。淨御原(天武)天皇十三年、姓を朝臣と賜ふ。先祖の名を以つて、子孫の姓と爲す。諱を避けざるなりと。詔して之を許す」とあり。

ムニフ—ムネオカ

ムネオカ—ムネカタ

ムネカタ—ムネサキ

2 宗岡宿禰 前項氏と同族か。制繁符宣抄、萬一記、姓名錄抄等に見ゆ。宗岡・一に宗岳に作る。

3 大和の宗岡氏 第一項宗岳朝臣の後にして、東大寺別當次第に「權律師法橋上人位新宥、延喜十九年十二月七日宣符(年七十六、萬五十四、大和國、宗岡氏)」と載せ、また東寺長者補任にも見ゆ。其の他、外記日記、江談抄、今昔物語卷三十一等に此の氏人あり。又額安寺永承六年文書に宗岡仲子・見ゆ。額田條第十項に詳か也。

4 山城の宗岡氏 續左丞抄卷二に「關井韓神社權祝宗岡行包、權禰宜宗岡包員(建長六年七月二十二日)」とあるは此の氏人也。

5 讃岐の宗岡氏 寛弘元年大内郡戸籍に宗岡有女・見ゆ。

6 雜載 その他、宗岡秋津は學名あり。宗香 ムネカ 對馬宗氏の族にして、宗右馬頭盛國の子孫正忠の子孫也。宗氏系圖に「初め中村、後宗香と改む」と。

宗方 ムネカタ ムネカタ 同上。

棟方 ムネカタ 同上。

宗堂 ムネカネ 備前此の氏あり。

宗川 ムネカハ 大和に宗川庄見え、又伊豫に宗川城あり、曾根條を見よ。又武藏等に此の氏存す。

宗材 ムネキ

宗清 ムネキヨ 三河の名族にして、二葉松等に「設樂郡夏目村古屋舖は宗清忠兵衛」と見ゆ。

宗國 ムネクニ 攝津國八郡の名族にして、宗國金平は東尻池の人也。又備前等に存す。

宗佐 ムネサ 堀尾山城守給帳に「百石宗佐」と。

宗崎 ムネサキ 丹波姓 高良山大宮司にして、正和二年湛照花押、應永九年則永花押の文書を藏し、又義統判書に「高良山大宮司」秀包判書にも同様見ゆ。慶長六年文書に「五十石進退」と。これより前、領主附に「丹波氏」宗崎(大宮司)高良山宗崎に居り、二十一町を領す」とあり。

その出自に關しては、高良山座主と同系となし、宗崎氏所藏記に「天武帝朱鳥年中、大宮司武内孝義の二男基隆・割髪して隆慶と號し、當山座主と爲る、是れ社

耶と號す。成綱(武茂)と見ゆ。初め宇都宮景綱の三男泰宗・武茂を領して、武茂氏を稱し、後武茂の再興せる也。以下各項を見よ。

2 世譜 武茂系圖に據る。

一代 泰宗・宇都宮景綱三男。常陸介、從五位下、五郎左衛門尉、母は秋田城介藤原義景の女。初名盛宗、法名蓮阿。武茂庄十餘郷を領す。

二代 時景・泰宗の男、美濃守、從五位下。法名蓮意。母は大宮兵部丞平胤景の女。弟景泰は遠江守、京都守護となり鳥丸に住す。その男三河守宗泰は伊豫國住人、その男三河守朝宗は大洲城主也、ウツノミヤ條を見よ。又宗泰の男綱景は遠江守、都賀郡西方十餘郷を領す、四方氏の祖。その男綱泰は太郎左衛門尉、實は宗泰二男也。三代 泰藤・時景の男、左近將監、法名蓮常。母は芳賀伊賀守清原高貞の女。その男忠泰は大久保五郎左衛門尉、武茂の庄大久保郷を領す、三河國大久保氏の祖也。次に泰藤の弟師泰は高尾明神の社務、母は北條某の女。その弟泰朝は上三川安藤守、上三川家督、母は泰藤に同じ。その弟に氏泰、泰景あり。

四代 氏泰・時景の男、泰朝の弟。武茂右兵衛尉。始め同郡狩野郷を領して、狩野將監と號し、後に武茂家督。母は泰藤に同じ。弟泰景は大山田左京亮、同郡大山田郷を領す、母同上。その男氏朝は大山田美濃守、母は同姓三河守宗泰の女。その男綱定は八郎、母は上三川出羽守綱業の女。宇都宮等綱に従ひ、奥州に赴いて卒。その男綱胤は彈正少弼、初名綱泰。又綱定の弟綱親は上三川越中守、上三川家督。母は綱定に同じ。

五代 綱家・氏泰の男。武茂右兵衛尉。母は宇都宮基綱妻女、實は常陸大掾平氏基の女。弟泰長は四郎左衛門尉、常陸國鳥子郷を領す。その男泰宗は鳥子四郎、鳥子、狩野等の祖。又泰長の妹は上三川出羽守綱業の室、綱俊の母也。

六代 持綱・綱家の男。宇都宮下野守、宇都宮家督、母は一色右京大夫源滿範の女。弟賢珍は老上司たり。

3 居城 下野國志に「武茂城は那須郡武茂莊馬頭村にあり。宇都宮常陸介泰宗始めて築く、正應永仁の年間なり」と。爾來、持綱に至るまで累世居住せしが、持綱・宇都宮家に入り家督を繼ぎ、家名斷絶せ

しが、後永正三年、持綱の曾孫正綱の三男家綱・武茂城に據り、武茂氏を再興す。後藤々佐竹義重(常陸城主)の攻むる所となり、遂に降る。其の後、常陸久慈郡大賀村に遷し、義重の臣大田五郎左衛門をして武茂城を守らしむ。

4 重興武茂氏 系圖に「宇都宮正綱の三男家綱(武茂右兵衛尉、彌五郎。母は佐竹掃部助源義親の女)守綱(左衛門尉、母は長倉遠江守源義尚の女)守綱(右衛門尉、母は松野大膳亮藤原綱喬の女)方綱(彌五郎)と。

5 雜載 一族に四方、大久保、狩野、大山田、鳥子の諸氏あり。又長臣に大桶安藤守、鎌倉織部正、星野前守、薄井備中守、等見ゆ。伊豫の武茂氏は宇都宮家參照。

牟耶 ムヤ 次條を見よ。

撫養 ムヤ 阿波の豪族にして、撫養より起る。故城記、板東郡分に「撫養殿・小笠原・源氏、家紋松皮、藤ノ丸」と。鎌須賀藩創業文武有功の士に撫養氏あり。

牟山 ムヤマ 大和國宇陀郡の名族にして、赤壇越後守載安の女婿たり。

武良 ムラ 和名抄、隱岐國隱地郡に武良郷を收む。

村 ムラ ムレ、及びムラベ等の條參照。

- 1 村君 古代の地方官職名にして、又邑君と記す。即ち村邑の首長にして、稻置を云ふ。神代紀に「天邑君」を載せ、下りて此の職名を氏とするものあり。此の場合には君を原始的カベネと解すべし。2 山城の村公 春日氏の族にして、性氏録、山城皇別に「村公。天足彦國押人命の後也」と載せたり。3 大和の村君 和銅六年七月紀に「大倭國宇都波坂郡人大初位上村君東人、銅録を長岡野の地に得て、之を獻す」と載せたり。4 各務村連 美濃の豪族にして、各務氏の族也。四宮記卷四に「美濃史生各務村連香長」なる者あり。カガミ條を見よ。5 上野の村氏 國分寺發願の文字瓦に村氏・見ゆ。6 佐々木氏族 佐々木系圖に「隱岐守義清—太郎政義—義明(法名鶴門、圓義大

夫房、號村)美濃守義高(村二郎)高政(村彦二郎)見ゆ。又義高の弟清清は村三郎と載せ、中興系圖に「村・宇多、佐々木、義清四代、次郎左衛門尉義高。之を稱す」と。

7 雜載 その他、東鑑卷五に村右馬助經業を載せ、下りて徳川時代、富山前田藩重臣に見え(左兵衛)、加賀藩給帳に「六百五十石(鳥居)村殿殿右衛門、五百石(鳥居)村安右衛門見ゆ。又秀康給帳に「二百石村忠左衛門」を擧ぐ。又加賀の書家に村東旭、男梅岳等あり。又東作志に見え、又豊前、攝津、武藏等にあり。

村合 ムラアヒ ムラヒ 備前等に存す。

村井 ムライ 信濃、下野等に此地名あり。1 佐々木氏族 佐々木定通の男四郎定平(或は「定通—眞野源二定時—四郎定平」に作る)。村井を稱す、其の後也。家記には「佐々木三郎秀恭の末孫也」とあり。家紋左三巴、菟柏。

京極殿給帳に「四百五十石村井典兵衛、二百石村井作十郎、三百石村井理右衛門、二百石村井市三郎、八十石村井仁兵衛」等を載せ、大村藩士に村井氏ありて、土系録に「源・蒲生家士」と。此の旗か。

又寛政系譜に村井清左衛門正勝(寛永幕臣)より系あり。

2 源姓 戦國末、村井吉兵衛貞勝あり、民部丞、長門守等に補せらる。織田信長に従ひ、元龜四年七月、京都所司代となる。天正九年入道・春長軒と號し、十年本能寺の變、二條城に在りて戦死す。その男清二郎も亦戦死せり。又貞勝の孫に監物成政(池田輝政の甥)あり、姫路城主本多忠刻に仕へ、後播州美作の各地に居り、立南と號す。又幕末藏人所衆に村井修理少進正禮(實は尾張齋聖寺權少僧都の男)あり、勤王の志士、贈正五位。

3 尾張の村井氏 村井又兵衛長頼あり、前田氏に仕へ功甚だ多く、從五位下、豊後守に至る。三州志に「天正十二年、國祖・成政の隱謀を知りて、村井長頼をして築壘なきしめ、越中を鎮し、高島九藏、原田又右衛門を將とし、且つ足輕大將四隊を副ふ」と云ふ。高島條參照。又長瀬略譜に「天正十三年六月、守山の神保父子。此の城を圍む。前田、片山等よく防ぎ、且つ村井長頼援けて、敵首八十三斬取」と云ふ。又末森記に「前田方より村井又兵衛」云々と。(前田條參照)。

- 又金澤町奉行となり、一萬一千二百石を領す。慶長十年死し、その男長次、嗣ぐ。子孫加賀藩給帳に「一萬六千五百六十九石七升(丸内上羽蝶)内千石十石奥力知、村井又兵衛。二百石(丸内撫子)村井學平」と。又兵衛の後裔・明治に至り特に男爵を賜ふ、村井長八郎これ也。
- 4 加賀の村井氏 前項を見よ。又三州志に「石川郡備中第は山島郷村井村領に在り。村井備中住めり、無傳」と。
- 5 三河の村井氏 諸侍出所に「富國他領、芝園村・村井源四郎」と。
- 6 伊勢の村井氏 内宮御官に見え、又神宮記録に「難宮院座春日社論取内村井氏、本性源、初代道林」と。
- 7 攝津の村井氏 能勢郡大里村の名族にあり、村井右京亮の裔也。又須磨の舊家に村井氏見え、源華にも存す。
- 8 因幡の村井氏 吉見氏の長臣に此の氏あり、吉見條參照。又山宮村の人村井覺兵衛あり、雲州浪人、龜井條を見よ。
- 9 出雲の村井氏 雲陽志に「山代城は茶白山に在り、村井伯耆守・築く」と。
- 10 石見の村井氏 陰徳太平記、曆應四年の條に「小石見城主村井石見權守見ゆ。

- 11 備後の村井氏 御調郡の名族にして、藝藩通志に「木門田村井氏。天正の比、馬之丞といへるを祖とす。慶長中より世々里正を勤む」と。
- 12 菊池氏族 肥後の豪族にして、菊池風土記、菊池家の裔、同姓異氏に此の氏を收む。第十四項參照。
- 13 清和源氏小笠原氏族 小笠原長清の後裔にして、忠良の時、村井を稱すと云ふ。
- 14 雜載 武藏、前田藩重臣の外、紀州藩重臣、吉田伊達藩中老、小諸牧藩重臣、大野土井藩番頭等に此の氏を收む。又下總小金本土寺過去帳に村井宗十郎、阿州將寄記に「村井權内・關東者」、本願寺用人に村井内藏助、堀尾山城守給帳に「二百五十石村井右衛門」等見ゆ。又熊本の醫師村井見朴能章は本性林田氏、菊池武時十三世の裔、能敦(知安)の男也。醫名、文名共に高し、その男情壽(椿、大年)も亦名あり、琴山と號す。又富國出の儒者に村井中漸あり。又津山藩分限帳に「八十石村井鎮人、伏見役人に村井傳之丞(山林方)、又明治に村井將軍(長寛、陸軍中將)、その他、武藏、相模、信濃、尾張、周防、長門、讃岐、肥前等に多し

- とぞ。
- 邑井 ムラキ 前條氏に同じ。又講談師に邑井吉瓶(湖美彦太郎)あり。
- 村居 ムラキ 武藏に此の氏あり。
- 村石 ムライシ 信濃、武藏等に存す。
- 村市 ムライチ 陸奥國津輕郡村市より起る。その地の毘沙門堂は田村將軍の古跡と傳ふ。又武藏に此の氏あり。
- 村内 ムラウチ 武藏等に存す。
- 村浦 ムラウラ 肥前に村浦庄あり。
- 村江 ムラエ
- 村柄 ムラエ 藝藩通志に見ゆ。
- 村尾 ムラヲ
- 1 伯耆の村尾氏 富國の豪族にして、源平盛衰記に村尾海六あり、小鴨條參照。
- 2 清和源氏 中興系圖に「村尾・清和、十郎氏宗、之を稱す」と。
- 3 同上山名氏族 中興系圖に「村尾・清和、本國但馬、モン三引橋、山名左京大夫時氏の五代、五郎宗幸、之を稱す」と。
- 4 因幡の村尾氏 因幡志、小代庄の名族に此の氏を載せたり、山本條參照。
- 5 濱田氏族 伊勢國鈴鹿郡の豪族にして、濱田氏の一族村尾利部大輔は山本城(山本村瀬古垣内)に據る。その男彌七郎、

- 市平等、天正十一年、濱田信孝に從ひて美濃に在り、その不在中、筒井順慶、本城を燒く(昔書國誌、九々五集、名勝志)。
- 6 信濃の村尾氏 下條家士に村尾氏あり、下條、關等の條參照。又諏訪の名族たりと。
- 7 遠江の村尾氏 濱松(鷲舞)藩醫官村尾元融は國學者として名あり。續日本紀考證をもつ、其の後學を慕慕する事、鮮影ならず。
- 8 讃岐公姓 讃岐國の名族也、植田條、六二〇頁を見よ。
- 9 日向大隅の村尾氏 須木地頭に村尾松清あり、伊集院、北原、北郷條參照。又那答院配下の士にあり、那答院河内良重・暴逆にして、永祿元年の正月、其の妻島津氏(薩摩守義虎ノ姉)が嫉妬の恨の爲に、之を刺殺すや、家臣村尾龜三といへる小童、是を見るに忍びず、島津氏を刺殺す(地理備考)。
- 10 雜載 大村藩に村尾氏(原口)あり。その他、武藏等に多し。

る。大邑にして、後には鎌倉七郷の一に數へらる。この氏は關東平氏の宗族にして、尊卑分脈に「高望王—良文(村岡五郎『大名』邑岡五郎、從五上)—忠輔、弟忠頼(村岡次郎)—將桓(武藏權守)、弟忠桓(武藏押領使、上總介)と載せ、又桓武平氏系圖に「良文(鎮守府將軍、號村岡五郎)—忠通(同將軍、駿河守)、弟忠頼(陸奥守、號村岡五郎、千葉祖)—將常(武藏權守、秩父島山祖)、弟忠常(上總介、號千葉小次郎)、弟忠通(村岡五郎)—爲道(播磨中將)—爲直(三浦平大夫)」と見ゆ。

又諸家系圖纂に「良文(坂東平氏諸流の祖、從五下、村岡五郎大夫)—忠輔、弟忠頼(同次郎)、弟忠光(駿河守、從五下、村岡小五郎)—桓高と載せ、また忠光の弟「忠道(實は忠光男)—孝輔、弟爲通(三浦)」と。

久米博士は「世に良文を高望の子と云へど疑はし、假冒に過ぎず」と、タヒラ條を見よ。但し今昔物語に「平良文(字村岳の五郎)」と載せたり(箕田條參照)。又俗史には村岡五郎良光に作り、更に稱姓唯冰荒太郎貞道と云ふ。その他は大塚、平

- 上總、千葉、秩父、長尾、土肥、中村、碓氷、橋、曾我等の條を見よ。
- 2 氏人 源平盛衰記に村岡五郎重門、又鎌倉大草紙に「千葉介は平將軍村岡五郎重門が末葉」と載せ、又東鑑卷二十一に村岡太郎、村岡三郎、村岡四郎、村岡五郎、卷四十に村岡藤五郎、四十九に村岡藤太郎、村岡彌五郎等見ゆ。
- 又井田系圖に「良文・延長元癸未年、陸奥出羽二ヶ國の探題職、これより鎌倉住、男忠通・駿河守、弟忠頼・長元三十二十七、千葉と合戦討死」と。又新編風土記に「村岡は最も古き地名にて、平良文(高望王の五男)當郷に住し、村岡五郎と稱す。今も其の居址は渡内村に在り。村岡郷の鎮守に御靈宮あり、其の傍の小庵をも御靈庵と云ふ。社掌は鶴岡の職掌小坂氏なり。家傳に小坂の祖は、村岡次郎忠頼(良文の子)より出で、仁安中、御靈社の神職となり、子孫・治承中に鶴岡に移り、元弘中に村岡に遷住し、文祿中、又鶴岡雲之下に轉居す」と。鶴岡文書に「建久二年、村岡郷を供米料に寄進せらるる」こと見ゆ(地名辭書)。
- 3 相模の村岡氏 前二項を見よ。又地理

永仁三年文書に「金峰山堂、修正田三町」と載せ、今村岡に金峰山王権現ありて、多賀城主の勳蹟と、封内記に見ゆ、即ち是ならん」と。

又永正十六年二月、伊達補宗・判書を伊達内匠助に賜ふ(世次考)又弘治二年、晴宗・判書を村岡右兵衛に與ふと。

8 風間氏族 太平記卷三十一に「風間信濃入道、合弟村岡三郎」を載せたり。

9 駿河の村岡氏 平良文の七代村岡小太郎良光の後裔也。府内惣社淺間社流鏑馬奉行に村岡内匠あり。

10 利仁流藤原姓 加藤氏の族にして、長之に至り外家の稱村岡に改む。家紋下藤、月星。幕府壽者の書付に「二百俵醫師村岡玄昭」と載せ、寛政系圖に「長之(玄昭、法眼)一長尹(春澤)」とあり。

11 攝津の村岡氏 四成郡(住吉郡)粉濱村の名族にして、保元二年の頃、村岡又二郎と云ふ人ありしとぞ。

12 河内の村岡氏 延元の頃、楠氏に従ひしに村岡九郎あり。又永祿二年交野郡侍連名帳に「藤坂邑・村岡九郎左衛門尉爲弘」を載せ、又寛永三宮着座覺に「村岡氏一軒」と。

13 丹波の村岡氏 水上郡鍋倉山城主片瀨氏家老にして、丹波志に「村岡藤直・子孫太田村。村岡に在り、片瀨氏の家老なり。按ずるに藤直文字の聲にて唱へ來る、是字なるべし」と。

14 但馬の村岡氏 七美郡村岡邑より起る。山名條參照。京大名譽教授たりし村岡博士は當國の士也。

15 阿波の村岡氏 祖谷山菅生氏文書建武三年に「村岡武藏三郎入道御跡」と。

16 鎮西の村岡氏 日向記に村岡全助を載せ、北肥戰誌に「下船津の村岡藤次左衛門」と。又豐前の勇士に村岡大學あり。

17 源姓 中興系圖、此の氏を平姓とする外、源姓にも收め、又源滿政(滿仲の弟)村岡大夫と稱せしに始まると云ふ。

18 雜載 近江蒲生家臣に村岡孫四郎・見え、又矢橋系譜に「先祖村岡氏、近江矢橋村に住す」と。又地理纂考、薩摩河邊郡南方郷坊津村近衛屋敷條に「近衛信輔公配流の地なり。公一女を得て使令に備へんとす。因つて福壽山城坊が女を撰み、福壽の宗家右京重長が女と稱して進む。公・歸洛の際、同女を從へて上京す。後浪人村岡伊織に山城が女を賜ふ、男子を

生じ、新右衛門と號す。後母と共に薩摩に下り、龜山忠長が家に寓す」と。

又關長門守侍帳に「二百石村岡九郎兵衛」を載せ、又堀尾山城守侍帳に「三百石村岡次兵衛」を擧ぐ。又地理志料、山城國條に「開明寺村に葛原親王の墓あり。良弼、姓平朝臣、實系・親王より出づ」と。村岡先生・學深く、本書も亦眞ふ所詮からず。又美作眞庭郡福田邑の名族にあり、草加部三浦氏の分流、三浦右近貞政の孫・太郎兵衛貞次(寛永)の後也と。又近衛家老女にして勤王家たりし村岡局は津崎左京の女なり、贈從四位。その他、信濃、武藏、讃岐、備前、備中等に存す。

村岳 ムラヲカ 前條氏に同じ。

村長 ムラヲサ

村垣 ムラガキ

1 清和源氏宇野氏族 駿河國の名族にして、家傳に「大森治員の後裔にして、その先・益津郡村垣郷に住せしより家號とす」と云ふ。家紋角餅に左三巴、一輪牡丹。寛政系譜に「紀州家臣村垣吉平忠光一左兵衛芳光一左大夫執文一左太郎執之(百俵)」と載せ、武藏に「左大夫一淡路守(三百石)」



村垣淡路守定行

と。又淡路守定正(與三郎)は、幕末、勳定奉行、外國奉行として名あり。

2 平姓 紀伊の名族、日前神宮の社家に於て、名草郡忌部城は紀國造家の居城、家臣村垣藏人をして成らしむ。國造家舊記に「忌部山の城には村垣因幡守」と。インベ、キベ等の條參照。又天正十二年名草郡豪士連列狀に「秋月村・村垣九郎助、同村村垣總次郎(一に與三、又與總)、同村村垣甚五郎」を載せ、又日前社青侍祝部に此の氏あり。

村方 ムラガタ 田中藩知行割帳に「百石村方彌兵衛」を載せたり。

村賀多 ムラガタ 次條參照。

諸縣 ムラガタ モロガタ 日向國に諸縣郡あり、和名抄に牟良加多と註し、後世諸縣庄起り、團田帳に四百五十町と。

1 諸縣君 日向國の古大族にして、諸縣郡の土豪也。景行朝に皇媛あり。景行紀十八年條に「天皇・夷守に至る。是の時、石瀨河邊に、人衆聚集す。是に於いて天皇・遙に之を望み給ひ、左右に詔して宜

ふ、其の集へる者は何人ぞや。若くは誰かと。乃ち見夷守弟夷守の二人を遣はして觀せしむ。乃ち弟夷守、還り來りて證して曰ふ、諸縣君皇媛・大御食を獻づるに依りて、其の族會へり」と見ゆ。次いで應神紀に「日向國に嬪子あり、髪長髪と名づく。即ち諸縣君牛諸井の女也」と見ゆ。古事記には「日向國諸縣君の女、名は髪長比賣」とあり。

2 皇別諸縣君 前項氏を襲げるなるべし。景行天皇皇子豐國別命の後也。此の皇子の御母は、古事記景行段に「日向の美波迦斯毘賣を娶りて、御子豐國別王を生む」と見えて、日向の人たる也。蓋し諸縣君族にして、其の生み奉りし此の皇子を諸縣の君として載せしなるべし。景行本紀に「豐國別命は日向諸縣君等の祖」と見ゆ。此の皇子は即ち日向國造の祖にして、國造本紀に「輕島豐明(應神)朝の御世、豐國別皇子三世孫老男」とあるは、前項なる牛諸井にあらず。か。子孫に宮永氏(諸縣郡比本庄村八幡社祠官)あり。その系圖に「豐國別命一加牟波良彦一老男、その孫を牛諸井とす。その男多氣男・三俊に住して郡司となると云ふ、日向、宮永

等の條參照

3 田部姓 田部宗綱・諸縣大夫と稱す。字佐大鏡に見ゆ。

4 佐伯氏族 土持系圖に「齊衡中、佐伯時綱・賊を大隅に討じ、功を以つて日向諸縣莊を賜ふ」と。土持條參照。

村形 ムラカタ 武藏等に此の氏存す。

村角 ムラカド ムラスミ 日向國宮崎郡村角邑より起り、日向記に「村角信濃守、村角藤右衛門尉」等見ゆ。

又姫路酒井藩重臣に此の氏あり。

村河 ムラカハ 次條を見よ。

村川 ムラカハ 藤原姓と稱す。

1 紀伊の村川氏 戰國の頃、村川與右衛門あり。

2 肥前の村川氏 小城鍋島藩の重臣に此の氏在り。

3 山陰の村川氏 地理志料に「竹島、伯耆人村川正清、大屋某等、往來數次、有無を相通ず。正清の子正勝・元祿渡海」と。元和元年竹島渡海許狀に「村川市兵衛、大屋甚吉」とあり。

又鳥取藩勤王家に、村川與一右衛門直方(同豐武の男、五百石)あり、贈正五位。

4 雜載 その他、播磨、攝津、武藏等に

存す。

村上

村上郷を收め、無良加美と註し、又安曇郡に村上郷を載せ、無良加美と訓ず。その他、山城、尾張、下總、常陸、上野、磐城、越後等に此の地名あり。

- 1 村上造 實龜二年二月紀に「莫牟師正六位上村上造大實」なる者見ゆ。
- 2 村上連 類聚符宣抄卷七に備前國掌從七位上村上連吉里あり。前項氏の後か。
- 3 村上源氏 村上天皇の皇子致平親王、爲平親王、具平親王、昭平親王等の後にして、紹運録に「村上天皇」

致平親王 成信 左中將、關中將
 爲平親王 源憲定、爲定、頼定
 具平親王 源師房 一、右大臣、左大臣
 頼成 出雲守

昭平親王 天德四年十二月御即位
 天德賜姓の事は類聚符宣抄卷四に「源朝臣昭平、年七」と見ゆ。

致平親王流 分脈に御子「成信、致信、永圓(寺大僧正)」を載せ、「成信—公綱—定圓」とあり。

爲平親王流

分脈に「爲平親王」



6 具平親王流 具平親王(後中書王)一師房(母爲平親王女、本名資定、寛仁四年賜源朝臣、土御門右大臣、中院流祖)一俊房(師房一師光一具親一輔道一俊具)

師時

有房 有道 有教



當源氏の内、後世榮えしは具平親王の後にして、師房より顯房、雅實、雅定、雅通、通親等代々、三公に昇る。これを久我家と云ふ。中院、北畠、三條坊門の如きは、其の庶流にして、北畠家・最も名あり。コガ、キタバタケ、ナカノヤン等の條を見

よ赤松、名和の二部も、此の流と云へど疑はし。

- 7 堂上村上源氏 久我、中院、六條、岩倉、千種、東久世、久世、梅溪、愛宕、楠松の十家を云ふ。
- 8 藤井姓 鴨社繪皮工、鍛冶工家系に「藤井、稱號村上」と載せ、神工系圖に「村上・藤井」とあり。
- 9 坂上性土師氏族 坂上系圖に「(村治)倉七郎正弘—正平(村上九郎、天王神主、法名道念)」と見ゆ。
- 10 河内の村上氏 楠木合戦注文に、村上氏・見ゆ。
- 11 攝津の村上氏 當國に多し。内四成郡今在家村の名族にして、村上庄左衛門は住吉郡村上新田を開墾す。又矢田郡郡山田庄内の舊家に見え、又花隈村の名族にありと。
- 12 紀伊の村上氏 續風土記、牟婁郡和深浦城山條に「村の長にあり。村上某の城跡なり、村上某は八幡の神主の祖なり」と。
- 13 尾張の村上氏 室町時代の名族にして、康正造内段錢引付に「一貫四百三十三文・村上掃部助殿、尾張國二ヶ所段

清和源氏流

これら信濃の豪族にして、尊卑分脈に「清快—甲斐守滿國—甲斐守爲滿—信濃守爲公(右馬助、伊豆掾)—爲邦(信濃村上、村上源列官代)—國高(村上源太)、弟爲弘(村上宮内丞)」と。子孫・中津、伊那、二柳、夏目、依田、片切、堤等の條を見よ。

- 14 三河の村上氏 當國にも多く、内碧海郡堤郷新馬場村の學者村上蓬蘆忠順の男明司望齋は勤王の士、志を遂げずして死す。
- 15 遠江の村上氏 寛正六年六月九日の管領島山政長在列の古説文に「村上兵部少輔、井に高梨彌太郎退治の事を、小笠原六郎(光康)に命ぜり。高梨條参照。又寛政系譜に「信濃守某—信濃守某(今川氏真家臣)—文左衛門勝友(家康に屬す)—文左衛門勝信、家紋九曜、根藤と。」
- 16 高麗族 信濃國更級郡の古名族にして、延暦十八年十二月紀に「信濃國人外從六位下掛兼真老、前部黒麻呂云々等言ふ、己等の先は高麗人也、云々。黒麻呂に姓を村上と賜ひ、秋足等に藤井と賜ふ」と見ゆる村上氏は、本郡村上郷名を貰ひたるべく、藤井氏は藤井村より起りしなるべし。
- 17 清和源氏流 清和源氏流 此れら信濃の豪族にして、尊卑分脈に「清快—甲斐守滿國—甲斐守爲滿—信濃守爲公(右馬助、伊豆掾)—爲邦(信濃村上、村上源列官代)—國高(村上源太)、弟爲弘(村上宮内丞)」と。子孫・中津、伊那、二柳、夏目、依田、片切、堤等の條を見よ。
- 18 同上井上氏族 此れら信州發祥にして、尊卑分脈に「頼季—井上三郎滿實(信乃國住)—九郎家光—米持三郎忠義—義直(村上七郎、石橋山合戦の時より、幡文・末濃—文字)—義基(村上太郎)—義教(米持又太郎)」と見ゆ。又喜連川系圖に「頼季(村上三郎)」と。
- 19 同上頼信流 此れら信州發祥也。以上三流皆源姓と稱すれど、中には第十六項の後なるもあらん。或は名跡を襲ぎしもあるべし。當流は尊卑分脈に「頼信—

(村上)頼清(肥後守、陸奥守)―仲宗(筑後守、肥後守)


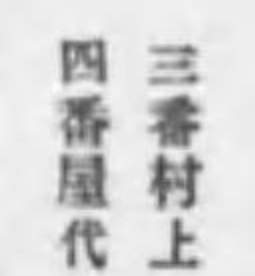


頼清―信基
義久―貞代―宗康

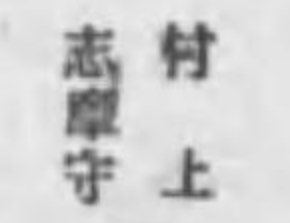
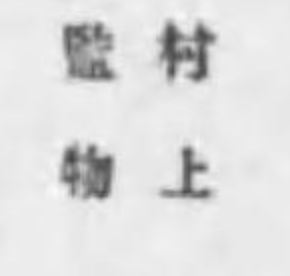
と載せ、而して惟清の譜に「寛治八年、武藏守行實を及傷する事に依りて、伊豆大島に配流」と載せ、頼清に「同事に依りて信乃國に配す」と。而して「盛満」爲國には「當流相承に兩説あり、仍りて兩説を記す。但し爲國は頼清の子・正説也、村上黨祖也」と載せ、「頼清―爲國」には「村上、崇徳院列官代、實父盛(一本に此の downstream) 爲惟清子也、此の義正説也」と云ひ、又「爲國―世延」に「文中中黒、號村上、配流信濃國」と。
20 村上源氏説 前項氏は「村上天皇の御孫參議憲定・頼信の二男頼清を養子とす」と云ふ。
21 氏人 信州村上氏は保元物語に村上列官代基國を載せ、平家物語に「信濃源氏村上三郎列官代」、村上列官代康國・義經に従軍すと。又源平盛衰記に「信濃國住人村上三郎列官代基國(一ノ谷合戦)、村上太郎信國等見ゆ。又東鑑卷五、十一、十三、十五に村上左衛門尉頼時、八、十二に村上列官代義國、十六に村上余三列官仲清あり。

下つて太平記卷五に村上彦四郎、卷七に「村上彦四郎義光が子息。兵衛藏人義隆、梅松論に村上彦四郎義隆、分脈に「義日・村上彦四郎、右馬權頭、京方に於いて討死」、その男彦五郎朝日の弟「藏人義隆、父と討死、元弘三年正月、吉野城軍事」と。壯烈鬼神を泣かしむ。一に「小笠原長氏・村上義隆を討つ」と。
又太平記卷十五に「村上源氏、仁科、高梨、志賀、眞壁」と載せ、卷二十八に村上三郎、同前二郎あり、當國の士か。下つて文中二年(應安六)に村上頼後守國衛、又國清は將軍義滿の頃・名あり。次いで應永二十三年藤秀の反に村上左京大夫滿清・軍功あり。また永享八年十一月、左京大夫頼清・小笠原政康と戦ふ。相州兵亂記には村上中務大輔と載せ、「村上は連々關東公方持氏(奉公云々)」と。また結城合戦に頼清、永正十五年、村上義清(武玉丸、右京權亮、佐渡守)・父頼平(頼國)に副ぎ左衛門尉となり、又享祿の頃、村上源五郎頼胤、又埴科郡葛尾城主村上中務少輔頼平等見ゆ。
拙著信濃に「義光の弟・義國―頼國―國清―頼清―頼清(左京大夫)・應仁、

文明以來、佐久、小縣等の所々を攻め、武蔵日に盛、其の子頼平(又頼衛、左京大夫)・其の子左衛門佐義清、二代の間、多く領土を得、信州第一と稱されたり。天文年間、武田晴信と戦ひ、敗れて越後に走る」と。第二十八項、及び武田、上杉、真田等の條參照。
22 居城 埴科郡葛尾城は一に坂木城(葛尾山麓)、また埴城とも云ふ。村上氏の居城にして、左京大夫頼平・越後の長尾爲景を破り、河中島四郡より下越後を領すと云ふ。其の子左衛門佐義清・一時勢ありしも、武田氏と戦ひて敗れ、越後に逃る。其の後、天正十年六月、上杉景勝四郡を奪ふや、義清の子源五郎國清を當城に置けり。
又坂木館(坂城村)は村上氏の居館也。又「和田城は村上家代々の持城、天文十二庚卯年、甲州武田勢貴落す。天文十六丁未年二月より、信玄の命によりて秋山伯耆守晴近・城主として當城に居す」と。
23 一族 第十九項流の庶流は甚だ多く、寄合、入山、山田、屋代、上條、下條、平地、吾妻、飯田、島本、出浦、小野澤、近江、平屋、今里、栗田、小野、岡田、

千田、吉田、上野、西川、林、大福、安藤等最も名あり。
24 配下 その麾下の將には高梨、井上、隅田、依田、和田、布下、樂岩寺、清野、岩野、高坂、西條、平賀、相木、藤田、瀬湯、寺尾、越内、屋代、雨宮、河田、大室、小田切、餘地(依路)、岩井、鹽崎、笠原、平原、平尾、下曾根、望月、内山、前山、春日、山部、尾田井、鹽川、安田、須田、栗田、芋川、淺野等の諸氏あり。
25 家紋 見聞諸家紋に
 三番村上
 四番屋代
又紋譜頼に「五階菱、村上列官代泰國」と。
26 信濃雜載 翁草に鎌倉時代武士の所領を擧げて、「八千町、信州の内村上次郎是重」と。又笠氏系圖に「頼高(小笠原兵庫頭)―義光(村上彦四郎、元弘三年云々)―義隆(村上彦太郎、兵衛藏人)」と見ゆ。
27 伊豆の村上氏 翁草に「一萬石、豆州村上列官代安國」と。
28 幕臣義清流 寛政早譜に「彦四郎義光

の弟、河内守信貞の弟、左衛門大夫義國―信濃守頼國―越後守國衛―左京大夫國清―左京大夫滿清―左京大夫頼清―信濃守頼衛―信濃守義清(武田信玄の爲に敗る)―常陸介義利(川中島討死)―弟頼二郎義勝(信長に仕ふ)―彌右衛門勝重(信長、後家康に屬し、千石)―彦太郎吉勝(千石六十石)―彦太郎吉久―彦太郎善忠」と。家紋丸に上文字、五三の桐、丸に越前草。
29 下總の村上氏 印幡郡村神郷より起る。千葉家臣に村上市正、村上金大夫(重臣)、村上源三郎、村上右衛門佐等見え、又相州兵亂記に「小弓勢の先陣村上」又堀臺戦記に載せたり。
又村上邑附近に米本城跡ありて、佐倉風土記に「村上氏・世々之に據る。永祿元年三月、城主民部大輔綱清・自殺して城廢す焉」と。其の出自詳かならざれど、古郷司の裔かと云ふ。
又信州村上持清の男信濃守成清は足利義明に屬し、北條氏と戦ひて自殺し、その



男信清里見氏に仕へ、後藤川氏に仕ふ。家紋上文字、十六葉の菊。寛政呈請に「武藏守頼清の後胤列官代爲清(爲國)が十代孫中務大輔種清(修理、道但、覺支齋)——左京亮持清(民部、足利成氏に屬す)——信濃守成清(久留里城、一岳、英源)——左衛門信清(家康に屬す)——左衛門清政——同清義」と。

30 岩盤の村上氏 田村郡村上館(遠限村大田)は村上氏の居所にして、村上利部之介は田村大膳大夫清顯に仕ふ。又安達郡戸澤村羽黒權現社慶長五年棟札に、村上兵部大輔見ゆ、上杉家臣なり。又岩瀬郡等にも存す。

31 陸前の村上氏 葛西家臣にして、先祖因州の士、嘉吉中、村上軍人。當國に来ると云ふ。葛西滅後、氣仙郡に住す。その裔織部道淨は義士として名あり。

32 陸奥の村上氏 建武元年津輕降人交名に「村上孫三郎政基、同八郎入道眞元」等見ゆ。

33 出羽の村上氏 由利家老臣に村上帶刀あり、ユリ條に詳か也。又藤原姓本庄因幡守宗實庶子權藏常勝・外戚の家紋村上を繼ぎ、子孫幕臣たり。家紋丸に上文字、

領の所なれば、彼に心を合せて、賦徒國中に肆起す。溝口伯耆守宣勝等と力を合せて此處彼處を打平ぐ。同十五年春、秀治の男鶴後守忠俊・罪からむりて、上總介殿に鶴後國を賜らせ給ふ。村上又彼の御手に従ひ、元和元年夏大坂に向ふ。明二年七月、介殿流されさせ給ひし時、村上も罪からむりて、所領沒收せられてけり、是れ上總介殿の家老花井主水正の縁坐の上しなり」と。丹羽、堀、上總、溝口等の條參照。子孫丹波に在り。

37 丹波の村上氏 寛政系譜に「村上信濃(丹波住)——次郎左衛門(丹波住)——右兵衛吉正(三右衛門、小早川秀秋、後に家康に屬し、千五百石)——次郎左衛門三正(三十三郎)——三右衛門正尚——同正春——甲斐守正清——三十郎正親」と。家紋丸に上文字、菊、桐。丹波志水上郡條に「村上氏・子孫下瀬村。先祖は桑田郡保津より出づる村上與三兵衛、村奥の畑に屋敷跡あり」と。又「村上氏・子孫中山村、先祖村上吉右衛門、二代吉右衛門、三代小兵衛、四代孫左衛門、五代孫左衛門、今本家断絶」と。又「村上彌助・子孫津村。彌助は元鶴後國より出で、太閤秀吉に仕ふ。吉

五七桐、十六葉菊。越後の村上氏 式社案内に「五十公神社社司池松堀氏、村上氏にて、讃州松堀より落來り、池氏を相續す、是迄七十二代血脈相續す」と也。また長尾系圖に「村上源義清殿」と。こは信州村上氏也。又謙信様御分城持侍大將兼に村上安藝守、また景勝様家中侍に村上兵部少殿を擧ぐ。

35 加賀の村上氏 三州志に「河北郡龍ヶ峯は河村郷森村、坂戸村、原村、井上庄上藤又村、以上四村の領界にあり。堡主村上右衛門と傳ふれども不詳。天正四年、謙信・加州來攻の時、洲崎兵庫、龜田軍人等之を但梨加羅に拒む。謙信之を撃ちて森宿に到るとあり。十二年、津幡の前田秀繼君父子・俱梨加羅へ出張し、龍ヶ峯にて佐々與左衛門と合戦たびと、前田創業記等に見ゆ」と。

又三州志、能美郡波佐谷條に「十一年、村上義明小松在城の時、其の長臣村上勝左衛門をこゝに置くこと、越加記に見ゆ」と。次項參照。又加賀藩繪巻に「五百石(丸内上の字)村上三右衛門、參百五十石(同)村上康太、貳百石(同)小松引越村上與一、百石(同)村上七左衛門、百石(同)

野陸地には有る時、領付を承り得めたり。吉野瀧泉寺境内除地に成りし故、瀧泉寺も之を悦び、失除の守を彌助に與へ、其の後、彌助、播州に住し、其の後此所に来る」など見ゆ。



村上三十郎

また天田郡條に「村上氏・前田村下前田。村根元の家也、村上氏、八上氏、植村氏」と載せ、又「村上氏・觀音寺村。先祖は何鹿郡位田村源人、村上藤太夫來住し、子孫山根に在り」と。

38 丹後の村上氏 竹野郡の豪族にして、但馬竹田城主赤松左衛門尉廣道より出づると云ふ。又岡村條八七三頁參照。

39 名和氏族 伯耆の豪族にして、名和系圖に「行盛(村上天皇第六皇子望平親王十一代後胤、但馬禪師)——行高——高重(美作判官、村上八郎)、弟源盛(村上信濃法眼、伯州大山の衆徒)——又「高重——高興(八郎太郎、源明)——顯重、高興の弟高長(左近大輔、大夫將監)」。また「名和次郎太郎武顯——十郎行直——左兵衛顯孝——顯武(村上右近允)」など見え、又一本に「行

村上源太郎」を擧ぐ。村上源太郎」を擧ぐ。村上源太郎」を擧ぐ。

36 村上侯 もと丹羽家臣にして、村上周防守義明(二郎右備門)は三萬六千石を領し、一に頼勝とも、忠勝、義國ともあり。後に十二萬石を賜ふと云ふ。而して豊盛卷三に村上周防守と載せ、藩論に「周防守源義明は初め次郎右衛門尉と名のり、丹羽五郎左衛門尉長秀が家人たり。長秀卒して後、豊臣家に召し仕はる、其の後周防守になされ、從五位下に叙せられ、越前國を分ち賜ひ、堀左衛門督秀政が手に屬せられたり、六萬六千石を領す。或る記に信濃國村上義清が子たる由をしるせるあり、此の説疑はしき事あり。されど思ふに、是れ伊豫の國の村上次郎が後胤にてあらずや、系圖を得ざれば詳かならず。又夏目が記に義清の子只今上杉が家の村上源吾國清なりとするして、周防守が事を載せず、覺束なし。秀政が男左衛門督秀治が越後の國に移りし時、村上も同じく移つて、本庄の城を領す(今の村上)の城なり、九萬五千石餘。慶長五年夏、徳川殿・上杉中納言を討討あるべきとて、村上等は己が國に止つて上杉を防ぐ。此の國・元は上杉が傳

長村(小野小次郎)——行村(村上小次郎、左衛門尉)と云ひ、又長年の弟に「高重(村上判官)、源盛(村上信濃坊)、行泰(村上十郎)、高則(村上與一)」を擧ぐ。而して伯耆卷に「村上天皇第六皇子具平親王十三代の後胤村上又太郎源長高(村上伯耆守源長年)の甥村上右衛門尉義重(後に兵庫允、延元三年五月二十二日、判官義高と同所にて討死し畢んぬ)、乙重丸、義眞、義氏」等、大敵の中に入り奮戦すと。又「長年の弟村上判官高重、同信濃法眼源盛、長年の従弟村上小次郎行村(村上小次郎入道道教が嫡子也。左衛門尉、後に大石雙前守と號す)、同上神四郎三郎助貞、一族内河新三郎實貞等は、是(頭中將の討ち負けたる)を知らず、終日戦ひ暮しける中に、村上云々」と。又「従弟村上孫三郎直行(後に筑後守)、同四郎助貞(元弘三年四月八日、四京二條大宮に於いて討死、上神を名乗る)、同五郎左衛門尉惟村(後に鏡を名乗る)、同九郎行真(備中守、後に行貞と改む。正平七年四月三日、伯耆國に於いて討死)同十郎行義(後に肥後權守)」等多く、又

村上土用松丸あり。又肥後國志に「村上
彈正少弼顯興の男村上泰興・鹿城に居る」と。
建武二年、當國に下向せし也。詳細
は名和條を見よ。

下つて應仁記卷二に「伯耆には南條、進、
村上」とあり。
名和氏が村上源氏と云ふは、此の村上氏
より起りしに因る。その實、開化天皇の
後裔、日下部姓なる事、名和條に説きしが
如し。此の一事は中國南海地方に榮えし
村上族研究に資する處からざるべしと
信ず。但し第二項も参照せよ。

40 出雲の村上氏 興國元年六月二十一日
左中將奉書に「出雲國利弘保地頭職、勳
功の實として知行せしむ云々。村上兵庫
允館」と。又徳川時代、小田切氏臣村上
喜一郎會喜は財政に通じ、盡す所多し。
又松江藩士村上氏は、中世一時郡氏を稱
したる事あるも、固もなく本姓村上に復
す。家紋は丸に三隣を用ひ、もと信州よ
り來りたりとの説あるも的確ならず。

41 石見の村上氏 石見軍記に村上助高。
見ゆ。
42 播磨の村上氏 播磨風土記、防磨郡條
に「大野里、右大野と稱するは、本荒野

たり、故に大野と號す。志貴島宮御宇(欽
明)天皇の御世、村上足島等の上祖惠多。
此の野を讀ひて居りき。乃ち里の名と爲
す」と。この村上氏も日下部姓か。

43 赤松氏族 第廿八項参照。又赤松則村
八代晴政の男信國・美作國備文庄池の内
に住して、村上氏を稱すと云ふ。上月記、
康正二年吉野に向ふ人數着到に村上源三
郎あり、此の族か。猶ほ前川條を見よ。
族人多し。

44 美作の村上氏 笠庭寺記に「東北條郡
賀茂郷(毛字八升)村上恒益」を載せ、下
つて英田郡小坂田系譜に「村上源氏云々、
善兵衛妻村上氏、村上善兵衛(森家に仕
ふ)、村上淺右衛門(同上)、君命により村
上氏を稱す」と。又久米郡柚木邑、坪和谷
邑等の名族に在りて、第四十三項村上信
國・天文十三年六月、神代邑に幻住庵を
寄進、その男勳兵衛久成・毛利氏に仕へ、
天正三年五月、三宮にて、宇喜多の將岡
平内家利に殺さる。その男六郎太郎信則、
その男新兵衛信義也と。

45 備中の村上氏 以下數項参照。その出
自については種々の説あるも、結局は日
下部姓村上氏と同族か、猶ほ考ふべし。一

に村上彦四郎義光・軍勢催促の爲に當國
へ來ると傳ふ。猶ほ第二項参照。

46 村上源氏北島氏族説 瀬戸内海、海上
屈指の豪族にして、一に北島顯家の子師
清を祖とすと云ふ。武家高名記に「顯家
彌の子山城守師清・信濃國にありしが、義
弘没後、同族なればとて、紀伊の鐘賀よ
り軍船にて押渡れり。その男義顯なり」と
載せ、又地名辭書、慶長舊記を引きて
「村上は海賊方の棟梁、伊豫國河野十八家
の大将の隨一也。其の根元を尋ぬるに、
南方北島氏の福福たり。往昔、鹽飽島に來
て、何となく彼の七島を押領し、夫より
豫州内、垣生、能島に渡り、島の者を懐
け、子孫自ら所の主となり、船働をして
次第に武勇驍り、後には自然と名を出し
て、河野の旗下となる」など見ゆ。その
他は以下數項参照。

47 河野氏族説 越智系圖に「河野新大夫
通清一六郎通助一頼久(村上左衛門大夫、
任日向守)一頼貞(日向四郎)一敬親」と載
せ、諸家系圖纂も之に同じ。

48 信越村上源氏説 河野系圖に「村上助
兵衛通綱は豫州に入る人也。元祖・越後
國村上源氏也。久留島通房・榮ひて子と

爲し、疑に餘し、久留島の家を經ず、故
勳三文字」と。越智條参照。又一本河野
系圖に「久留島備後守通房(養子)通綱
(出雲守、豫州村上祖)、其の弟(同)某(彦
十郎、通房實子、村上と號す」と。諸家
系圖纂・之に同じ。寛永年譜には「家紋
は丸のうちに上文字。先祖は信濃の村上
也。流落して伊豫國に趣き、河野氏の家
老となる」と云ふ。通康(河野通直に仕
ふ)、其の子通總也。
又藩論譜に「武家補任には、來島もとは
村上たりと記せり。豫章記を見るに、朱
晝天皇の御時、天慶二年に、伊豫國の住
人越智押領使好方・藤原純友追討の宣旨
を承はる。爰に村上と云ひし者、當國新
居の郡大島に流されて年久し。彼れ海路
の案内を知られる人なれば、好方・朝家に
申し乞ひ、具して發向すと云ふ。其の後、
貞治の頃は、河野が家に能島の村上三郎
左衛門尉義弘、同長門守など云ふ者あり。
此等の村上、音好方が乞に因りて、勳勳
ゆるされし村上が後にして、來島が先祖
たるにや、覺束なし」と。
又一に、越智通康は村上右衛門大夫と稱
す。河野通直の女婿となり、來島家を嗣

ぐ。その男通之(徳井牛右衛門)、弟吉清
(村上彦右衛門)、弟通久(村上右衛門)、
弟通總(村上助兵衛、後來島出雲守)と。
49 伊豫の村上氏 以上三項参照。古く豫
章記に「天慶二年云々、其の比、村上と云
ふ者、新居大島に流落せられて年久しく
住む故、海上案内者、船上達者なれば、好
方・勳許を申し請ひて同道」と載せ、又新
居系圖に「豫州越智氏(本は紫乃弁、初め
て奥州に下向す。村上の木下大夫のムコ)
新居(此より己前知れず)、爲世(上大夫、
嫡子、大兄)と。河野、新居等の條参照。
又下りて豫章記に「高橋城没落、爰に備
有りて能島城に來て、此の子細を語りけ
れば、今問通任、村上三郎左衛門義弘。
相談し、同廿二日の夜、淺海浦に押渡る」と
云々。又「義弘・新居大島に居住す」と
載せ、又「船人數村上長門守」等見ゆ、南
北朝頃の事也。
又温泉郡「弘正寺は興居島村本浦に在り、
明澤城主村上弘正創む」と傳へ、又南海
治亂記に「能島に村上兵部大輔、岸の城
に村上河内守、久留島には久留島信濃守」と
と。能島、野島、來島、因島、三島等の
條参照。

又二名集に「享祿三年、村上右衛門通康、
館の命を蒙り云々」と、重見條を見よ。
又吉川記に村上右近大夫、因島新藏人等
を載せ、豫陽盛衰記に「天文の頃、村上
掃部武吉・河野家十八將の一人にて、越
智郡國分城に居住す」と云ひ、又殘太平
記、永祿十一年に「鳥坂城守護人村上河
内守吉繼」を載せ、御鎮座本縁に「弘治
四年、甘崎城主村上出雲守通康、また天
正五年、地頭神主村上河内守」等あり、
三島條を見よ。
又五條家文書に村上掃部頭、安西軍策に
村上又右衛門、關ヶ原戰に「毛利方船將
村上掃部」等多く、又蘇雜記に「毛利家
の御船手・昔は七組と云ふ、後三組とな
る。村上掃部、浦孫兵衛、村上三郎兵衛
の三組なり。其の後は兩村上計になる。
野島は村上圖書の家なり、因島は村上左
衛門の家なり。久留島は將軍家へ隨心」と。
その他、以下各項を見よ。
50 備後の村上氏 前各項氏に同じ。御調
郡院島中里金蓮寺棟札に「文安己巳八月、
願主村上備中守源吉資」と見え、備中府
志に「院島は周り七里、九箇村あり。む
かしは村上氏、伊豫國野間郡を知行し、

續男は久留島、次男は能島、三男は因島を知行しければ、野間郡の内なり。中頃、毛利家・威勢の時、備後へ近き島なる故に討ち隨へて知行せしより、備後國になれり」と。又藤澤通志に「村上三郎左衛門義弘は因島を領知し、中庄春影山に居たりしが、歿後今岡通任・押領せしを、義弘の孫山城守義顯・伊豫國より來り、宮地大炊助明光、小林脩理介政常等と謀りて、今岡を討ち、城を復し、二男次郎吉豊を入る」と。又「其の子備中守吉資、其の子新左衛門義光、毛利家宮島の戦に舟手に功あり。軍記に因島新藏人吉光としるせるは是なり。彌太郎照友に至り、毛利家に從ひ、彼の藩國へ移る」と(地名辭書)。

又通志、御調郡條に「青影山、茶白山、並に中庄村にあり。青影は村上三郎左衛門義弘より數世所居、今岡通任・押領し、又取返されし事など、土官の部に見ゆ。茶白山は草卯山ともいふ、主者しれず」と。又「長崎山・土生村にあり。村上新左衛門が所據と云ふ。河野記には「村上山城義顯、二男次郎吉豊(顯長とも)・長崎山を立出で」といふ文見ゆ。いづれにて

も、村上一族の所居にて、青影の子城の類なるべし。下の數城もまた同じ」と。又「馬神山・重井村にあり。亦村上三郎左衛門が所據と云ふ。河野記には、向島立花村、餘崎を出で、重井村青木に移るとあれば、青木山は城跡にあらず。馬神山の城に當るべし」と。又「刈鶴山・田窪村にあり、城主馬神山に同じ。寺崎山・大濱村にあり、村上丹波の所居」と。又「美崎山、一城山古壘、並に三庄村にあり、主名傳はらず。亦村上が一族家人、居守せしなるべし。岡島城、龜山、丸山、並に向島四村にあり。岡島は村上治部少輔、同又三郎吉滿、父子所居といふ。其れ以下は詳ならず。丸山は、丸山大膳としるせるもあり」と。

又「重井村村上氏。村上義光の末裔といふ、慶長年中に彦右衛門・里正となる」と。現今當村に村上梅三郎氏あり。又桑田氏家士に村上氏・見ゆ。51 藤原姓 安藝の豪族にして、海東諸國記に「國重・甲申年、使を遣はして來朝し、書して安藝州海賊大將藤原朝臣村上備中守國重と稱す。圖書を受け、歳ごと一船を遣はすを約す」と、乃美條參照。

又藤澤通志に「中村石井氏・先祖大内義隆の家人石井利部、弘治元年、嚴島に戦死し、其の子九郎兵衛・能美島に來りて、當村の民となる。正徳以後、累世里職たり。今大次まで八世、家に村上氏の系圖傳書を藏す、傳來・詳ならず」と。

52 安藝の村上氏 前項參照。猶ほ第四十六項以下を見よ。又通志に「高田郡下小原村村上孫右衛門宅址は同村友貞にあり」と。又「廣島府尾道町岩國屋。先祖多田與三次郎は毛利家人なり。其の長子與三兵衛・福島氏に仕ふ。次子與三右衛門は天正年中來りて此に居る。伊豫岩城島の人村上牛兵衛を婿養子とす。坊買となりて岩國屋と呼ぶ。今の與三右衛門まで六代、多く市職たり。家に村上掃部が毛利氏に訴ふる文書を持傳ふ。掃部は能島元吉が孫なり」と。又「石見屋町醫村村上氏・先祖神保新右衛門は、小早川家人たり。其の子五郎・醫となりて道巴と稱す。五世大夫・藩の小吏となり、氏を村上と改め、後又醫となる。今道巴まで七代」と見ゆ。53 大内氏族 家傳に「藤原姓にして、大内義弘の裔也」と云ふ。家紋丸に上文字、丸に三柏。禁性の醫官春峯院證益(元亮)

54 筑豊の村上氏 字佐大鏡頭注に「村上良氏は豊前仲津郡を領して、仲津城に居る」と(地理志料)。又後世神田村の人村上彦左衛門剛(大有)は佛山と號す、詩人也。又立花家臣に村上三四郎あり。55 高木氏族 龍造寺隆信譜に「豊前守胤家・千葉胤盛に從ひ筑前に如く、小山、村上等祖也」と。

56 大伴氏族 家康を祖とすと云ふ。57 藤原氏 家傳に「先祖河合、後宮田に改む。傳左衛門正純の男忠三郎正邦(大和守)更に村上とすと」と。家紋丸に橋、瓜の内梅鉢、藤菱。千五百五十石を領す。又正邦の弟「縫殿助正直(千五百五十石)一同正道、弟大膳正恒」と。家紋細輪のうち橋、瓜の内梅鉢、藤菱。58 雜載 その他、土岐頼行家臣村上小左衛門忠徳は槍術を以つて聞ゆ。又徳川時代、姫路酒井藩番頭用人、黒川柳澤藩重臣、笠岡牧野藩重臣、大田喜松平藩用人、高田榊原藩重臣、肥州家重臣、下妻井上藩近習頭、大關藩附人、赤穂森藩用人、府内

松平藩用人、長島増山藩用人、磐城平安藩藩用人、安志小笠原藩用人、山中大夫保澤年寄等に此の氏・見ゆ(武鑑)。又堀尾山城守給帳に「三百石村上作太夫、百八十石村上左衛門」を擧ぐ。又寛政系譜、未勘に村上茂左衛門(喜左衛門、百五十俵)を載む。又峰須賀藩創業文武有功の士に村上氏、久留米有馬藩土村上文太量弘の男守太郎量弘は學深かりしも、老臣馬淵氏を刺して自殺す。又京極殿給帳に「二百石村上又右衛門、二百五十石村上字右衛門、出羽守殿へ二百石村上長太夫」等を載せ、大坪流馬術に村上加賀守永幸(孫三郎)、大村藩、熊本細川藩等にも見え、又津山藩分限帳に「二百石村上淡治郎」を擧ぐ。又御醫に村上冬嶺等詮、三條家侍に存し、又北野社家・主典松翁、巡檢は村上天皇齋と云ふ、松翁條を見よ。又書家に村上松堂茂篤、同東洲成章あり。又享保の比、村上光清は富士大宮本社を修造す。又泉眼師に村上如竹(仲矩)、その女如鏡、養子如中、如竹の弟唯七正則等、皆名あり。又下野國那須郡佐久山の醫村上松岡木山の男貞介義茂(英俊)は幕

末、佛蘭西語を研究し、明治に至り達理堂を開く、佛語教育に盡す甚だ大也。男榮太郎、姪秀太郎なりと。又伊豫の人村上享一は鐵道界に名聲を擧ぐ。又久能山社家に見え、又豊後、肥後、土佐、阿波、備前、攝津、大和(社家)、志摩、美濃、相模、武蔵、上野、下野等にも存す。村神 ムラカミ 和名抄、下總國印幡郡に村神郷を收む、村上條參照。村木 ムラキ 出雲國村木庄より起る。佐々木氏の族也と。京極殿給帳に「四百石村木助太夫」あり。村岸 ムラギシ 武蔵等に存す。村櫛 ムラクシ 遠江國數智(濱名郡)に村櫛庄ありて、東寺康永二年文書に「遠江國村櫛莊、最勝光院領」と。又建武四年文書に「村櫛東四郷」と見ゆ。この地より起りしにて、東鑑卷四十一、四十五に村櫛三郎兵衛尉を擧ぐ。而して志都城(村櫛村南之時)は一に村櫛城とも云ひ、志津三郎なる者榮くと傳へ、又一に「九條殿御内備中守共資なる者、一條院御宇正暦年間、倫命を奉じて遠江國に降り、當城(又住堀江)に住む。寛弘七年正月朔日、一子備中守共保・引佐郡井伊に生れ、同年、共資・井伊城に移

る」と云ふ。此の氏の出自と關係あるか。氏人は東鑑建長三年正月二日の村傳兵衛尉以後多く見え。この地の事は宗長手記に「河内村傳堀江下野守。數年の館、濱名の海。南北にめぐり、本城外城黒山といふ。早雲庵(伊勢新九郎氏長)備中守相談せられ、當國諸軍勢うちよせ、兩三日に落居す」と。堀江、井伊、志津等の條参照。

村串 ムラクシ 前條参照。又三河の名族に見え、又尾張國津島の人村串典三左衛門あり、水野氏に仕ふ。

村口 ムラクチ 伊勢、志摩、尾張、武藏等に存す。

村國 ムラクニ 和名抄、大和國添下郡に村國郷、次に尾張國栗栗郡に村國郷、後に村久野と云ふ。次に美濃國各務郡に村國郷、前者と川を隔つるの地也。又越前等にも此の地名あり。

1 村國連 美濃國各務郡の村國郷より起る。神名式當郡に「村國神社二座、村國眞墨田神社」等を載せたり。此の氏と關係あらん。氏人は天武前紀に村國連男依あり。壬申の役功多く、封百二十戸、功田十町、贈外小紫。其の出自詳かならざれど、恐らく尾張連族と思はる。その後、靈

龜元年紀に「小依(男依)の子息從六位下志我麻呂」下りて慶雲四年五月紀に「美濃國村國連等志賣、また類聚國史八十七に「延暦十七年云々、美濃國人村國連等入」など多く、又志我麻呂の男島主は美濃少掾たりしも、藤原仲麻呂の事に應じて誅せらる、後贈從五位下たり。

2 無戸の村國氏 正倉院天平二十年文書に此の氏人あり。村國連の族人ならん。

村國奥 ムラクニノオク 前條参照。

村久野 ムラクノ 尾張に村久野庄あり。

村雲 ムラクモ 丹波國多紀郡に村雲庄あり。太平記に見え、地名辭書に「本庄の大字は今縣守と共に雲部村に入る、村雲庄は和名抄、草上宗部二郷に涉りしと見ゆ。長門本平語に丹波國村雲とあり。丹波志云ふ、本庄村と云ふは村雲莊の頭なり。是の庄、昔九條殿の領地にて此の村に下司を置かれ、其の賦税を收むる廳を京都に置き、領知の名を用ひて、其の地を村雲と稱したり」と。波多野、氷上、八上、惣井等の條を見よ。又日向記に村雲萬六左衛門尉を擧ぐ。

村舉 ムラケ 1 村舉首 毛野氏の族にして、姓氏錄、河内皇別に「村舉首。豐城入彦命の後也」と載せたり。

2 無戸の村舉氏 正倉院寶龜二年文書に此の氏人あり。前項氏の族人ならん。

村越 ムラコシ 遠江等に此の地名あり。

1 因幡の村越氏 氣多郡の豪族にして、安西軍策に「因幡の國人村越」云々と。2 清和源氏石川氏族 家譜に「義時流、石川左兵衛尉親康の裔にして、初め石川、兵庫頭顯光に至り、徳川家康に仕へ、村越と改む」と云ふ。家紋丸に鳩、龍。されど此れより前、奥州石川郡平館は阿武隈川岸に位し、天正年中、須田の老臣村越雅榮附此に居住すと見ゆれば、その族ならんか。寛政系譜、藤原姓に收め「光(七郎左衛門、光勝、道喜。清康以來松平家臣)光(三十郎、兵庫九、顯光、千石)七郎左衛門正重(千二百石)」と見ゆ。

村込 ムラコミ 陸前に紫神社、筑前、豊前等に此の地名ありて、信濃に此の氏存す。又紫式部は藤原爲時之女、同宣季の室、フヂハラ條を見よ。又江戸の戯作者に紫色主(鹽屋主人)あり。又狂歌師に紫ちぢぶ(てつ女)等名あり。

村崎 ムラサキ 武藏等に存す。

紫桃 ムラサキモモ

紫守 ムラサキモリ 越前の古族にして、天平神護二年の當國々同解に「坂井郡海部郷戸主紫守多麻呂」なるもの見ゆ。

村澤 ムラザハ 1 秀郷流藤原姓 信濃の名族にして、秀郷の裔、秀治を祖とすとぞ。2 會津の村澤氏 新編風土記、耶麻郡條に「荻窪村稻荷神社神職村澤紀伊。享保中其の父對馬則行より此の社の神職となると。」

連 ムラジ 制定的カバネの一也。連はもと倉下(クラジ)、宮主(ミヤジ)と同じく、ムラメシ(ムラウシ)にて群主の意なり。古くは團體の首長たりし者の原始的カバネなりしが、尤恭朝カバネ制度確定の時、神別家の内、勢力ある氏に賜ふ事となり、公姓

が開化帝以後の皇別、臣姓が孝元帝以前の皇別氏のカバネなるに相對する事となれり。連姓の氏は總べてにて五百七十九、其の總てを研めて、連は天神、天孫後裔の諸氏の稱する者なるを知れり。但し皇別家にて此の姓を賜はれるあり。こは皇胤なるも極めて皇室と疏遠にて神別に近き者、又は神別家の氏を冒したる者、或は姓を脱されたる者とす。猶ほ地祇にして安曇の族、開化族にて日槍族の連姓なるは、天神、天孫に准ぜられたるに因るべし。天武朝改姓の際、公は眞人に、臣は朝臣姓を賜へるに對し、此のカバネは宿禰姓となれり。當時にありては臣連とや、階級的のものとなりたれど、もと臣と連は其の出自の相違によれるにて、其の間に尊卑高下の事なかりき。凡べて連姓の事の詳細は日本上代に於ける社會組織の研究、五三一頁を見よ。

○ 近江國栗太郡大萱村に連を氏とするものあり、治田連の裔かと云ふ。

村主 ムラシ ムラメシ、及びスグリ條に詳か也。

村石 ムラシ ムライシ 武藏等に存す。

村士 ムラシ 茶人に村士淡齋あり、その

と。茂助は酒井將監家臣村越太郎右衛門使吉の男にして、直吉(吉直)と稱し、家康に屬して功多し。中村條参照。その男、長門守吉勝(七郎左衛門、次左衛門、忠勝、道牛)伊豫守直成(征成、實は牧野信成十男、三千二百石)一頼母勝成(織部照成(二千五百石))等、寛政系譜に見ゆ。家紋丸に鳩、十六葉菊、九曜。又「平岩親吉家臣村越茂左衛門延久一茂兵衛延時」は、小給地方由緒書に「村越茂兵衛・忍城番、五十石」と見ゆ、家紋丸に鳩、草。

村越 ムラコシ 和名抄、備中國英賀郡に林郷を收む。村越庄の地にて、村越の誤ならんかと云ふ。又日向記に村越左衛門尉、村越七等見ゆ。

○ 近江國栗太郡大萱村に連を氏とするものあり、治田連の裔かと云ふ。

他はスグリ條参照。

邑良志別 ムラシベツ

○ 邑良志別君 蝦夷族の一にして、靈龜元年十月紀に「陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇爾奈等言ふ、親族死亡し、子孫數人にて、常に秋徒に抄略せらるゝを恐るゝか。香阿村に追つて邪家を建て、編戸の民と爲り、永く安堵を保たんと請ふ」と載せたり。

村下 ムラシタ

ムラジマ

- 1 藤原姓 紀州家臣に村島清兵衛猶基あり、家紋丸に井桁、五三桐。子孫幕臣ともなり、寛政系譜に見ゆ。
- 2 河内の村島氏 延元の頃、楠木氏に屬せし士に村島帶刀あり。又永祿二年交野郡侍連名帳に「芝村・村島下總守義惟、村島監物長惟、村坂村・村島加賀守遠房」等を載せたり。
- 3 鎌倉 堀尾山城守給帳に「百拾石村島傳藏」を載せ、又大村藩に在りて、長崎系圖に、村島庄右衛門、村島文五郎・見ゆ。又水戸の勤王家に村島萬次郎正義あり、贈正五位。

村杉 ムラスギ 該後に此の地名あり、又

上總の儒者に村杉惟時、村ト總と號す。又武藏等にも存す。

村角 ムラスミ 日向の豪族也、ムラカド條を見よ。

村瀬 ムラセ

- 1 三河の村瀬氏 大同朝樂方に「母良世藥。參河國寶飯郡御津神社の傳方、村瀬實名の家の藥也」と。
- 2 藤原姓 尾張の豪族にして、磯貝氏の裔也。織田信長の臣六右衛門重久(新左衛門)の子小三郎重治(重也)に至り村瀬に改む。始め信雄、後家康に仕へ、更に水戸頼房に屬して一萬石を領す。古渡村の人也。其子清藏重次、弟小三郎重俊(重政二千五百石)一八郎左衛門重房也。家紋・丸嚙巴、三追澤瀉。
- 3 尾張の村瀬氏 前項參照。又愛知郡高田城は高田村新池に在りて、城主は、張州府志に「土人曰ふ、村瀬淨心・之に居る。其の地、今陸田と爲る」といへる如く、里民今も猶ほ其の名を傳へいへり(尾張志)と。又春日井郡大留の城(上大留



村瀬平四郎

村)の城主は村瀬作左衛門なりといひ傳へたり。村瀬氏も小坂氏も織田家の屬士なるべし」と。又「九日市場村の人村瀬作左衛門は信雄從士也」と見ゆ。前項氏は此の氏を襲ひしならん。

- 又中興系圖に「村瀬・藤姓、モン九曜と見え、又富國の儒者に村瀬泰一聚あり、太乙と號す。
- 4 美濃の村瀬氏 村瀬大隅、弟古田五郎兵衛、共に勇士として知らる。安藤條參照。又後に上有智村の畫師村瀬平三郎(世號)あり、秋水と號す。
- 5 大藏姓原田氏族 原田春實六世孫種直を祖とす。
- 6 大村姓 肥前の豪族にして、彼件郡大村氏の一族也。士系錄に「大村(村瀬)・德純の二男純明(大村大和守)一純益(大和守、天文の頃)一純信(左近將監)一純正(彈正)一喜次(折敷瀬善右衛門)」と見ゆ。
- 7 鎌倉 高取上村藩用人、膳所本多藩用人、白杵稻葉藩番頭等に此の氏あり。又江戸の儒者に村瀬良助・櫻園と號す。又京都の儒者に村瀬嘉右衛門之孫(君號)あり、梅亭と號し、その子を修と云ふ。

又秀康給帳に「五百石大尾佐村瀬忠兵衛」を載せ、又増山正利事實に「奉行村瀬又左衛門」、また村瀬伊左衛門等見え、又美作に村瀬藤八、津山藩分限帳に「五石三人扶持村瀬左右、五石三人扶持村瀬五兵衛」を挙げ、又信濃、武藏、伊勢、志摩、攝津等に見ゆ。

村添 ムラソヘ 但馬太田文に「七美郡温泉庄公文給二町九反内、一町九反、竹田公文村瀬彌三郎入道」を載せたり。

村田 ムラタ 肥前に村田庄、常陸に村田庄、村田下庄、村田下郷等見え、又上總、下總、上野、陸前、越後等に此の地名あり。

- 1 村田史 天武紀六年條に「村田史名倉」なるものあり。
- 2 海上氏族 攝津の村田氏にして、八部郡奥平野村村田氏は名族として知られ、海上氏の支流也と云ふ。又明治初年、村田八良兵衛あり、海上五十狹茅九十三代孫也と稱す。ウナカミ條參照。
- 又第十六項、清和源氏岩松時象の二男七郎頼兼・當國村田に住せしより村田を稱し、後に藥師寺に改め、更に村田に復すと。奥左衛門勝義の男十兵衛常勝に至り幕府に仕ふ。家紋丸に井桁、九曜、五七

側、丸に二引。

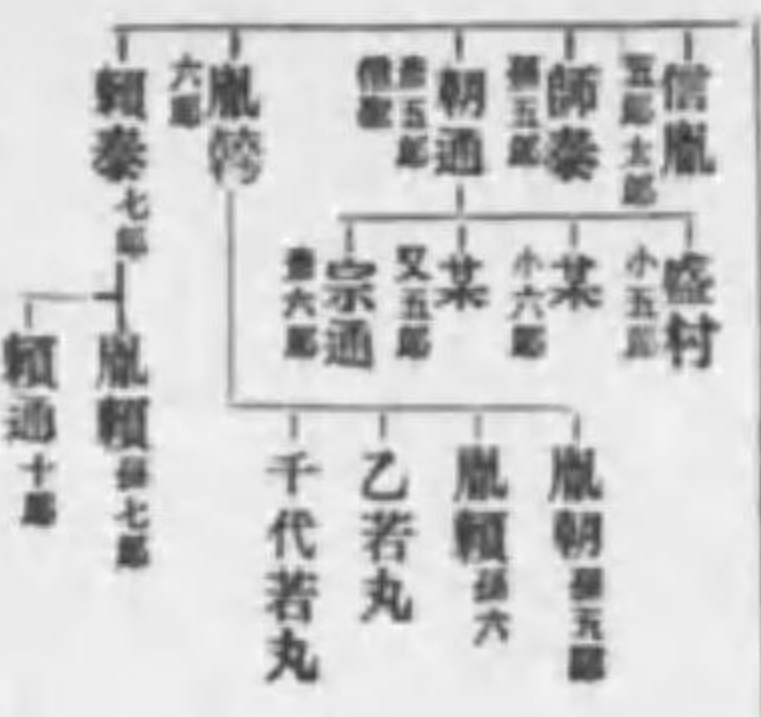
又浪花の歌人に村田春門(一柳、並樹、都子園)、その男七郎嘉言(太岳)、春野(大亮)等、皆名あり。

- 3 河内の村田氏 延元の頃、楠木氏に從ひし士に村田藤四郎あり。又永祿二年交野郡總侍中連名帳に「津田村田村田四郎左衛門對貞俊」を載せ、又寛永三宮拜殿着座に「村田氏三軒」見ゆ。
- 4 清和源氏高屋氏族 近江の豪族にして御園氏の族也。
- 5 佐々木族 家紋丸に抱澤瀉、三巴。幕府醫者の書付に「二百俵醫師村田忠庵、今程五百石、御番醫師村田長庵」と。又寛政系譜に「昌伯(長庵、忠庵、杏林院、五百石)一昌和(長庵)一致和(喜和)と。又、これより前、蒲生氏郷家臣に村田孫太郎あり、此の族か。
- 6 高橋朝臣姓 タカハシ條參照。柏を紋とす。
- 7 橘姓 神宮記録、太神宮司附屬職掌人家系に「村田(御厨家主)、橘朝臣、木姓藤原、稱號川村、河村時季四世時季裔也。初代正伊」と見ゆ。
- 8 伊勢の村田氏 勢州四家記に村田治部

丞・見ゆ、神戸侍也。又四日市の名家村田七右衛門政和は敬所と號し、詩文に長ず。

- 9 尾張の村田氏 知多郡の名族にして、常滑村の人村田權左衛門は水野監物に仕ふ。
- 10 美濃の村田氏 村田右近等ものに見ゆ。
- 11 甲斐の村田氏 東山梨郡千野村の名族也。足利氏の族かと云ふ。村田氏云ふ「家の初代は式部大夫源義國と載せ、家紋は明治初年頃迄はの紋なりしが、現在は丸に十字の紋を用ふ」とぞ。その他、第二十六項參照。
- 12 伊豆の村田氏 賀茂郡妻良邑の豪族にして、戰國の頃、村田市之助あり、早雲に屬す。相州兵亂記に「メテ(ラ)の村田」等と見ゆ。
- 13 武藏の村田氏 入間郡に村田和泉守なるものあり、上野國より來り、平山村堀之内に住すと。又足立郡上木崎村高堀明神社の神主家に見え、又足立郡の此の氏は抱老翁を紋とす。
- 又江戸の人村田忠之(平姓)、その男忠友(儒者)、その男春道(平四郎、右兵衛)は

14 桓武平氏千葉氏族 下總國香取郡村田邑より起る。千葉支族系圖に「國分五郎胤通—小五郎有通(號村田)」



15 秀郷流藤原氏 常陸國眞壁郡村田庄より起る。この地は東鑑文治四年條に「八條院御領、常陸國村田莊」と載せ、後宇多院御領目錄に「村田莊、同下郷、弘安勘文に「村田莊二百六十町」など見ゆ。建久中、小山朝政・村田下莊の地頭に補せられ、子孫、此の氏を稱して、吉間城に居る。摩卑分脈に「秀郷の裔、(小山)下妻出羽守長村—薬師寺阿波守政村—左

16 清和源氏足利氏族 上野國新田郡新田庄村田郷より起り、摩卑分脈に「足利義康—義純—岩松太郎時兼—頼兼(村田太郎)—頼綱(又太郎)」と載せ、また島山系圖に「岩松時兼—頼兼(村田太郎)—頼國—胤國」など見ゆ。寛政系譜、此の子孫と稱する氏二家を載せたり。第二項参照。又一家は家紋丸に三柏、茶實。又新田系圖に「頼兼」

17 伊達氏族 高好を祖とすと云ふ。陸前國柴田郡村田邑より起りしにて、永正十七年秘宗列書に「村田五郎殿買地」、また相馬記録に「輝宗臣村田」など見え、伊達世臣家譜に「村田氏・初め小山と稱す、藤原姓也。其の先を知らず。紀伊守近重(初めは九郎と稱す)に至り、始めて當家に仕へ、天正四年、性山公に従つて相馬に軍す。近重に子なく、直山公の九子を女に配す、これ民部少輔宗晴なり」と。又封内記に「文祿中、村田高好齋・村田城に居る。高好は我が直山君の九男、民部宗晴也。村田家の嗣と爲り入道して高好齋と號す。後に石川大和宗弘、伊達右衛門尉宗高・此に居る」と。又伊達氏譜に「宗晴・一郎、民部、高好齋と號す。家臣村田紀伊近重が養子」と見ゆ。



18 越後の村田氏 三島(古志)郡村田邑より起る。長尾氏家臣に村田氏見え、又藤原景勝配下の將に村田與十郎あり、又藤原郡雷城(水戸野村)は城主村田大

19 越中守と見ゆ。

19 越中の村田氏 三州志、新川郡津毛城(大田庄)條に「邑傳白屋秋貞居たりと。其の後元龜二年三月二日、謙信の幕下村田建殿助(一に修理亮に作り、又與十郎)の家老安達清藏等二十七臣をして之を守る」と。これより前、永祿中、村田與十郎・此の城に據つて上熊野の二宮氏と相闘つて日夜止まずともあり。又「天正六年より、椎名小四郎之を守る。景勝相援けて、村田建殿助を置けり。同年十月、信長公・齋藤新五をして攻取らしめて、神保越中守之を守り」と。白屋、二宮、齋藤、椎名等の條参照。又井波の醫師に村田誠齋(行、士文。徳兵衛の男)あり。

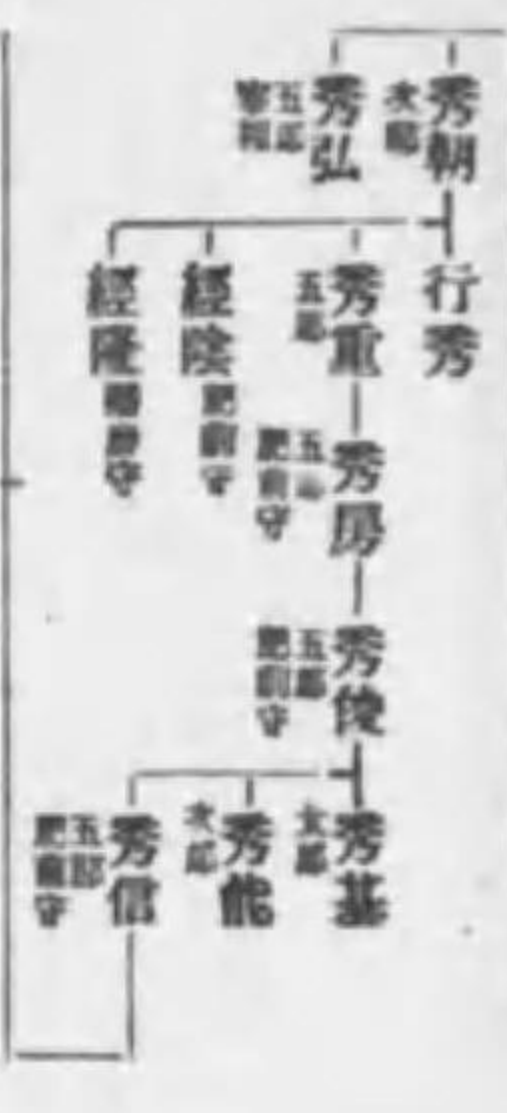
23 助長の村田氏 大村條第十四項参照。又大津郡三隅の儒者に村田清風あり、尊聖堂を設け、文武を講ず。又村田四郎左衛門(職部)清風・見ゆ。

20 加賀の村田氏 加賀藩給帳に「七百石(三槍扇)村田久左衛門、五百石(同)村田中助、三百石(同)村田小甚太、三百石(九ヨウ)村田定之助、二百五十石(槍扇)内ウロコ形)村田八郎兵衛、八十石(丸内二カイ松)村田辰五郎」等見ゆ。

24 阿波の村田氏 小山氏の族薬師寺より分る、第十五項参照。又貞光村の名族村田氏は麻殖郡日笠社永祿四年棟札を傳ふ。

25 源姓小笠原氏族 十河系圖に「十河存保—存繼(村田九兵衛、松平下總守忠明に仕ふ)—重以」と見ゆ。

圖に「經頼—經秀(村田五郎、又伊序と號す)」



又一本に「經頼—經季(村田五郎)」と載せ、又菊池風土記に「經頼—經秀(村田五郎)」「經實(井岸五郎)」と見え、事蹟通考には「經秀(村田五郎)、弟繼益(井岸六郎)」とあり。五條家文書に村田刑部大輔重綱を載せたり、此の族か。

3 藤原姓 藤原の豪族にして島津家の重臣也。鹿兒島郡東俣村一之宮延徳三年辛亥三月棟札に「肥前守藤原經安」と。經安は村田氏にして、時に執政、且つ此地の地頭職にて、此の年經安・當社を再造す(地理纂考)。

又平田系圖に村田三河守經季を載せ、又郡山村諏訪神社は「村田右衛門藤原經成

の勤請、再興天正十五年丁亥七月初四日」とあり。

而して幕末明治に村田經方あり、國事に功多く、男爵を賜ふ、その男嗣太郎也。又西南役に村田新八あり、宮内大丞たりき。

31 秦姓 「宮崎宮二十五世大宮司惣官領泰宿村田伊豫守重成は、建武三年三月六日、多々良濱合戦の時、軍功を勳み、幕府將軍より感状を賜ふ」と。田村の誤か。五智院、筑紫、田村、宮崎等の條參照。

32 雜載 源平盛衰記に「村田兵衛盛房」を載せ、下りて笠間牧野藩重臣、中村相馬藩若年寄、佐土原島津藩用人、福知山朽木藩重臣等に見ゆ。又松江藩土村正道の三男宮三郎は清水谷公正の猶子となり、寂願と號し、天台座主、大僧正たり。又秀康廟給帳に「七百石村田助太夫、五百石村田傳右衛門、百石村田傳三郎」見ゆ。

又松山藩備に村田平藏常武あり、箕山と號す。又儒者に村田通信あり、鶴庵と號す。又彦根藩儒學者に村田大輔榮足(本居門下)、名高く、又堀尾山城守給帳に「二百石村田助六左衛門、百二十石村田和右

衛門、二十石村田吟右衛門」等見ゆ。又神陰流銀寄に村田三左衛門(源左衛門)、同典三、同十郎右衛門久辰(柳生に改む)、皆名高く、又膳所藩勤王の士に村田朋太郎(精一)宗武(喜兵衛の長男)は體正五位、又水戸藩郡奉行村田理介正興は治績あり。又茶道には南都稱名寺の僧珠光(本姓村田氏)、石州流に村田良阿彌、遠州流に村田一齋等見ゆ。又鑄物工名人に村田總次郎整取(もと木村氏、田村氏後見、併せて村田とす)、又美作勝北郡新野庄西上村庄屋に村田林兵衛、江戸の俳人に村田桃陽、京都俳人に村田常長(徳翁)、又村田屋煙管を以つて名ある村田小左衛門直温(高風)も俳人として名あり、了阿と號す。

又二條家侍に見え、又勤修寺侍法師に村田法橋、關山派高僧に村田勇藏(盛恒)、狩野派に村田朴水あり。又津山藩分限帳に「五石三人扶持村田久五郎」、英一蝶の友人に村田牛兵衛、關江藩に村田辰二郎、軍神廣瀨中佐の母村田氏、又儒者村田隆高直景は清水磯洲の次男、村田氏を嗣ぐ、もと田安家士也。その他、大隅、豐後、備中、備前、志摩、甲斐、信濃、武藏、

新助・九百石宛云々、(釋教判書に「一頁東郡敷地村の内云々、都合四百石」と。雜載)その他、松山松平藩用人に見え、又近江の名族、又伊賀上野に村田圓次郎君あり。

村多 ムラタ 前條を見よ。備前等に存す。

邑田 ムラタ 同上。武藏に存す。

村田井 ムラタキ 中興系圖に「村田井・藤姓、本國加賀、齋藤加賀守忠頼の男、周防守忠頼・之を稱す」と。

村玉 ムラタマ 植田美濃守安信の裔。村玉を以つて稱となすと、村尾の誤か。植田、村尾等の條參照。

村地 ムラチ 以下各條參照。武藏等に此の氏存す。

邑智 ムラチ オホナ條を見よ。

邑知 ムラチ 同上、又大和藩上の士に邑知源内あり。

村治 ムラチ 坂上姓土師氏族 坂上系圖に「土師太郎正任—同子太郎正貞—主水佐正雄—正清(村治冠者)—信正(村治冠者)—四郎左兵衛正友—倉四郎正兼—同七郎正季(弟に村治冠者正元あり)—同七郎正弘—村上九郎正平—正時(村治二郎、右衛門尉)—正綱(村治六郎、天王神主)—正業(左衛門尉、本名正成、次に改めて正生と爲す。天王神主、康永二癸未三月五日、

五十八、弟從國は大進房、澄圓の弟子)—兼時(左衛門尉、兼名小法師丸、村治三郎、天王神主、弟長圓は善城寺別當、少納言公、弘俊阿闍梨の弟子。その弟は辻彦四郎正氏也)—正國(村治太郎二郎、左衛門尉)—貞國(左衛門尉)、弟覺眞(村治太郎次郎、榮根寺僧)、其の弟増全は榮根寺僧、權少僧都)。

ムラタ—ムラチ

ムラチ

次に正國の弟「正經(彈正左衛門尉、村治六郎四郎、天王神主。その弟長盛は阿闍梨、善城別當、大輔公、長圓阿闍梨の弟子)—正綱(彈正左衛門、村治太郎四郎、天王神主。その弟源範、滿福寺僧、土佐公。其の弟貞正は左衛門尉、村治六郎二郎。其の弟正心は善示子僧。其の弟賢盡は律師、善城寺別當、榮根寺と號すと)—信正—正光(村治左衛門尉、天王神主。弟に僧周源あり)—富元(村治權太夫)—元俊(村治新助)—富俊(村治三太夫)。元俊の弟「政堅(村治左衛門尉、法名有堅)—支通(村治太郎八郎)、其の弟元式(村治四郎五郎)、其の弟廣光(村治權三郎)」と。その他は、土師、倉、庄屋、吳庭、村上等の條參照。

而して慶長四年紀伊守重吉判書に「村治

ムラチ—ムラハシ 六〇七

村林 ムラハヤシ 同上。

村原 ムラハラ

村部 ムラベ 村氏の部曲たりしか。村部

参照。近江、大和の村部氏は宮道條を見よ。

1 石見の村部 貞觀九年十月紀に「那賀

郡權大領外從八位上村部孝雄」等あり。本

姓久米連に復す。

2 美濃の村部 和名抄、當國方縣郡に村

部郷を收む。

3 筑後の村部 和名抄、當國下妻郡に村

部郷を收む。

4 大村姓 肥前の名族にして、大村藩士

系録に「大村(村部)・純伊崎男良純(紀

伊守)・純重(彌十郎、天文)」と見え、長

崎系圖に村部豐助あり。

村正 ムラマサ 伊勢の刀鍛冶、四世に至

る、藤原姓也。

村松 ムラマツ 伊勢に村松御厨、三河に

村松庄・見え、又遠江、駿河、常陸、岩代、

陸奥、越後等に此の地名あり。

1 度會姓 伊勢國度會郡村松より起る。

二門氏系圖に「(大世古)元郡(一福宜)

一行衛(正四下、四福宜)一行行(村松、

正四上、一福宜)」。

と。今川家臣に村松右衛門・敗亡の後、

上總國松谷邑に住す。その裔村松源大夫

の男藤吉郎・父の仇新平を討つ。又幕末、

志太郡焼津の醫師村松文良の女婿村松文

三(香雪)は大隱門下幸崎管中の次男、勳

王家にして贈正五位たり。

6 清和源氏武田氏族 甲斐國八代郡より

起り、刑部三郎義清の後胤村松右近之丞

信賢の後と云ふ。誠忠舊家録に「市川、村

松右兵衛敬呂・村松右近之丞信賢後胤。天

正自後御用紙渡所。同村松伊兵衛清休。

刑部三郎義清二十七代後胤。藤田村松松

上總夷守・村松上野介信友九代後胤」と。

また「東南湖村松出雲善記・當社正八幡

宮は代々加賀美家鎮守氏神、而して天正

年中、加賀美次郎左衛門尉正行・野呂瀨

より、此の地に移り、宮殿を再造營して、

神領八百十坪寄附、今奈古の庄七箇村。

産土神と稱す」と。

7 紀伊の村松氏 紀州家重臣に見え、又

續風土記、那賀郡吉仲莊舊家條に「地土

村松八郎大夫。其の祖を村松新三郎源

信盛といふ。上總久留里の産にて、大須

賀五郎左衛門に仕ふ。其の後、郷八とい

ふもの同苗郷右衛門と俱に南龍公に従ひ

ムラマツ

ムラマツ

ムラマツ—ムラヤ

六〇九

行晴 有行 家行 盛行

行教 行通 行博 行常

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主

行賢 行本 行主



村松四兵衛

5 和珥部姓 駿河國安倍郡村松邑より起

り、富士系圖に「利生」

道時上東門前官代

富士郡下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

從六位下

村安 ムラヤス 加賀藩給帳に「五百石(紋鳥居)村安右衛門」等を載す、これも村氏也。又武藏等に存す。

柴安 ムラヤス 武藏、攝津等に存す。

村山 ムラヤマ 出羽國に村山郡(羽前)あり、仁和二年十一月、最上郡より分置せしが如し。高山寺本和名抄には「村山郡村山郷(幸良夜末)」を載せたり。その他、甲斐、駿河、武藏、信濃等に存し、又伊豫に村山神社あり。

1 村山連 中臣氏の族にして、本貫河内なるべし。正倉院天平二十年文書に「村山連首麻呂(河内國丹比郡狹山郷戸主少初位上村山連濱足)」など見え、姓氏録、河内神別に「村山連。中臣連同祖」と載せたり。

2 伊勢の村山連 太神宮諸雜事記卷一、二所太神宮例文等に見ゆ。

3 中臣村山連 第一項村山連に同じ。太神宮諸雜事記卷一等に見ゆ。

4 無戸の村山氏 正倉院文書等に見ゆ。村山連の族なるべし。

5 荒木田姓 神宮祠官にして、天見通命後裔、神主石門の子孫也。内宮權禰宜家筋書に「權倉別家」と見ゆ。

6 度會氏族 外官權禰宜家筋書に「村山・龜田末久の四男福島末満が三男福島末英の後」と載せ、又「村山(武住)・元荒木田姓、武垣に至つて度會末長の三男末英を養子となす。同血系・飛鳥二十一世康光男爵」と。山田常盤町の上方字城山に村山岩址あり、文明八年十月(十八年)字治山田一揆争亂の時、山田方の要害城として、村山掃部介武則(嗣官)、陣營を設け、北島國司の軍勢を拒みし所なり。其の事跡は、伊勢軍記、勢陽雜記、運宮次第記、文明一亂記、子良館舊記等に見ゆ(五鈴遺響、古老口碑、神郡志、名勝志、地名辭書等)中島にて敗北す。又近き世、村山龍平あり、大阪朝日新聞社長として令名高かりき。

7 佐々木氏族 大原時親の後に、近江國甲賀郡に住して此の氏を稱す。

8 藤原姓 之も近江の名族にして、家紋丸に葛下に一文字、丸に横一文字引通、丸に葛葉下に一文字。先祖村山角左衛門貞運は甲賀に住し、山岡主計頭景以に屬す。子孫藤大夫貞恒は伊賀者、幕府に仕ふ。

9 清和源氏土岐氏族 美濃國方縣郡村山郷より起り、土岐系圖に「頼朝の子頼榮、

方縣郡村山郷に盤居して、村山を稱す」と載せ、新撰志に「村山村・古城跡は土岐の一族村山、齊敷等住し、村山越中守も住めり。此の外、彦坂、石谷等も住すと、名細記に見えたり。土岐系圖に、左京大夫頼朝の嫡子宮内少輔頼秀(參河守)・連臣齊藤が讒言により、父の勳氣を蒙り、當村に盤居し、村山宮内少輔頼家と名乗る。天文十一年、秀龍謀叛の時、兵を起して軍功ありし故、父の勳氣ゆり、武義郡吉田に住みて三河守と稱す。其の子土岐後守光義、二男土岐越前正昭頼、その弟頼朝親貞頼永(稻葉一鏡の養子)、その弟土岐掃部助榮興など將軍義昭に仕ふ」と。

又方縣郡下鴨岡村の「村山家營は土岐の一族村山氏が陣城なり」といふ。

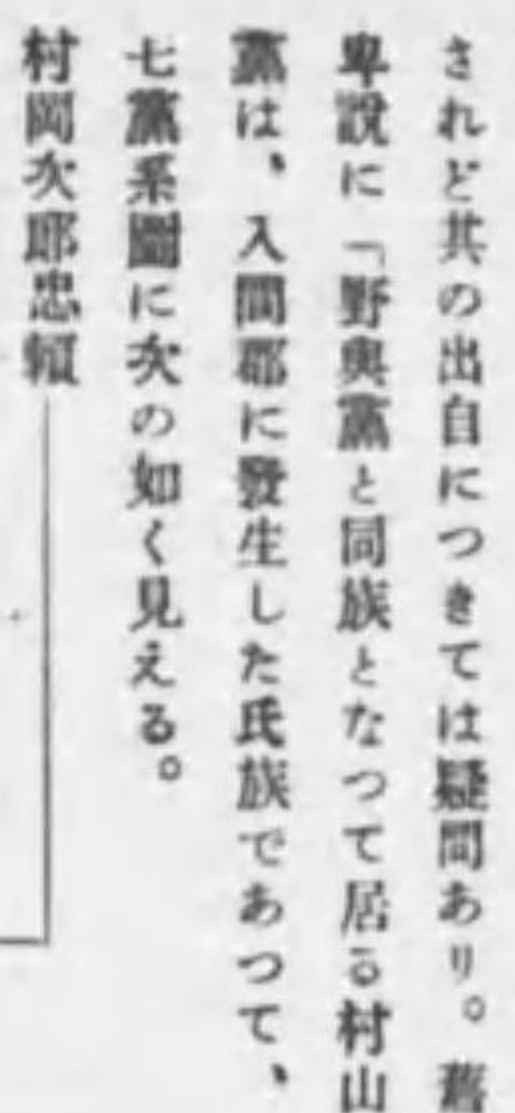
10 清和源氏 家紋六瓜の内左三巴、左三巴。村山角左衛門重正(元和七年御家人)以下寛政系譜に見ゆ。

11 平姓 もと猿渡氏、藤四郎實信に至り、藤原姓に改め、その後胤傳左衛門信庸に至り、外家の號村山を冒す。その男元徳(自伯)・幕府に仕ふ、その男元休也。家紋龜甲の内二引、丸に三圓、丸に三萬、藤

者の書付に「二首後、外村村山自伯、今以つて同高」と。

12 桓武平氏 武藏七黨の一にして旗類多し。七黨系圖に「良文(村岡五郎大夫)——忠頼(村山次郎)——胤宗(野與黨祖)——元宗——頼任(村山實主、村山黨祖)——頼家(村山實主)——家綱(大井)、弟家繼(村山小七郎、後號山口七郎)——某(太郎)と載せ、また千葉系圖に「忠常——恒親——恒仲——頼任(村山實首)」など見え、其の庶流には、大井、宮寺、金子、山口、須黒、横山、久米、仙波、廣屋、荒波多、藤波田等の諸氏あり。

されど其の出自につきましては疑問あり。舊卑説に「野與黨と同族となつて居る村山黨は、入間郡に發生した氏族であつて、七黨系圖に次の如く見える。



胤宗——元宗——基水——野與六郎

と。これ野與黨は平氏千葉の一族でない事は、野與條で考證した如くであつて、其の眞系は

胤宗——元宗——近水——恒水

基水——恒宗

であつたらうと述べた。然らば村山黨の祖頼任は如何であらう。果して胤宗の孫、基水の弟か、これに對しての異傳は、前にも引いた淺羽本千葉系圖で(野與條參照)、それには平忠常の子に千葉小次郎常將を載せ、その弟として恒親、恒遠、胤宗を挙げ、恒親の後は「恒親——恒仲——頼任(村山實首)」とし、胤宗の裔を「胤宗——元宗——基水(野與六郎)」と載せて居る。一本相馬系圖も同様である。若し此れに従へば基水と頼任とは兄弟でなく、兩從兄弟であるが、淺羽本は野與條に述べた如く、後世接合した系圖であつて信用が出来ぬ。けれども「胤宗——元宗——基水」と云ふ三代が七黨系圖に合し、且つ其れ等の根本たりし系圖にも合するのである故、この「恒親、恒仲、頼任」三代も、或る有力なる古系圖に據つたものでなからうかと思はれる。けれど分脈に、忠

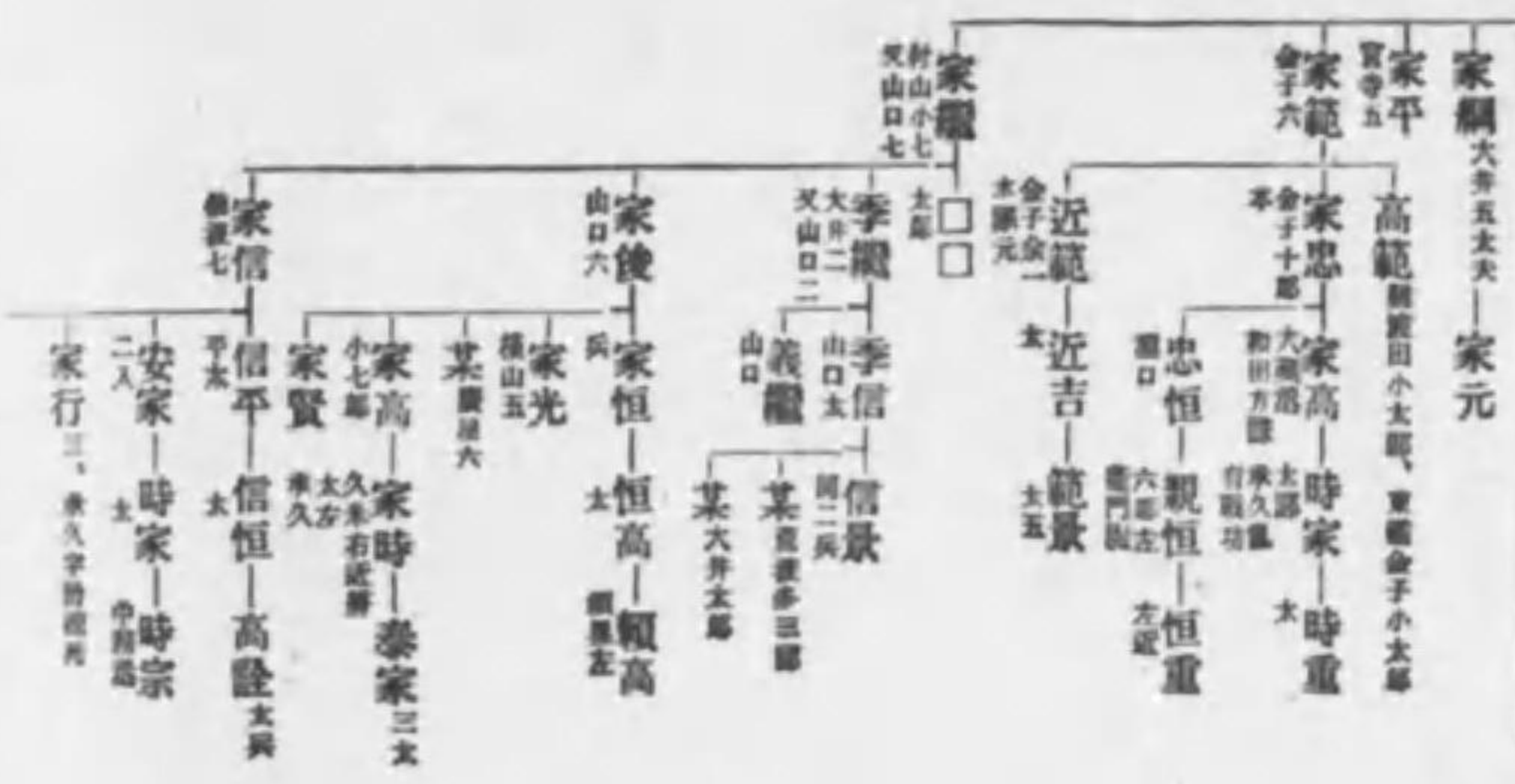
恒の子を恒將、恒親、恒遠とし、恒親の

子を恒仲として居る。即ち恒親、恒仲と云ふのは胤宗、元宗の如きものでなく、やはり千葉氏一族であるが、分脈の採用した千葉の系圖から補つたもの故、恒の字を用ひて居るに過ぎぬ。

から考へて來ると、頼任を恒仲の子としたのは、やはり淺羽本系圖の偽作に過ぎない事がわかつて來る。寧ろ基水と頼任とを兄弟とする七黨系圖による方がよからう。(野與條參照)。

然らば何が故に此の兩黨を千葉氏としたかと云ふに、それは平忠常が武藏押領使であつた事から考へて、頼任、基水は恐らく其の配下となつた關係があつたのではなからうかと思はれる。其の上、野與庄司近水の子恒永は、忠常の孫、常將の子の常長と同名である爲、これを同一として野與の系をつくり、頼任と基水とは同時代と云ふので、同じく千葉氏としたと想像せられる。けれど此の村山黨も野與黨と同様に、その系圖に原氏の殘影を止めて居ない爲、今の處、まだ出自が明白でない、唯埼玉郡の古族と云ふ事丈が推察し得るに過ぎないが、よく考へると、やはり、他の七黨諸氏と同様、武藏國造

13 略系 頼任以後は次の如くである。
 頼任(村山貫首)一頼家



類従本も大體同様であつて、唯家忠の譜に「保元亂源義朝に屬して高間氏兄弟の首を獲、平治亂、待賢門に七騎の一に居り、力戦、首數級を獲。其の後、衣笠、一谷、屋島等の役、屢々戦功あり」と。又近範の譜に「本家元、兄家忠と衣笠城を攻めて、三浦與一、の首を獲。屋島の役、越中次郎兵衛盛綱を射て其の胸に中つ」等がある丈である。

右の内、大井氏は荏原郡大井郷、宮寺氏は入間郡宮寺郷、荒波多氏は同郡荒波郷、須黒氏は同郡勝呂村、仙波氏は同郡仙波村、久米氏は同郡久米村、難波田氏は此の郡の發祥らしい。金子氏と山口氏とは、入間郡にも、多摩郡にも、金子村、山口村があつて、共に兩氏が居たと云ふ傳説を殘して居るが、前述の如く此の黨の氏の多數が入間郡發祥である故、恐らく兩氏共入間郡に發祥し、後に多摩郡に移つたものであらう。

頼任は村山貫首となり、村山を氏とするに至つたが、此の村山とは、西多摩、北多摩、入間の三郡に亘つた舊地名である。

14 氏人 源平盛衰記に多く見え、又東鑑卷一、十、十五に村山七郎義直を載せ、承久記卷四に「村山とら」を擧ぐ。下つて新編風土記、多摩郡箱根ヶ崎村村山氏條に「先祖村山土佐守、北條没落の時家絶えしより、子孫こゝに居れる由をいへど、記録もなければ、たしかなる事を知らず。但し郡中殿ヶ谷村は古へ村山と唱へて、村山土佐守の領せし所なりと云ふ。又其の村の福正寺の過去帳に「天曉雲山、天正年中八月二十一日、村山土佐守」とあり」と。又同村村山氏「これも村山氏にて、即ち村山土佐守が家老村山雅樂助の子孫なる由はいへども、さしてしるしとすべきことはなし」と。

又足立郡に在りて「村山伯耆守行秀は天文四年四月朔日卒しければ、法性寺に葬り、法諡を保正寺定山存景大居士と號す。

此の人は頼ヶ谷上杉定正の藩下にて、當郡戸田領の地を領せしと云ひ傳ふ。村山氏は當國七黨の内にて、村山貫主頼任、同七郎家繼など稱せし人あり。行秀はこれ等の後裔なるべし。多摩郡箱根ヶ崎村の民次郎右衛門が祖先を村山土佐守といひ、天正の頃、北條家に仕へ同郡山口領の内を領せりといへば、伯耆守は土佐守が一族なるも知るべからず。今村内に行秀が子孫といへる民二人あれど、世系を失ひて詳ならずと。又大里郡に在りて、「羽生城主村山清武の子清昌、城陷るの後、熊谷驛に隠棲す。其の子清春、其の子清次、其の子を玄龍と云ふ」と。又高麗文書に村山彈正殿等見ゆ。

15 出羽の村山氏 大同類聚方に「村山藥は郡山郡の人・郡山長岡が傳ふる所の方」と見ゆ。

16 坂上氏族 これも羽前國村山郡より起る。坂上系圖に「村田慶の子雄弓(村山四郎、出羽國村山郡大領)」と見ゆる後也。

17 清和源氏佐竹氏族 甲州津金衆の一なり。佐竹、津金等の條を見よ。

18 信濃の村山氏 高井郡の村山村より起る。信濃源氏の一族と云ふ。東鑑、養和

元年五月條に「村山七郎源義直(へまた頼直)あり。

19 丹波の村山氏 桑田郡に、村山神社あり。又丹波志、氷上郡條に「村山惠恩・佐野村。源人にて來住すと云へり。年久敷き事にて、云ひ傳へ計り、今に村山氏を名乗る者有れども、讓り物にて、正統の村山氏に非ず」と。

20 室町幕臣 永享以來御番帳に「五番・村山彌四郎」文安年中御番帳に「五番・村山彌四郎」等見ゆ。

21 肥前の村山氏 大村藩士に村山氏あり。鈴川氏と同族にして、嬉野氏の族なりと。又長崎役人に奉行村山東庵(東安)、又唐津の名醫に「村山佐介自伯(本姓猿渡)」あり、第八項を見よ。

22 菊池氏族 肥後の豪族にて、菊池系圖一本に「又二郎隆泰の子季世(村山美作守、武光、武士二代執權也)」と見ゆ。

23 藤原南家相良氏族 之も肥後發祥か。村山系圖に「佐幸田六郎頼俊(幸慶(村山正親房)一幸圓)と載せ、又事蹟通考に「頼俊一長家(三郎、後に正親坊幸慶と名のる、村山家祖)」と見ゆ。

24 肥後の村山氏 前二項參照。又益城郡

甲佐三宮神文に「文明十二己亥、村山利部大輔惟登」と。阿蘇家人也。

25 薩隅の村山氏 大隅郡邊塚村十三所大明神永祿十三年棟札に、村山太郎五郎を載せ、又棒山資滿の三男木村仲之丞松根は勳王家、後村山資助と改め歌道に秀ぶ。

26 雜載 石田三成の物頭に村山理助、又村山傳左衛門信庸の男理左衛門元清の二男元格淳庵は幕府に仕ふ、家紋殿手に二引。三田九鬼藩用人、久留里黒田藩用人、高田柳原藩重臣等に見え(武鑑)、又京極殿給帳に「四百石村山馬左衛門」見ゆ。また黒田藩臣村山角左衛門、初の名は平松金十郎と云ふ。平松と松平とまぎらはしきにより、村山と改め、名をも角左衛門と號す。本は鍋島加賀守の侍童たりしを、朝鮮陣の時、長政・名護屋に於て通ひに出たるを見給ひ、此の童を我に給ひ候へとて、遂に豊前につれ歸り、三宅若狹に預けて、むことさせらる。澗州合渡川合戦に高名す。同年九月十五日、關ヶ原戦の時又功あり。又香宗我部家臣に「御細屋村山與左衛門、同與市」見え、又筑前の儒者に村山一介(伯經)あり、芝場と號す。又津山藩分限帳に「百二十石、

村山左伸、七十五石村山奉庵、百五十石村山軍太郎、五十石村山東人」等見ゆ。又越後三條の勤王家に、村山秀一郎叔あり、中牧と號し、又河江と云ふ。又山城宇治の人村山善八は後に茶人吉見喜齋と云ふ。又喜臣藤田顯庵の二男村山徳淳は拙軒と號し、名聲ありき。その他、越前江藩に村山文彌、又村山新左衛門、コキヤン條を見よ。又信濃、磐城、岩代、陸前、陸奥等にも見え、又市村座々主村山又三郎は和泉堺の人なりしとぞ。

村雪 ムラユキ

村吉 ムラヨシ 肥後の豪族にして、諸國文書、弘安四年蒙古戰勳功賞に「合志郡村吉村村吉又次郎入道教四郎」とあり。

村若 ムラワカ

美濃等に此の氏あり。務理 ムリ 和名抄、周防國大島郡に務理郷を收む、今森村存す。

六十谷 ムリダ

六月一日 ムリハリ ウリハリ

武例 ムレ

和名抄、讚岐國三木郡に武例郷を收め、幸禮と註す、後の幸禮邑なり。

牟禮 ムレ

和名抄、周防國佐波郡に牟禮郷を收む。その他、攝津、遠江、武藏、信濃、讚岐等に此の地名あり。その他、村條

參照。

- 1 幸禮之別 垂仁帝裔にして、古事記、垂仁段に「大中津日子命は飛鳥君、幸禮之別、云々等の祖也」と見ゆ。攝津國島下郡に幸禮神社あり、此の氏の氏神か。
- 2 幸禮公 前項氏に同じきか。姓名録抄、拾芥抄等に見ゆ。
- 3 無尸の幸禮氏 天平十二年六月紀に幸禮大野と云ふ者見ゆ。幸禮之別の裔なるべし。
- 4 遠江の幸禮氏 佐野郡に飛鳥村ありて、又幸禮は兩郡四郷に當るとぞ。その他、第六項を見よ。
- 5 讚岐公姓 讚岐國三木郡武例郷、後の幸禮邑より起る。全讚史に幸禮城は幸禮村に在り、今の揚小四郎の宅、其の述と云ふ。幸禮孫兵衛光茂、之に居る。是れ蓋し神德王の裔也。而して世々幸禮に居る、故に以つて氏とす焉。後光茂、秀頼廟に仕へて、藤七百石を賜ふ。阿州若江の役に戦死」と。
- 6 在原姓 其の先、隱田を稱し、讚岐國幸禮に住せしより家號とすと云ふ。幸禮主計頭貞高は今川貞世に仕へて、筑前世振山合戦の時軍功あり、讃岐國清原の城

代となる。寛政系譜に「筑後守貞高(五郎、主計頭)——但馬守範里(又五郎、準人正)——但馬守政高(五郎、準人正)——準人正(但馬守範重)——豊岐守勝重(權太郎、權右衛門)——郷右衛門勝利」等代々今川氏に仕ふと。家紋上藤の内三笠松、丸に九枚笹。勝利に至り信長に仕へ、その男郷右衛門勝成は家康に仕へて千五百三十石を領す。

牟婁 ムロ

和名抄、大和國葛上郡に牟婁郷を收む、孝安帝都のありし地にして、室邑存す。而して日子坐玉の御子に室毘古王あり、此の地に御座せしが如し。次に紀伊國に牟婁郡あり、和名抄に牟婁と註す。熊野の地にして、郡内に牟婁郷を收め、無呂と訓ず、田邊の地なるが如し。

室 ムロ

大和、河内、三河、武藏、近江、美濃、下野、越中等に此の地名あり。

1 大和の室氏

當國の豪族、葛上郡室邑より起る、前條參照。下りて至徳元年の大和武士交名に「室殿」見ゆ。

2 三河の室氏

温美郡牟呂邑より起りしか。當國の此の氏は次の三項を見よ。又東鑑卷十五に室平四郎重廣・見ゆ。

3 松平氏族

形原松平親忠の子忠要の裔

なるべし。

菅原姓 第二項參照。「先祖三州室家に住せしより家號とす」と。家紋梅鉢、風車。寛政系譜、金兵衛重玄(延寶御家人)より承あり。

5 熊野族

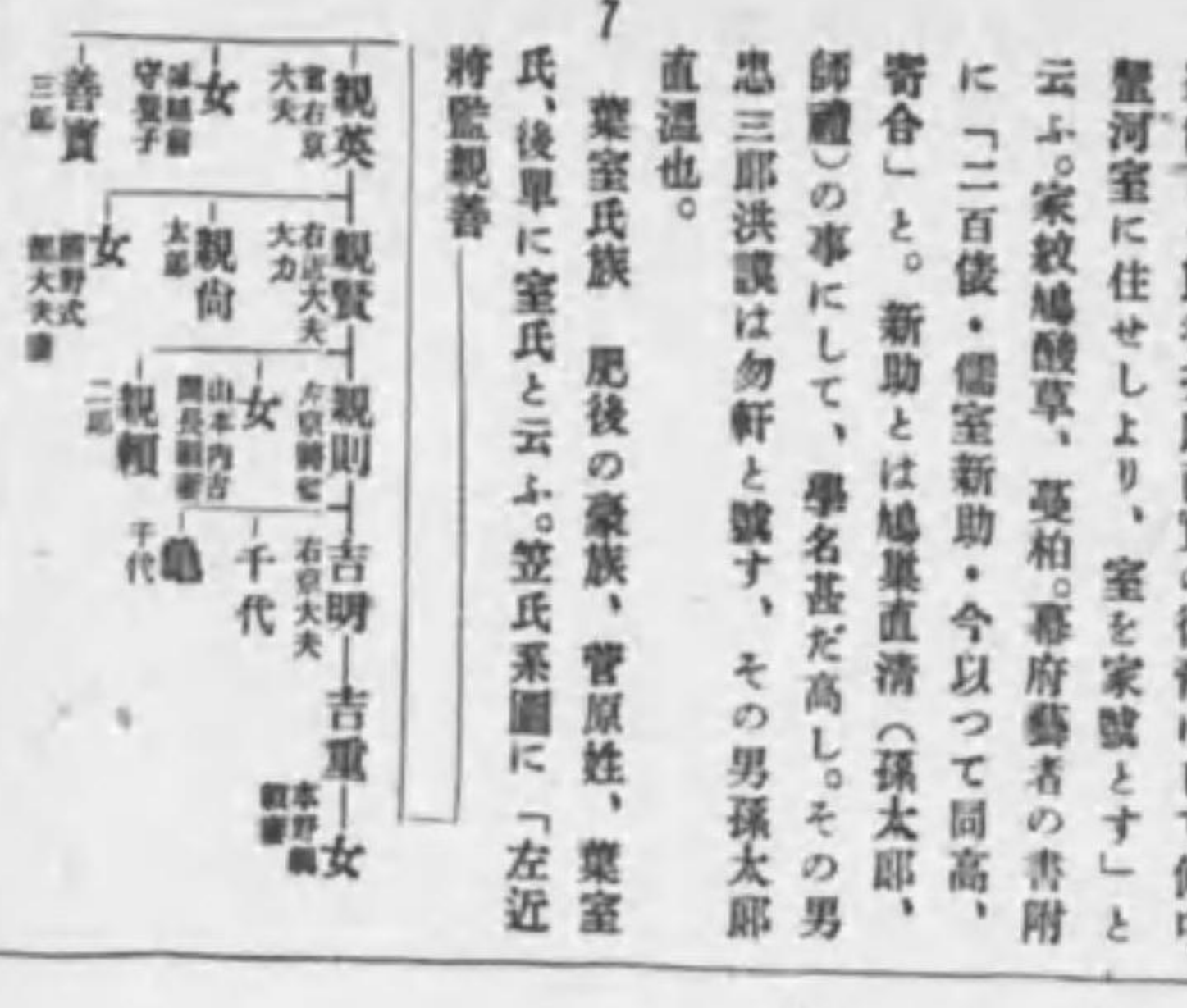
三河國渥見郡牟呂邑より起る。鶴殿條を見よ。又參州室城主室兵庫頭あり、山本條を見よ。

6 桓武平氏熊谷氏族

備中發祥にして、家傳に「熊谷次郎直實の後裔にして備中鹽河室に住せしより、室を家號とす」と云ふ。家紋鳩殿草、蔓柏。幕府藝者の書附に「二百俵・備室新助・今以つて同高、寄合」と。新助とは鳩巢直清(孫太郎、師禮)の事にして、學名甚だ高し。その男忠三郎洪誤は勿軒と號す、その男孫太郎直温也。

7 葉室氏族

肥後の豪族、菅原姓、葉室氏、後單に室氏と云ふ。笠氏系圖に「左近將監親善



上。事蹟通考に「室左兵衛、室小野に住む」と。その他、葉室條を見よ。

8 藤原北家

道長裔。室伏條を見よ。

9 雜載

又尼子家臣にあり、その裔・備中英賀郡中井邑の醫・室之機(草庵)なりと。第六項參照。又豐後國藩の學者に室何遠(重明)あり。その他、備前、攝津、播磨、紀伊、武藏等に存し、又近き世、越後の名士に、室季次郎あり。又播磨の豪族別所配下の將に室小兵衛・見ゆ。

牟呂 ムロ

三河國渥美郡牟呂村より起りして、鶴殿氏の族也。牟呂城主鶴殿兵庫頭、牟呂兵庫頭正茂などあり、ウドノ條、及び前條を見よ。

室井 ムロキ

岩磐の室井氏 新編會津風土記、會津郡條に「田島、田出字賀神社神職室井出雲、祖權大夫某・當社の神職となる。其より九世の孫を祝守國長と云ひ、寛文中、神職たり。今の出雲國貞が七世の祖なり。昔室井と稱せるもの長沼氏に仕へ、田島四天の一人なりと云ふ。久しく此の村に住し、室井氏を稱すれば、其の子孫なるも知るべからず」と。

又同郡彌五島組彌五島村條に「熊野宮神

職室井周防、其の先を右門某と云ふ。寛永の頃、當社の神職たり、今の周防高則は六世の孫なりと云ひ、又木合村熊野宮神職室井備中、天正中室井右近道春と云ふ者神職たり、今の備中道高が六世の祖なり」と云ふ。又田村、岩瀬等にも存す。

2 下野の室井氏

那須郡温泉神社の神主家に此の氏あり。當社は式内社にして、又平家物語、那須餘一が那須の温泉大明神と祈りたる名詞也。

3 美作の室井氏

井の内城主下山筑後守清氏の老臣に室井權左衛門・見ゆ。その男左近政輝は、天文十三年尼子氏に破らる。又英田郡上福原社家に室井政之進、又勝田郡青野の名族に見ゆ。

4 雜載

その他、播磨、攝津、武藏等に見ゆ。

室尾 ムロヲ

但馬國朝來郡室尾より起る。太田文に「室尾別宮・二十二町一反、八幡領下司、室尾彌四(史本には三)郎入道顯運、御家人」と載せたり。

室岡 ムロヲカ

武藏に此の氏存す。

室賀 ムロガ

清和源氏滿快流、信濃國の豪族にして、東鑑、延應元年七月十五日條に小泉庄

職室井周防、其の先を右門某と云ふ。寛永の頃、當社の神職たり、今の周防高則は六世の孫なりと云ひ、又木合村熊野宮神職室井備中、天正中室井右近道春と云ふ者神職たり、今の備中道高が六世の祖なり」と云ふ。又田村、岩瀬等にも存す。

2 下野の室井氏

那須郡温泉神社の神主家に此の氏あり。當社は式内社にして、又平家物語、那須餘一が那須の温泉大明神と祈りたる名詞也。

3 美作の室井氏

井の内城主下山筑後守清氏の老臣に室井權左衛門・見ゆ。その男左近政輝は、天文十三年尼子氏に破らる。又英田郡上福原社家に室井政之進、又勝田郡青野の名族に見ゆ。

4 雜載

その他、播磨、攝津、武藏等に見ゆ。

室尾 ムロヲ

但馬國朝來郡室尾より起る。太田文に「室尾別宮・二十二町一反、八幡領下司、室尾彌四(史本には三)郎入道顯運、御家人」と載せたり。

室岡 ムロヲカ

武藏に此の氏存す。

室賀 ムロガ

清和源氏滿快流、信濃國の豪族にして、東鑑、延應元年七月十五日條に小泉庄

室賀郷(小縣郡室賀)と載せたる地より起る。尊卑分脈に「滿快の裔孫・林小次郎快次(盛快(室賀二郎)幸快(諏方部二郎)快高(同四郎)快頼(二郎))と見え、伊奈系圖にも同様記載せ、又中興系圖に「室賀・清和、快助二男次郎盛快・之を稱す」と。以下次項を見よ。

後世、室賀村室賀城主に室賀山城信俊入道一葉軒あり、天文十四年、武田に降る。この室賀氏は一に大井氏族と傳へ、甲陽軍艦に「モロカ二十騎」と載せ、千曲眞砂に「室賀城・經基王の五世伊奈信濃守爲公の五代盛快・此處に住し、郷名を氏となす。後村上家に屬し、代々高家に准じ、二千石を領す。室賀山城守盛清の代、天文十四乙巳年正月、甲州勢に攻られ、武田家に降りて、入道一葉軒信俊と改む。天文十六丁未年八月、葛尾藩城の後には義清の徳敵となり、川中島合戦に武功をあらはし、信玄公より本領安堵の證狀を賜りし處、天正元癸酉年七月十九日、徳川家康公三千の兵を率し、信州に發向し給ひ、室賀城を攻め玉ふ。これに依り、九月八日、一門防ぎ兼ね降参して開城、城主一葉軒信俊は退去して、三州黒雲寺の山奥

に住し、年経て卒去と云ふ。落城後、台命に依つて、松平彌三郎伊昌・之を預り、泰平の後破却。

一葉軒信俊の子息に兵庫之介と云ふ者あり、父と共に退去し、三河に至り、夫より諸々浪人して江戸に至り、當時五千五百石を賜はり、江戸大塚に住し、室賀兵庫と稱する。其の本は其の子孫也と云ふ。生島足島神社起請文に「室賀山城守信俊、同治部夫輔經秀、同常陸介正吉、同甚七郎吉久」等の連名あり。又曰ふ室賀氏は大井氏族也」と。又佐々禮石に「諏訪部城は室賀治郎盛快の二男治郎幸快・當所に分地して、營城を築城居住し、諏訪氏と稱す。天福元癸巳年、故有りて一代にて當所引拂」と。猶ほ次項參照。

2 同上頼清流 信濃國更科郡室賀郷より起ると云ふ。寛政系譜に「屋代能登守正重の二男大和守永(大和守正正、一葉軒)・室賀郷に住して室賀氏を稱す」と。家紋丸に上文字、丸に九枚笹、鶴巻。勝水・武田信玄に仕へ、その男源七郎滿俊・武田没落後、家康に屬し、その男下總守正俊(實は屋代越中守秀正二男)に至り、七千二百石を領す。その男(甚四郎正勝)寄

合)一下總守正善(五千五百石)一兵庫正重(同正繼)と。前項氏に同じ。又中興系圖に「室賀・清和、本國信濃、モン丸内上字、屋代能登守正重の男大和守滿正・之を稱す」と見ゆ。

3 甲斐の室賀氏 村上氏の支流と稱す。實賀 ムロカ 源姓と云ふ、前條氏を誤るか。中興系圖に見ゆ。

諸賀 ムロカ モロガ條を見よ。

室川 ムロカハ 佐々木氏の族にして、中興系圖に「室川・宇多、山崎中務丞定家の男次郎師廣・之を稱す」とあり。猶ほ藤原姓と云ふもあり。

室神 ムロカミ

1 石見の室神氏 那賀郡下松山村大字八神に雄雄城趾あり、その城主を室神彦左衛門尉と云ふ。石見志に「室神山、俗稱淺利富士あり。此の氏の始原地ならん、何の系か不明」と。

2 藤原姓 越後の名族也。

室木 ムロキ ムロノキ 武藏、近江、周防等に此の地名あり。

○ 蒲生氏族 近江國蒲生郡室木庄より起る。蒲生系圖に「惟賢(室木俊方)と見え、其の妹(豊州稲垣三郎重泰の室)

と載せ、又「惟賢」女(源氏、伊勢國稻垣三郎重泰室)爲泰(室木八郎)一泰家(小太郎入道法名信頼)とあり。その男に「新太郎、永仁(多河房)、新二郎、泰宗(室木三郎)、泰氏(野矢祖)、女七人」を挙げ、泰宗の男「泰藤(大藏左衛門尉)一泰長(彦太郎左衛門)、弟俊光(美浦左衛門尉俊子、美浦住)、弟泰禪(山僧伯耆)、妹(吉田筑前守室)」と。

又中興系圖に「室木・源姓、本國近江、秀郷九代備前守之を稱す」と云ひ、又一に「蒲生太郎惟季(俊房(室木四郎))と見え、秀郷家臣に室木伊豆あり。

六呂木 ムロキ ムツロキ 大和國山邊郡の豪族にして、大神姓、赤埴氏の族軌安の弟帶刀國定・伊勢六呂木に住みて六呂木氏と云ふ、其の後なりと。

室越 ムロゴシ 武藏に此の氏存す。

室崎 ムロザキ 同上。

室住 ムロスミ 甲斐の名族にして、兩角氏ともあり、諸角氏に同じく、豐後守虎定・名あり、永祿四年河中島戦死、其の子を兩角助五郎昌守と云ふ。又云ふ「兩角氏は源滿政五世孫木田三郎重長が十五世次郎太夫政逸の子惣兵衛直政の男七郎・諏訪氏に仕

へ、兩角氏と改めし」と云ふ。次男豐後守昌清・天文中甲斐に来ると。家紋五室内に小字。その他、モロズミ條を見よ。

室園 ムロゾノ 筑後の名士に室園初右衛門あり。

室田 ムロタ 上野等に此の地名あり。

1 赤松氏族 攝津國八部郡兵庫四宮内町の舊家也。其の先は赤松氏より出づ。其の祖室田新次郎は別所則忠の女と婚し、別所の爪牙となる。三代室田内匠頭道光、別所長治に仕へ、天正七年三水合戦に死す。其の子萬葉社圓譽魯頌和尚の子孫・醫を業とし、兵庫に住す。其の裔室田美軒法橋は御室宮御落胤也と傳ふ。

2 藤原姓 家紋丸に茶實、九曜。寛政系譜に助大夫政支(三助)以來系あり。その男金大夫政臣、その男金左衛門雅矩也。

3 雜載 筑後に室田氏ありて、閑暇藤木に「室田市郎右衛門・久留米村柳原住」と。又紀伊の醫師室田退藏(坤山)は、本は泉氏、學・國漢佛に亘る。又岩磐、武藏等に見ゆ。

室谷 ムロタニ ムロヤ條を見よ。

室津 ムロツ 和名抄、長門國豐浦郡に室津郷を收めて、無呂郡と註し、次に土佐國

安藝郡に室津郷を載せて、牟呂郡と訓す。その他、播磨、周防、淡路等に此の地名存す。

1 藤原姓 播磨の豪族にして、海東諸國記に「吉家。丁亥年、使を遣はし、來りて觀音現像を賀し、書して播磨州室津代官藤原朝臣吉家と稱す。上院寺に觀音現像あり、圓覺寺に兩花舍利の異あるより、以後、諸州・使を遣はし來り賀する者甚だ多し。前に使を遣はざる者と雖、皆接待を許す、下並に同じ」と。

2 惟宗姓 土佐國安藝郡室津郷より起る。元規記に「室津云々」を載せ、又一條家臣に見ゆ。安藝氏の族也、アキ、コレム本等の條に詳か也。また別府、文等の條參照。

室塚 ムロツカ

室積 ムロツミ 周防國熊毛郡室積邑より起るとぞ。

室戸 ムロト 日向記に室戸彈正忠・見ゆ。

室永 ムロナガ

室根 ムロネ

室野 ムロノ 和名抄、但馬國出石郡に室野郷を載せて無呂乃と訓す。

室木 ムロノキ ムロキ條を見よ。

室橋 ムロハシ 武藏等に存す。

室端 ムロハシ
室林 ムロハヤシ

室原 ムロハラ 和名抄、大和國城下郡に室原郷を収め、また磐城、出雲、播磨等に此の地名あり。

1 室原首 孝徳紀に室原首御田なる者見ゆ。大和國城下郡室原より起りしなるべし。

2 室原造 前項氏の後なるべし。正倉院天平十四年文書に「權少領(式上郡)少初位上室原造具足」など云ふ者見ゆ。

3 室原真人 皇別の貴姓にして、延暦二十四年二月紀に「左京の人、十二月王、小十二月王等の三人に室原真人を賜ふ」と見ゆ。

4 平姓 磐城國標葉郡(雙葉郡)の豪族にして、南北朝の頃、室原四郎右衛門あり、宮方に屬して、戦功ありしが、曆應の頃に至り武家方に屬す。その裔室原伊勢は富岡城代たり、岩城勢に城を賣落さる。標葉、富岡等の條を見よ。

室平 ムロヒラ 參河國賀茂郡の豪族にして、室平四郎重廣は東鑑に見ゆ。室條參照。室生 ムロフ 大和國宇陀郡室生邑より起る。赤城系圖に「高見監時朝綱—光安(室

生庄司大夫)、弟安祥(宇陀郡司職、兼室生別當)と。

室伏 ムロフシ ムロフセ
1 小野姓横山黨 武藏の豪族にして、小野系圖に「由木六郎保經—廣保(室伏六郎)—廣保(太郎)—保貞(彌二郎)—景保(又二郎)—盛保(又四郎)」と載せ、又七黨系圖に「廣保(室伏六太)—範範—保貞(保貞、彌二)—景保—盛時(又三)」と見え、島山本には「由木六郎隆家—廣家(横山盛次、室伏野次、室伏六野次)」



重行五郎—惟兼三郎
六郎
松房丸

重廣—行長
長保野内

知保—野三—彌五郎
隆快—泰隆小三郎
泰行小四郎—若香

保信—康光—康清
保基—保忠三郎太郎
景基—大郎三郎

景信—七郎五郎
長俊—清長三郎
信光—野七
行長十郎

2 甲斐の室伏氏 東山梨郡室伏邑より起る。國志に「東鑑、承久三年六月十三日條に室伏六郎保昌、また承久記に「甲斐と。氏は東鑑卷二十五に室伏六郎保信、見ゆ。

居住入室伏六郎見三三又諸星氏と云ふ。室伏、室臥、室星、諸星、相通ず」と。モロフセ條參照。

3 藤原性 室伏神社因記に「師範長男伊尹、長男道長、二男伊義、長男義且(且)、長男義照、二(室大納言正三位義照、室の元祖、室生大明神を崇め奉る)、武士に下りて室伏加賀守と號す。氏紋三頭右の巴なり。幕の紋は雲龍、嫡子一人附く。庶子は諸星、紋は七曜の星。

室伏大膳大夫從三位忠義、二男法師記乘。加賀大丞藤原朝臣義、二男近藤國廣。子孫逸州、三男高橋頼義。子孫三州。別家加賀中將藤原房義、二男二良勝良。

室伏武藏守元頼、室伏加賀守義則、二男尾崎善太丸。室伏越後守元義、室伏大膳大夫元久、二男彦太郎定吉。室伏大膳大夫元安。室伏土佐守安、二男大湊彌治兵衛」とあり。

4 當陸の室伏氏 新編國志に「室伏、武藏七黨の内、横山黨に室伏氏あり。本姓は小野なり。蓋し此の室伏氏、中世本國の地頭職となりて留任せしなるべし。古代より茨城郡吉田村の古所に、室伏氏あり」と。

5 雜載 その他、秀康繪給帳に「二百石

室臥 ムロフシ 前條氏に同じ。
室星 ムロボシ 同上。又諸星條參照。
室町 ムロマチ 山城、陸前、播磨等に此の地名あり。

1 藤原北家 尊卑分脈に「關白師通—參議家政—權中納言雅教—參議雅長—左中將家信(室町)—右中將雅繼(雅經)—右中將雅保—左中將雅持—侍從雅春—同雅朝—中將雅秋—雅藤—雅豐」と載せたり。

2 同上近衛家流 尊卑分脈に「近衛基通の子兼基(號靈司、又號室町)」と見ゆ。

3 同上關院家流 尊卑分脈に「公經—權大納言實康(室町、當時兩殿祖也)—參議公重—同實爲—同公春—左少將實綱—權大納言秀顯(季顯)—權中納言實茂—同季俊—同實仲—公普—季遠—公遠—季滿」と載せたり。四辻氏條を見よ。

4 清和源氏 永和四年、足利義滿、新館を室町に構へて花亭と號し、又室町殿と稱す。南面に四足門あり、皇居に擬し、花御所と稱す。義滿、義持の二代住居し、義教の時には新亭を増し、義政の世に及

室、文安六年之を毀つ。即ち七十餘年間、足利將軍の府邸たり。足利條參照。

5 服部氏族 紀伊國名草郡の名族にして服部佐渡守義長の裔なり、京都室町に住す、よりに此の稱ありと。續風土記、梶取村舊家室町庄八條に「其の祖を服部佐渡守義長といふ。足利家の公族にて、京都室町に住す。足利氏亡びし後、明智氏に一味す。明智氏亡びて、江州太田長原邊に蟄居す。東照宮・召さるれども、辭して仕へず、浪士にて終る。其の弟・奉仕して服部牛藏といふ。義長の子を少貳といふ、後に庄大夫と改む。武器の細工を好み、殊に蒔繪を能くす。東照宮・又庄大夫を召されけれども、固辭して仕へず。浪人にて細工御用を勤め、常に御前に召さる。佐渡守秘藏の鞍轡を献上し、戰場に御利運の事ありといふ。京都、駿河の二箇所にて家地を賜ふ。

東照宮御他界の時、久能山におつて、東照宮の御位牌を拜領し、今に家の内に奉祭す。其の後、南龍公の御供にて若山に移り、新町にて家地を賜ふ。故に其の町を蒔繪屋の町といふ。東照宮の御吉例に依り、南龍公以來御代々、御家督の御

時、御馬鞍を献上するを例とす。又元和七年、和歌御宮へ御輪馬、石燈籠を献上す。天明七年、先祖の由緒を以つて、苗字を室町と改む。寛政三年、家を當村に移す、代々帯刀を免され、三人扶持を賜はる」と。

6 雜載 その他、武藏、攝津等にも見ゆ。

室松 ムロマツ 武藏等に存す。

室水 ムロミツ

室持 ムロモチ 備前安美寺應仁三年寄進狀に室持太那次郎・見ゆ。

室本 ムロモト 近江國蒲生郡の名族にして、蒲生族和田氏の支流井上七郎左衛門俊村の次男俊資・室本氏を稱す。其の次男を藤左衛門尉俊連と云ひ、俊村の第八郎俊茂の家も此の氏を稱せり(蒲生郡史)。又武藏等に見ゆ。

室屋 ムロヤ 武藏、美濃、山城等に存す。又古代に大伴室屋大連あり。

室谷 ムロヤ ムロタニ 紀伊國海部郡加太莊の舊家に室谷氏あり、加大條參照。又武藏等に存す。

室矢 ムロヤ 前二條參照。

室山 ムロヤマ 陸前、播磨、讃岐等以此の地名存し、筑後小野村内宮應永棟木に室山大宮司末次を載せ、又武藏等に存す。

明城 メイジヤウ 武藏に存す。

米地 メイチ 但馬に此の地名あり。マイ十條參照。

冥途 メイド 博徒の異名に、冥途小八あり。

命長 メイナガ イノチナガ メナガ條を見よ。

明嵐 メイラン 正訓不明。

銘六 メイロク 楊弓の名人に銘六一知あり。

妙音院 メウオンキン 尊卑分限に「頼長の子太政大臣師長(號妙音院)」とあり。藤原條を見よ。

妙光寺 メウクワウジ 山城の名刹にして康正造内禮段引付に「四貫四百七十文・妙光寺領、賀州豊田段錢」と。又藤原(花山院)師繼・妙光寺と號す、花山院條を見よ。

妙華寺 メウケジ 藤原(一條)教房・妙華寺と號す、一條條を見よ。

妙見 メウケン 攝津、河内、尾張、下總、上野、越後、但馬、出雲、美作、紀伊、豊前、肥前、肥後等に此の地名寺社名あり。その他猶多からん。古きは上代屯家(ミヤケ)を置きし地名の轉訛なるもの歟からず。

メ (め)

メ	メア	メイ	メウ
メエ	(メエ)	メオ	(メキ)
メキ	メク	メケ	メカ
メシ	メス	メセ	メサ
メチ	メツ	メテ	メタ
メニ	メヌ	メネ	メナ
メヒ	メフ	メヘ	メハ
メミ	メム	メメ	メマ
メル	メレ	メロ	メラ
メヤ	メユ	メヨ	メヨ
メル	メレ	メロ	メワ

目

メイ バイ 歸化姓にして、或は賈氏、又は賈氏と同一なるべし。和銅元年正月紀に賈文會なる者見ゆ。
メイ 成島錦江は鳴鶴江と稱し、黒郷と云ふ。ナルシマ條を見よ。
命尾 メイヲ
名家 メイカ ミヤウケ 堂上家の家格にして、藏人頭辨官を兼ね、大納言まで上る事を得る家柄にて、勤修寺、高里小路、甘露寺、坊城、清閑寺、葉室、中御門(以上勤修寺族)、日野、鳥丸、廣橋、諸解由小路、

柳原、日野四、高松、竹屋(以上日野族)等の諸家あり。その出身は凡そ「大夫一侍從一辨(藏人)一參議—中納言—大納言」の順序なれど、竹屋、日野四、勤解由小路、高松の四家は藏人頭になるを得ずと。その他、堂上條を見よ。
明賀 メイガ ミヤウガ 石見國に此の氏あり。
名鏡 メイキヤウ 武藏に此の氏あり。
明月 メイゲツ アキツキ 相模に明月院甲州に明月庵あり。
名貫 メイクワン ミヤウクワン

明城 メイジヤウ 武藏に存す。

米地 メイチ 但馬に此の地名あり。マイ十條參照。

冥途 メイド 博徒の異名に、冥途小八あり。

命長 メイナガ イノチナガ メナガ條を見よ。

明嵐 メイラン 正訓不明。

銘六 メイロク 楊弓の名人に銘六一知あり。

妙音院 メウオンキン 尊卑分限に「頼長の子太政大臣師長(號妙音院)」とあり。藤原條を見よ。

妙光寺 メウクワウジ 山城の名刹にして康正造内禮段引付に「四貫四百七十文・妙光寺領、賀州豊田段錢」と。又藤原(花山院)師繼・妙光寺と號す、花山院條を見よ。

妙華寺 メウケジ 藤原(一條)教房・妙華寺と號す、一條條を見よ。

妙見 メウケン 攝津、河内、尾張、下總、上野、越後、但馬、出雲、美作、紀伊、豊前、肥前、肥後等に此の地名寺社名あり。その他猶多からん。古きは上代屯家(ミヤケ)を置きし地名の轉訛なるもの歟からず。

1 豐前の子見式 宇佐郡の豪族にして、應永正長の頃、妙見昌親ありと。
2 雜載 堀尾山城守給帳に「三十石妙見」と。こは雲州の妙見也。
妙藏院 メウザウキン 康正段錢引付に「一貫文・妙藏院、北野社領、加賀國、小泉保、一分段錢」と。
乳牛 メウシ 攝津國四生郡に乳牛牧莊。見ゆ。地理志料に「按ずるに香島、御帶島、緩島の三島、後連屬して一洲と爲り、乳牛牧莊と稱す」と。
夫婦木 メウトギ 日用重寶記に此の訓見え、中興系圖に「夫婦木・日奉性、高産運命苗裔、道臣命七世室屋大連の後胤」とあり。大伴、日奉等の條參照。
妙法院 メウホフキン 門跡寺の一にして妙法院宮は新日吉御門跡とも號す。その法系は「傳教大師(東漢孝獻帝の遺裔登萬王、應神天皇の御宇、王化を遂ひて來り、江州志賀を賜ひ、姓を三津首と改むる也。登萬王苗裔百枝男)一靈覺大師—惠亮和尚—常濟和尚—慈念和尚—陽生和尚—教圓大僧都—勝範大僧正—定慶阿闍梨—派運阿闍梨—相少僧都—快實和尚—快修大僧正—行眞法皇—昌雲大僧正—實全權僧正—尊性法親王—尊基權僧正—尊守法親王—尊敬大僧正—性守大僧正—俊圓權僧正—性基法親王—摩澄法親王(遷俗宗良親王)—亮性法親王—入道亮仁親王—亮仁法親王—亮性法親王—明仁法親王—教覺准三宮—覺胤法親王—覺尊法親王—常胤法親王—入道覺然親王—入道覺忍親王—入道覺延親王—入道覺恭親王—入道覺仁親王—入道教仁親王」也。而して康正段錢引付に「三十一貫文・妙法院御門跡領、栗見本庄段錢。五貫三百二十一文・妙法院門跡領、獨立南庄段錢。三十六貫三百四十文・妙法院御門跡領、仰木庄段錢。九百六十文・妙法院御門跡領、中野田段錢。四貫六百文・妙法院御門跡領、普門庄段錢。七貫五百文・妙法院御門跡領、越前國大虫社段錢。三貫文・妙法院御門跡領、越前國內郡村段錢。六百五十文・妙法院御門跡領、攝津江庄段錢。二貫八十三文・妙法院御門跡領、尾州一橋餘舊段錢。九百六十三文・妙法院御門跡領、越前國開發村段錢。六百五十文・妙法院御門跡領、越前國栗野村段錢。一貫四百文・妙法院御門跡領、越前國加志津村段錢。二貫文・妙法院御門跡領、江州平安寺小八王子段錢。八百九十二文・妙法院